## 4.添付図一覧表

4. 添付凶一覧表 番号	/J Ehr		
(単方) 図ト−2P設−1	名称		
· ·	第2加工棟の主要な部屋配置		
図ト-2P設-1-1(1)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1 階) (1/2)		
図ト-2P設-1-1(2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)(2/2)		
図ト-2P設-1-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(3階 及び4階)		
図ト-2 P設-1-1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表) (1/2)		
図ト-2 P設-1-1 (5)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)(2/2)		
図ト-2P設-1-2	第2加工棟の給排気設備全体系統図(気体廃棄設備 No. 1)		
図ト-2 P設-1-3 (1)	第2加工棟廃液配管全体系統図		
図ト-2P設-1-3(2)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (1/3)		
図ト-2P設-1-3(3)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (2/3)		
図ト-2 P設-1-3 (4)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (3/3)		
図ト-2P設-2-1-1 (1)	気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)		
図ト-2P設-2-1-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-1-1 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-1-1 (4)	気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統))		
図ト-2P設-2-1-1 (5)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統))		
図ト-2P設-2-1-1 (6)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)		
図ト-2P設-2-1-1 (7)	気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)		
図ト-2P設-2-1-1 (8)	気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 I (部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-1-1 (9)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統Ⅱ (部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-1-1 (10)	気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 V (局所排気系統))		
図ト-2 P設-2-1-1	気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I 系統 II 系統 V (給気系統))		
(11) 図ト-2P設-2-1-2(1)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機(301-F)		
図ト-2P設-2-1-2(2)	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機(302-F)		
図ト-2P設-2-1-2(3)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)		
図ト-2P設-2-1-2(4)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)		
図ト-2P設-2-1-2 (5)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-402)		
図ト-2P設-2-1-2(6)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)		
図ト-2P設-2-1-2(7)	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)		
図ト-2P設-2-1-3(1)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 IV 差圧計(配置図)		
図ト-2P設-2-1-3(2)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計(警報信号系統図)		
図ト-2P設-2-1-4(1)	気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)		

番号	名称
図ト-2P設-2-1-4(2)	気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) 送排風機の起
	動停止時(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-1-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 送排風機異常 時(配置図)
図ト-2P設-2-1-4(4)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2 P設-2-1-4 (5)	気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) ダンパー開度 異常時 (配置図)
図ト-2P設-2-1-4(6)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) ダンパー開度
図ト-2P設-2-1-4(7)	異常時(インターロック信号系統図) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 室内負圧異常
図ト-2P設-2-1-4 (8)	時(配置図) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 室内負圧異常
図ト-2P設-2-1-5	時(インターロック信号系統図) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)改造図(ダクト
図ト-2P設-2-2-1 (1)	ルートの変更) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳
	細図(系統図)
図ト-2P設-2-2-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ (部屋排気系統))
図ト $-2$ P設 $-2-2-1$ (3)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ(局所排気系統))
図ト-2P設-2-2-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統))
図ト-2P設-2-2-1 (5)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-2-1 (6)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳   細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-2-1 (7)	和図 (同月)(作気示机 15社(収価・機器一見表) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統 VI、給気系統) の設備及び機器の耐震重 要度分類 (系統Ⅲ (部屋排気系統))
図ト-2P設-2-2-1 (8)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重
図ト-2P設-2-2-1 (9)	要度分類(系統VI(局所排気系統)) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統VI、給気系統)の設備及び機器の耐震重
図ト-2P設-2-2-2(1)	要度分類(系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統)) 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)
図ト-2P設-2-2-2(2)	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) 排風機(306-F)
図ト-2P設-2-2-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-403)
図ト-2P設-2-2-2 (4)	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) フィルタユニット(FU-406)
図ト-2P設-2-2-2 (5)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統) 給気ユニット(202AC)
図ト-2P設-2-2-3 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計(配置図)
図ト-2P設-2-2-3 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計(警報信号系統図)
図 $ -2$ P設 $ -2$ -2 -4 (1)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機の起動停止時
図ト-2P設-2-2-4 (2)	(配置図) 気体廃棄設備 № 1 (系統Ⅲ、系統VI、給気系統) 送排風機の起動停止時
図ト-2P設-2-2-4 (3)	(インターロック信号系統図) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時(配置
図ト-2P設-2-2-4 (4)	図) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時(イン
図ト-2P設-2-2-4 (5)	ターロック信号系統図) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) ダンパー開度異常時
図ト-2P設-2-2-4(6)	(配置図) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) ダンパー開度異常時
	(インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-2-4(7)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 室内負圧異常時(配置 図)

番号	名称		
図ト-2P設-2-2-4 (8)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)   室内負圧異常時(イ		
図ト-2P設-2-3-1 (1)	ターロック信号系統図)		
	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)		
図ト-2P設-2-3-1 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV (部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-3-1(3)	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(給気系統))		
図ト-2 P設-2-3-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)		
図ト-2P設-2-3-1 (5)	気体廃棄設備 No.1(系統IV)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統IV		
図ト-2P設-2-3-1 (6)	(部屋排気系統)) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統IV (給気系統))		
図ト-2P設-2-3-2(1)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) 排風機(304-F)		
図ト-2P設-2-3-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-404)		
図ト $-2$ P設 $-2-3-2$ (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)		
図ト-2P設-2-3-3 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計 (配置図)		
図ト-2P設-2-3-3 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計(警報信号系統図)		
図ト-2 P設-2-3-4 (1)	気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置		
	双件房来設備 No. 1 ( 示於 IV 、		
図ト-2P設-2-3-4 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)		
図ト-2P設-2-3-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統) 送排風機異常時(配置図)		
図ト-2P設-2-3-4(4)	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)		
図ト-2P設-2-3-4 (5)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) ダンパー開度異常時 (配置図)		
図ト-2P設-2-3-4(6)	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)		
図ト-2P設-2-3-4(7)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)		
図ト-2P設-2-3-4 (8)	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)		
図ト-2P設-2-4-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1(系統 <b>VII</b> 、系統 <b>VII</b> 、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)		
図ト-2P設-2-4-1 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図(系統VII (部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-4-1 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VII、糸気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統VIII (局所排気系統))		
図ト-2P設-2-4-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1(系統VII、系統VII、給気系統)の設備及び機器の配置詳		
図ト-2P設-2-4-1(5)	細図(系統Ⅶ系統Ⅷ(給気系統)) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳		
	式体廃棄設備 №.1 (赤統 <b>Ⅵ</b> 、赤統 <b>Ⅶ</b> 、結気糸統) の設備及の機器の配直詳細図(設備・機器一覧表)		
図ト-2P設-2-4-1 (6)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)		
図ト-2P設-2-4-1 (7)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統Ⅶ(部屋排気系統))		
図ト-2P設-2-4-1 (8)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VIII (局所排気系統))		
図ト-2P設-2-4-1 (9)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VII、糸気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII系統VII(給気系統))		
図ト-2P設-2-4-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ(部屋排気系統) 排風機(307-F)		
図ト-2P設-2-4-2 (2)	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)		
図ト-2P設-2-4-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統VII(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-407)		

番号	名称
図ト-2P設-2-4-2(4)	気体廃棄設備 №.1 系統VII(局所排気系統) フィルタユニット(FU-408)
図ト-2P設-2-4-2(5)	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VII(給気系統) 給気ユニット(204AC)
図ト-2 P設-2-4-3 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計(配置図)
図ト-2 P設-2-4-3 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計(警報信号系統図)
図ト-2P設-2-4-4 (1)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 送排風機の起動停止時 (配置図)
図ト-2P設-2-4-4 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 送排風機の起動停止時 (インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-4-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 送排風機異常時(配置図)
図ト-2P設-2-4-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)
図ト-2 P設-2-4-4 (5)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ダンパー開度異常時 (配置図)
図ト-2P設-2-4-4 (6)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図)
図ト-2 P設-2-4-4 (7)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)
図ト-2P設-2-4-4 (8)	気体廃棄設備 № 1 (系統VII、系統VII、給気系統) 室内負圧異常時 (インターロック信号系統図)
図ト-2P設-2-4-5	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更)
図ト-2P設-2-5	気体廃棄設備 No.1 改造図(金属製カバーの設置)

番号	名称
図ト-2P設-3-1	第1廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-3-2(1)	第1廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-3-2(2)	第1廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-3-2(3)	第1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(1/2)
図ト-2P設-3-2(4)	第1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(2/2)
図ト-2P設-3-3	第1廃液処理設備 補強詳細図
図ト-2P設-3-4	後半申請の施設に対する保全措置(第1廃液処理設備 配管の閉止・撤去)
図ト-2P設-4-1	分析廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-4-2(1)	分析廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-4-2(2)	分析廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-4-2(3)	分析廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)
図ト-2P設-4-3	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2P設-5-1	開発室廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-5-2(1)	開発室廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-5-2(2)	開発室廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-5-2(3)	開発室廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)
図ト-2P設-6-1	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 廃液系統図
図ト-2P設-6-2(1)	第2廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-6-2(2)	第2廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-6-2(3)	第2廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)
図ト-2P設-6-3(1)	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2
図ト-2P設-6-3 (2)	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2 (警報信号系統図)
図ト-2P設-6-4	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1
図ト-2P設-6-5	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
図ト-2P設-6-6	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2P設-7(1)	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図
図ト-2P設-7(2)	第2廃液処理設備貯留設備 拡大図
図ト-2 P設-7 (3)	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図 (警報信号 系統図)

番号	名称		
図ト-1-1-1	敷地内における主要な加工施設の位置		
図ト-W1建-1	第1廃棄物貯蔵棟 平面図(1階・中2階)		
図ト-W1建-2	第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (2階・3階)		
図ト-W1建-3	第1廃棄物貯蔵棟 平面図(R階)		
図ト-W1建-4	第1廃棄物貯蔵棟 立面図		
図ト-W1建-5	第1廃棄物貯蔵棟 断面図		
図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図		
図ト-W1建-7	第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)		
図ト-W1建-8(1)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(1階・中2階)		
図ト-W1建-8 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (2階・3階)		
図ト-W1建-8(3)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1通り、2通り軸組図)		
図ト-W1建-8(4)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (3通り軸組図)		
図ト-W1建-8 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)		
図ト-W1建-8 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (C通り、D通り軸組図)		
図ト-W1建-9 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・中2階)		
図ト-W1建-9 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(2階・3階)		
図ト-W1建-9 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(R階)		
図ト-W1建-9 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)		
図ト-W1建-9 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 飛来物影響範囲		
図ト-W1建-10	第1廃棄物貯蔵棟 建具表		
図ト-W1建-11	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図		
図ト-W1建-12(1)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉71)詳細図 部材表		
図ト-W1建-12(2)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉76)詳細図 部材表		
図ト-W1建-12(3)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉77)詳細図 部材表		
図ト-W1建-12(4)	第 1 廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉 78)詳細図 部材表		
図ト-W1建-13(1)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 土質柱状図		
図ト-W1建-13(2)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図		
図ト-W1建-13(3)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 配筋図		
図ト-W1建-14(1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (3 階・R階)		
図ト-W1建-14(2)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (東 南立面)		
図ト-W1建-15	防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置		
図ト-W1建-16	防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置		
図ト-W1建-17	敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置		
図ト-W1建-18	敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置		
図ト-W1建-19	加工施設と町道の位置関係		
図ト-W1建-20(1)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1階・中2階)		
図ト-W1建-20(2)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (2階・3階)		
図ト-W1建-20(3)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (北東立面)		
図ト-W1建-20(4)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (断面)		

番号	名称
図ト-W1建-21(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(1階・中2階)
図ト-W1建-21(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止 (2階・3階)
図ト-W1建-22(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表
図ト-W1建-22(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2
図ト-W1建-22(3)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策3
図ト-W1建-22(4)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図
図ト-W1建-22(5)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図1
図ト-W1建-22(6)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図2
図ト-W1建-23(1)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・中2階)
図ト-W1建-23(2)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(2階・3階)
図ト-W1建-23(3)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(R階)
図ト-W1建-23(4)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (北東立面)
図ト-W1建-24(1)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁
図ト-W1建-24(2)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁
図ト-W1建-24(3)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ
図ト-W1建-24(4)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ
図ト-W1建-24(5)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ
図ト-W1建-25(1)	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階・ 中2階)
図ト-W1建-25(2)	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (2階・ 3階)
図ト-W1建-26(1)	第1廃棄物貯蔵棟 杭伏図・地下貯槽ピット床伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(2)	第1廃棄物貯蔵棟 1階・中2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(3)	第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(4)	第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-27(1)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W1建-27(2)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り、D通り
図ト-W1建-27(3)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2通り
図ト-W1建-27(4)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り
図ト-W1建-28(1)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面
図ト-W1建-28(2)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W1建-28(3)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり
図ト-W1建-28(4)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり
図ト-W1建-28(5)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W1建-29(1)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 1階、中2階)
図ト-W1建-29(2)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 2階、3階)
図ト-W1建-29(3)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 1通り、2通り)
図ト-W1建-29(4)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 3通り)
図ト-W1建-29(5)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 A通り、B通り)
図ト-W1建-29(6)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 C通り、D通り)

番号	名称			
図ト-W1設-1-1(1)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び焼却設備 焼却炉 架台上の設備及び中2階及び2階及び3階)			
図ト-W1設-1-1 (2)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)			
図ト-W1設-1-2	(設備・機器一覧表) 第1廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図(気体廃棄設備 No. 2)			
図ト-W1設-2-1 (1)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 1 (部屋排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (2)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統2(局所排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (3)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統3 (局所排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (4)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 4 (局所排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (5)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統))			
図ト-W1設-2-1 (6)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 4 (急冷塔給気)、系統 3 (フィルタ冷却給気)、系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気))			
図ト-W1設-2-1 (7)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)			
図ト-W1設-2-1 (8)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)			
図ト-W1設-2-1 (9)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 1 (部屋排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (10)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 2 (局所排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (11)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 3 (局所排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (12)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 4 (局所排気系統))			
図ト-W1設-2-1 (13)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統))			
図ト-W1設-2-1 (14)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類(系統 4 (急冷塔給気)、系統 3 (フィルタ冷却給気)、系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気))			
図ト-W1設-2-2 (1)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機			
図ト-W1設-2-2 (2)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 防護板			
図ト-W1設-2-2 (3)	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機			
図ト-W1設-2-2 (4)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機			
図ト-W1設-2-2 (5)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機			
図ト-W1設-2-2 (6)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機			
図ト-W1設-2-2 (7)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機			
図ト-W1設-2-2 (8)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 フィルタユニット			
図ト-W1設-2-2 (9)	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 フィルタユニット			
図ト-W1設-2-2 (10)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット			
図ト-W1設-2-2 (11)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット			
図ト-W1設-2-2 (12)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 フィルタユニット			
図ト-W1設-2-2 (13)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット			
図ト-W1設-2-2 (14)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ			
図ト-W1設-2-2 (15)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ			

番号	名称
図ト-W1設-2-2 (16)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2 (17)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2 (18)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン
図ト-W1設-2-3 (1)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計(配置図)
図ト-W1設-2-3 (2)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計 (警報信号系統図)
図ト-W1設-2-4 (1)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)
図ト-W1設-2-4 (2)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)
図ト-W1設-2-4 (3)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 故障時の 排風機起動機構(配置図)
図ト-W1設-2-4 (4)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 故障時の 排風機起動機構(インターロック信号系統図)
図ト-W1設-2-4 (5)	気体廃棄設備 No. 2(系統 $1$ 、系統 $2$ 、系統 $3$ 、系統 $4$ 、給気系統) 送排風機 異常時(配置図)
図ト-W1設-2-4 (6)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) 送排風機 異常時(インターロック信号系統図)
図ト-W1設-2-4 (7)	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) ダンパー開度異常時(配置図)
図ト-W1設-2-4 (8)	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) ダンパー 開度異常時 (インターロック信号系統図)
図ト-W1設-2-4 (9)	気体廃棄設備 No. 2(系統 $1$ 、系統 $2$ 、系統 $3$ 、系統 $4$ 、給気系統) 室内負圧 異常時(配置図)
図ト-W1設-2-4 (10)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) 室内負圧 異常時(インターロック信号系統図)
図ト-W1設-2-5	気体廃棄設備 No. 2 改造図(金属製カバーの設置)

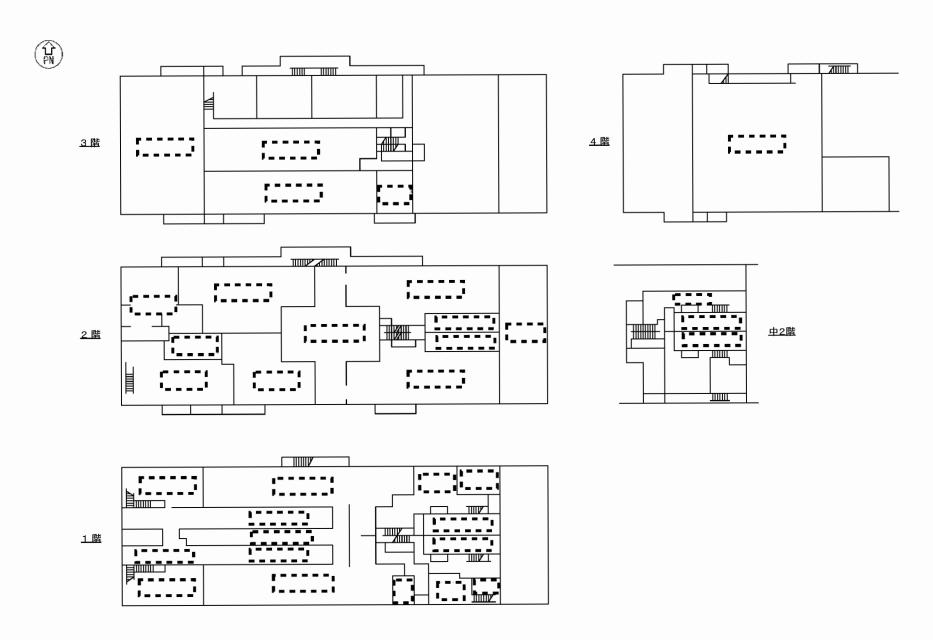
番号	名称		
図ト-W1設-3-1 (1)	W 1 廃液配管全体系統図		
図 ト − W 1 設 − 3 − 1 (2)	W 1 廃液配管平面図		
図ト-W1設-3-1(3)	W 1 廃液処理設備 廃液系統図		
図ト-W1設-3-2(1)	W1廃液処理設備 配置図 (1/3)		
図ト-W1設-3-2 (2)	W1廃液処理設備 配置図(2/3)		
図ト-W1設-3-2(3)	W1廃液処理設備 配置図(3/3)		
図ト-W1設-3-2 (4)	W 1 廃液処理設備 受水槽 拡大図		
図ト-W1設-3-2 (5)	W 1 廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(1/2)		
図ト-W1設-3-2 (6)	W1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(2/2)		
図ト-W1設-3-3	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽		
図ト-W1設-3-4	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3		
図ト-W1設-3-5	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機		
図ト-W1設-4-1	保管廃棄設備 廃棄物保管区域		
図ト-W1設-5 (1)	焼却設備 系統図		
図ト-W1設-5 (2)	焼却設備 配置図(1/2)		
図ト-W1設-5 (3)	焼却設備 配置図(2/2)		
図ト-W1設-5-1-1 (1)	焼却設備 焼却炉		
図ト-W1設-5-1-1 (2)	焼却設備 焼却炉 (灰出フード)		
図ト-W1設-5-1-1 (3)	焼却設備 焼却炉 架台(1/5)		
図ト-W1設-5-1-1 (4)	焼却設備 焼却炉 架台(2/5)		
図ト-W1設-5-1-1(5)	焼却設備 焼却炉 架台(3/5)		
図ト-W1設-5-1-1 (6)	焼却設備 焼却炉 架台(4/5)		
図ト-W1設-5-1-1 (7)	焼却設備 焼却炉 架台 (5/5)		
図ト-W1設-5-1-2 (1)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 ガス配管・機器構成図		
図ト-W1設-5-1-2 (2)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図		
図ト-W1設-5-1-3 (1)	焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (機器配置図)		
図ト-W1設-5-1-3 (2)	焼却設備   焼却炉   失火検知機構 (インターロック信号系統図)		
図ト-W1設-5-1-3 (3)	焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構 (機器配置図)		
図ト-W1設-5-1-3 (4)	焼却設備   焼却炉   過加熱防止機構(インターロック信号系統図)		
図ト-W1設-5-1-3 (5)	焼却設備 焼却炉 圧力逃がし機構(機器配置図)		
図ト-W1設-5-1-3(6)	焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 (機器配置図)		
図ト-W1設-5-1-3 (7)	焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 (インターロック信号系統図)		
図ト-W1設-5-1-3 (8)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)		
図ト-W1設-5-1-3 (9)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図)		
図ト-W1設-5-1-3(10)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼 却設備 焼却炉) (機器配置図)		
図ト-W1設-5-1-3(11)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック(都市ガス)(焼 却設備 焼却炉)(インターロック信号系統図)		
図ト-W1設-5-2(1)	焼却設備 バグフィルタ		
図ト-W1設-5-2(2)	焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)		

番号	名称		
図ト-W1設-5-3	焼却設備 投入プッシャ		
図ト-W1設-5-4	焼却設備 前処理フード		
図ト-W1設-5-5	焼却設備 フィルタ処理フード		
図ト-W1設-5-6	焼却設備 投入リフタ		
図ト-W1設-5-7	焼却設備 急冷塔		
図ト-W1設-6-1	湿式除染機 湿式除染部		
図ト-W1設-6-2 (1)	湿式除染機 水洗除染タンク		
図ト-W1設-6-2 (2)	湿式除染機 水洗除染タンク (警報信号系統図)		
図ト-W1設-7-1	乾式除染機		
図ト-W1設-8	ホイストクレーン 配置図		
図ト-W1設-8-1	ホイストクレーン 2トンチェンブロック		
図ト-W1設-8-2	ホイストクレーン 1トンチェンブロック		

番号		名称
図ト-W3建-1	第3廃棄物貯蔵棟	平面図(1階・2階)
図ト-W3建-2	第3廃棄物貯蔵棟	平面図(3階・R階)
図ト-W3建-3	第3廃棄物貯蔵棟	立面図
図ト-W3建-4	第3廃棄物貯蔵棟	断面図
図ト-W3建-5	第3廃棄物貯蔵棟	管理区域区分図
図ト-W3建-6	第3廃棄物貯蔵棟	安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)
図ト-W3建-7(1)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止(1階・2階)
図ト-W3建-7(2)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止(3階・R階)
図ト-W3建-7(3)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止(1通り、4通り軸組図)
図ト-W3建-7(4)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止(A通り、C通り軸組図)
図ト-W3建-8 (1)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・2階)
図ト-W3建-8 (2)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-8 (3)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(南西立面)
図ト-W3建-8 (4)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)
図ト-W3建-8(5)	第3廃棄物貯蔵棟 囲	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範
図ト-W3建-9	第3廃棄物貯蔵棟	建具表
図ト-W3建-10	第3廃棄物貯蔵棟	改造鋼製建具 姿図
図ト-W3建-11(1)	第3廃棄物貯蔵棟	改造鋼製建具(扉 91)詳細図 部材表
図ト-W3建-11(2)	第3廃棄物貯蔵棟	改造鋼製建具(扉 92、93)詳細図 部材表
図ト-W3建-12(1)	第3廃棄物貯蔵棟	W 3 防護壁 土質柱状図
図ト-W3建-12(2)	第3廃棄物貯蔵棟	W 3 防護壁 詳細図
図ト-W3建-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟	W 3 防護壁 配筋図
図ト-W3建-13(1)	階・R階)	外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(3
図ト-W3建-13(2)	第3廃棄物貯蔵棟 西立面)	外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (北
図ト-W3建-14(1)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止(1階・2階)
図ト-W3建-14(2)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止(3階・R階)
図ト-W3建-14(3)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (南西立面)
図ト-W3建-14(4)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W3建-14(5)	第3廃棄物貯蔵棟	<b>火災による損傷の防止(断面)</b>
図ト-W3建-15(1)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止(1階・2階)
図ト-W3建-15(2)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止(3階・R階)
図ト-W3建-15(3)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止(南西立面)
図ト-W3建-15(4)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止(北東立面)
図ト-W3建-16(1)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 1階・2階壁
図ト-W3建-16(2)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 3階・R階壁
図ト-W3建-16(3)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 1階・2階スラブ
図ト-W3建-16(4)		部位位置図 3階・R階スラブ
図ト-W3建-17(1)	第3廃棄物貯蔵棟の 階・2階)	安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1

番号	名称
図ト-W3建-17(2)	第3 廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3 階・R階)
図ト-W3建-18(1)	第3廃棄物貯蔵棟 杭伏図兼構造区分図
図ト-W3建-18(2)	第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-18(3)	第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-19(1)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W3建-19(2)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り
図ト-W3建-19(3)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り
図ト-W3建-19(4)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り
図ト-W3建-20(1)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1
図ト-W3建-20(2)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2
図ト-W3建-20(3)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W3建-20(4)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図ト-W3建-20(5)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W3建-21(1)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 1階、2階)
図ト-W3建-21(2)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 3階)
図ト-W3建-21(3)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 1通り、2・ 3通り)
図ト-W3建-21(4)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 4通り)
図ト-W3建-21(5)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 A通り、B通り)
図ト-W3建-21(6)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 C通り)

番号	名称				
図ト-W3設-1	本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び2階及び3階)				
図ト-W3設-2	保管廃棄設備 廃棄物保管区域				
図ト-W3設-3	ホイストクレーン 配置図				
図ト-W3設-3-1	ホイストクレーン 1トンチェンブロック				



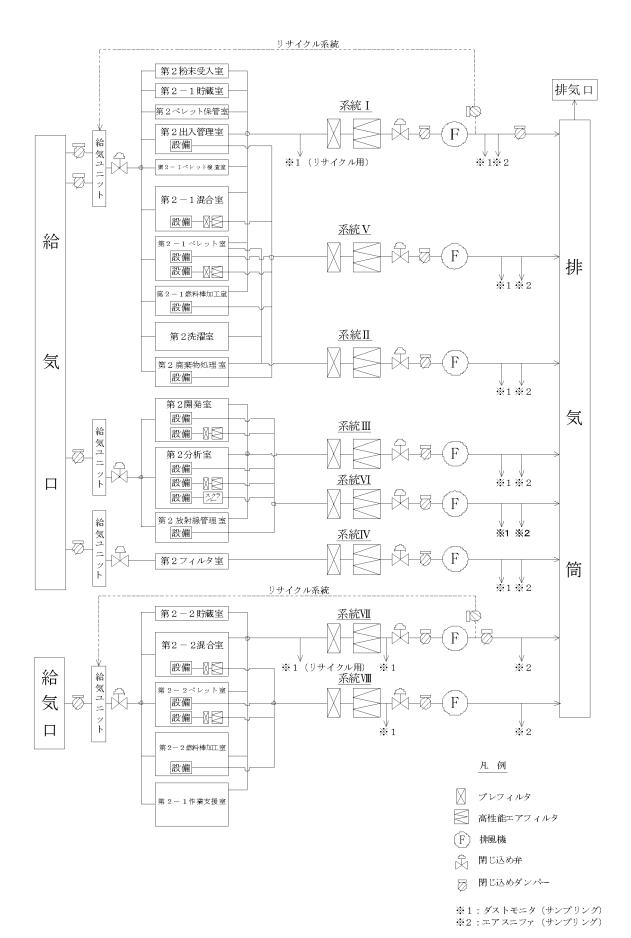
図ト-2 P設-1 第2加工棟の主要な部屋配置

図トー2 P設-1-1 (1) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)(1/2)

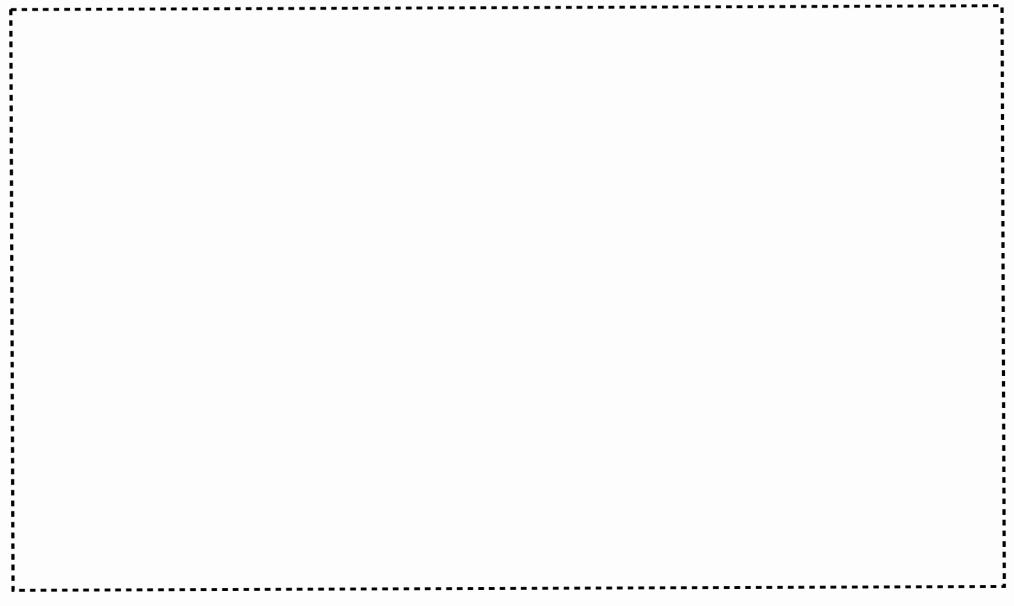
番号	名称	番号	名	番号	名称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	6011	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統)	6081	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1
	排風機 (301-F)		フィルタユニット(FU-403)		为 1 元 IX 尺 在 以 前
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	6012	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統)	6082	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2
	排風機 (302-F)		フィルタユニット(FU-404)		
2000	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統)	6013	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	6083	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3
6003	排風機 (303-F)		フィルタユニット(FU-405)		
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	6014	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統)	6084	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4
6004	排風機 (304-F)		フィルタユニット(FU-406)	0004	
COOF	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	6015	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII(部屋排気系統)	6087	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1
6005	排風機 (305-F)	6015	フィルタユニット(FU-407)	0001	
conc	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統)	6016	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)	6088	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2
6006	排風機 (306-F)		フィルタユニット (FU-408)		
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ(部屋排気系統)	6046	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)	6089	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3
6007	排風機 (307-F)		給気ユニット (201AC)		
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (局所排気系統)	6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統VI(給気系統)	6090	第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4
6008	排風機 (308-F)		給気ユニット (202AC)		
6009	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統)	6091	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1
6009	フィルタユニット(FU-401)		給気ユニット (203SU)		
6010	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ(給気系統)	6092	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2
	フィルタユニット(FU-402)		給気ユニット (204AC)		

図トー2P設ー1-1 (4) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)(1/2)

番号	名称	番号	名称	番号	名称
6093	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	6104	開発室廃液処理設備 遠心分離機	6113	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機
6094	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	6105	開発室廃液処理設備 貯槽	6114	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1
6095	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1	6107	第2廃液処理設備 集水槽	6115	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2
6096	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2	6108	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	6117	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1
6097	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3	6109	第2廃液処理設備 凝集槽	6119	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1
6098	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	6110	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	6120	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2
6100	分析廃液処理設備 反応槽	6110-2	第2廃液処理設備 タンク No. 1	6121	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3
6100-2	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	6111	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	6122	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4
6101	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	6111-2	第2廃液処理設備 タンク No. 2		
6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	6112	第2廃液処理設備 加圧脱水機		



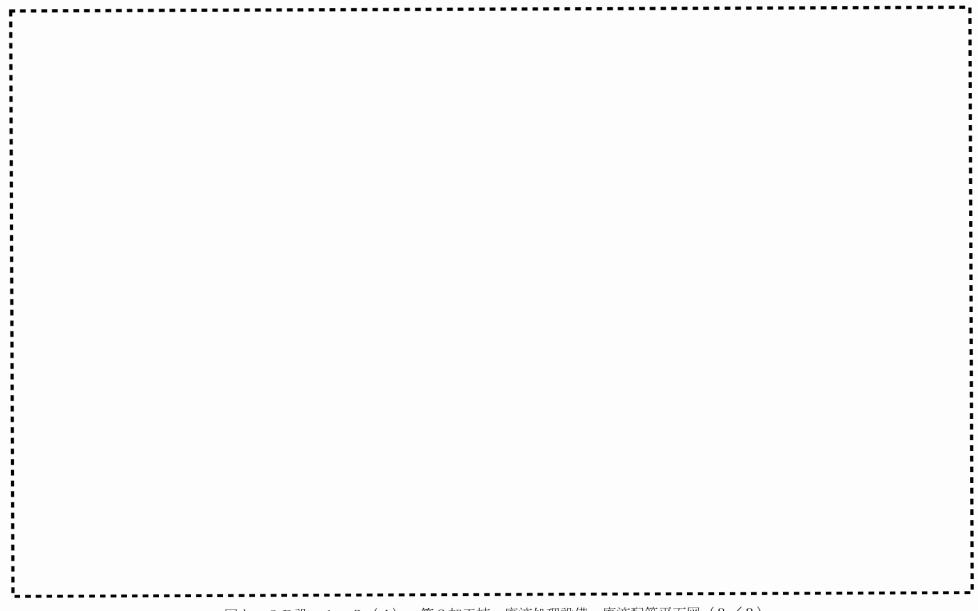
図ト-2 P設-1-2 第2加工棟の給排気設備全体系統図(気体廃棄設備 No.1)



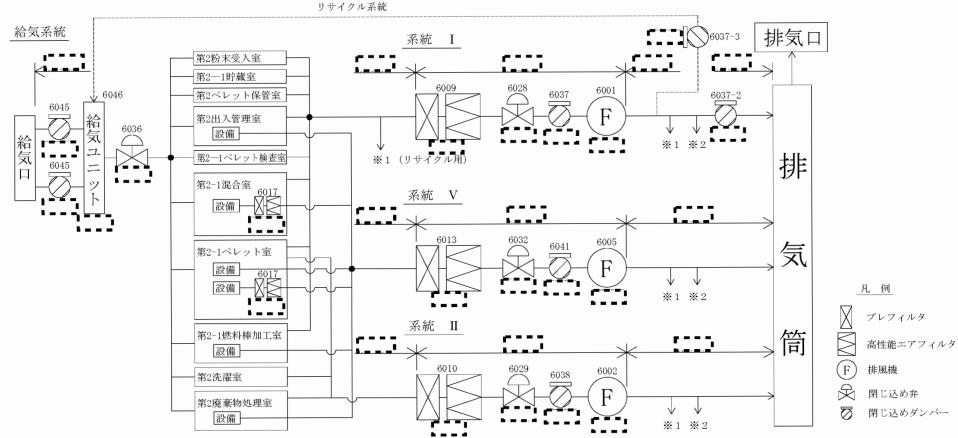


図ト-2 P設-1-3(2) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(1/3)

図ト-2 P設-1-3(3) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(2/3)



図ト-2 P設-1-3(4) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(3/3)



※1:ダストモニタ (サンプリング)
※2:エアスニファ (サンプリング)

※3 ①保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間のダクトは第1類とする。

②保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上のダクトは第1類相当の支持構造物の固定を行う。

③防火ダンパーの直近の支持から、火災区画境界の支持までは耐震重要度分類第1類の支持間隔とする。

④上位の耐震重要度分類の機器に接続されるダクトは、直近の支持までを上位の支持間隔とする。

図ト-2P設-2-1-1(1) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)



【凡例】

- : 既設部

- : 防火ダンパー

- : 新設・移設・更新・改造部

- : 閉じ込めダンパー

- : 閉じ込め弁

\* :接続部

- : 接続部

- : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統)) (1/5)





図トー2P設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 I (部屋排気系統)) (2/5)



【凡例】

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 新設・移設・更新・改造部

: 撤去部

\* : 接続部

- 配置 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統)) (3/5)



図トー2P設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 I (部屋排気系統)) (4/5)





図トー2 P設ー2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統)) (5/5)



【凡例】

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 撤去部

: 接続部

: 接続部

: 接続部

: でした。 フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 II (部屋排気系統)) (1/4)



【凡例】

: 既設部

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 撤去部

: 接続部

- ※ : 接続部

- ※ : フィルタユニット(設備排気用)

図ト-2P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統)) (2/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統)) (3/4)





図ト-2 P 設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統)) (4/4)



【凡例】

: 既設部

- ★ : 防火ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- ※ : 横去部

\* : 接続部

\* : 接続部

※ : 後半申請設備との切り離し箇所 (閉止板又はメッシュ板)

図ト-2 P設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統)) (1/5)



【凡例】
 : 既設部
 : 筋火ダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部
 : 閉じ込めダンパー
 : 撤去部
 : 接続部
 : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2P設-2-1-1(4) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 V (局所排気系統)) (2/5)





図トー2 P設ー2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統)) (3/5)



【凡例】

: 既設部

- → : 防火ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- □ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- □ : 閉じ込め弁

\* : フィルタユニット (設備排気用)

図トー2P設-2-1-1(4) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 V (局所排気系統)) (4/5)



【凡例】

: 既設部

-★ : 防火ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- □ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* :接続部

- □ : 閉じ込め弁

\* : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統)) (5/5)



図ト-2P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I系統 II系統 V(給気系統))(1/4)



【凡例】

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 撤去部

: 接続部

: 接続部

: 関じ込め弁

: フィルタユニット(設備排気用)

図ト-2P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I 系統 II 系統 V (給気系統))(2/4)



【凡例】

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 撤去部

: 接続部

: 接続部

: 接続部

: でしているのがといっしているのがといっしているのがといっしているのがといっしているのがといっしているのがといっているのが、これである。 ・ フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I系統 II系統 V(給気系統))(3/4)



【凡例】

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

· 前に込めダンパー

: 撤去部

\* :接続部

- □□□ : 閉じ込め弁

\* :接続部

- □□□ : フィルタユニット(設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (4/4)

ダクト

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6001}	気体廃棄設備 No.1 系統 I	棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)		気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ	(部屋排気系統)	(2007.0)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)
	排風機(301-F)		{6021}	ダクト		{6037-3}	閉じ込めダンパー(リサイ	(クル運転切替用)
{6002}	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)		(2004)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	(2000)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ	(部屋排気系統)
	排風機(302-F)		{6024}	ダクト		{6038}	閉じ込めダンパー	
{6005}	気体廃棄設備 No.1 系統 V			気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	(6041)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)
	排風機(305-F)		{6028}	閉じ込め弁		{6041}	閉じ込めダンパー	
{6009}	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	{6029}	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ	(部屋排気系統)	{6045}	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統
	フィルタユニット(FU-4	01)	(6029)	閉じ込め弁			閉じ込めダンパー	
{6010}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ	€設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統)		気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	(co4c)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統
	フィルタユニット(FU-4	02)	{6032}	閉じ込め弁		{6046}	給気ユニット (201AC)	
{6013}	気体廃棄設備 No.1 系統 V	点体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)		気体廃棄設備 No. 1 系統 I	系統 Ⅱ 系統 V (給気系統)	[0047]	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統
	フィルタユニット(FU-4	05)	{6036}	閉じ込め弁		{6047}	ダクト	
{6017}	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)		[6027]	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	[904E]	阪名乳佐 吐しがいふ	
	フィルタユニット(設備・	排気用) {6037}		閉じ込めダンパー		{8045}	緊急設備 防火ダンパー 	
{6020}	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)		(0.77.0)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)			
	H = 1	{6037-2}		III to 22 77 Pay 1 (Pay				

閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)

管理番号	名称	{6017} フィルタユ ニット(設備排気 用)への接続	備考
{2003}	粉末投入台	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2004}	粉末混合機 No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2005}	大型供給瓶	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2006}	粉末取出し台	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2007}	粉末集塵機(粉末混合機)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2008}	焙焼炉 No. 1 グローブボックス No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2009}	焙焼炉 No. 1 焙焼炉	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2010}	粉末搬送配管(粉末投入台~粉末混合機間)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2011}	粉末搬送配管(大型供給瓶~プレス No. 1 間)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2012}	粉末搬送配管(大型供給瓶~粉末取出し台間)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2014}	粉末供給機	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2015}	粉末集塵機(プレス)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2016}	プレス No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2017}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア ペレット抜取検査装置部	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2018}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2019}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア ペレット搬送コンベア部	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2020}	ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2021}	ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 ボート搬送部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2022}	ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 段積部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2023}	ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 移載部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2024}	連続焼結炉 No. 1	_	_
{2025}	ペレット搬送設備 No. 1 解体装置 解体部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2027}	センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2028}	センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2029}	センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2030}	ペレット乾燥機 No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。

図トー2 P設ー2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の 設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

(1/2)

管理 番号	名称	{6017}フィルタユニット(設備排気用)への接続	備考		
{2031}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット搬送部	一 —	設備をダクトから切り離した後、閉止する。		
{2032}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置ペレット移載部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。		
{2033}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット抜取検査部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。		
{2034}	ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置 外観検査装置部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。		
{2039}	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。		
{2040}	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑乾燥機	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。		
{3001}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3002}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3003}	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3004}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3006}	燃料棒解体装置 No. 1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3008}	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3011}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{3012}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6081}	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6082}	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6083}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6084}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6091}	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6092}	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6108}	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6109}	第 2 廃液処理設備	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6112}	第2 廃液処理設備 ************************************	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		
{6113}	加圧脱水機 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。		

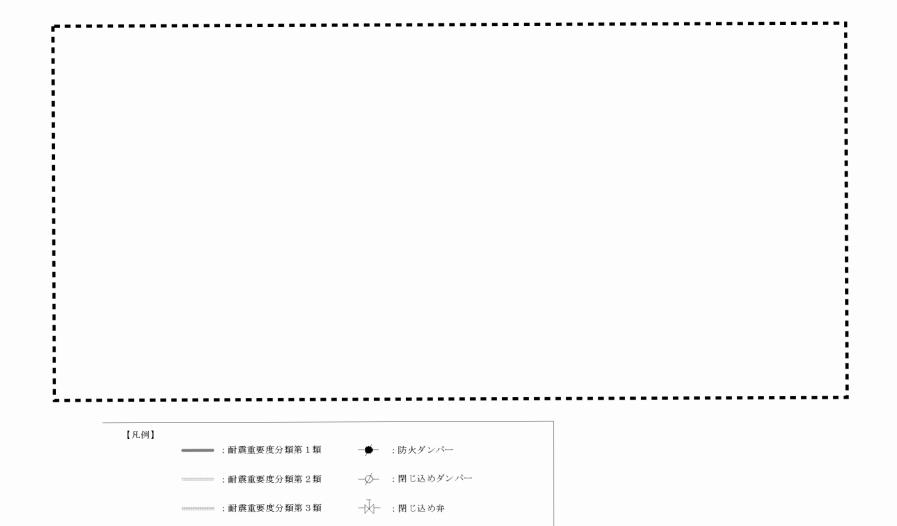
図ト-2P設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の 設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表) (2/2)



: 耐震重要度分類第3類 - 円 : 閉じ込め弁

──── :フィルタユニット (設備排気用)

図トー2P設ー2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I (部屋排気系統)) (1/5)



図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I (部屋排気系統)) (2/5)



図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I (部屋排気系統)) (3/5)



図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I (部屋排気系統))(4/5)



図ト-2 P設-2-1-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I (部屋排気系統)) (5/5)



【凡例】

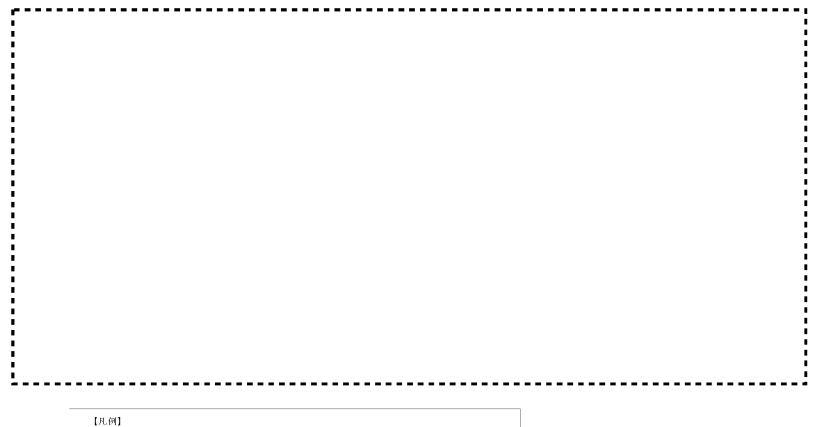
----- : 耐震重要度分類第1類 ------ : 防火ダンパー

: 耐震重要度分類第2類 -∅- : 閉じ込めダンパー

: 耐震重要度分類第3類 - - : 閉じ込め弁

──── :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 II (部屋排気系統)) (1/4)



: 耐震重要度分類第1類 - ★ : 防火ダンパー : 耐震重要度分類第2類 - △ : 閉じ込めダンパー

:耐震重要度分類第3類 - 閉じ込め弁

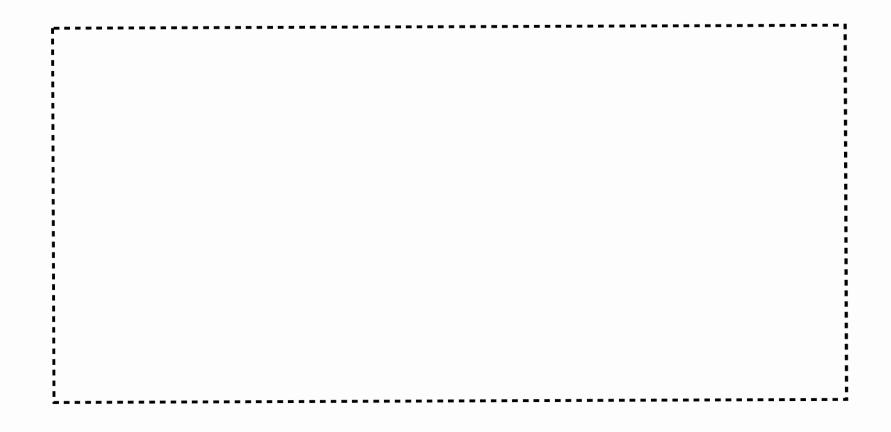
図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 II (部屋排気系統)) (2/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 II (部屋排気系統)) (3/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 II (部屋排気系統)) (4/4)



【凡例】

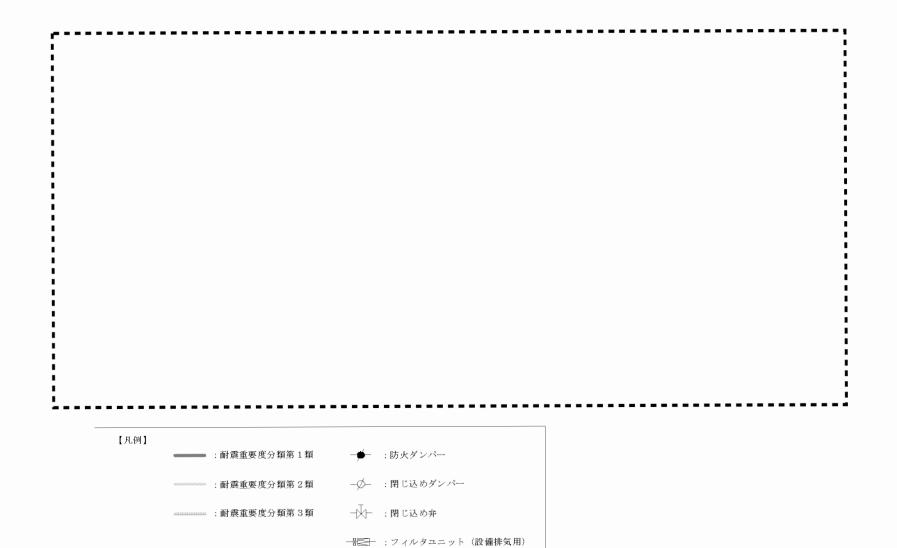
: 耐震重要度分類第1類 -★- : 防火ダンパー

: 耐震重要度分類第2類 - 一一: 閉じ込めダンパー

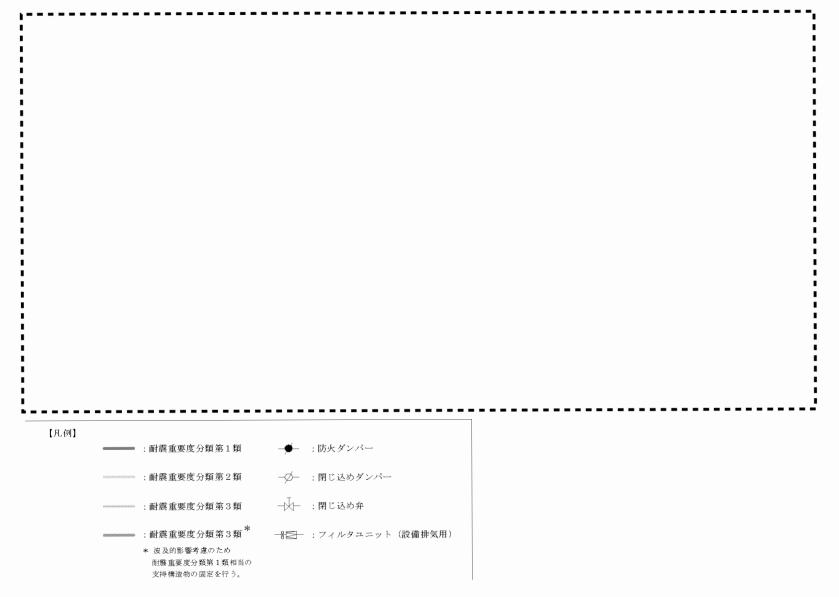
─₩≦─ :フィルタユニット (設備排気用)

図| -2P設-2-1-1 (10)

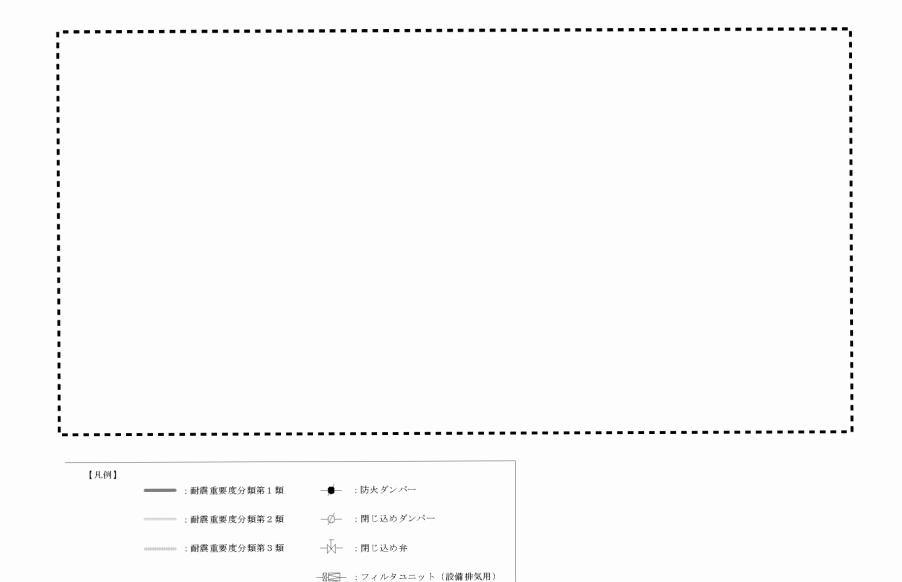
気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 V (局所排気系統)) (1/5)



図ト-2 P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 V (局所排気系統)) (2/5)



図ト-2P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統V(局所排気系統))(3/5)



図ト-2P設-2-1-1 (10)

気体廃棄設備 No.1(系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 V (局所排気系統))(4/5)



【凡例】

■ :耐震重要度分類第1類

**─** : 防火ダンパー

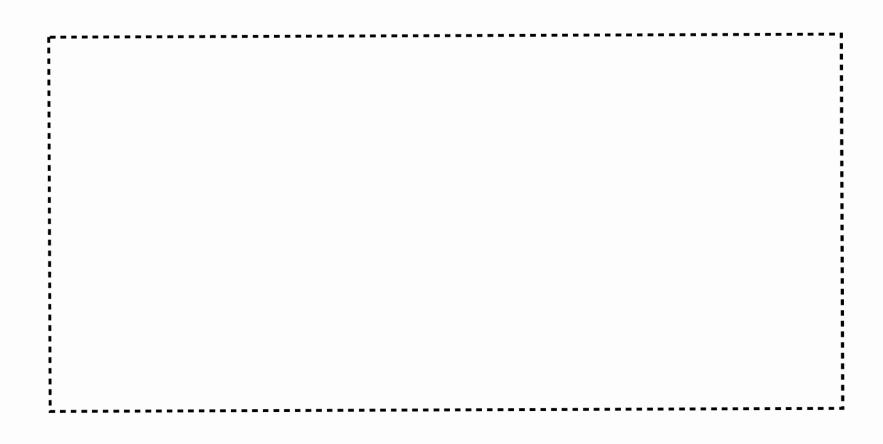
*-*∅- :閉じ込めダンパー

:耐震重要度分類第3類

- : 閉じ込め弁

-₩≥- :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-1-1 (10) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統V(局所排気系統))(5/5)



: 耐震重要度分類第3類 - 円 : 閉じ込め弁

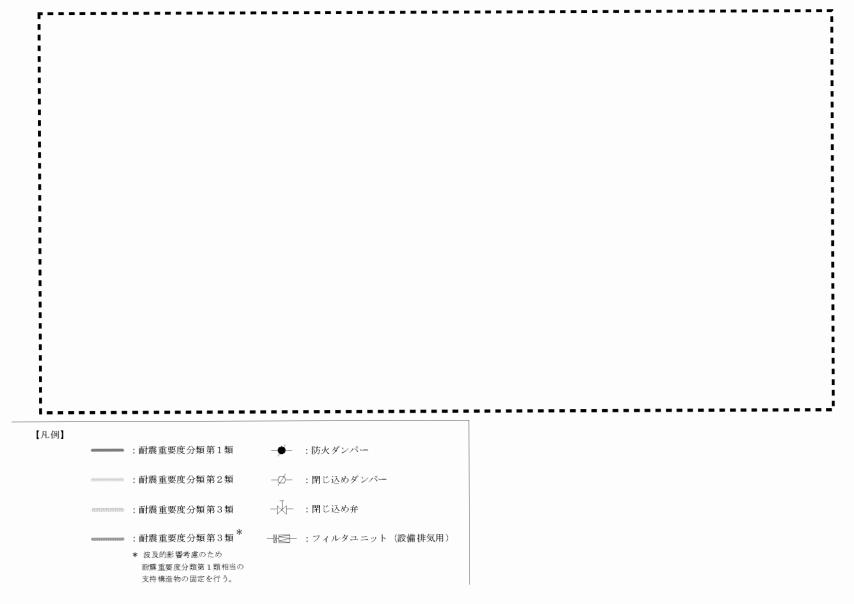
図ト-2 P設-2-1-1 (11)

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統)(1/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (11) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I系統 II系統 V (給気系統) (2/4)

→ ・フィルタユニット(設備排気用)



図ト-2 P設-2-1-1 (11)

気体廃棄設備 No.1(系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I 系統 II 系統 V(給気系統)(3/4)



【凡例】 : 耐震重要度分類第1類 ──── : 防火ダンパー

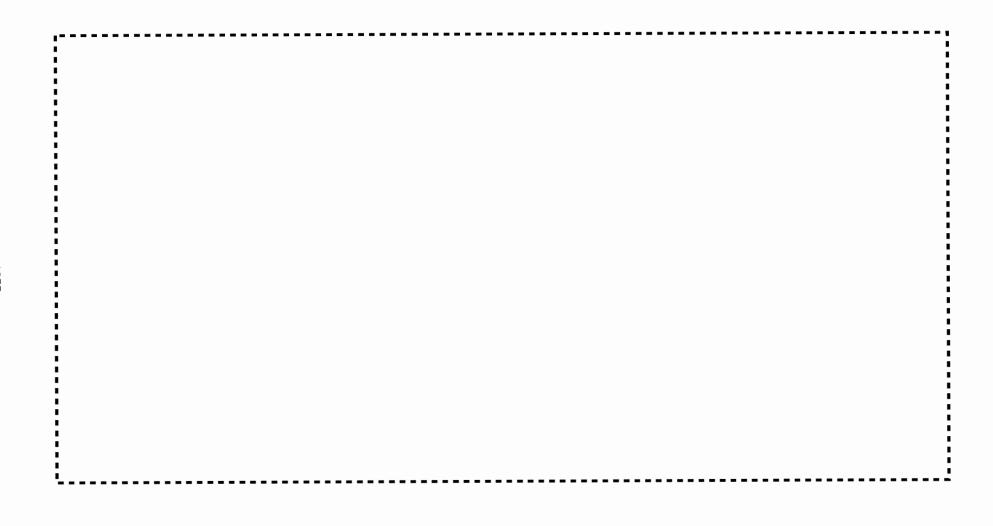
:耐震重要度分類第3類 - 用じ込め弁

─₩≦─ :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-1-1 (11) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 I系統 II系統 V) (給気系統) (4/4)



図ト-2P設-2-1-2(1) 気体廃棄設備 No.1系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)



図ト-2P設-2-1-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)



図ト-2P設-2-1-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統V(局所排気系統) 排風機(305-F)



図ト-2P設-2-1-2(4) 気体廃棄設備 No.1系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)



図ト-2P設-2-1-2(5) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅱ(部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)



図ト-2P設-2-1-2(6) 気体廃棄設備 No.1系統V(局所排気系統) フィルタユニット(FU-405)



図ト-2P設-2-1-2 (7) 気体廃棄設備 No.1系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)

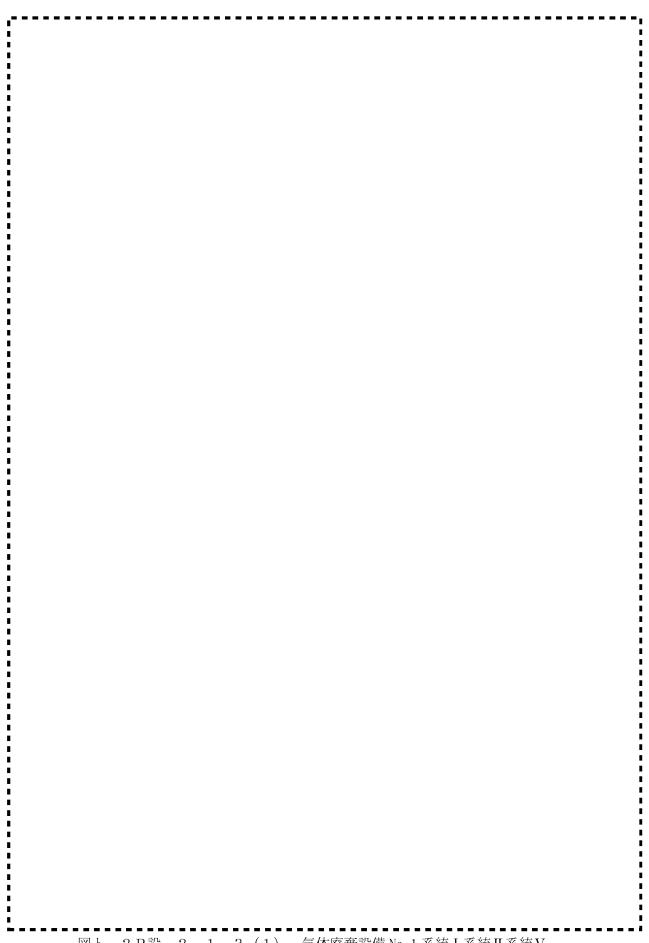
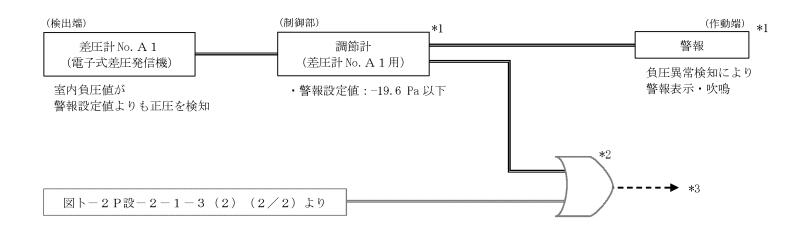


図 ト -2 P 設 -2 -1 -3 (1) 気体廃棄設備 No. 1 系統  $\mathbb{I}$  系統  $\mathbb{I}$  系統  $\mathbb{V}$  差圧計(配置図)(1 / 2)

図ト-2 P設-2-1-3 (1) 気体廃棄設備 No. 1 系統  $\mathbb{I}$  系統  $\mathbb{V}$  差圧計(配置図)(2/2)



気体廃棄設備 No.1 (系統 I 系統 II 系統 V)

設備・機器名称 機器名

差圧計

\*1: 負圧制御盤A1

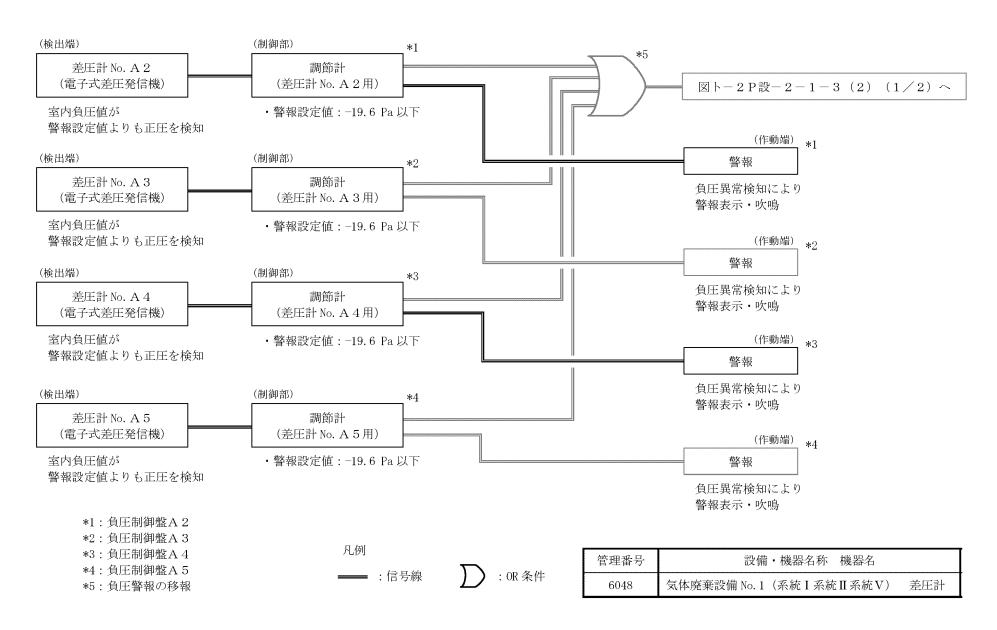
\*2:負圧異常警報を負圧制御盤A1に集約

\*3:警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

図ト-2P設-2-1-3(2) 気体廃棄設備 No.1系統 I 系統 I 系統 I 系統 V 差圧計 (警報信号系統図) (1/2)

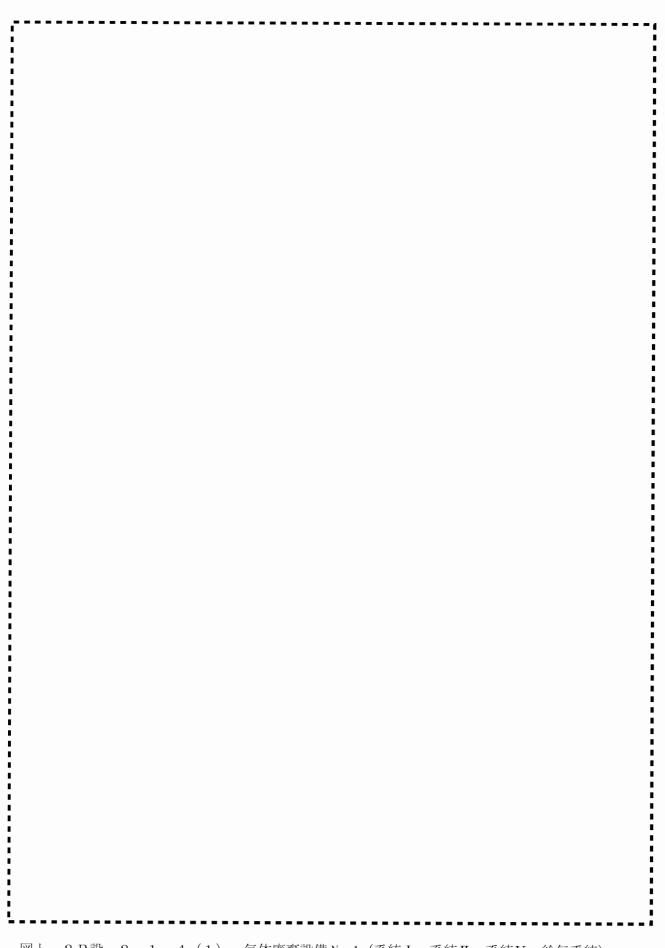
管理番号

6048



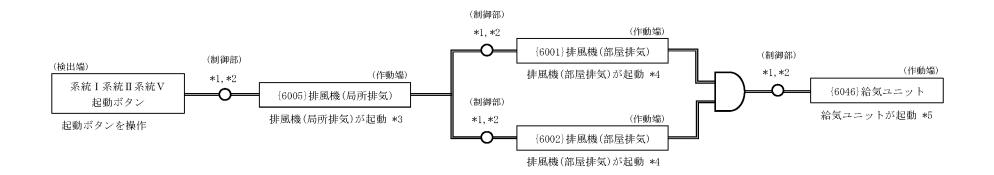
図ト-2P設-2-1-3(2) 気体廃棄設備 No.1系統 I 系統 I 系統 V 差圧計 (警報信号系統図) (2/2)

赤色線:追加•変更部



図ト-2 P設-2-1-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) 送排風機の起動停止時 (配置図)

# 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 起動時



\*1 : メカニカルリレー \*2 : (6048-5)制御盤

\*3 : 起動条件 送排風機起動信号検知

\*4 : 起動条件 {6005} 排風機の起動信号検知及び{6041} 閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2P設-2-1-4(6)(1/2)参照)

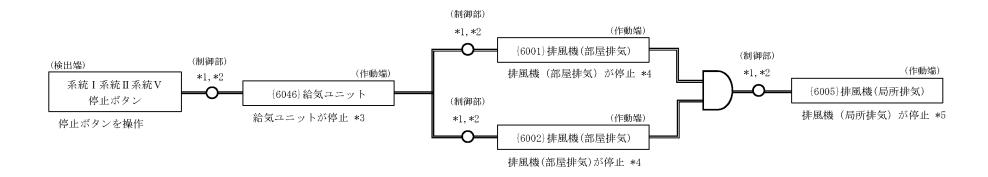
\*5 : 起動条件 {6001}排風機の起動信号検知、{6002}排風機の起動信号検知、{6037}閉じ込めダンパーの開動作検知、

{6037-2} 閉じ込めダンパーの開動作検知及び{6038} 閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2P設-2-1-4(6)(2/2)参照)

管理番号	設備・機器名称				
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)				
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統) 排風機 (302-F)				
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)				
6046	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)				

図トー2 P設ー2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図) (1/2)

### 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 停止時



\*1 : メカニカルリレー \*2 : (6048-5)制御盤

\*3 : 停止条件: 送排風機停止信号検知

\*4 : 停止条件: {6046} 給気ユニットの停止信号検知

\*5 : 停止条件: {6001}排風機の停止信号検知及び{6002}排風機の停止信号検知

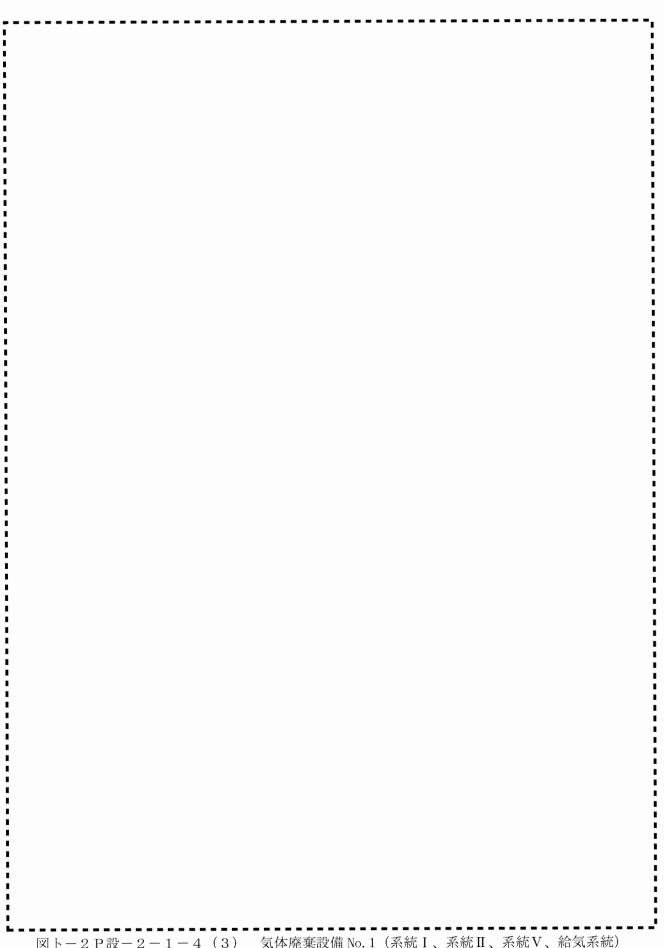
凡例

**---** :信号線

: AND 条件

管理番号	設備・機器名称				
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)				
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)				
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)				
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 I 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)				

図ト-2P設-2-1-4(2) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図) (2/2)



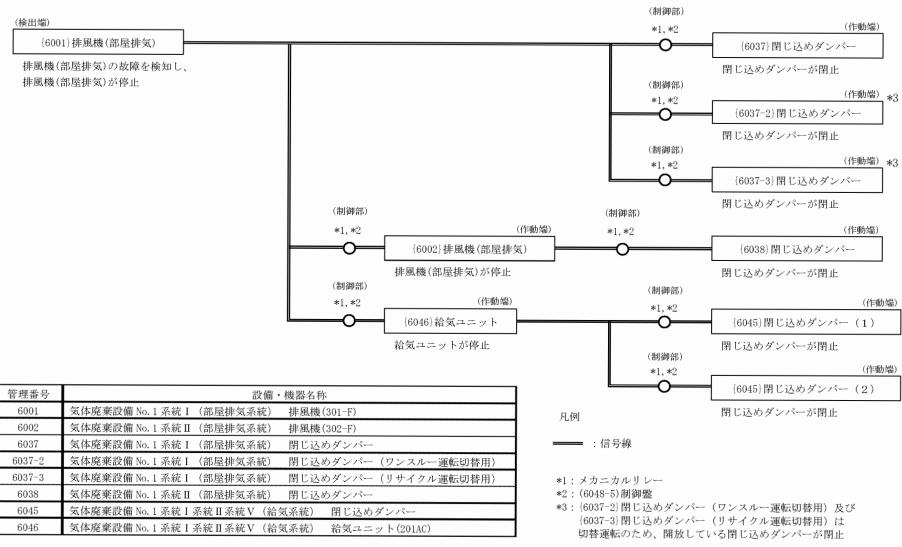
図ト-2 P設-2-1-4 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 送排風機異常時 (配置図)

#### 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 送排風機異常時 (制御部) (検出端) \*1,\*2 (作動端) {6005}排風機(局所排気) {6041}閉じ込めダンパー 排風機(局所排気)の故障を検知し、 閉じ込めダンパーが閉止 (制御部) (制御部) 排風機(局所排気)が停止 (作動端) (作動端) \*1, \*2 \*1,\*2 {6001}排風機(部屋排気) {6037}閉じ込めダンパー 排風機(部屋排気)が停止 閉じ込めダンパーが閉止 (制御部) \*1,\*2 {6037-2}閉じ込めダンパー 閉じ込めダンパーが閉止 (制御部) \*1,\*2 {6037-3} 閉じ込めダンパー 閉じ込めダンパーが閉止 (制御部) (制御部) (作動端) (作動端) \*1, \*2 \*1,\*2 {6038}閉じ込めダンパー {6002}排風機(部屋排気) 排風機(部屋排気)が停止 閉じ込めダンパーが閉止 (制御部) (制御部) (作動端) (作動端) \*1, \*2 \*1,\*2 {6045}閉じ込めダンパー(1) {6046}給気ユニット 給気ユニットが停止 (制御部) 閉じ込めダンパーが閉止 (作動端) \*1,\*2 管理番号 設備・機器名称 {6045}閉じ込めダンパー(2) 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機(301-F) 6001 閉じ込めダンパーが閉止 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機(302-F) 6002 排風機(305-F) 6005 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 月.例 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー 6037 :信号線 6037 - 2気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 6037-3 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー 6038 \*1:メカニカルリレー \*2:(6048-5)制御盤 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 6041 閉じ込めダンパー \*3: {6037-2} 閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)及び 6045 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー {6037-3} 閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)は 6046 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC) 切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

図トー2 P設ー2-1-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (1/3)

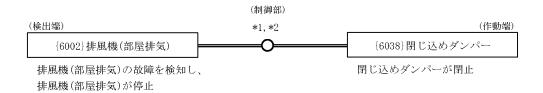
赤色線:追加•変更部

### 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 送排風機異常時

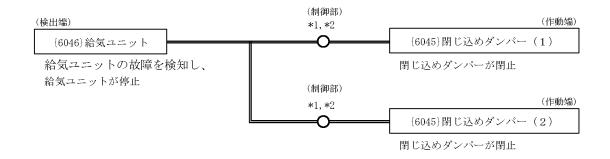


図ト-2P設-2-1-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (2/3)

### 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 送排風機異常時



### 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット異常



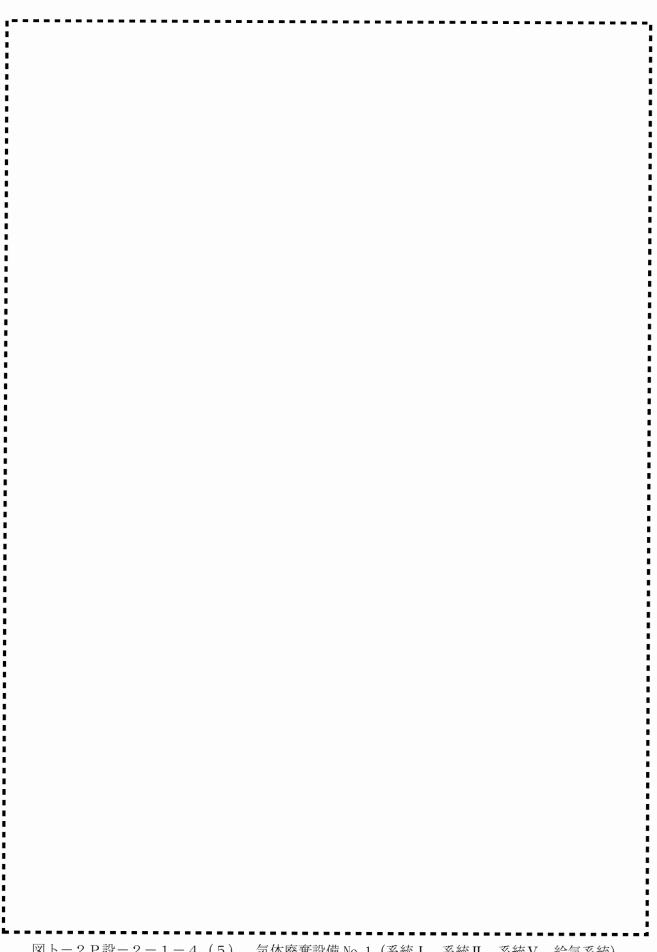
凡例

--- : 信号線

\*1:メカニカルリレー \*2:(6048-5)制御盤

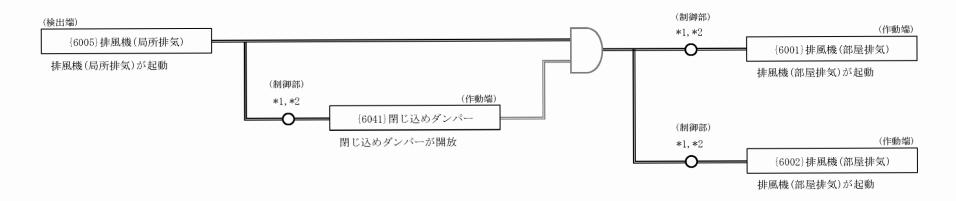
管理番号	設備・機器名称				
6002	気体廃棄設備 №. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)				
6038	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー				
6045	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統) 閉じ込めダンパー				
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)				

図トー2P設ー2-1-4(4) 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図) (3/3)



図ト-2P設-2-1-4 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) ダンパー開度異常時 (配置図)

# 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後



凡例

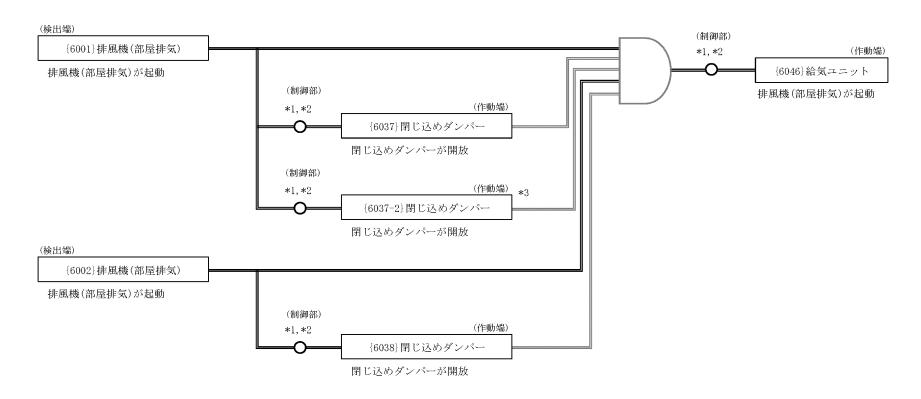
-----: 信号線 : AND 条件

\*1:メカニカルリレー \*2:(6048-5)制御盤

管理番号	設備・機器名称				
6001	気体廃棄設備 No.1 系統 I	(部屋排気系統)	排風機(301-F)		
6002	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ	(部屋排気系統)	排風機(302-F)		
6005	気体廃棄設備 No.1 系統 V	(局所排気系統)	排風機(305-F)		
6041	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	閉じ込めダンパー		

図ト-2 P 設-2-1-4 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) ダンパー開度異常時 (インターロック信号系統図) (1/2)

## 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



 LØ

 : 信号線

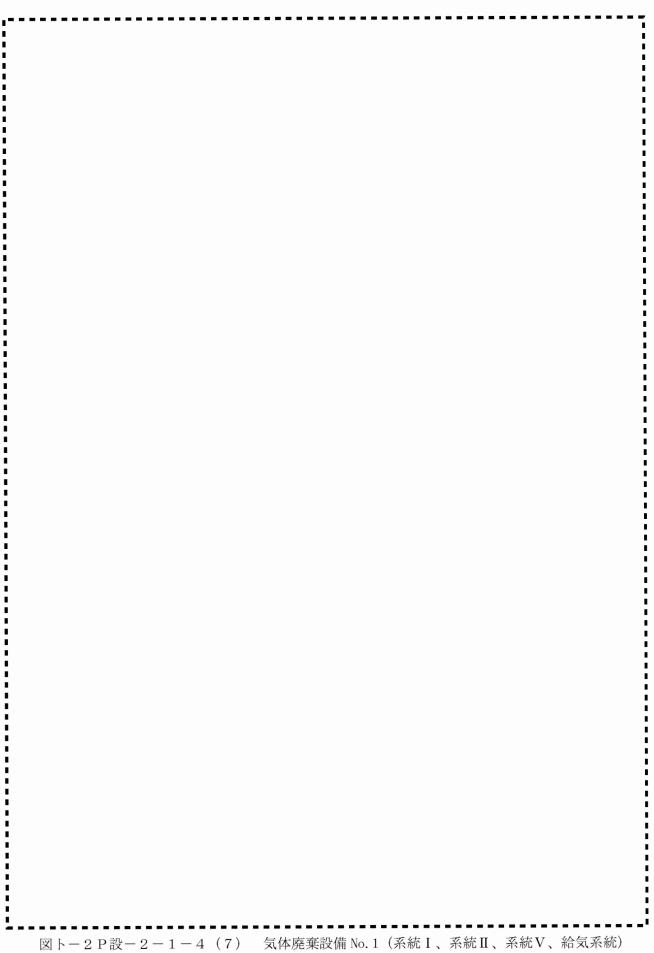
 : AND 条件

\*1:メカニカルリレー \*2:(6048-5)制御盤

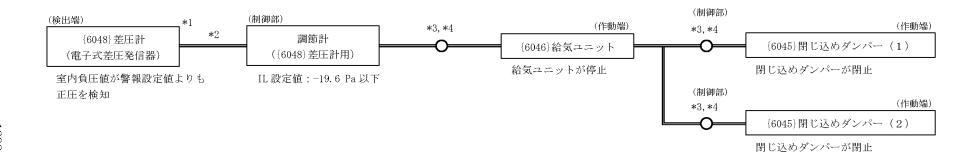
\*3: {6037-3} 閉じ込めダンパーは起動時に開放しない

管理番号	設備・機器名称
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統) 排風機(302-F)
6037	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6037-2	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)
6038	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)

図トー2P設ー2-1-4(6) 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図) (2/2)



図ト-2P設-2-1-4(7) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)



凡例

---- : 信号線

\*1:第2-1ペレット室に設置する差圧計 No. Al \*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

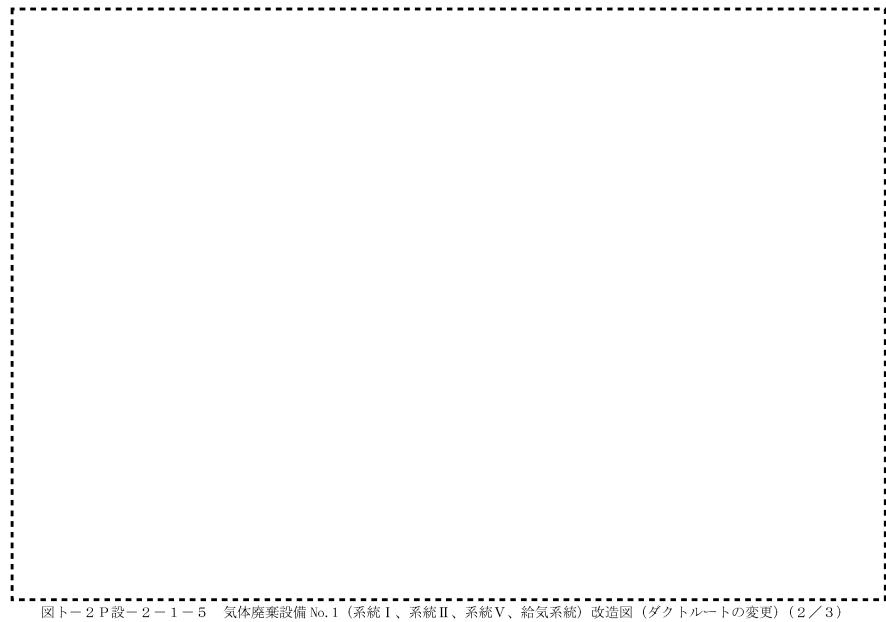
\*3:メカニカルリレー \*4:(6048-5)制御盤

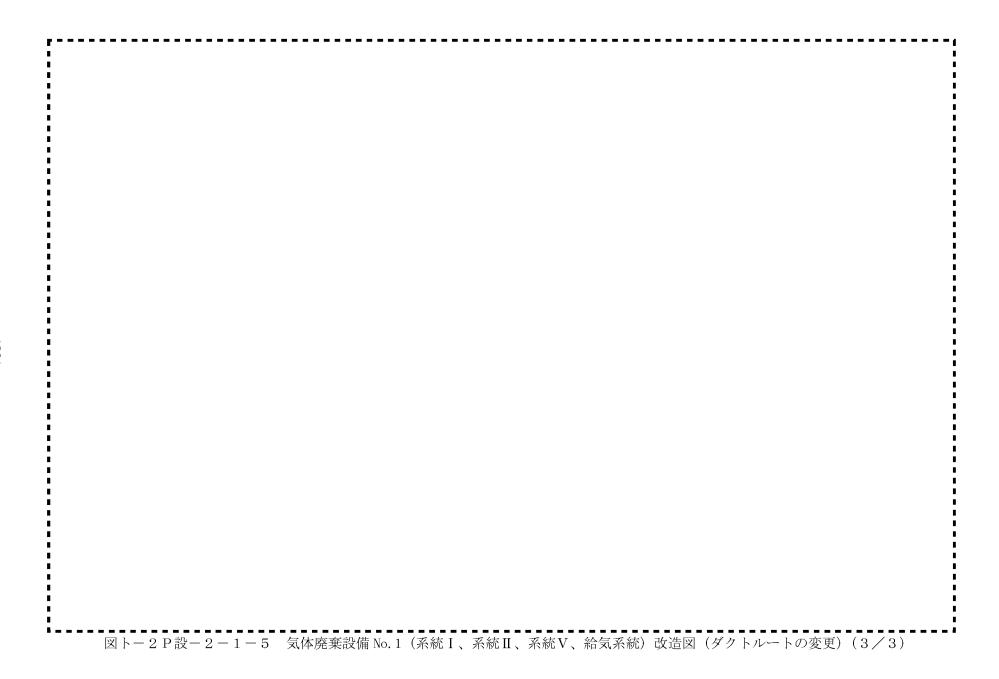
管理番号	設備・機器名称					
6045	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー					
6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(204AC)					
6048	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 I 系統 V 差圧計					

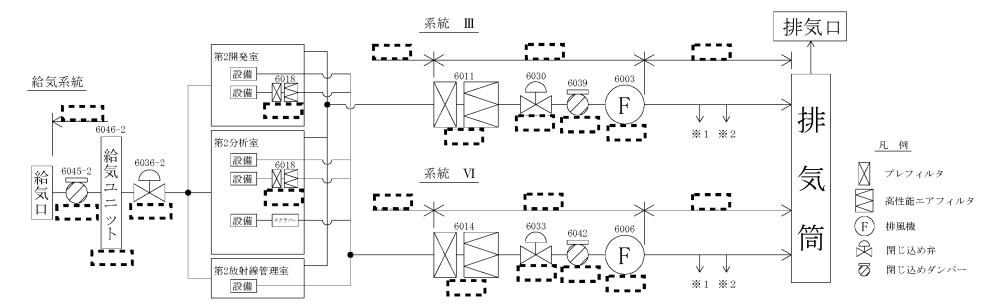
図ト-2P設-2-1-4(8) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)



図トー2P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)改造図(ダクトルートの変更)(1/3)







※1:ダストモニタ (サンプリング)※2:エアスニファ (サンプリング)

※3 ①保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間のダクトは第1類とする。

②保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上のダクトは第1類相当の支持構造物の固定を行う。

③防火ダンパーの直近の支持から、火災区画境界の支持までは耐震重要度分類第1類の支持間隔とする。

④上位の耐震重要度分類の機器に接続されるダクトは、直近の支持までを上位の支持間隔とする。





図ト-2P設-2-2-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ(部屋排気系統))(1/2)



- : 既設部 - : 防火ダンパー
- : 新設・移設・更新・改造部 - □ : 閉じ込めダンパー
- : 撤去部 - □ : 閉じ込め弁
\* :接続部 - □ : フィルタユニット(設備排気用)

図ト-2P設-2-2-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ(部屋排気系統))(2/2)





図ト-2P設-2-2-1(3) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ(局所排気系統))(1/2)



図ト-2P設-2-2-1(3) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ(局所排気系統))(2/2)





図ト-2P設-2-2-1(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統))(1/2)



【凡例】

: 既設部

- ★ : 防火ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- ☆ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- ※ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-2-1(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統))(2/2)

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6003}	気体廃棄設備 No. 1 系統I	Ⅲ (部屋排気系統)	{6025}	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統)		[6049]	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI(局所排気系統)	
	排風機(303-F)		(0025)	ダクト		{6042}	閉じ込めダンパー	
{6006}	気体廃棄設備 No. 1 系統V	/I(局所排気系統)	(6000)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ	(部屋排気系統)	(CO4E 9)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系	系統VI(給気系統)
	排風機(306-F)		{6030}	閉じ込め弁		{6045-2}	閉じ込めダンパー	
{6011}	気体廃棄設備 No. 1 系統I	Ⅲ (部屋排気系統)	{6033}	気体廃棄設備 No. 1 系統VI	(局所排気系統)	[6046.0]	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統)	
	フィルタユニット(FU	-403)	(0033)	閉じ込め弁		{6046-2}	給気ユニット(202AC)	
(2014)	気体廃棄設備 No. 1 系統V	T(局所排気系統)	{6036-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ	系統VI(給気系統)	[60.47, 0]	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系	系統VI(給気系統)
{6014}	フィルタユニット(FU	(-406)	{6036-2}	閉じ込め弁		{6047-2}	ダクト	
{6018}	気体廃棄設備 No. 1 系統V	I(局所排気系統)	{6039}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ	(部屋排気系統)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー	
	フィルタユニット(設	備排気用)	(0039)	閉じ込めダンパー		100407		
{6022}	気体廃棄設備 No. 1 系統I	Ⅲ (部屋排気系統)						
	ダクト							

図ト-2P設-2-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器―覧表)

管理番号	名称	{6018} フィルタユニット(設備排気用)への接続	備考
{8013}	分析設備 粉末取扱フード No. 1	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8014}	分析設備 粉末取扱フード No. 2	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8015}	分析設備 粉末取扱フード No. 3	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8016}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1		スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8017}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2		スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8018}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3		スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8019}	燃料開発設備 スクラップ処理装置	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8020}	燃料開発設備 試料調整用フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8021}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8022}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8023}	燃料開発設備 粉末取扱フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8024}	燃料開発設備 プレス	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8025}	燃料開発設備 加熱炉	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8026}	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉		接続部にフレキシブルダクトを設ける。

図ト-2 P設-2-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)



: 耐震重要度分類第2類 一一 : 閉じ込めダンパー

:耐震重要度分類第3類 一一 : 閉じ込め弁

──── :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-2-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅲ (部屋排気系統)) (1/2)



図ト-2P設-2-2-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅲ (部屋排気系統)) (2/2)

【凡例】 : 耐震重要度分類第1類 -★- : 防火ダンパー

: 耐震重要度分類第2類 - 一一 : 閉じ込めダンパー

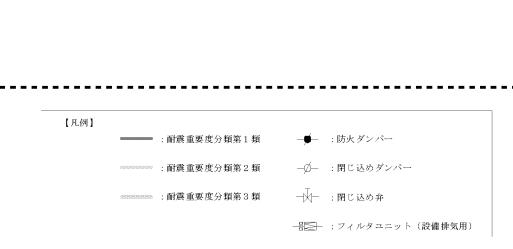
: 耐震重要度分類第 3 類 - 円 : 閉じ込め弁

図ト-2 P設-2-2-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (1/2)



: 耐震重要度分類第1類-● : 防火ダンパー: 耐震重要度分類第2類-○ : 閉じ込めダンパー: 耐震重要度分類第3類- : 閉じ込め弁

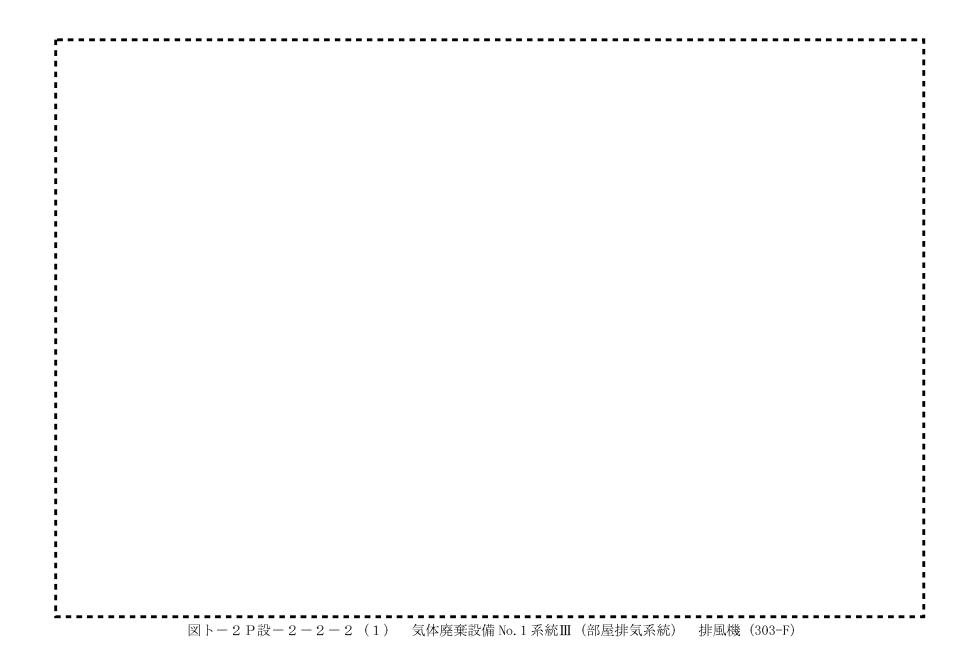
図ト-2 P設-2-2-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅵ (局所排気系統)) (2/2)



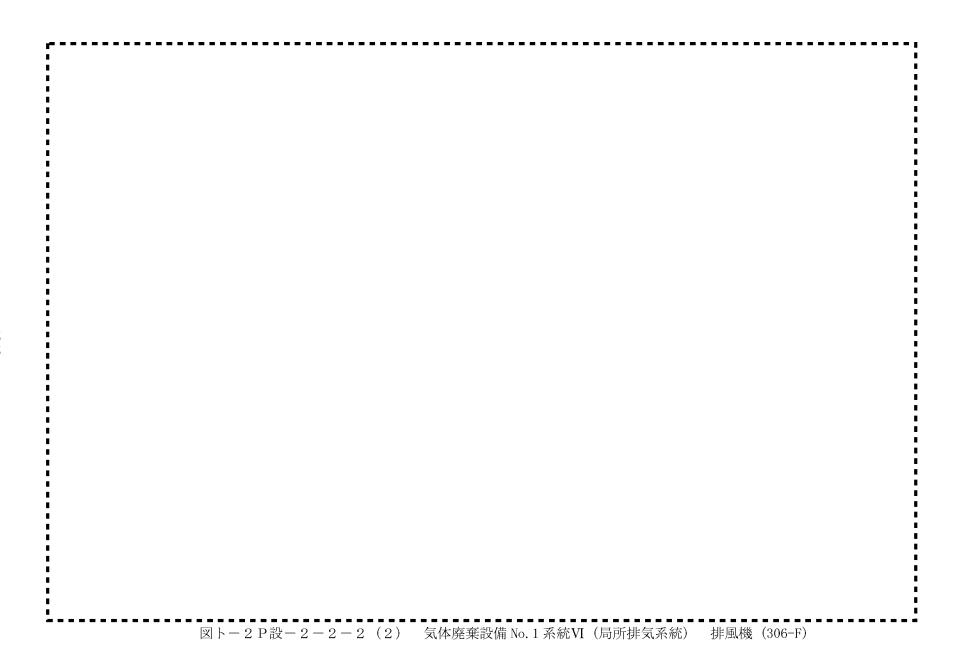
図ト-2 P設-2-2-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (1/2)



図ト-2 P設-2-2-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統)) (2/2)

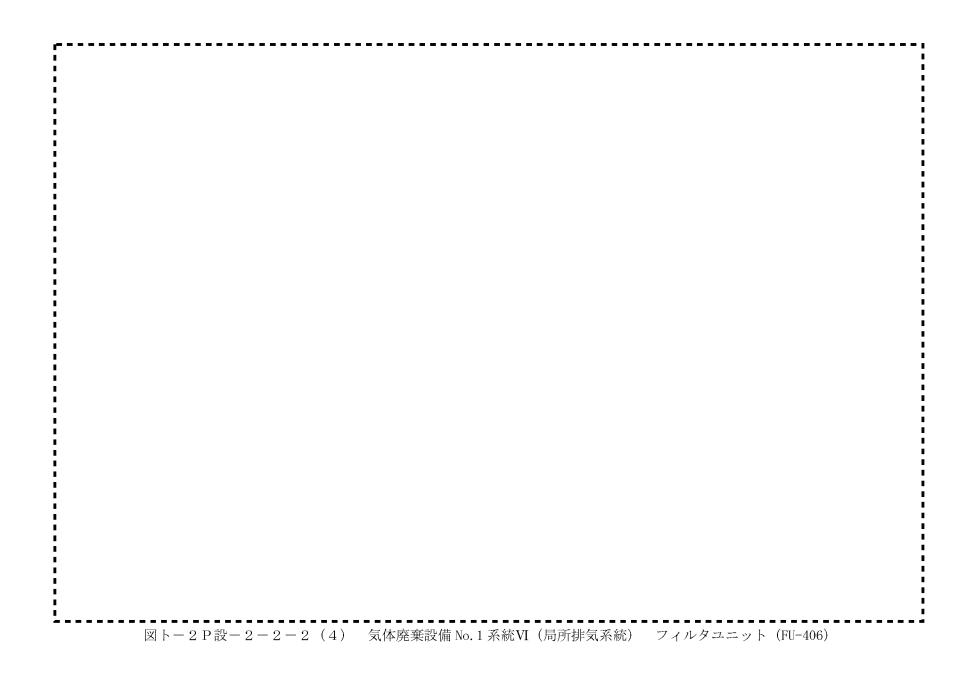


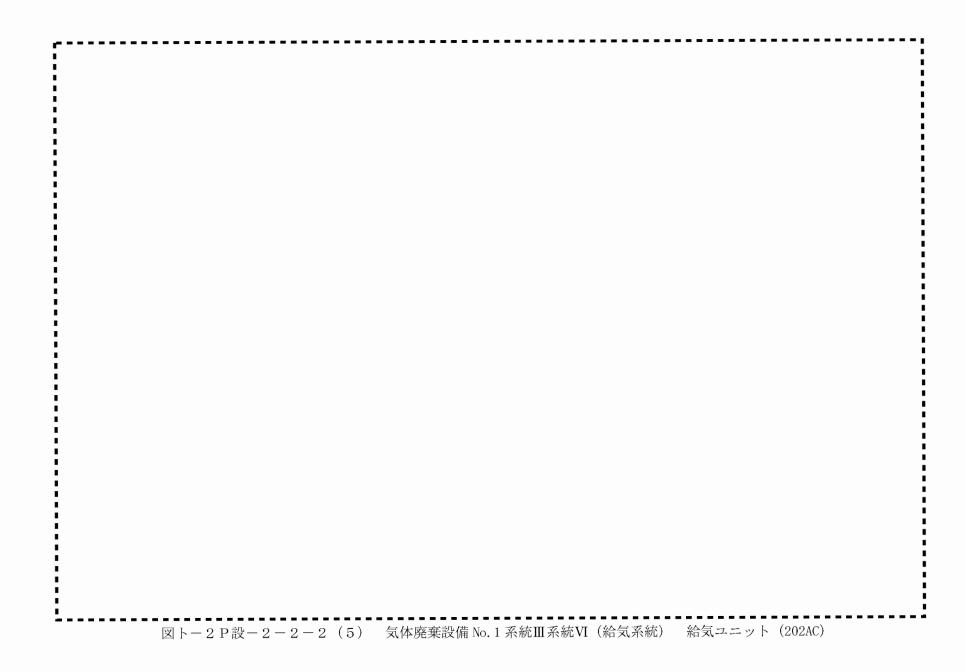
赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



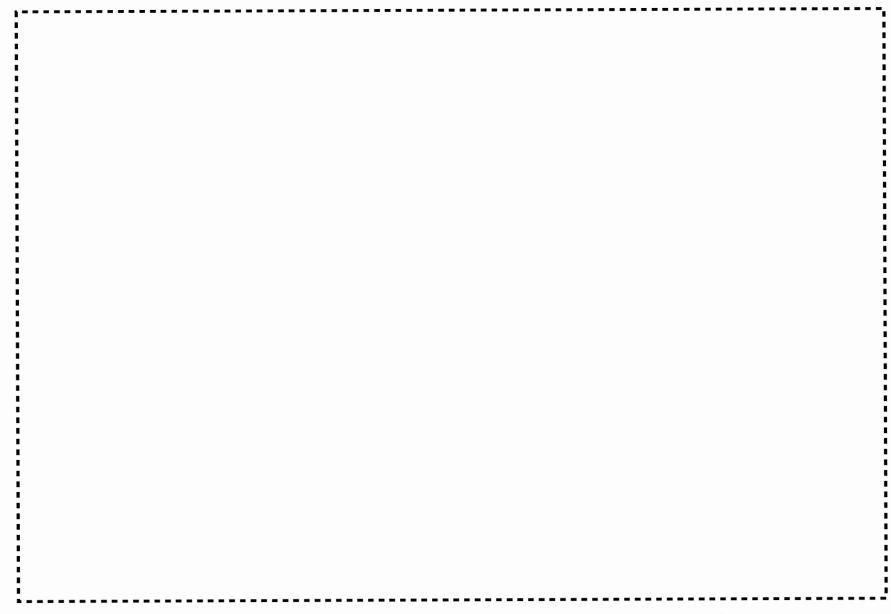
赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



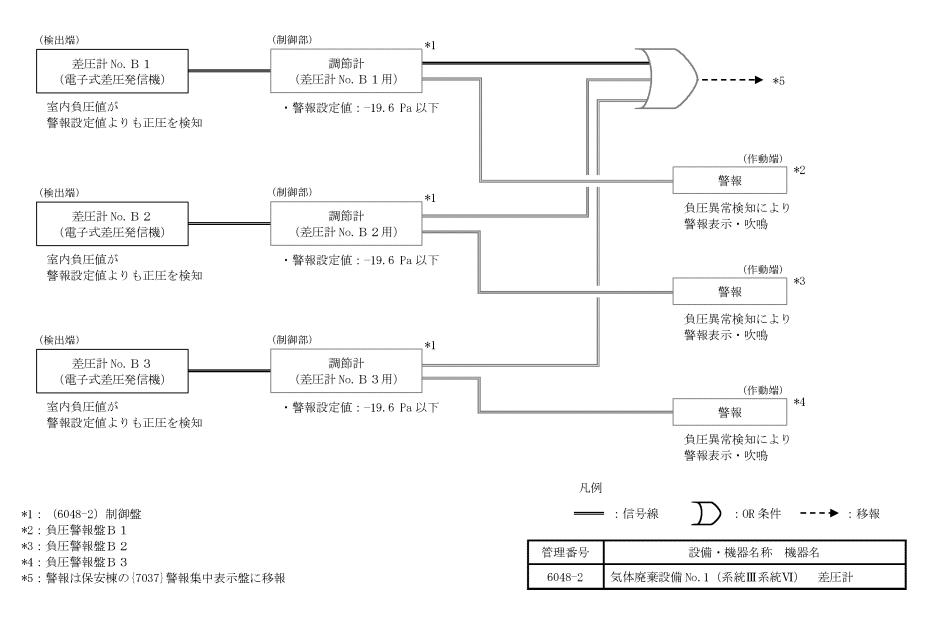




赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

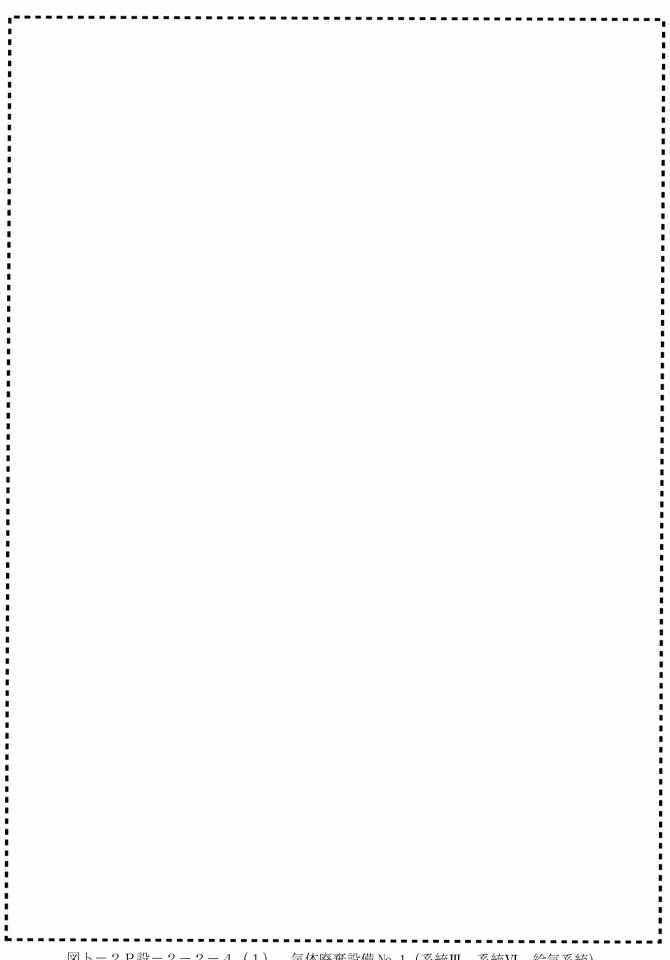


図ト-2P設-2-2-3(1) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計(配置図)



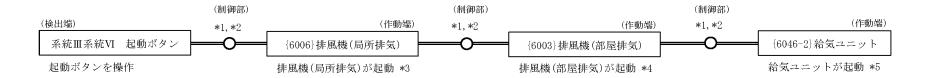
図ト-2P設-2-2-3(2) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計(警報信号系統図)

赤色線:追加•変更部

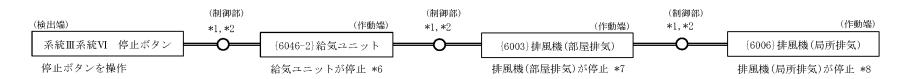


図ト-2 P設-2-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機の起動停止時 (配置図)

### 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 起動時



### 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 停止時



\*1:メカニカルリレー

\*2 : (6048-6) 制御盤

\*3 : 起動条件 送排風機起動信号検知

\*4 : 起動条件 {6006}排風機の起動信号検知及び{6042}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2P設-2-2-4(6)参照)

\*5 : 起動条件 {6003} 排風機の起動信号検知及び{6039} 閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2P設-2-2-4 (6) 参照)

\*6 : 停止条件 送排風機停止信号検知

\*7: 停止条件 {6046-2} 給気ユニットの停止信号検知

\*8: 停止条件 {6003} 排風機の停止信号検知

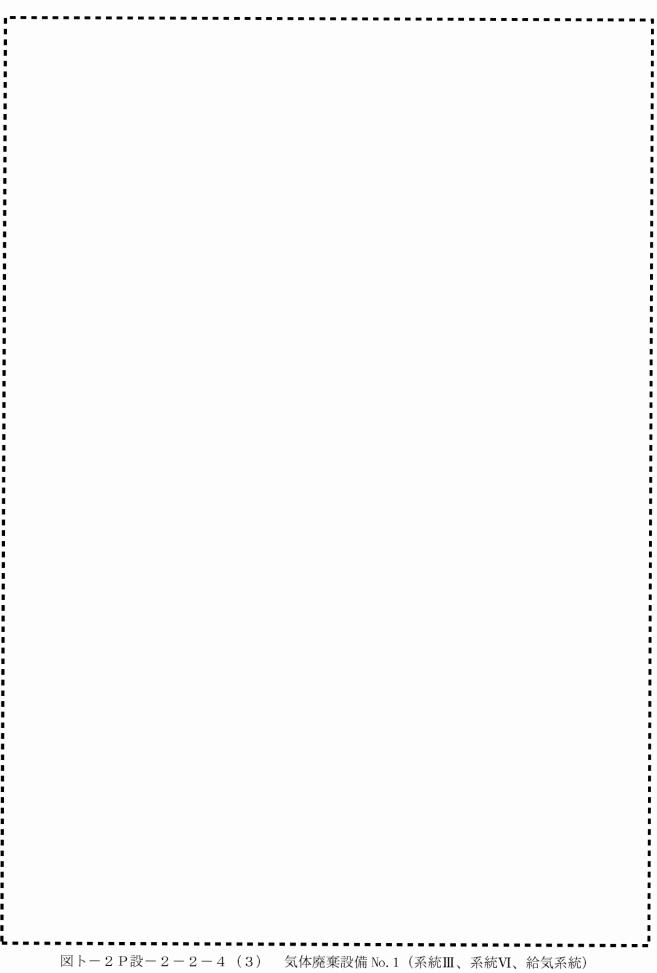
凡例

----: 信号線

管理番号	設備・機器名称
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機 (303-F)
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) 排風機 (306-F)
6046-2	気体廃棄設備 №. 1 系統Ⅲ系統VI(給気系統) 給気ユニット(202AC)

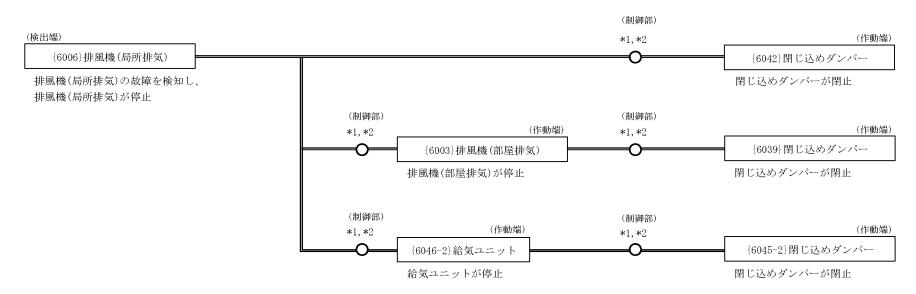
図ト-2P設-2-2-4(2) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)

赤色線:追加•変更部



図ト-2P設-2-2-4(3) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統VI、給気系統) 送排風機異常時(配置図)

## 気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 送排風機異常時



凡例

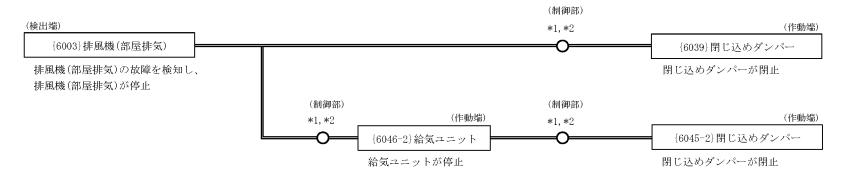
----: : 信号線

\*1:メカニカルリレー\*2:(6048-6)制御盤

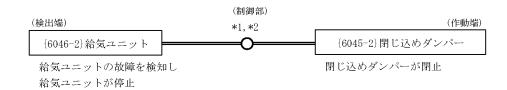
管理番号	設備・機器名称			
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)			
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI(局所排気系統) 排風機 (306-F)			
6039	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー			
6042	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI(局所排気系統) 閉じ込めダンパー			
6045-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統) 閉じ込めダンパー			
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統) 給気ユニット(202AC)			

図ト-2 P設-2-2-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (1/2)

### 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 送排風機異常時



## 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統VI (給気系統) 給気ユニット異常時



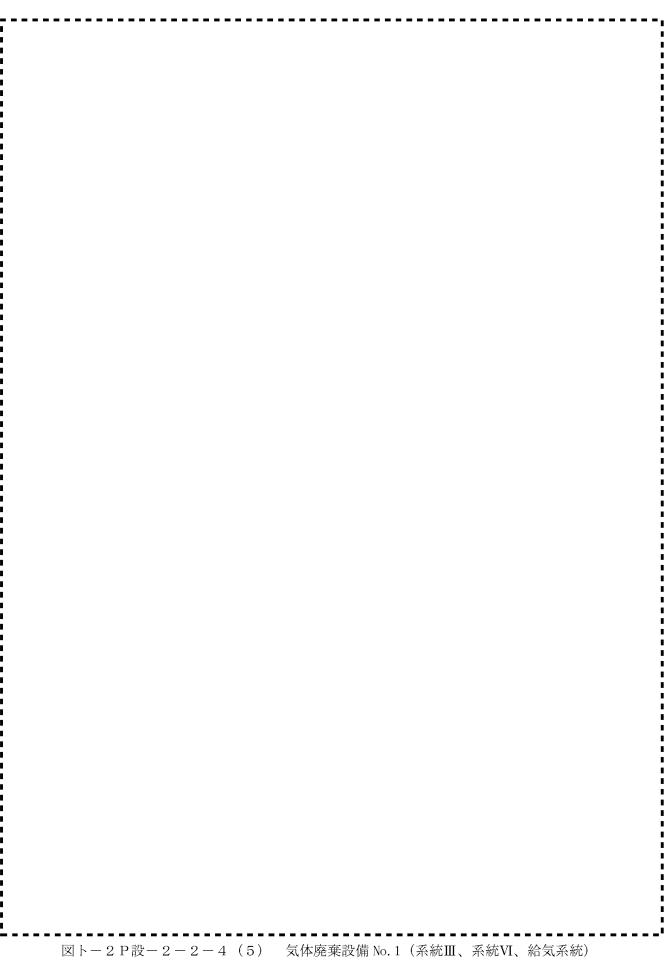
凡例

----: : 信号線

\*1:メカニカルリレー\*2:(6048-6)制御盤

管理番号	設備・機器名称			
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機 (303-F)			
6039	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー			
6045-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統VI(給気系統) 閉じ込めダンパー			
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統VI(給気系統) 給気ユニット(202AC)			

図ト-2 P設-2-2-4 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 送排風機異常時 (インターロック信号系統図) (2/2)

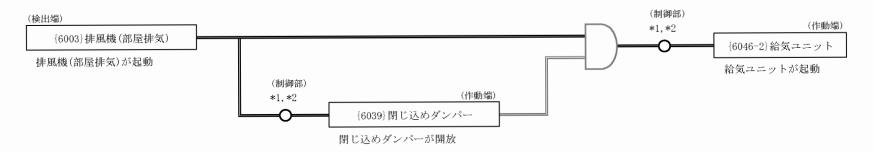


図ト-2P設-2-2-4 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統VI、給気系統) ダンパー開度異常時(配置図)

# 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後



## 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



 L例

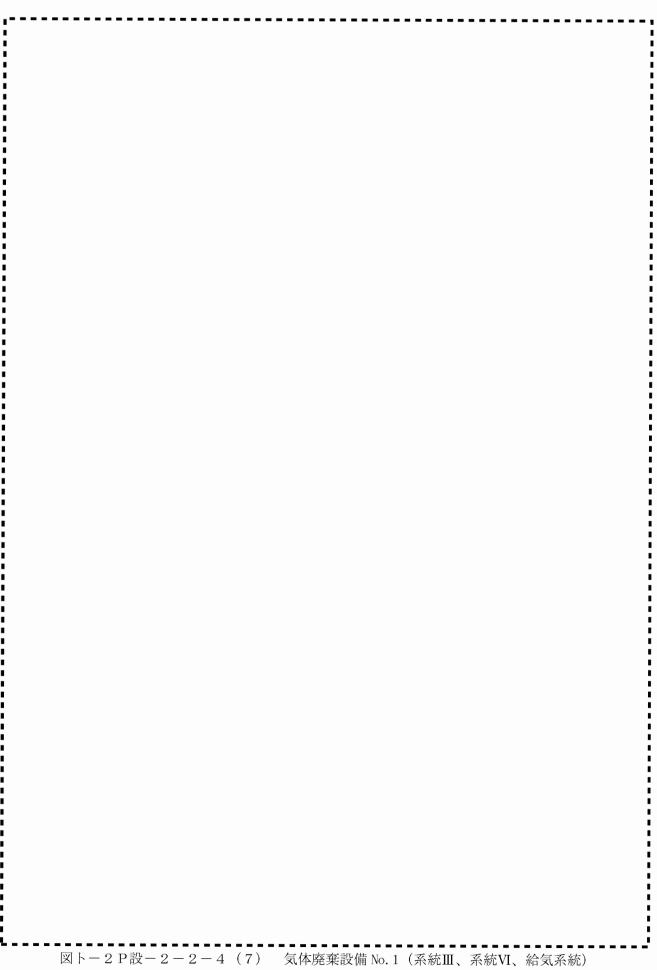
 : 信号線

 : AND 条件

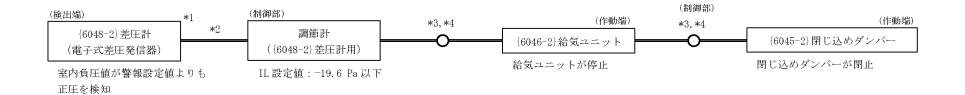
\*1:メカニカルリレー \*2:(6048-6)制御盤

管理番号	設備・機器名称				
6003	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)				
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) 排風機(306-F)				
6039	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー				
6042	気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー				
6046-2	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統)給気ユニット(202AC)				

図ト-2P設-2-2-4(6) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)



図ト-2 P設-2-2-4 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)



凡例

---- :信号線

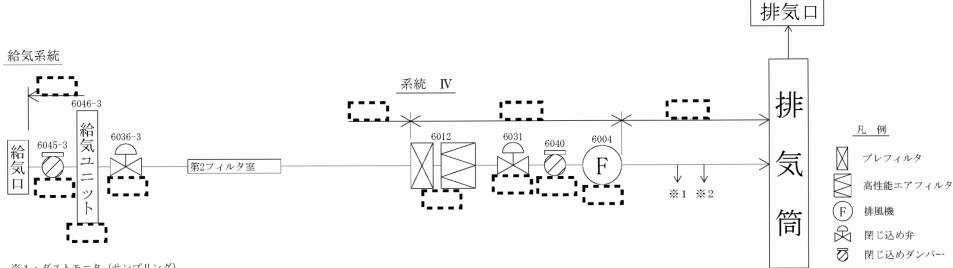
\*1:第2分析室に設置する差圧計 No. B1

\*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

\*3:メカニカルリレー\*4:(6048-6)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6045-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統) 給気ユニット(202AC)
6048-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統VI 差圧計

図ト-2P設-2-2-4(8) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)



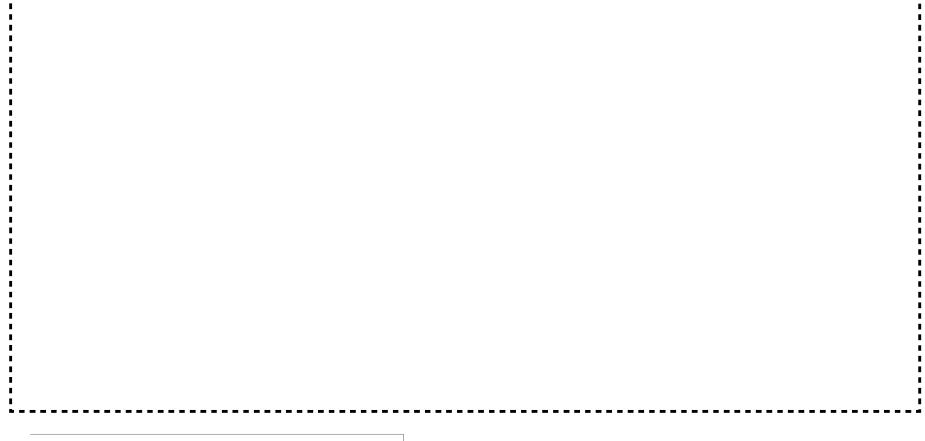
※1:ダストモニタ(サンプリング) ※2:エアスニファ(サンプリング)

※3 ①保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間のダクトは第1類とする。

②保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上のダクトは第1類相当の支持構造物の固定を行う。

③防火ダンパーの直近の支持から、火災区画境界の支持までは耐震重要度分類第1類の支持間隔とする。

④上位の耐震重要度分類の機器に接続されるダクトは、直近の支持までを上位の支持間隔とする。



【凡例】

- : 既設部

- : 防火ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- □ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- □ : 閉じ込め弁

- □ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-3-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(部屋排気系統))(1/2)



【凡例】

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 新設・移設・更新・改造部

- □ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- □ : 閉じ込め弁

- □ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-3-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (部屋排気系統)) (2/2)



【凡例】

: 既設部

: 既設部

: 新設・移設・更新・改造部

: 撤去部

\* :接続部

- □□□ : 閉じ込め ゲンパー

: アノー : 閉じ込め 弁

\* :接続部

図ト-2P設-2-3-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(給気系統))(1/2)



図ト-2P設-2-3-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(給気系統))(2/2)

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6004}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統)		{6036-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV	(給気系統)	[6047-2]	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV	7(給気系統)
(6004)	排風機(304-F)		(0030-3)	閉じ込め弁		{6047-3}	ダクト	
{6012}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(部屋排気系統)	{6040}	気体廃棄設備 No.1 系統IV	(部屋排気系統)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー	
(6012)	フィルタユニット(FU-40	4)	(6040)	閉じ込めダンパー				
{6023}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(部屋排気系統)	{6045-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV	(給気系統)			
(0023)	ダクト		(0049-3)	閉じ込めダンパー				
{6031}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(部屋排気系統)	{6046-3}	気体廃棄設備 No.1 系統IV	(給気系統)			
(0031)	閉じ込め弁		(0040-3)	給気ユニット (203SU)				

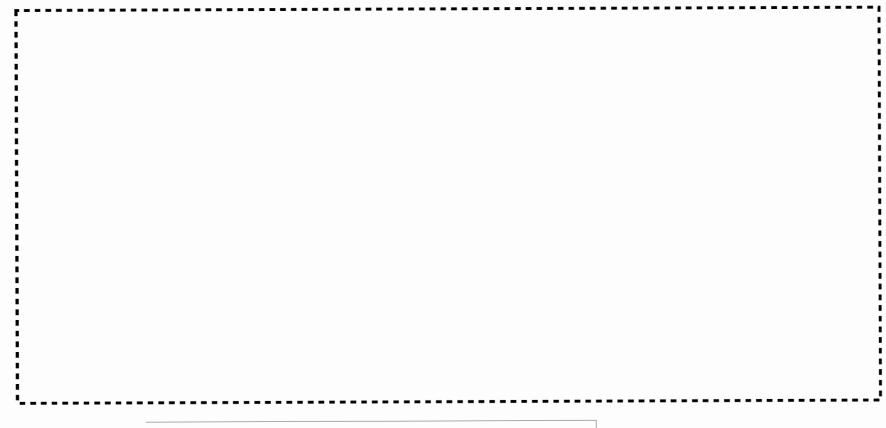
【凡例】

: 耐震重要度分類第2類 - - : 閉じ込めダンパー

------: : 耐震重要度分類第3類 -------: 閉じ込め弁

───── :フィルタユニット (設備排気用)

図トー2 P設ー2-3-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統IV (部屋排気系統)) (1/2)

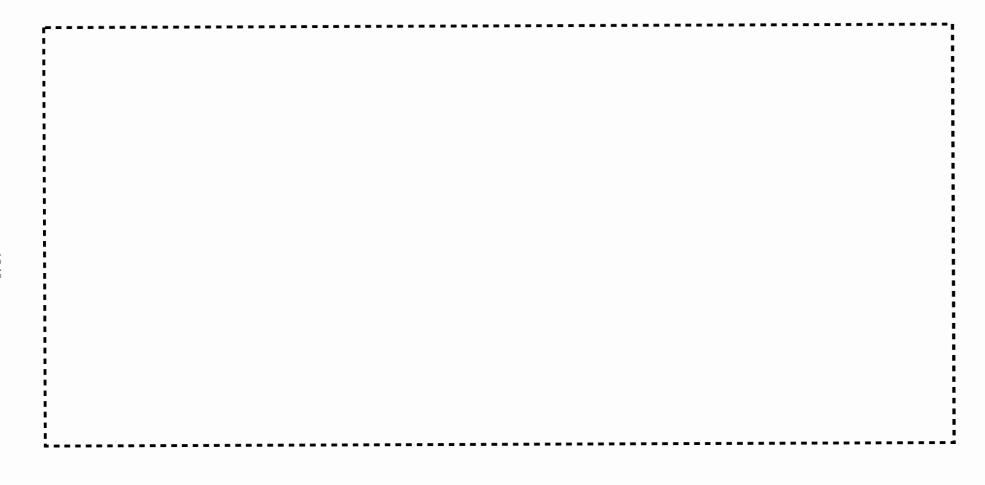


図トー2P設ー2-3-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統IV (部屋排気系統)) (2/2)

図トー2 P設ー2-3-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統IV (給気系統)) (1/2)



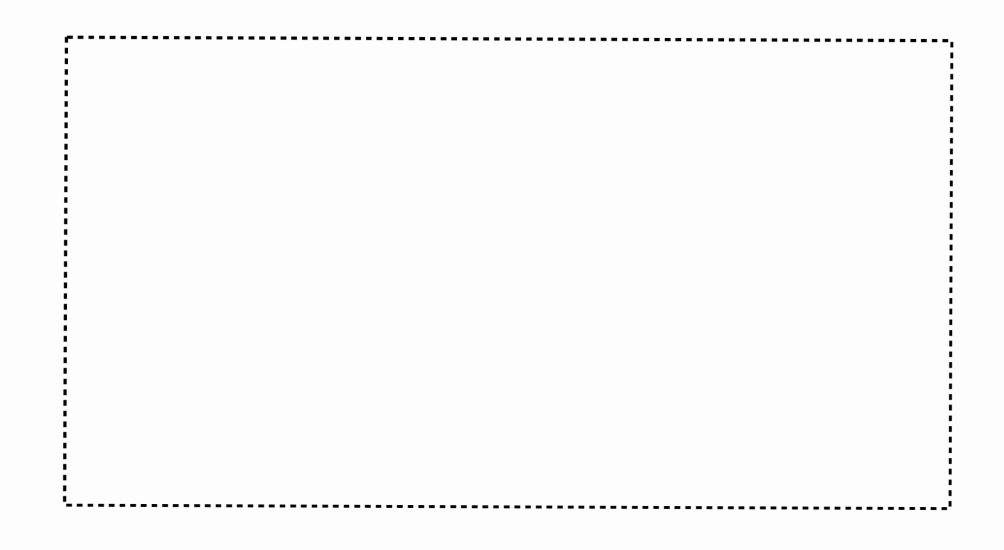
図トー2 P設ー2-3-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統IV (給気系統)) (2/2)



図ト-2P設-2-3-2(1) 気体廃棄設備 No.1系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)



図ト-2P設-2-3-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)



図ト-2P設-2-3-2 (3) 気体廃棄設備 No.1系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)





凡例

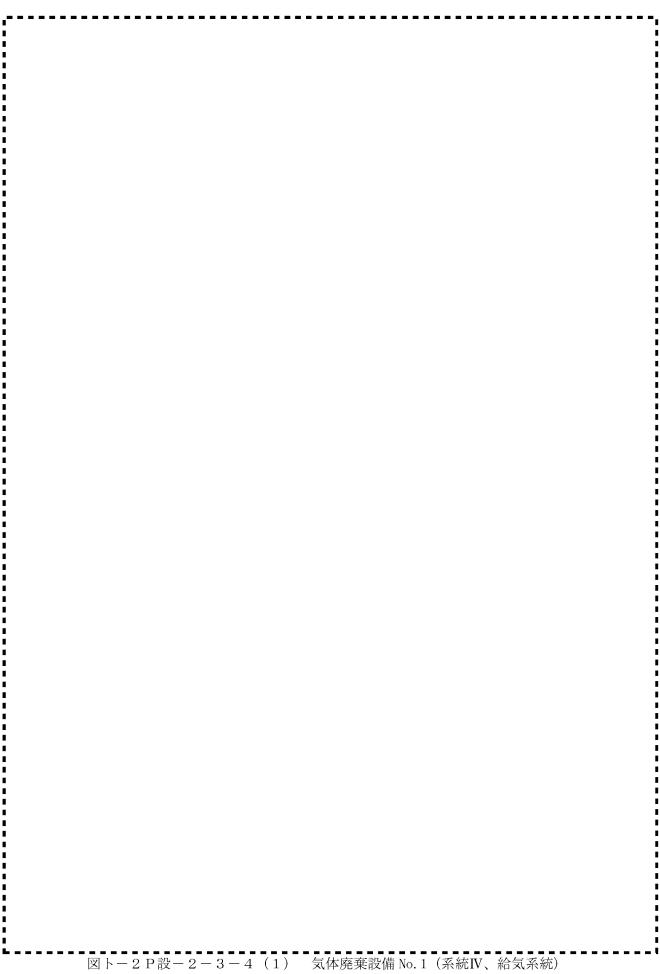
---: 信号線

\*1: 負圧制御盤 C 1

\*2:警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

管理番号	設備・機器名称 機器名
6048-3	気体廃棄設備 No. 1(系統IV) 差圧計

図ト-2P設-2-3-3(2) 気体廃棄設備 No.1系統IV 差圧計(警報信号系統図)

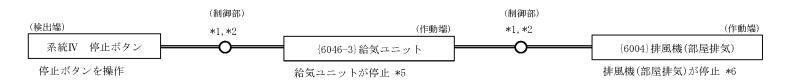


図トー2P設-2-3-4(1) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)

### 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 起動時



### 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 停止時



\*1 :メカニカルリレー

\*2 : (6048-7)制御盤

\*3 : 起動条件 送排風機起動信号検知

\*4 : 起動条件 {6004} 排風機の起動信号検知及び {6046} 閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2 P 設-2-3-4 (6) 参照)

\*5 : 停止条件 送排風機停止信号検知

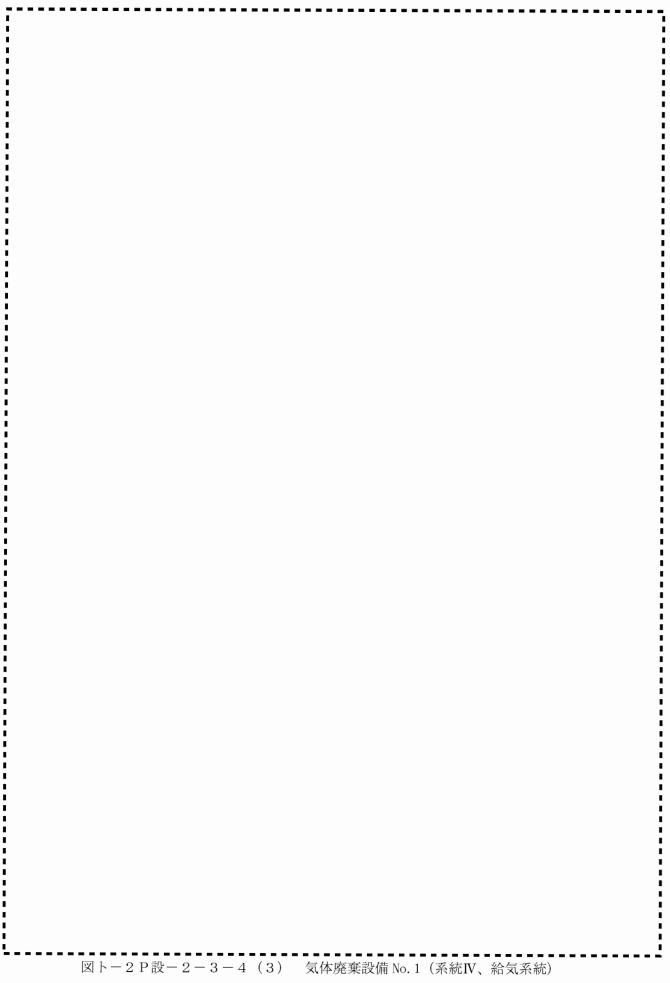
\*6 : 停止条件 {6046-3} 給気ユニットの停止信号検知

凡例

----: : 信号線

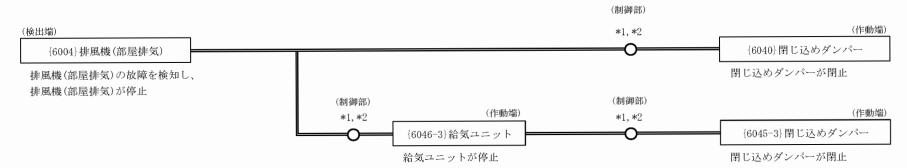
管理番号	設備・機器名称
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) 排風機 (304-F)
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統) 給気ユニット(203SU)

図ト-2P設-2-3-4(2) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)

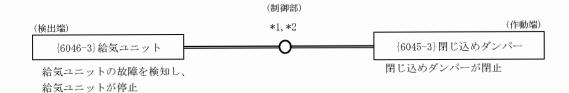


送排風機異常時(配置図)

# 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) {6004}排風機異常時



# 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) {6046-3} 給気ユニット異常時



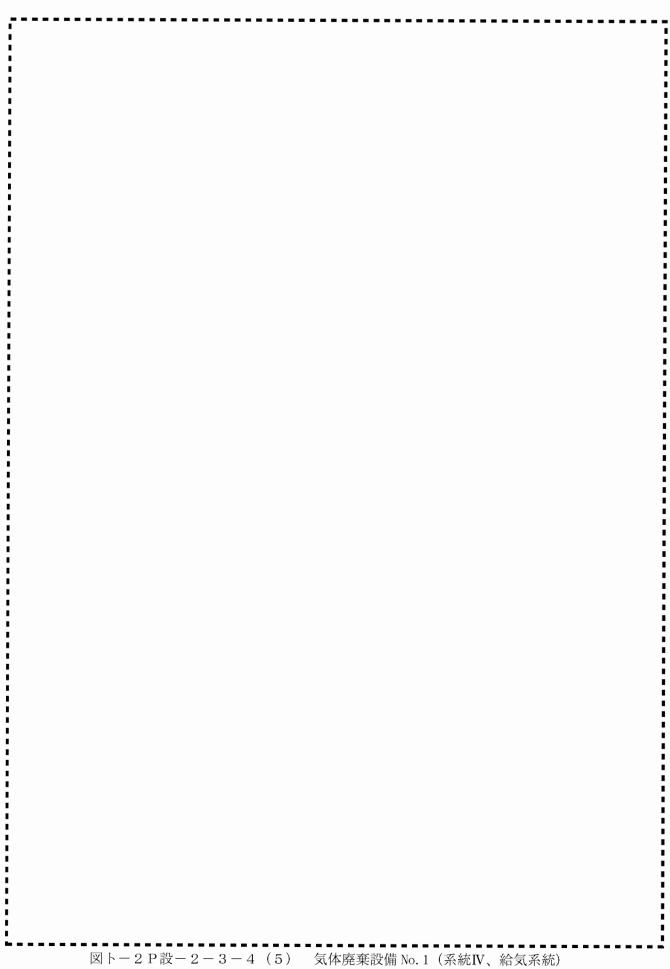
凡例

----:: 信号線

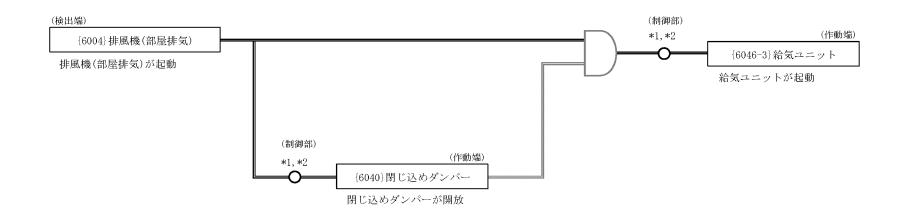
\*1:メカニカルリレー
\*2:(6048-7)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機(304-F)
6040	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6045-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統) 給気ユニット(203SU)

図ト-2P設-2-3-4(4) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)



## 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



 凡例
 : 信号線
 : AND 条件

\*1:メカニカルリレー\*2:(6048-7)制御盤

管理番号	設備・機器名称
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) 排風機(304-F)
6040	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統) 給気ユニット(203SU)

図ト-2P設-2-3-4(6) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)

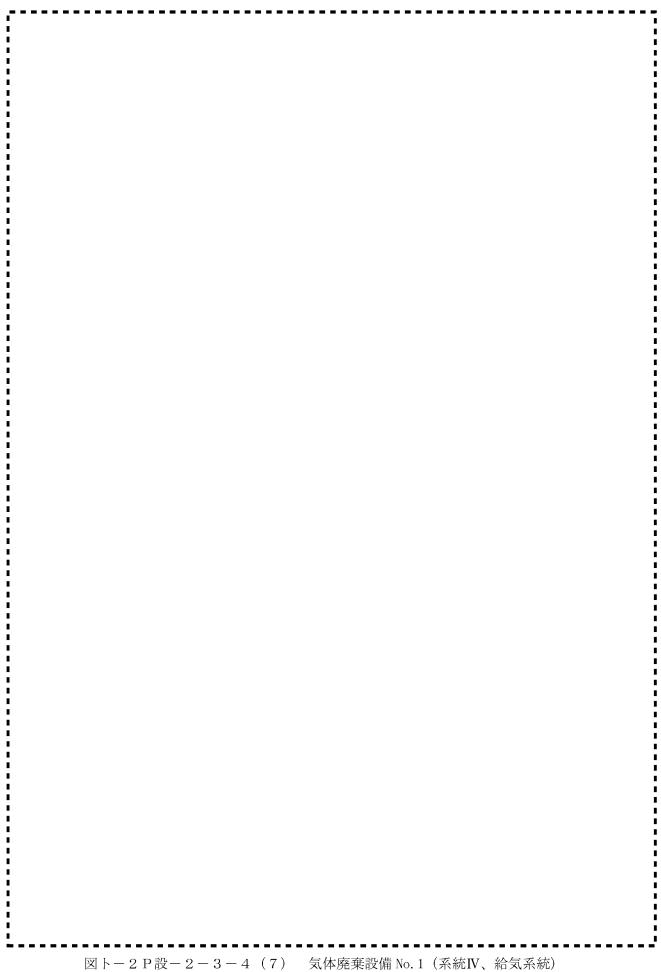
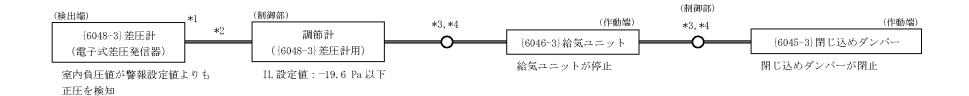


図 h-2 P 設 h-2 h



凡例

----: : 信号線

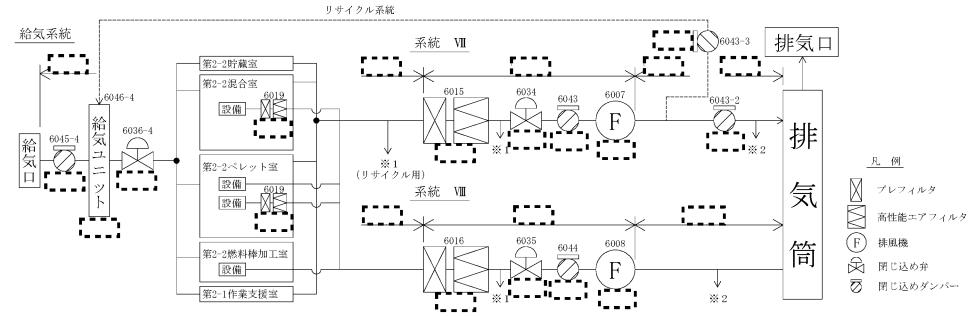
\*1:第2フィルタ室に設置する差圧計 No. C1 \*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

\*3:メカニカルリレー \*4:(6048-7)制御盤

管理番号	設備・機器名称					
6045-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統) 閉じ込めダンパー					
6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統) 給気ユニット (203SU)					
6048-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計					

図ト-2P設-2-3-4(8) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)

赤色線:追加·変更部



- ※3 ①保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間のダクトは第1類とする。 ②保護すべき耐震重要度分類第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上のダクトは第1類相当の支持構造物の固定を行う。
  - ③防火ダンパーの直近の支持から、火災区画境界の支持までは耐震重要度分類第1類の支持間隔とする。
  - ④上位の耐震重要度分類の機器に接続されるダクトは、直近の支持までを上位の支持間隔とする。



図ト-2 P設-2-4-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅶ(部屋排気系統))(1/4)

─№── :フィルタユニット (設備排気用)

: 撤去部 : 接続部



【凡例】

- : 既設部

- : 防火ダンパー

- : 防火ダンパー

- : 閉じ込めダンパー

- : 閉じ込め弁

\* :接続部

- : 接続部

- : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅶ(部屋排気系統))(2/4)



図ト-2P設-2-4-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VII、系統VII、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統VII(部屋排気系統))(3/4)



【凡例】
 : 既設部
 : 筋火ダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部
 : 開じ込めダンパー
 : 撤去部
 : 接続部
 - ※
 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅶ(部屋排気系統))(4/4)



: 既設部
 : 新設・移設・更新・改造部
 : 撤去部
 : 接続部
 : 技統部

・ : 防火ダンパー
・ : 閉じ込めダンパー
・ : 閉じ込め弁
・ : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(1/4)



【凡例】

: 既設部

: 筋大ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- ↓ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- □ : 閉じ込め弁

- □ : 別じ込め弁

図ト-2 P 設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(2/4)



【凡例】

: 既設部

: 訴訟・移設・更新・改造部

: 旅去部

: 接続部

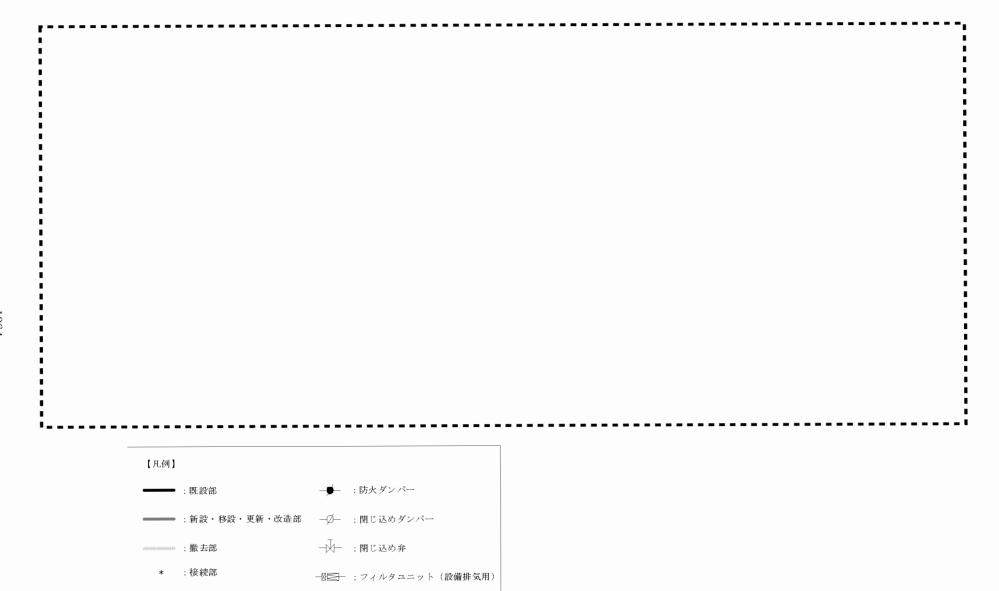
- □ : 防火ダンパー

: 閉じ込めダンパー

: 閉じ込め弁

\* : 接続部

図ト-2 P 設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(3/4)



図ト-2P設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(4/4)



【凡例】

: 既設部

: 筋大ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- □ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- □ : 閉じ込め弁

\* : 接続部

図ト-2P設-2-4-1(4) 気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、統気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統VII系統VII(給気系統))(1/3)



【凡例】

- : 既設部

- : 防火ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- ☆ : 閉じ込めダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- ☆ : 閉じ込め弁

- ポー : 別じ込め弁

図ト-2 P 設-2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系统XII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系



【凡例】

: 既設部

: 筋皮ダンパー

: 新設・移設・更新・改造部

- ☆ : 防火ダンパー

: 撤去部

\* : 接続部

- ☆ : 閉じ込めダンパー

- 別し込め弁

- ※ : 接続部

図ト-2 P 設-2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系统VII、系

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6007}	気体廃棄設備 No. 1 系統V	Ⅲ (部屋排気系統)	{6027}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)		[60.49, 9]	気体廃棄設備 №.1 系統VII	(部屋排気系統)
(6007)	排風機(307-F)		(0027)	ダクト		{6043-3}	閉じ込めダンパー(リサイ	クル運転切替用)
[coop)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	Ⅲ (局所排気系統)	{6034}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ	(部屋排気系統)	{6044}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ	(局所排気系統)
{6008}	排風機(308-F)		(0034)	閉じ込め弁			閉じ込めダンパー	
(COLE)	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII(部屋排気系統)		(conf.)	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ	(局所排気系統)	[CO4E 4]	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ、	系統Ⅷ(給気系統)
{6015}	フィルタユニット(FU	-407)	{6035}	閉じ込め弁		{6045-4}	閉じ込めダンパー	
[6016]	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	Ⅲ (局所排気系統)	{6036-4}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ》	系統VⅢ(給気系統)	{6046-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系	系統Ⅷ(給気系統)
{6016}	フィルタユニット(FU	-408)	{0030-4}	閉じ込め弁			給気ユニット(204AC)	
{6019}	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	Ⅲ (局所排気系統)	{6043}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ	(部屋排気系統)	{6047-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系	系統 <b>Ⅷ</b> (給気系統)
{6019}	フィルタユニット(設	備排気用)	(0043)	閉じ込めダンパー		{0047-4}	ダクト	
(anga)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	Ⅲ(部屋排気系統)	{6043-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ	(部屋排気系統)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー	
{6026}	ダクト		10043-23	閉じ込めダンパー(ワン	スルー運転切替用)	[OU40]	茶心以間   別八クマハー	

管理番号	名称	{6019} フィルタユ ニット(設備排気 用) への接続	備考
{2044}	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2045}	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2046}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2047}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2048}	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2050}	プレス No. 2-1	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2051}	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2052}	焙焼炉 No. 2-1 破砕装置	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2053}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2054}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2055}	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2058}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2059}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2060}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2061}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2062}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2063}	有軌道搬送装置	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2064}	連続焼結炉 No. 2-1	_	_
{2065}	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2066}	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

(1/2)

管理番号	名称	{6019}フィルタユニット(設備排気用)への接続	備考
{2067}	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2068}	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2069}	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2070}	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2071}	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2072}	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2073}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2074}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2075}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2076}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2077}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2078}	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2079}	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2080}	ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2081}	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3025}	ペレット検査装置 No. 5	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3026}	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3027}	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3028}	燃料棒解体装置 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

図ト-2 P設-2-4-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、糸気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器−覧表)

(2/2)

: 耐震重要度分類第1類 - → : 防火ダンパー

: 耐震重要度分類第2類 ───── : 閉じ込めダンパー

: 耐震重要度分類第3類 - : 閉じ込め弁

図ト-2 P設-2-4-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII (部屋排気系統)) (1/4)



図ト-2 P設-2-4-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、糸気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII (部屋排気系統)) (2/4)

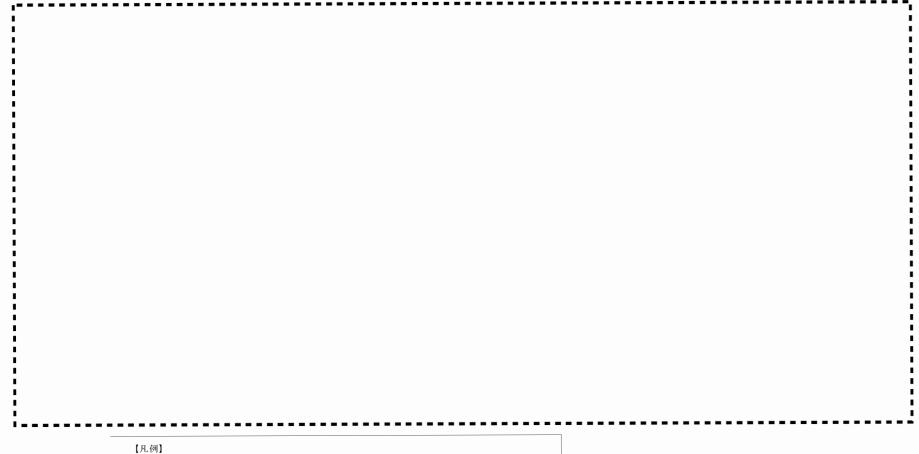
----- : 耐震重要度分類第1類 ------ : 防火ダンパー

:耐震重要度分類第2類 一一 : 閉じ込めダンパー

:耐震重要度分類第3類 一一 :閉じ込め弁

-№ :フィルタユニット(設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII (部屋排気系統)) (3/4)



→ トラー :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (7) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII (部屋排気系統)) (4/4)

-----: 耐震重要度分類第1類 -∳- : 防火ダンパー

: 耐震重要度分類第2類 - - : 閉じ込めダンパー

: 耐震重要度分類第3類 - : 閉じ込め弁

- : フィルタユニット (設備排気用)

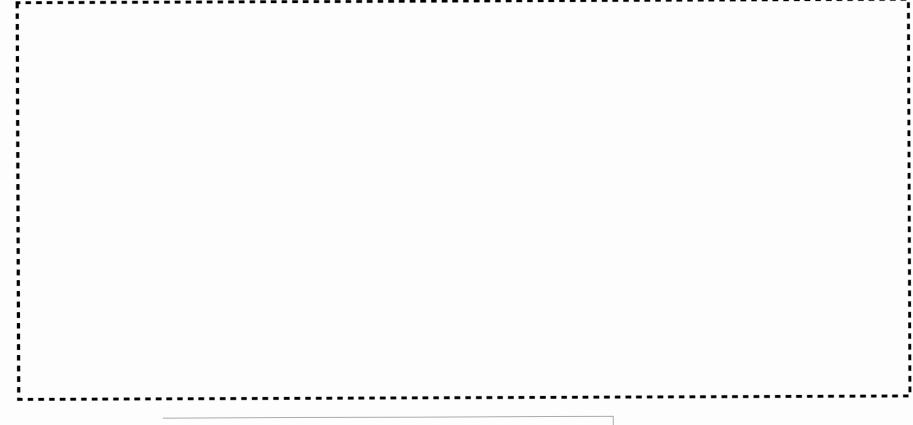
図ト-2 P設-2-4-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VIII (局所排気系統)) (1/4)

図ト-2P設-2-4-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VIII (局所排気系統)) (2/4)

-----: 計震重要度分類第1類 - ━---: 防火ダンパー

-№≦→ :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VIII (局所排気系統)) (3/4)



図ト-2 P設-2-4-1 (8) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VIII (局所排気系統)) (4/4)

: 耐震重要度分類第1類 - - : 防火ダンパー

: 耐震重要度分類第2類 - 一 : 閉じ込めダンパー

: 耐震重要度分類第3類 - 円 : 閉じ込め弁

──── :フィルタユニット (設備排気用)

図ト-2 P設-2-4-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 統気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII系統VIII (給気系統)) (1/3)



図ト-2 P設-2-4-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII系統VIII (給気系統)) (2/3)



図ト-2 P設-2-4-1 (9) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、糸気系統) の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統VII系統VIII (給気系統)) (3/3)



図ト-2P設-2-4-2(1) 気体廃棄設備 No.1系統VII(部屋排気系統) 排風機(307-F)



図ト-2P設-2-4-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)



図ト-2P設-2-4-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統VII(部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (1/2)



図ト-2P設-2-4-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統VII(部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (2/2)



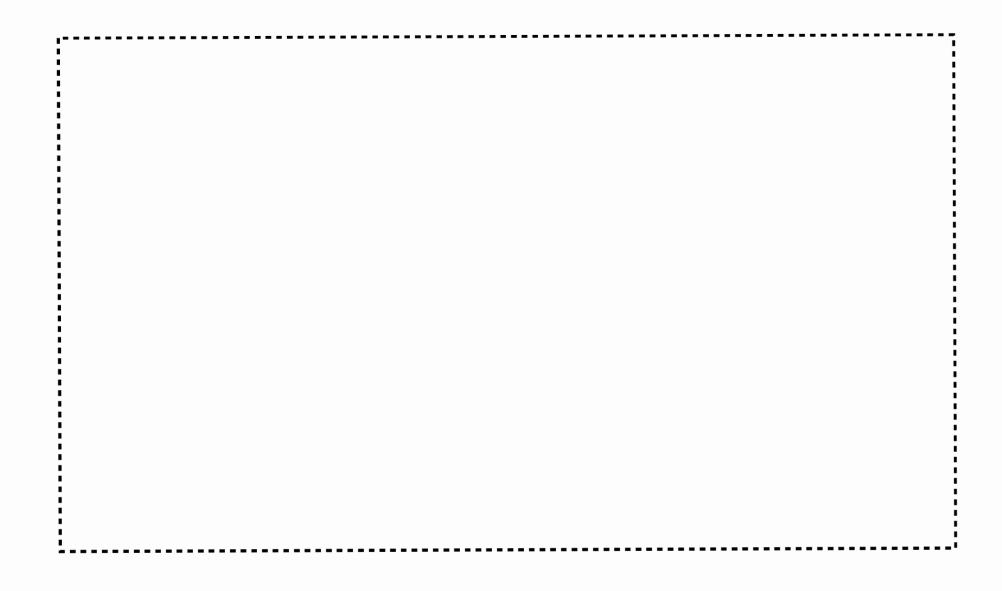
図ト-2 P設-2-4-2 (4) 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (1 / 2)



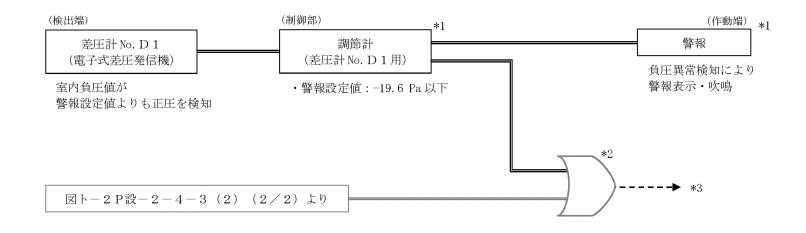
図ト-2P設-2-4-2(4) 気体廃棄設備 No.1系統VII(局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (2/2)



図ト-2P設-2-4-2 (5) 気体廃棄設備 No.1系統VII系統VII(給気系統) 給気ユニット (204AC)



図ト-2P設-2-4-3(1) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計(配置図)(2/2)



\*1:負圧制御盤D 1

\*2: 負圧異常警報を負圧制御盤D1に集約

\*3:警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

管理番号 設備・機器名称 機器名6048-4 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ系統Ⅶ) 差圧計

図ト-2P設-2-4-3(2) 気体廃棄設備 No.1系統VII系統VII 差圧計(警報信号系統図)(1/2)

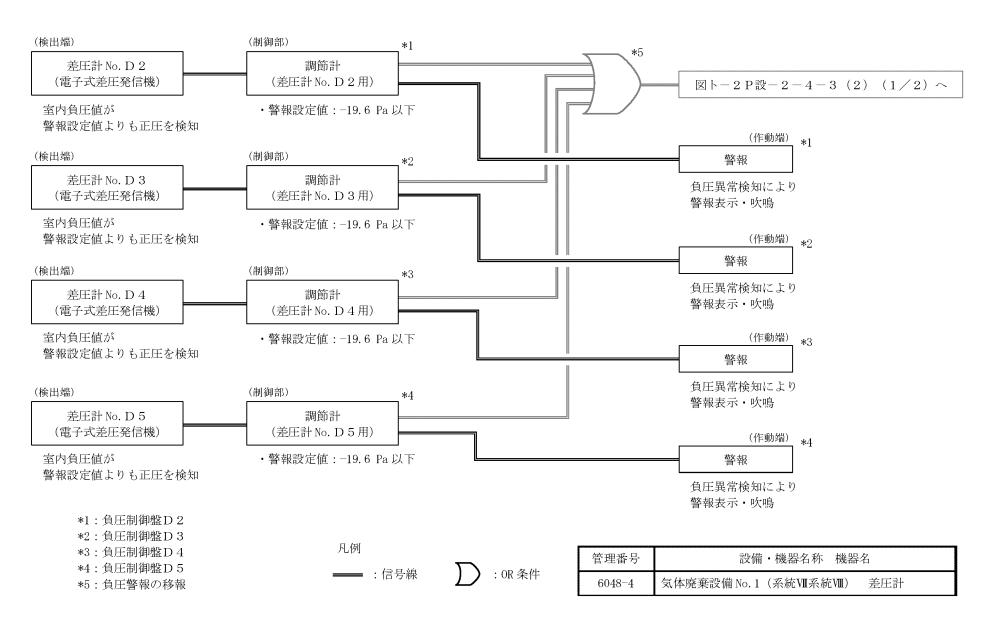
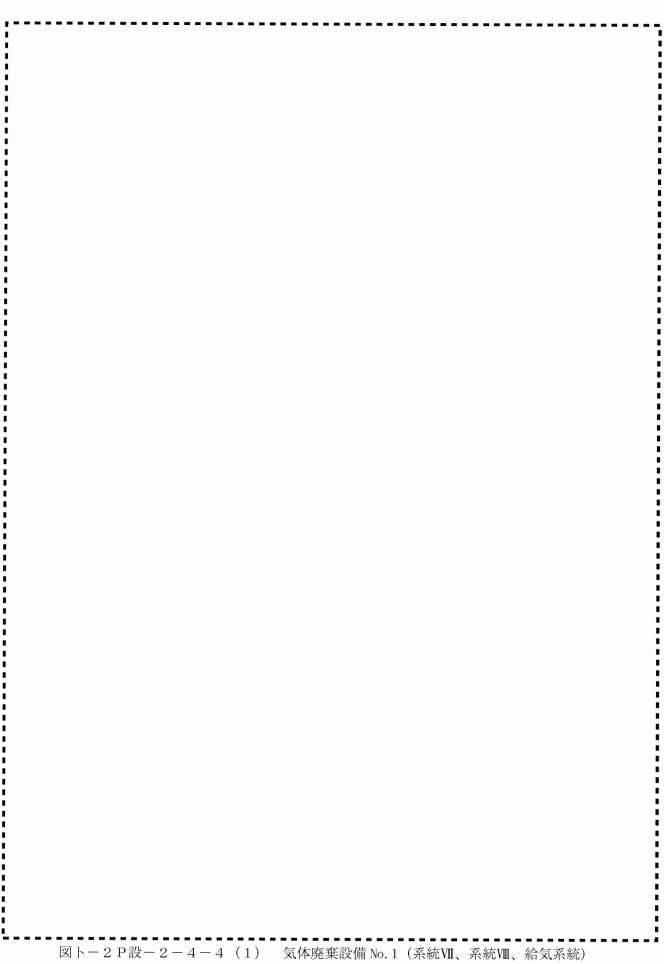


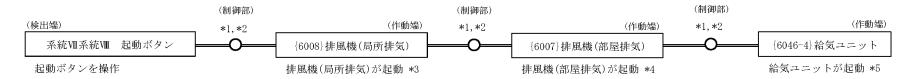
図 ト - 2 P 設 - 2 - 4 - 3 (2) 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅵ 系統 Ⅵ 差圧計(警報信号系統図)(2 / 2)

赤色線:追加•変更部

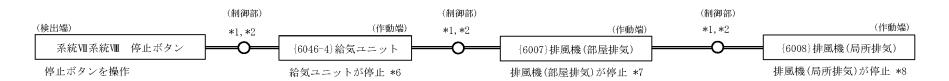


図トー2P設−2−4−4(1) 気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VII、糸気系統) 送排風機の起動停止時(配置図)

### 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 起動時



# 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 停止時



\*1 :メカニカルリレー

\*2 : (6048-8)制御盤

\*3 : 起動条件 送排風機起動信号検知

\*4 : 起動条件 {6008} 排風機の起動信号検知及び{6044} 閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2P設-2-4-4(6)参照)

\*5 : 起動条件 {6007}排風機の起動信号検知、{6043}閉じ込めダンパーの開動作検知及び{6043-2}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-2 P設-2-4-4 (6) 参照)

\*6 : 停止条件 送排風機停止信号検知

\*7: 停止条件 {6046-4} 給気ユニットの停止信号検知

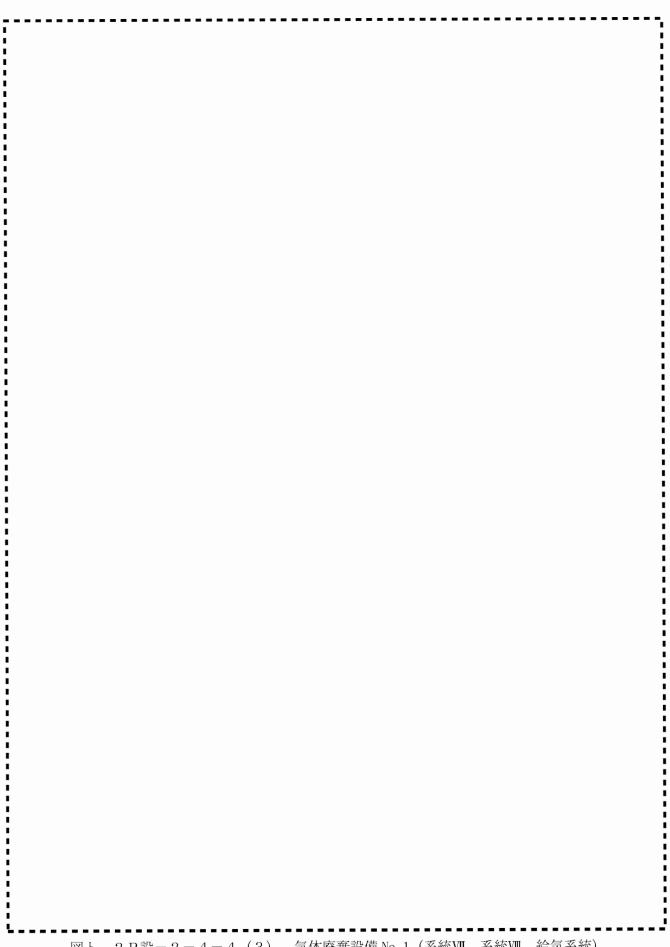
\*8 : 停止条件 {6007}排風機の停止信号検知

凡例

----: : 信号線

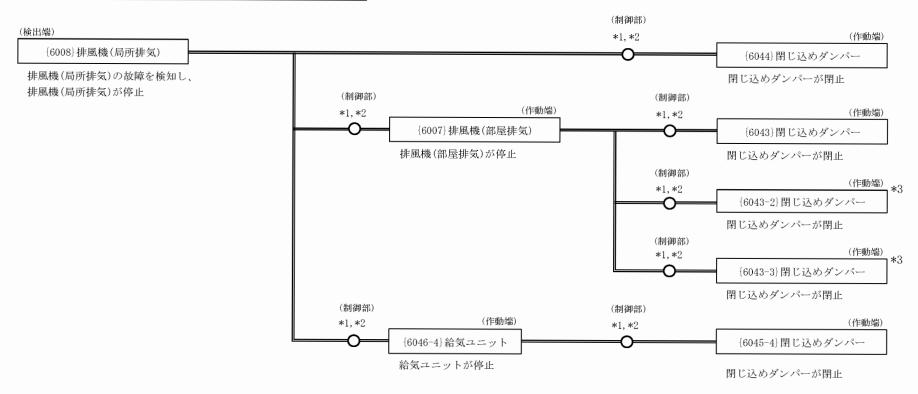
管理番号	設備・機器名称
6007	気体廃棄設備 №.1 系統VII(部屋排気系統) 排風機 (307-F)
6008	気体廃棄設備 №.1 系統 <b>Ⅲ</b> (局所排気系統) 排風機 (308-F)
6046-4	気体廃棄設備 №.1 系統Ⅷ系統Ⅷ(給気系統)  給気ユニット(204AC)

図トー2P設-2-4-4(2) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)



図ト-2 P設-2-4-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統) 送排風機異常時(配置図)

# 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 送排風機異常時



凡例

**---**:信号線

\*1:メカニカルリレー\*2:(6048-8)制御盤

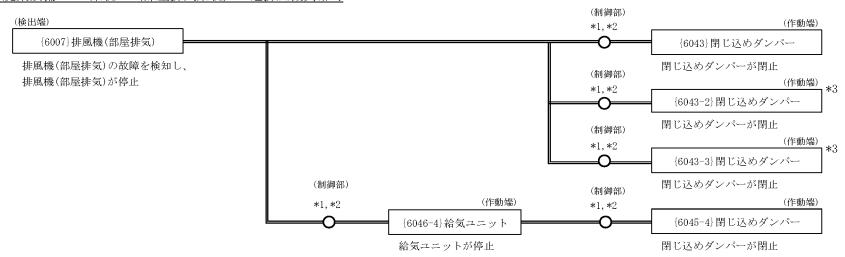
\*3: (6043-2) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 及び (6043-3) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) は 切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

管理番号	設備・機器名称		
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(部屋排気系統) 排風機 (307-F)		
6008	気体廃棄設備 №.1 系統VII(局所排気系統) 排風機 (308-F)		
6043	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー		
6044	気体廃棄設備 No. 1 系統 <b>WII</b> (局所排気系統) 閉じ込めダンパー		
6043-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)		
6043-3	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)		
6045-4	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー		
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統)給気ユニット(204AC)		

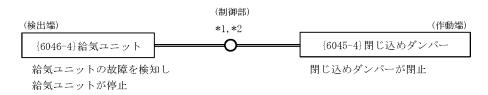
図ト-2P設-2-4-4(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅷ、系統Ⅷ、糸気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)

(1/2)

#### 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 送排風機異常時



## 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット異常時



凡例

**----** :信号線

\*1:メカニカルリレー

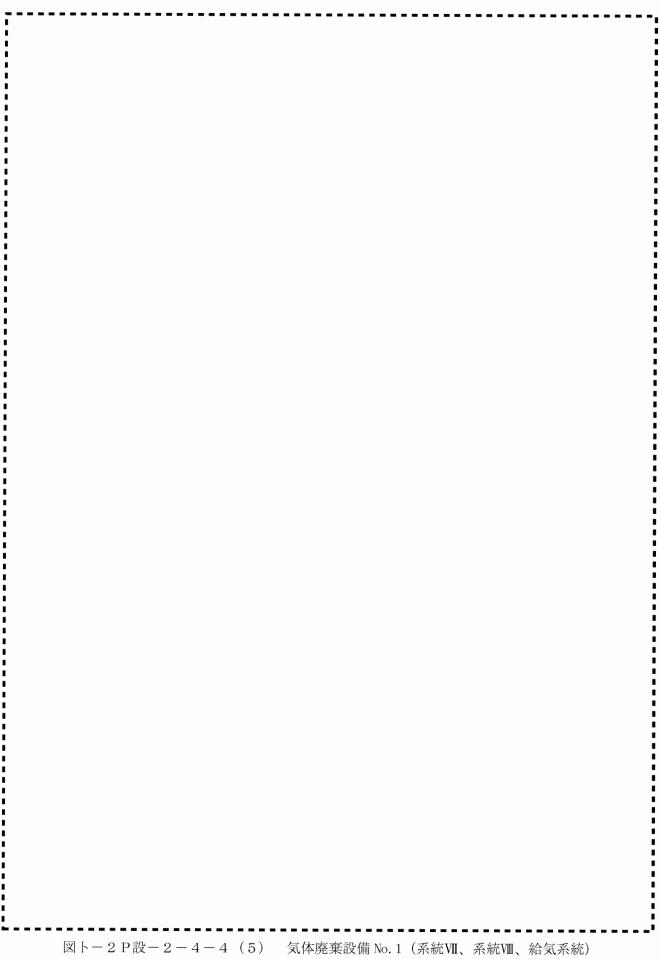
\*2:(6048-8)制御盤

\*3: {6043-2}閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) 及び {6043-3}閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) は 切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

管理番号	設備・機器名称	
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(部屋排気系統) 排風機 (307-F)	
6043	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	
6043-2	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)	
6043-3	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)	
6045-4	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ系統Ⅷ(給気系統) 閉じ込めダンパー	
6046-4	気体廃棄設備 №. 1 系統 Ⅶ系統Ⅷ(給気系統)給気ユニット(204AC)	

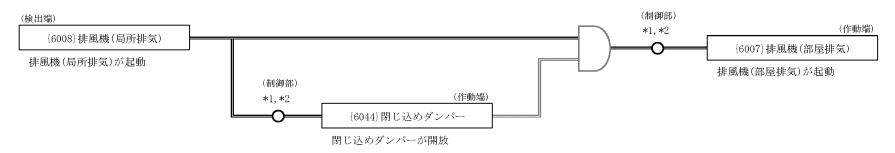
図トー2P設-2-4-4(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図)

(2/2)

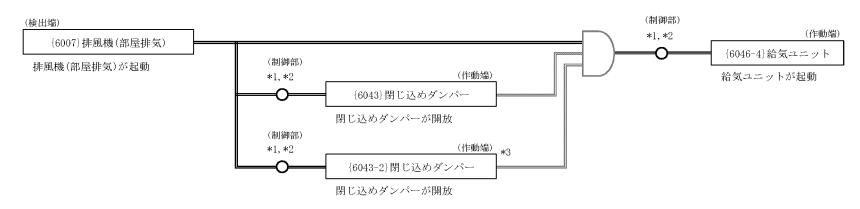


図トー2P設−2−4−4(5) 気体廃棄設備 No. 1(系統VII、系統VII、糸続気系統) ダンパー開度異常時(配置図)

## 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 排風機(局所排気) 起動時



# 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



 L
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 1

 E
 2

 E
 2

 E
 3

 E
 3

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

 E
 4

\*1:メカニカルリレー\*2:(6048-8)制御盤

\*3: {6043-3} 閉じ込めダンパーは起動時に開放しない

管理番号	設備・機器名称	
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ(部屋排気系統) 排風機(307-F)	
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)	
6043	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	
6044	気体廃棄設備 No. 1 系統 🞹 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	
6043-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(部屋排気系統) 閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)	
6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ(給気系統)給気ユニット(204AC)	

図トー2P設-2-4-4(6) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図)

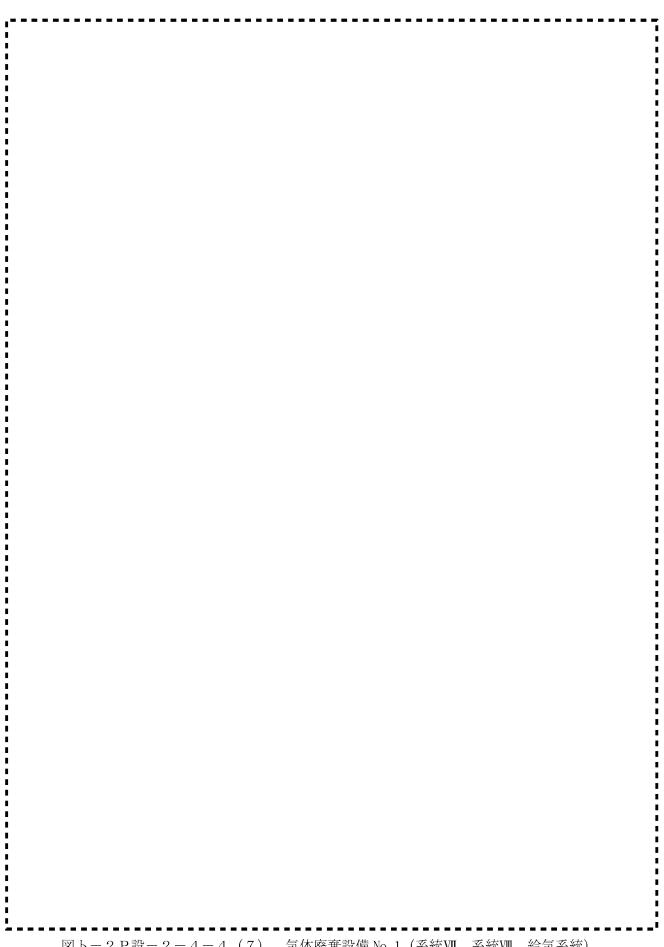
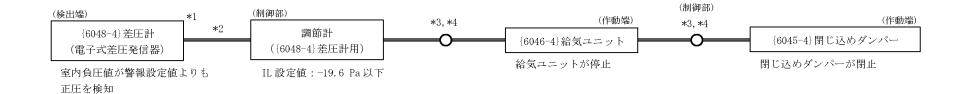


図 ト − 2 P 設 − 2 − 4 − 4 (7) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 VII、系統 VII、系統 VII、 統気系統) 室内負圧異常時(配置図)



凡例

**---** :信号線

\*1:第2-2ペレット室に設置する差圧計 No. D1 \*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

\*3:メカニカルリレー\*4:(6048-8)制御盤

管理番号	設備・機器名称	
6045-4	気体廃棄設備 No. 1 系統 WI系統 WI (給気系統) 閉じ込めダンパー	
6046-4	気体廃棄設備 No.1 系統WI系統WI(給気系統) 給気ユニット(204AC)	
6048-4	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅶ系統 Ⅷ 差圧計	

図ト-2P設-2-4-4(8) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)



図ト-2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (1/5)



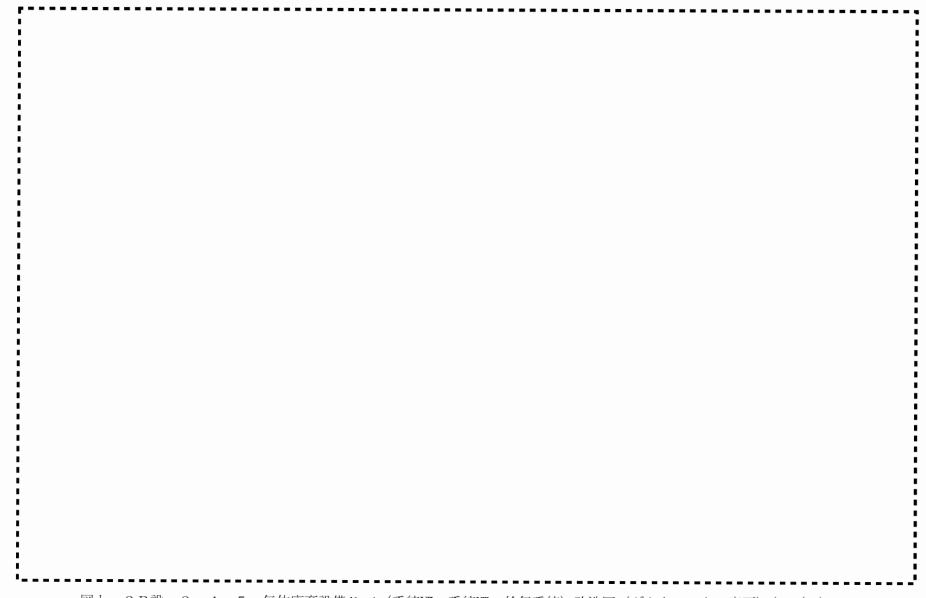
図トー2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (2/5)



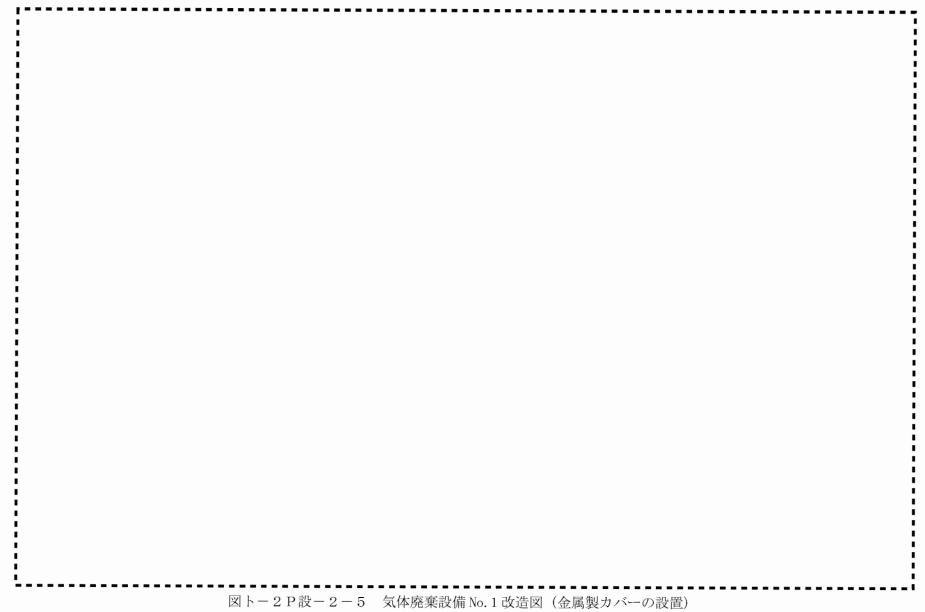
図トー2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (3/5)

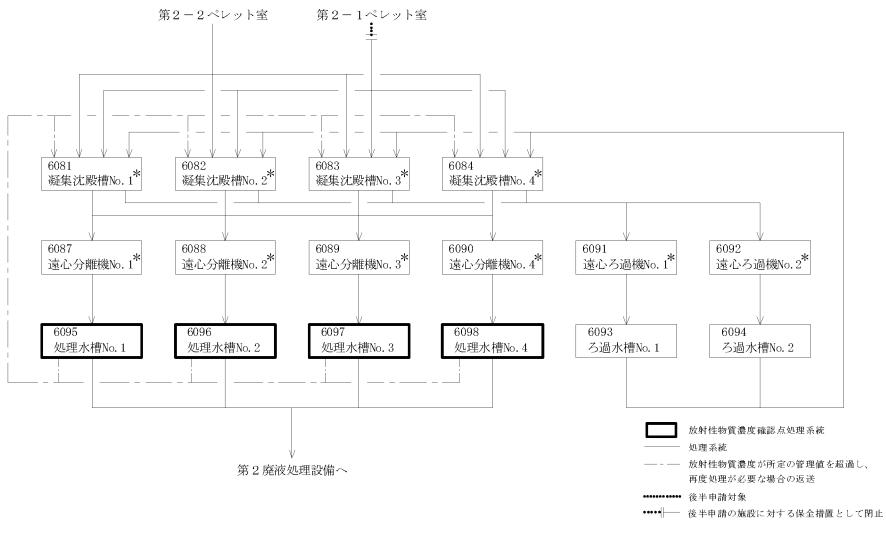


図トー2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (4/5)



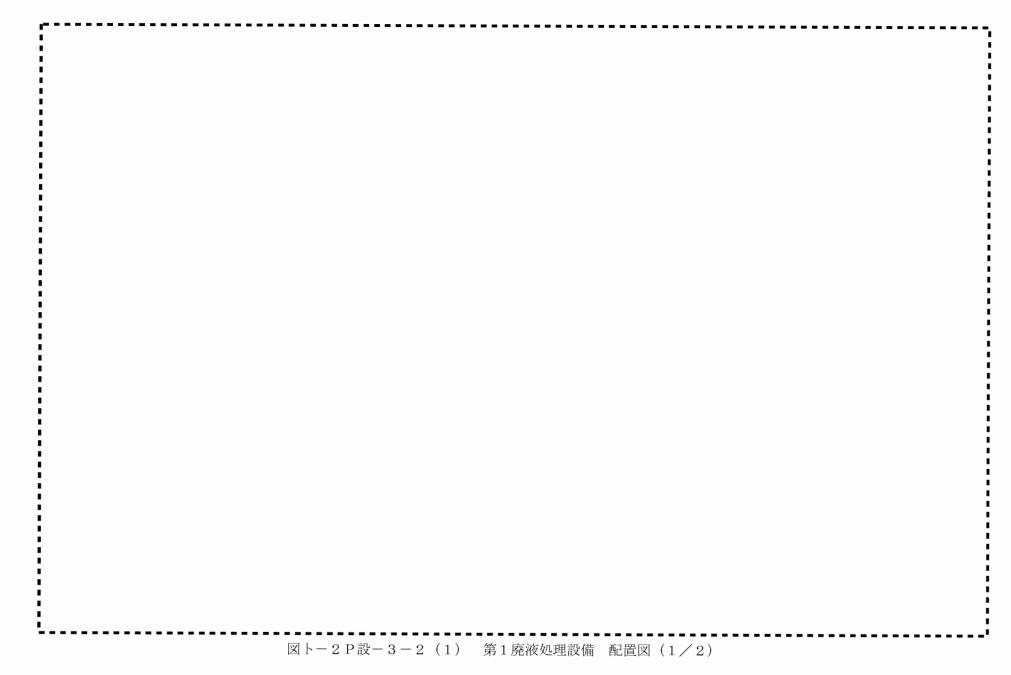
図ト-2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (ダクトルートの変更) (5/5)

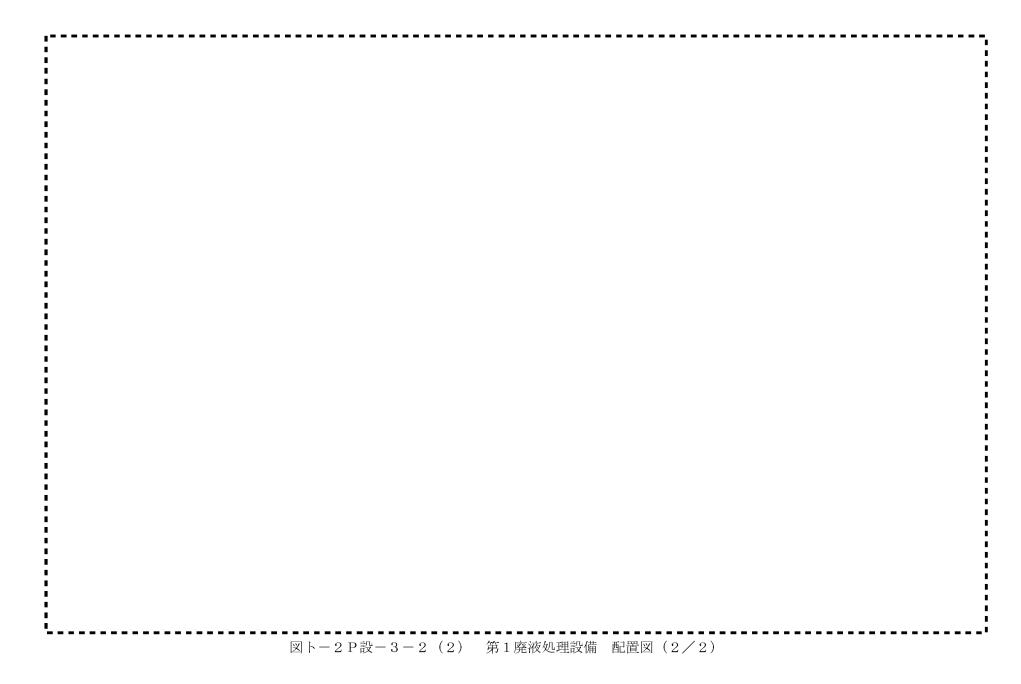


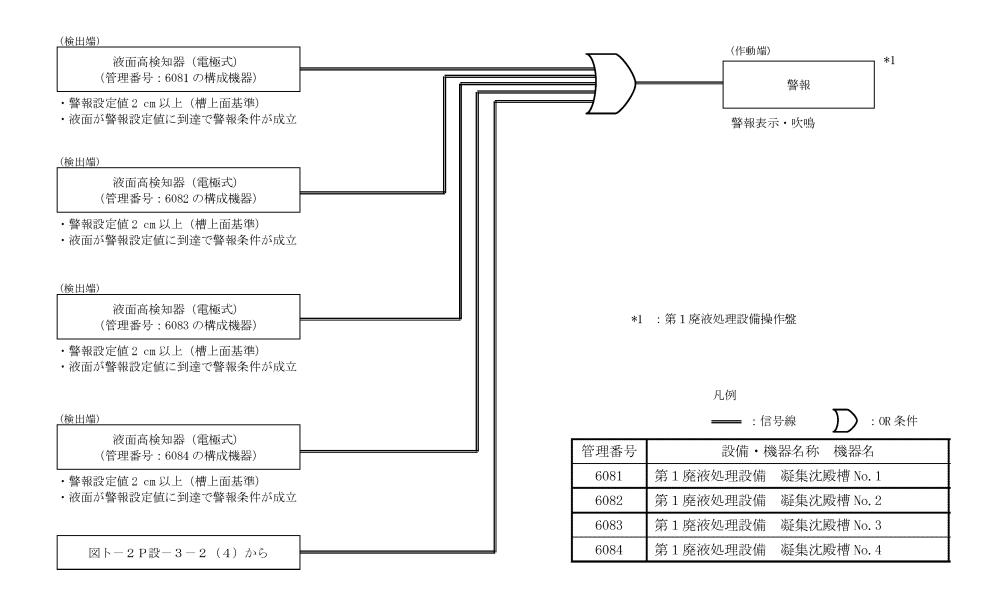


\* 発生したスラッジは容器により 乾燥または焙焼機能をもつ設備・機器 へ搬送

図ト-2 P設-3-1 第1 廃液処理設備 廃液系統図







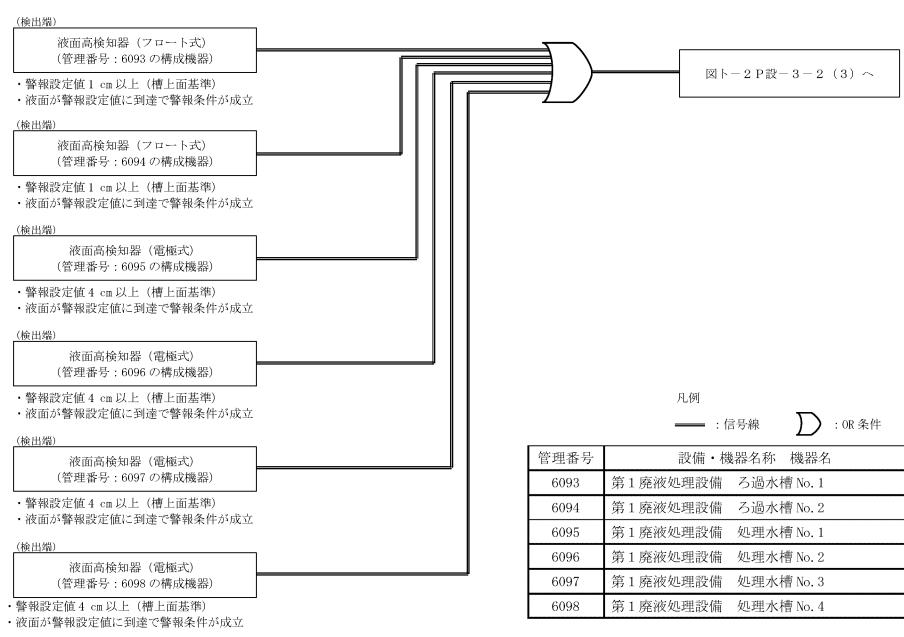


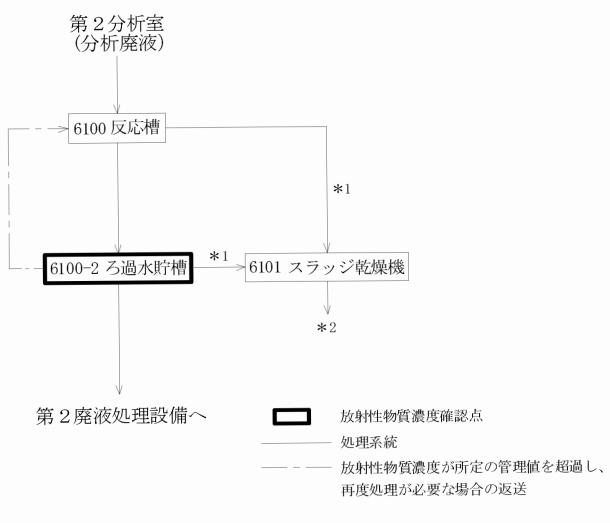
図- 2 P設- 3 - 2 (4) 第 1 廃液処理設備 配置図 (警報信号系統図) (2 / 2 )



図ト-2 P設-3-3 第1 廃液処理設備 補強詳細図

: 廃水配管({6099}第1廃液処理設備 配管): 撤去箇所: 後半申請の設備の範囲 (第2-1ペレット室側)

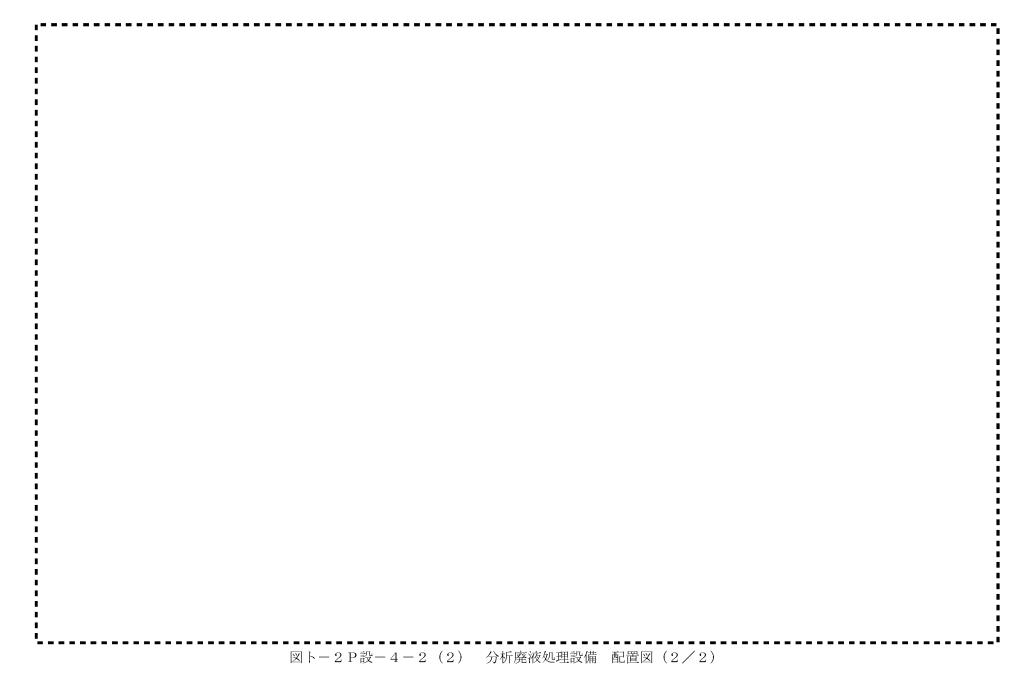
管理番号	機器名称	構成機器
2039	センタレス研削設備No. 1 研磨屑回収装置	_



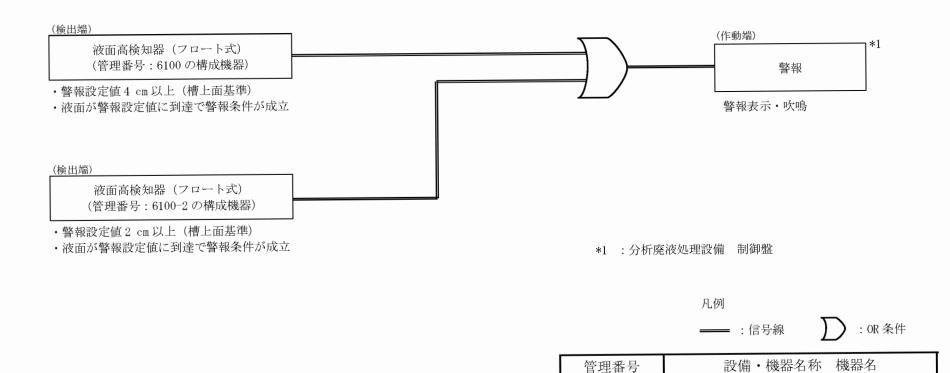
\*1 スラッジを容器により搬送 \*2 乾固物を固体廃棄物として保管廃棄

図ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 廃液系統図





赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



図ト-2P設-4-2(3) 分析廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)

分析廃液処理設備 反応槽

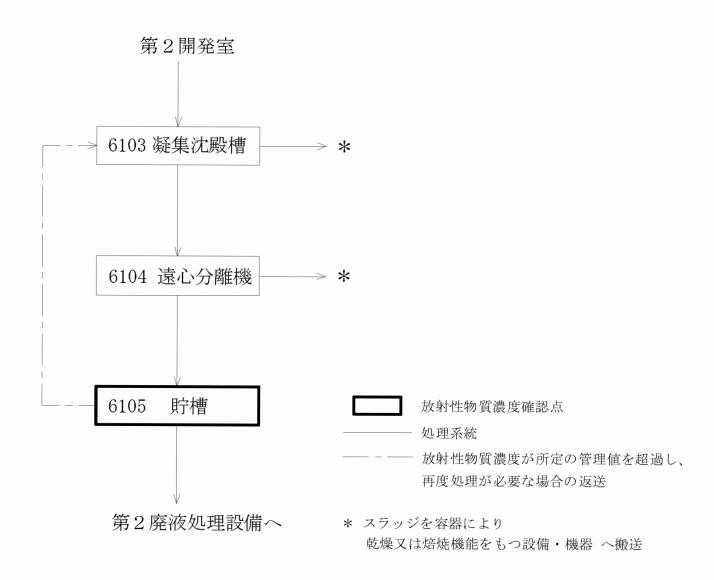
分析廃液処理設備 ろ過水貯槽

6100

6100-2



図ト-2P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機

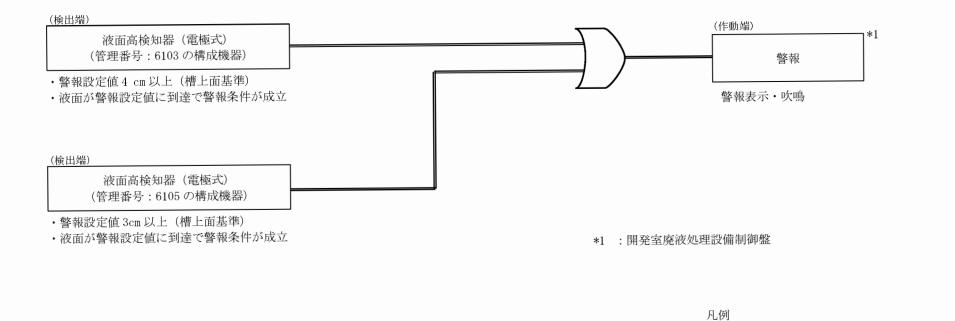


図ト-2P設-5-1 開発室廃液処理設備 廃液系統図



赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



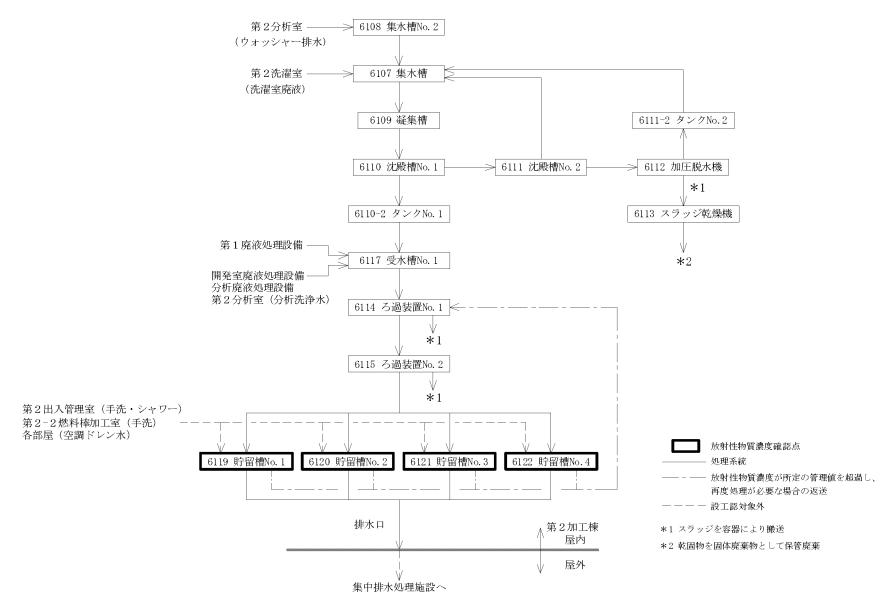


管理番号	設備・機器名称 機器名
6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽
6105	開発室廃液処理設備 貯槽

----:信号線

**)** : OR 条件

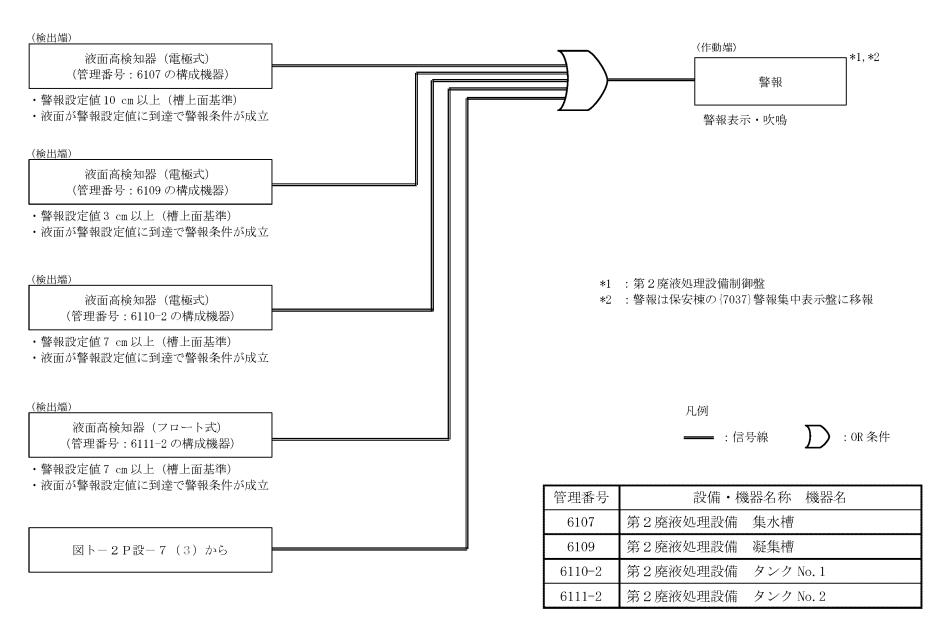
図ト-2P設-5-2(3) 開発室廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)



図ト-2 P設-6-1 第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 廃液系統図



図- 2 P設- 6 - 2 (1) 第 2廃液処理設備 配置図 (1/2)



図ト-2P設-6-2(3) 第2廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)

赤色線:追加·変更部

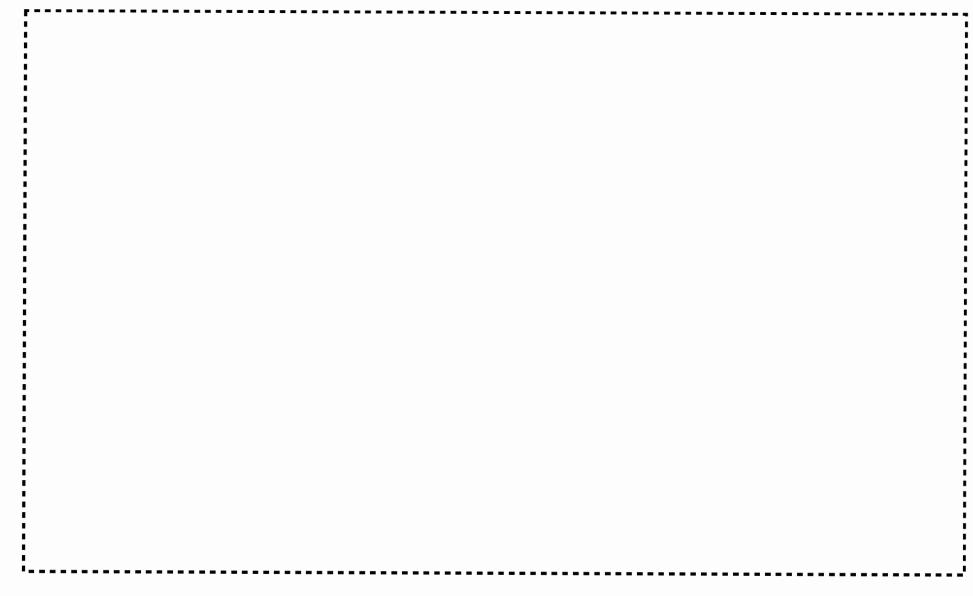


図 ト - 2 P 設 - 6 - 3 (1) 第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2



\*1 : 1 F集水槽 No. 2 警報盤

\*2 : 警報は保安棟の {7037} 警報集中表示盤に移報

凡例

--- : 信号線

管理番号	設備・機器名称 機器名
6108	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2

図ト-2P設-6-3(2) 第2廃液処理設備 集水槽 No.2(警報信号系統図)

赤色線:追加・変更部





図ト-2P設-6-5 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2



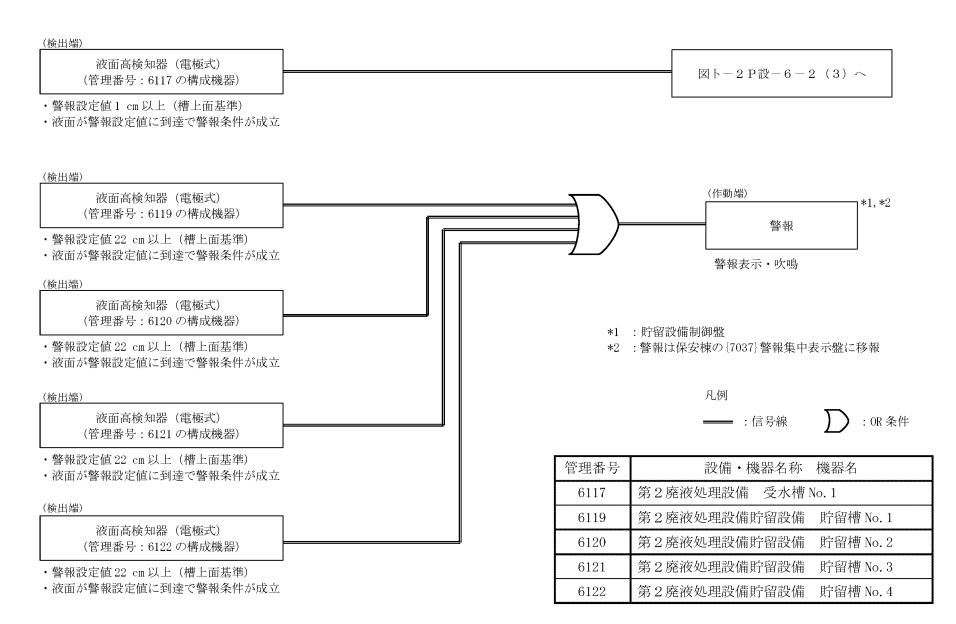
図ト-2P設-6-6 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機



図ト-2 P設-7 (1) 第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図

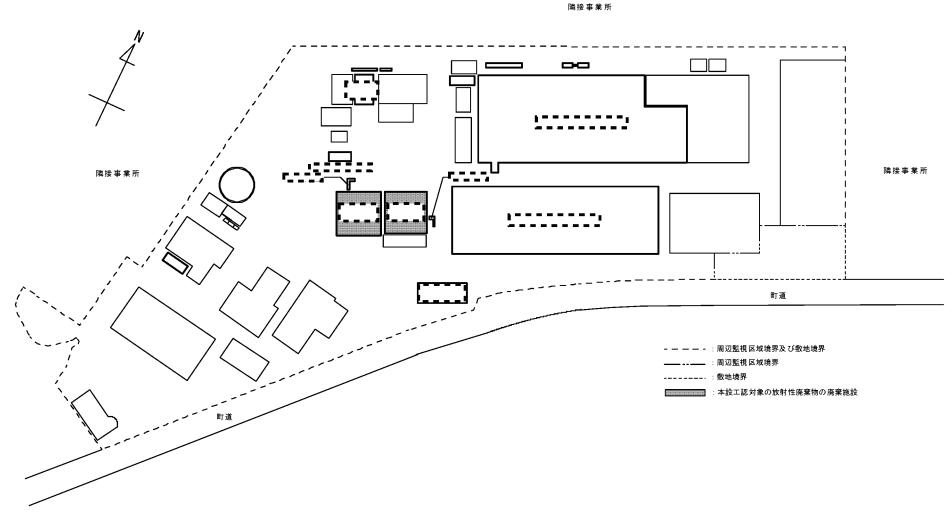


図ト-2P設-7(2) 第2廃液処理設備貯留設備 拡大図

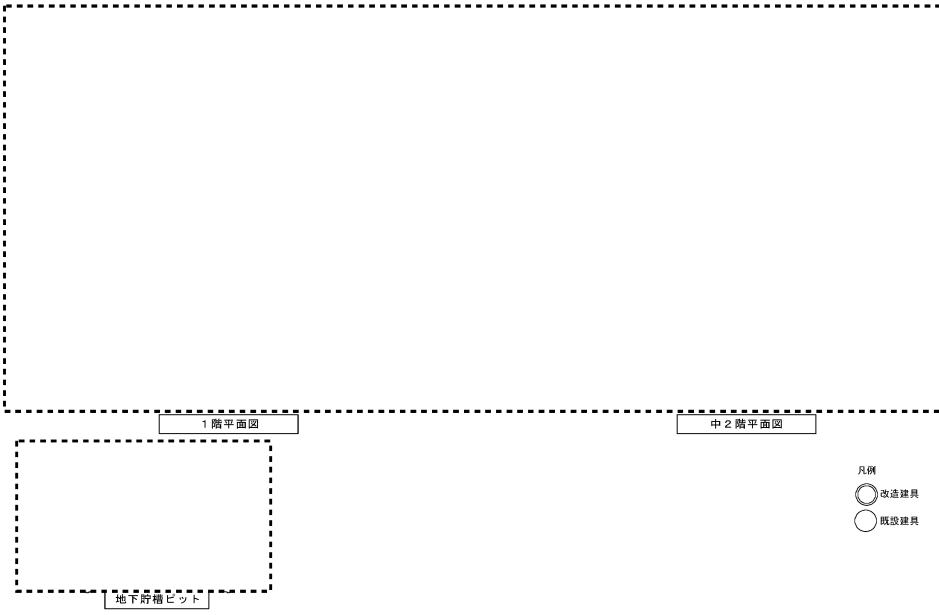


図ト-2 P設-7 (3) 第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図 (警報信号系統図)

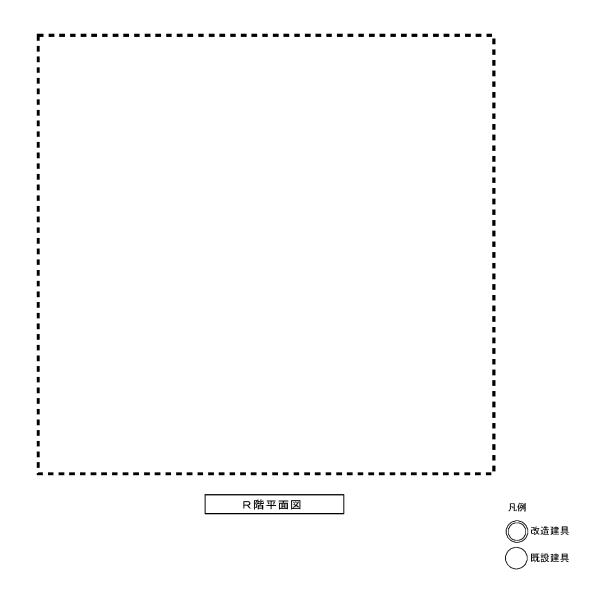
赤色線:追加·変更部



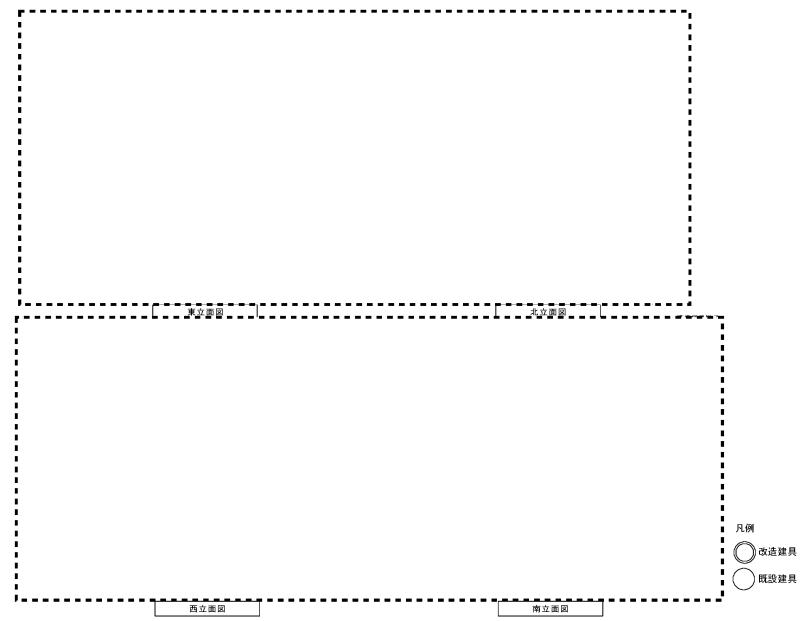
図ト-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置



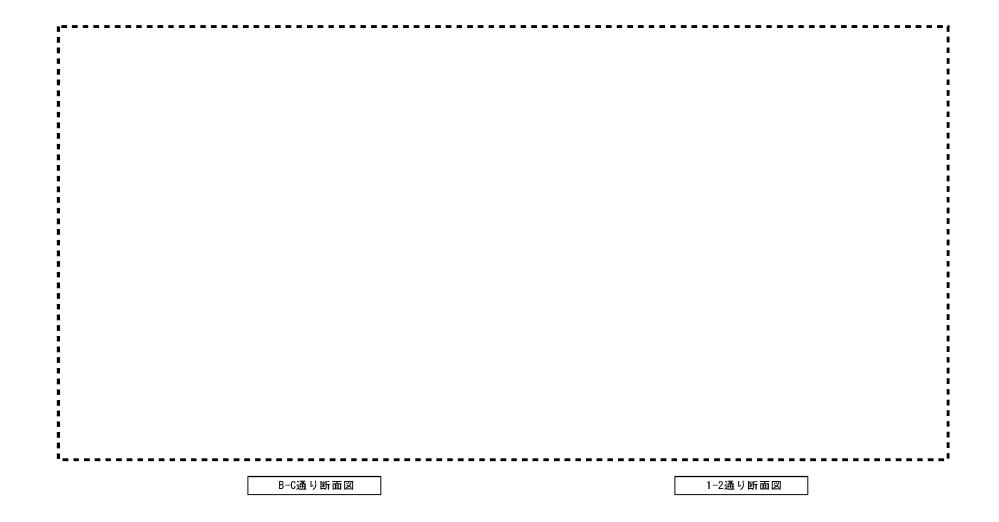
図ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 平面図(1階・中2階)

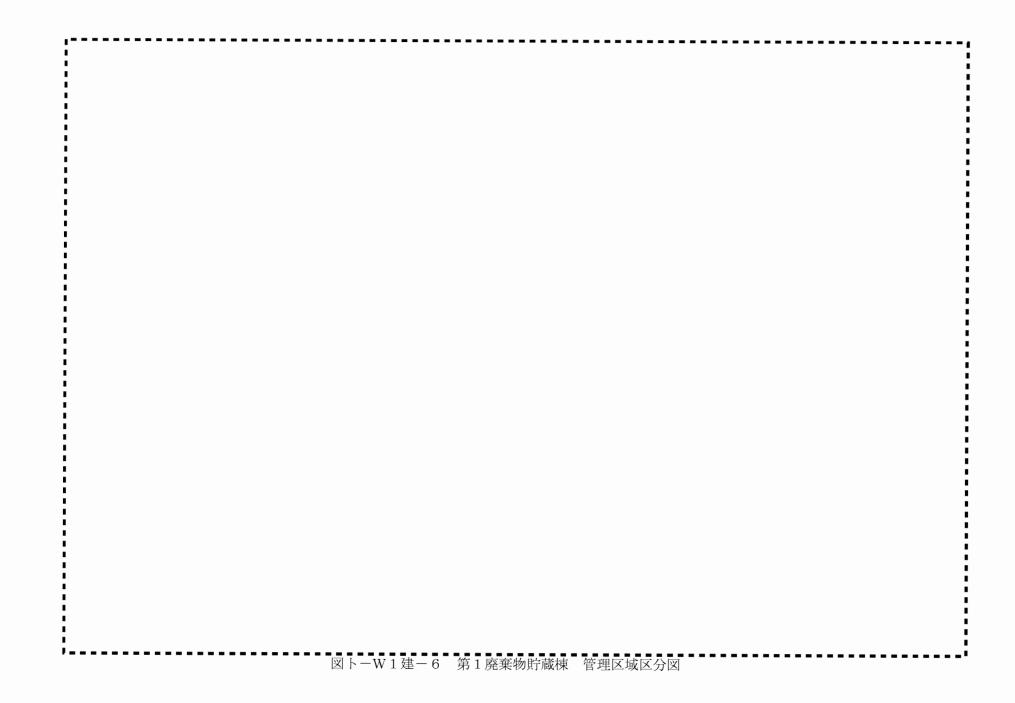


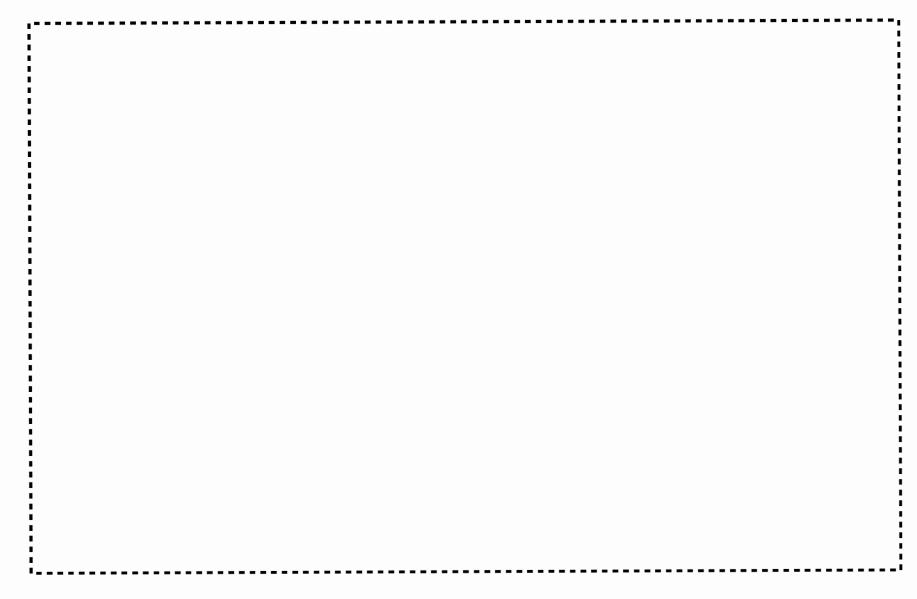
図ト-W1建-3 第1廃棄物貯蔵棟 平面図(R階)



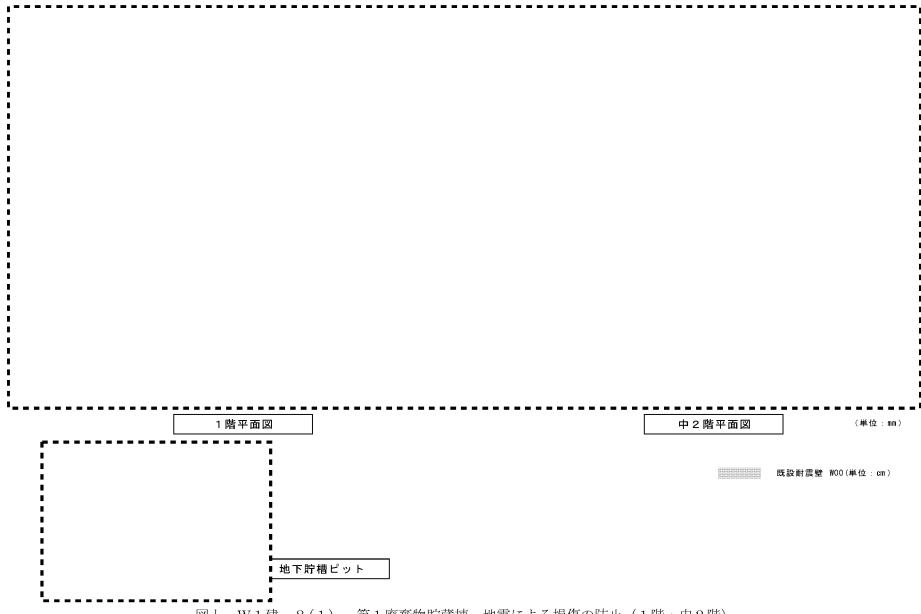
図ト-W1建-4 第1廃棄物貯蔵棟 立面図



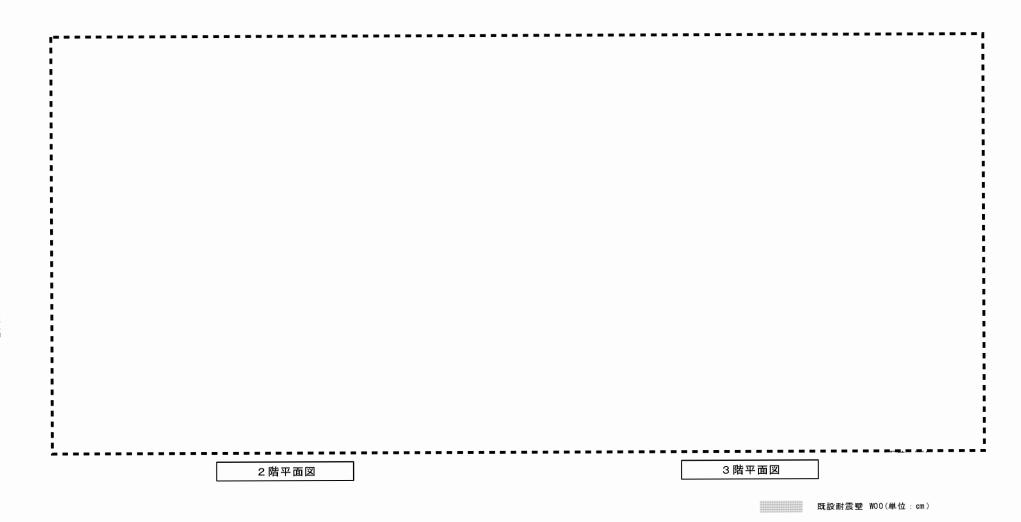


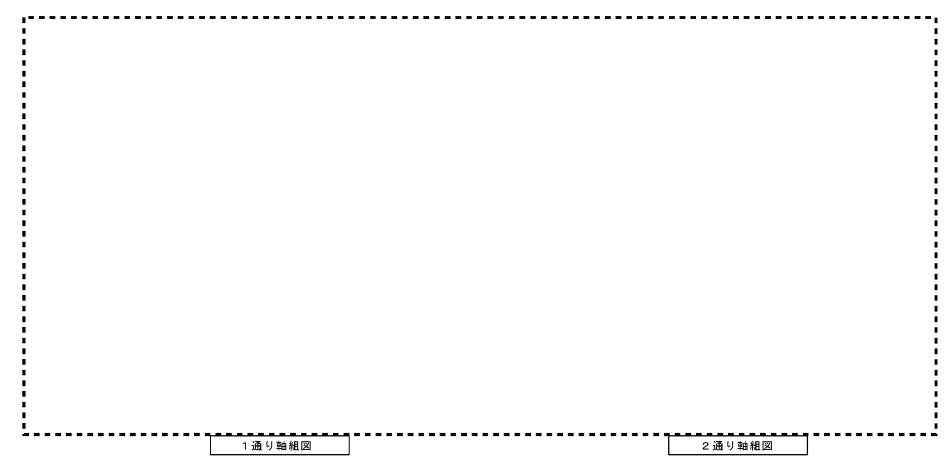


図ト-W1建-7 第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)

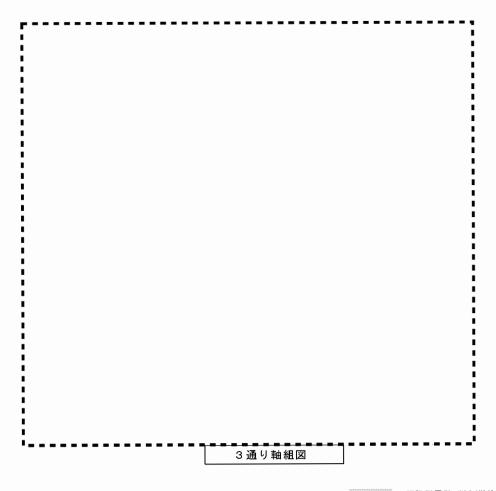


図ト-W1建-8(1) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(1階・中2階)



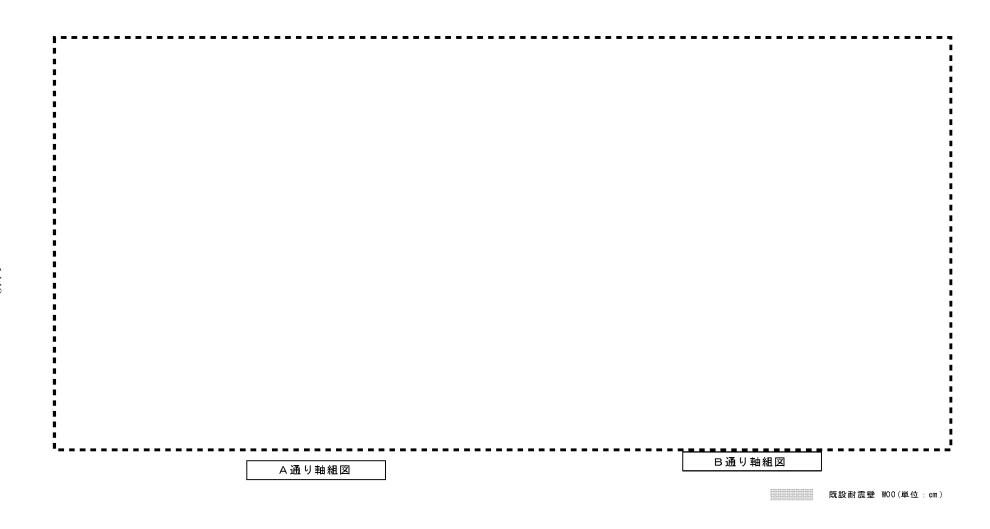


既設耐震壁 W00(単位:cm)

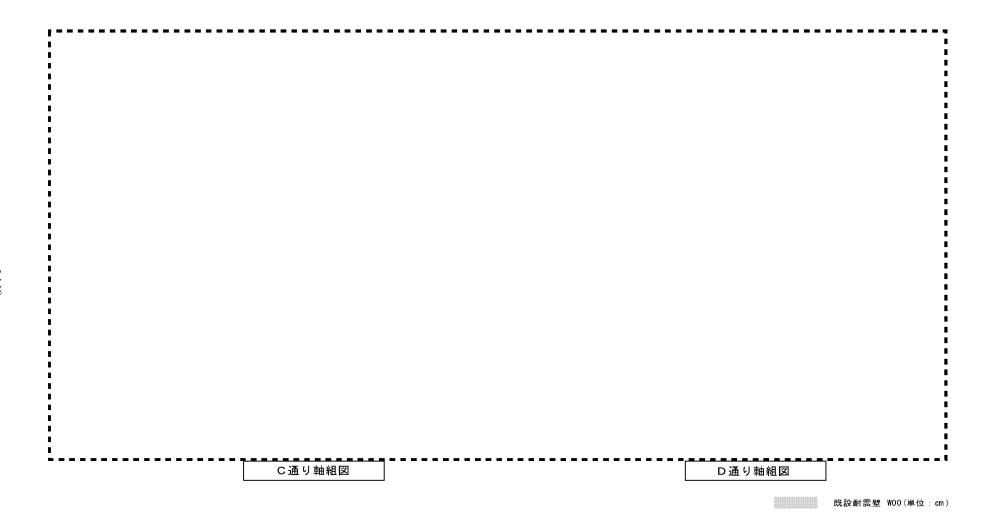


既設耐震壁 WOO(単位:cm)

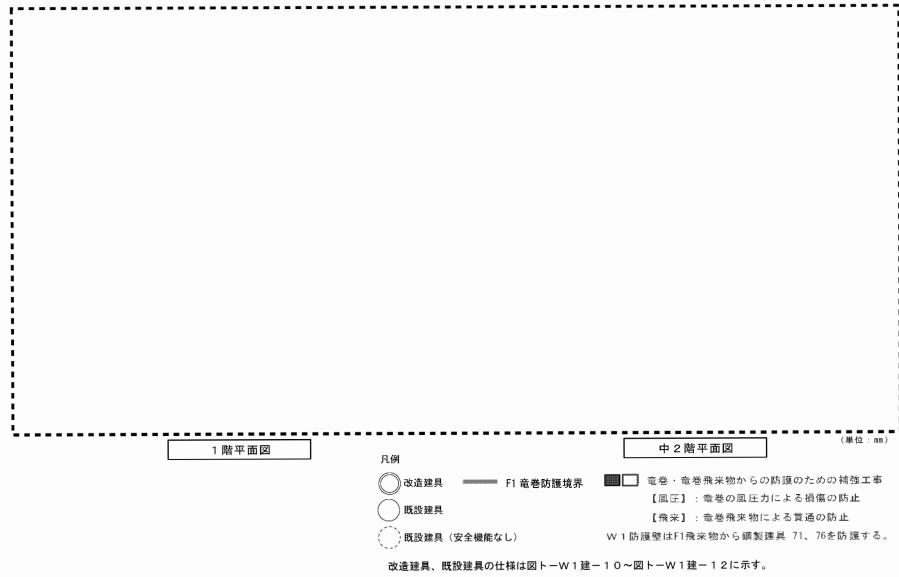
図ト-W1建-8(4) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(3通り軸組図)



図ト-W1建-8(5) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)

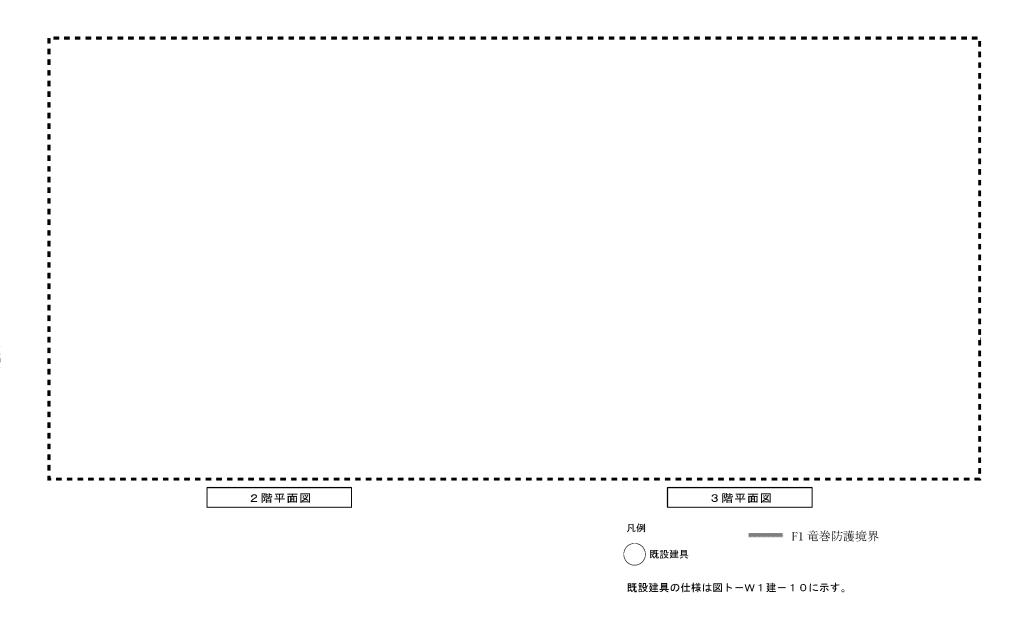


図ト-W1建-8(6) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (C通り、D通り軸組図)

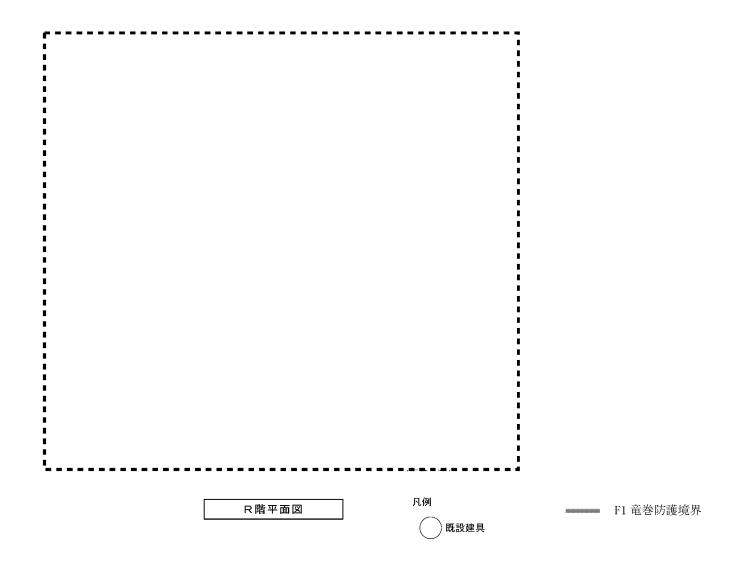


既設建具(安全機能なし)は、不燃性材料の建具とする。

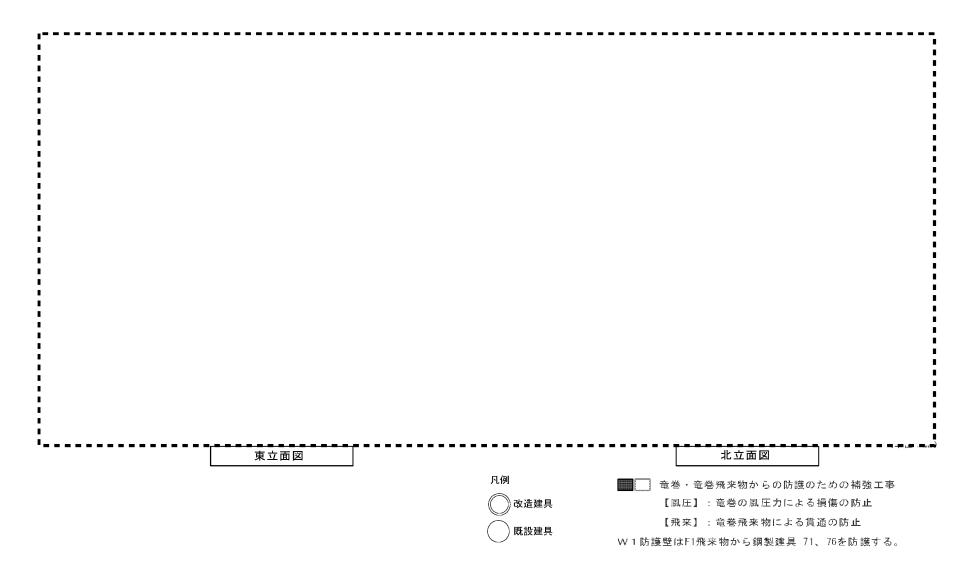
図ト-W1建-9(1) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・中2階)



図ト-W1建-9(2) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(2階・3階)

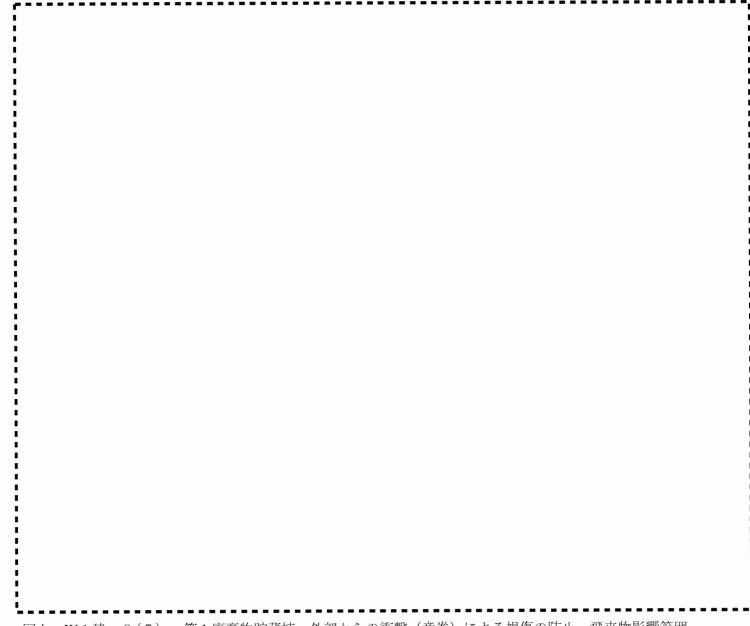


図ト-W1建-9(3) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(R階)

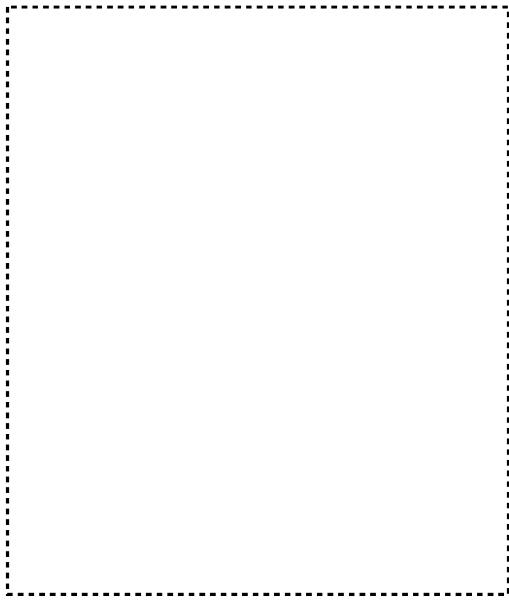


改造建具、既設建具の仕様は図トーW1建-10~図ト-W1建-12に示す。 外壁面のF1 竜巻防護境界は図ト-W1建-9(1)~図ト-W1建-9(3)の平面図を参照のこと。

図ト-W1建-9(4) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)



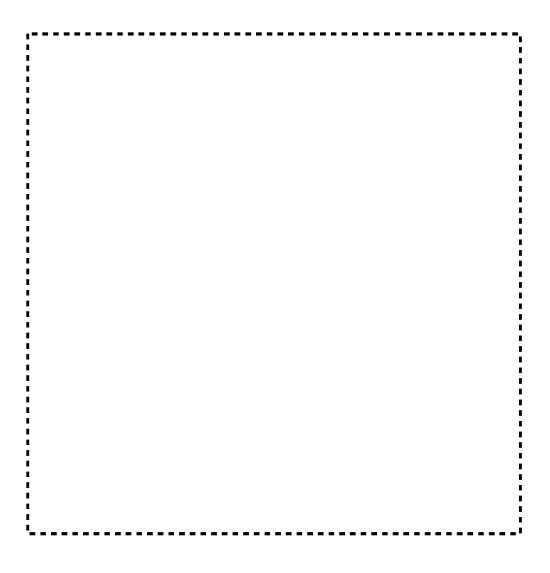
図ト-W1建-9(5) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



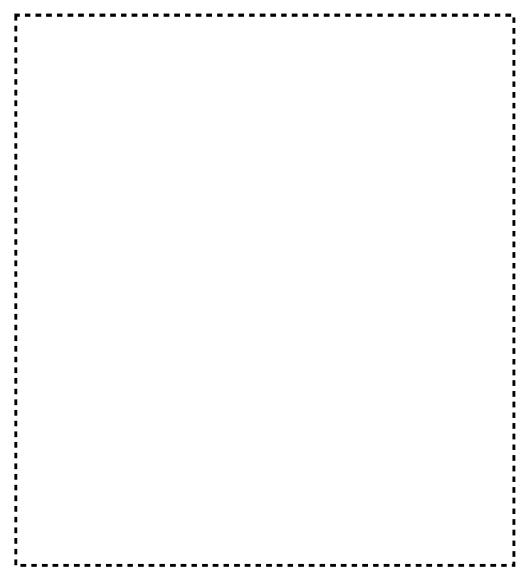
図ト-W1建-10 第1廃棄物貯蔵棟 建具表



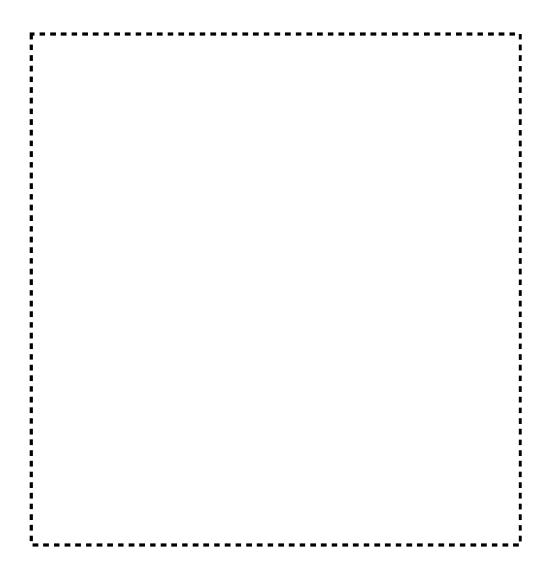
図ト-W1建-11 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図



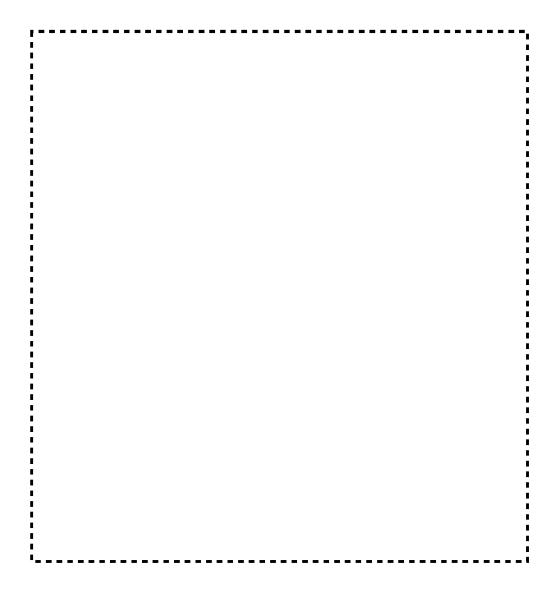
図ト-W1建-12(1) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉71)詳細図 部材表



図ト-W1建-12(2) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉76)詳細図 部材表

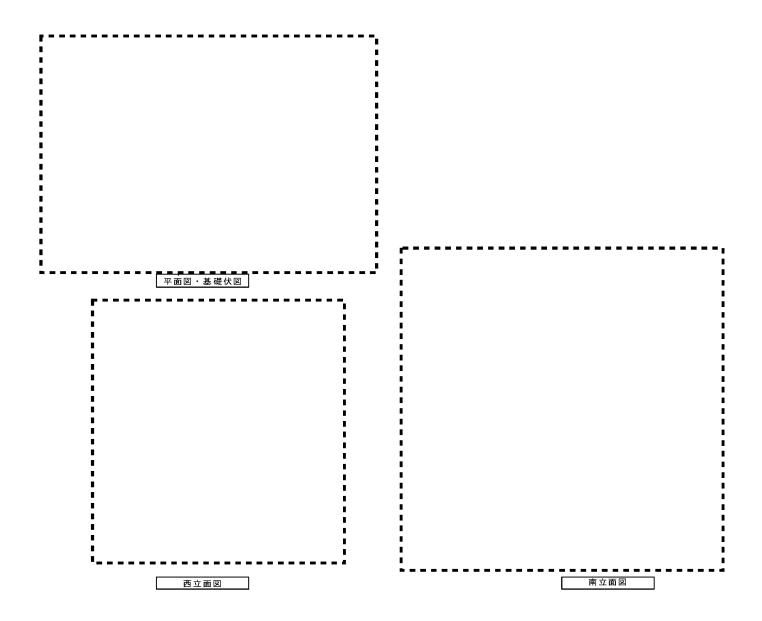


図ト-W1建-12(3) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉77)詳細図 部材表

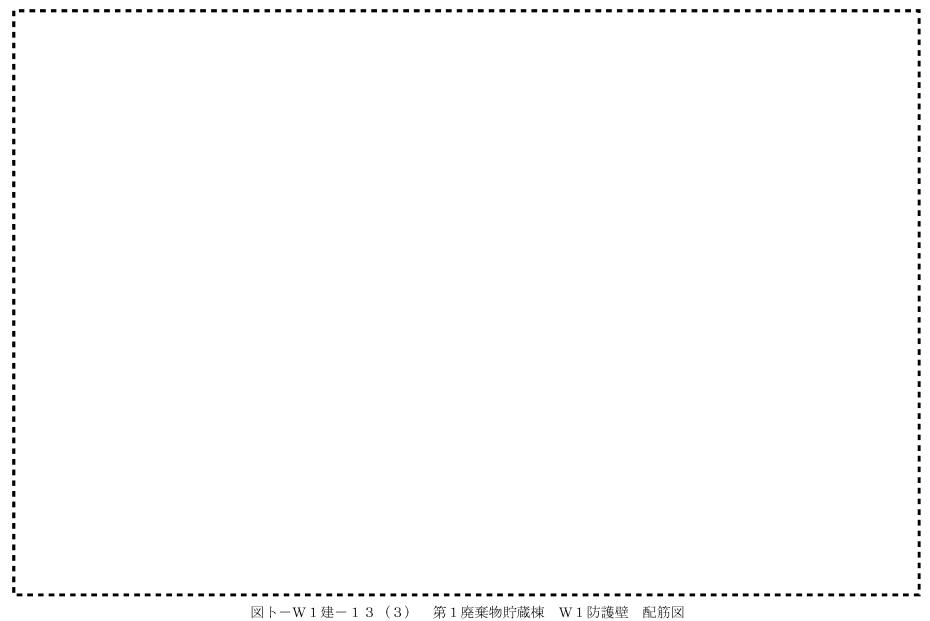


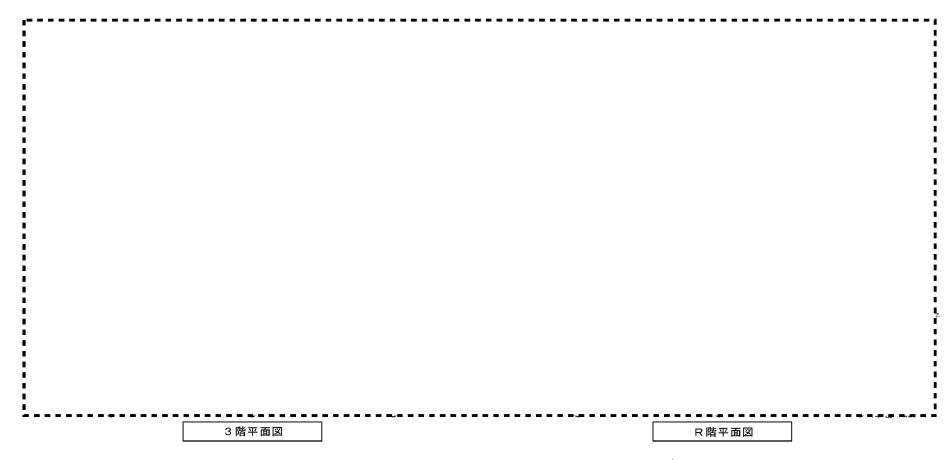
図ト-W1建-12(4) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉78)詳細図 部材表





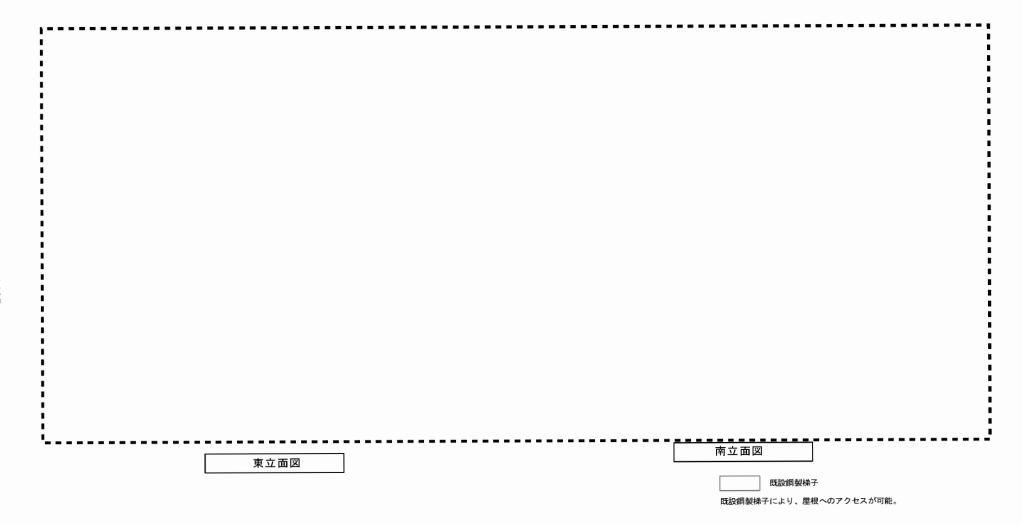
図ト-W1建-13(2) 第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図





屋根へのアクセスルート 既設鋼製梯子により、屋根へのアクセスが可能。

図ト-W1建-14(1) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(3階・R階)



図ト-W1建-14(2) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(東南立面)



図ト-W1建-15 防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置



図ト-W1建-16 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置



図ト-W1建-17 敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置



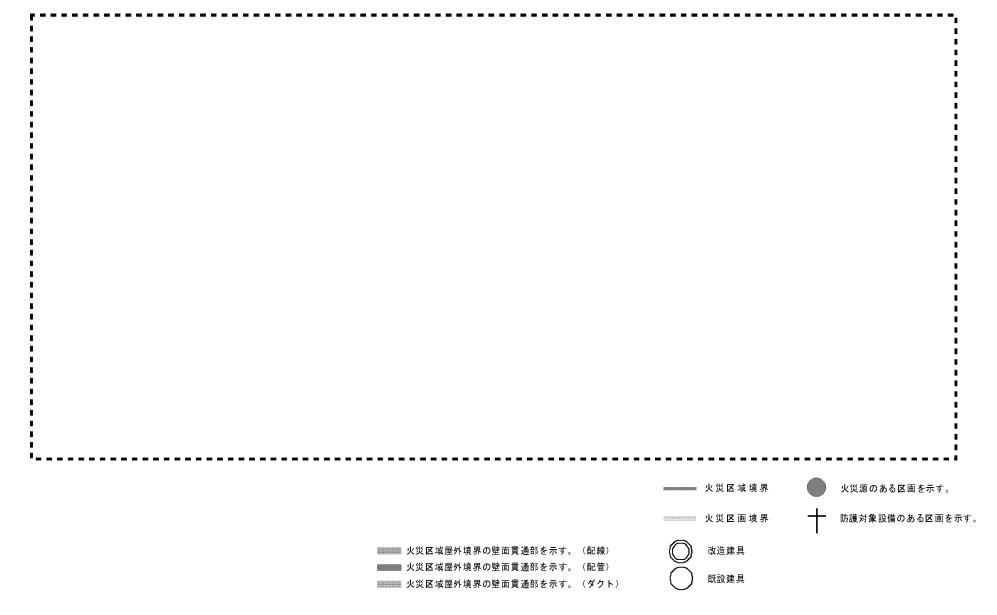
図ト-W1建-18 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置



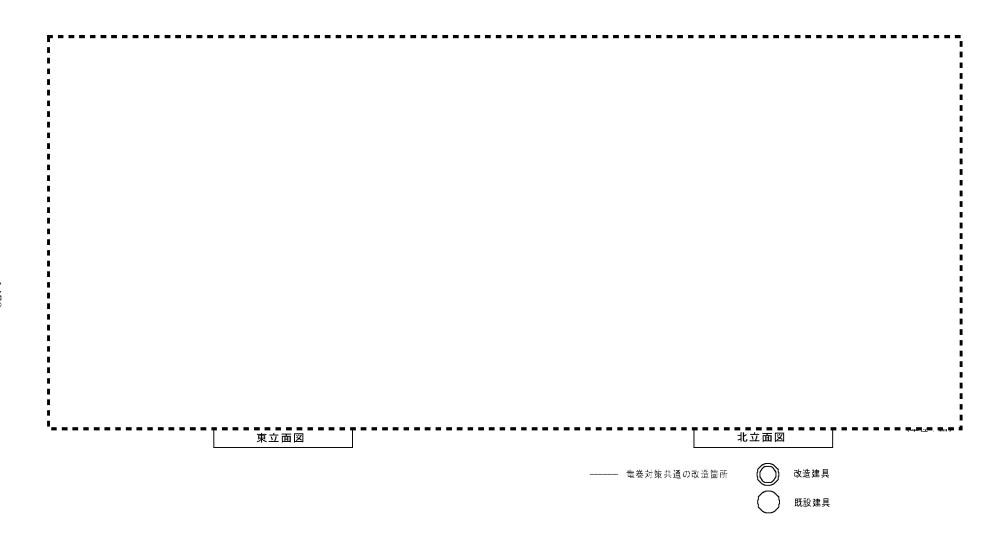
図ト-W1建-19 加工施設と町道の位置関係

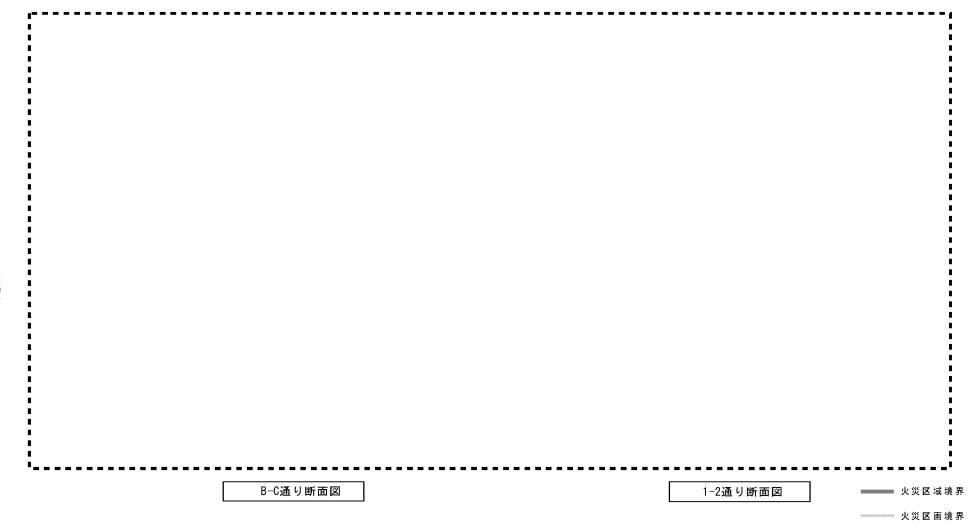


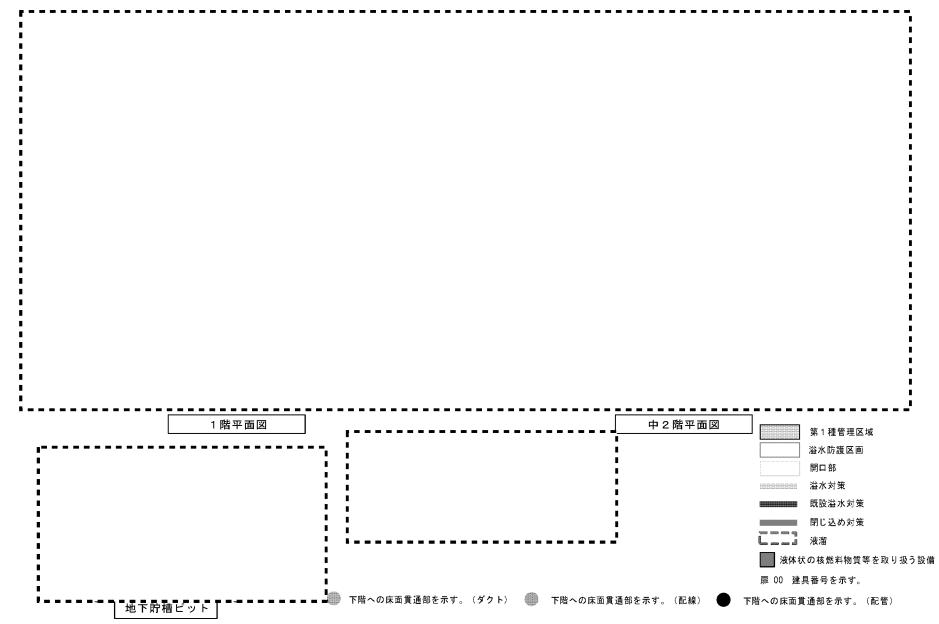
図ト-W1建-20(1) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1階・中2階)



図ト-W1建-20(2) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(2階・3階)







図ト-W1建-21(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(1階・中2階)



下階への床面貫通部を示す。(ダクト) 下階への床面貫通部を示す。(配線) 下階への床面貫通部を示す。(配管)

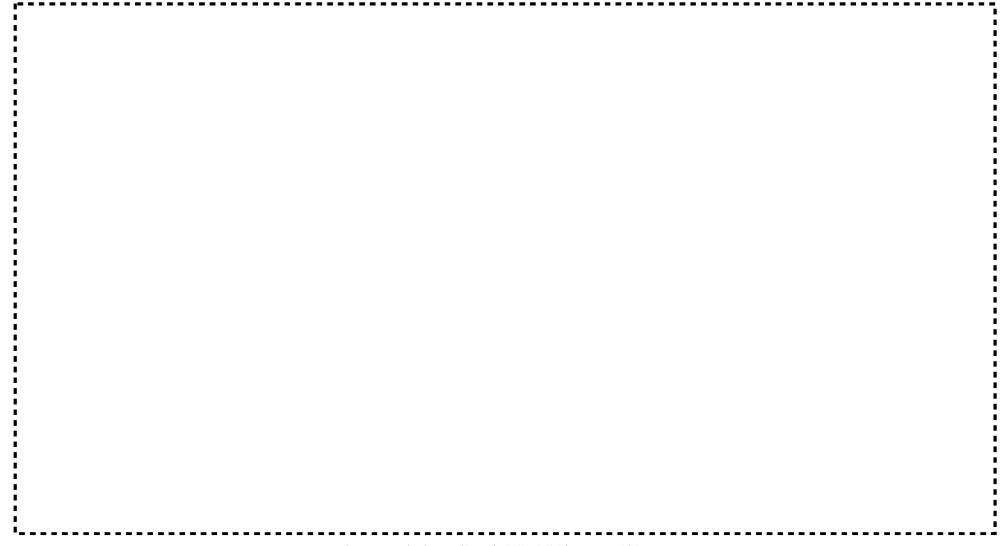


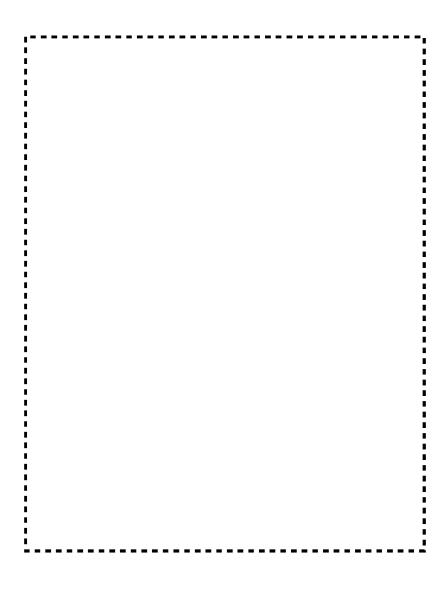
図ト-W1建-22(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表



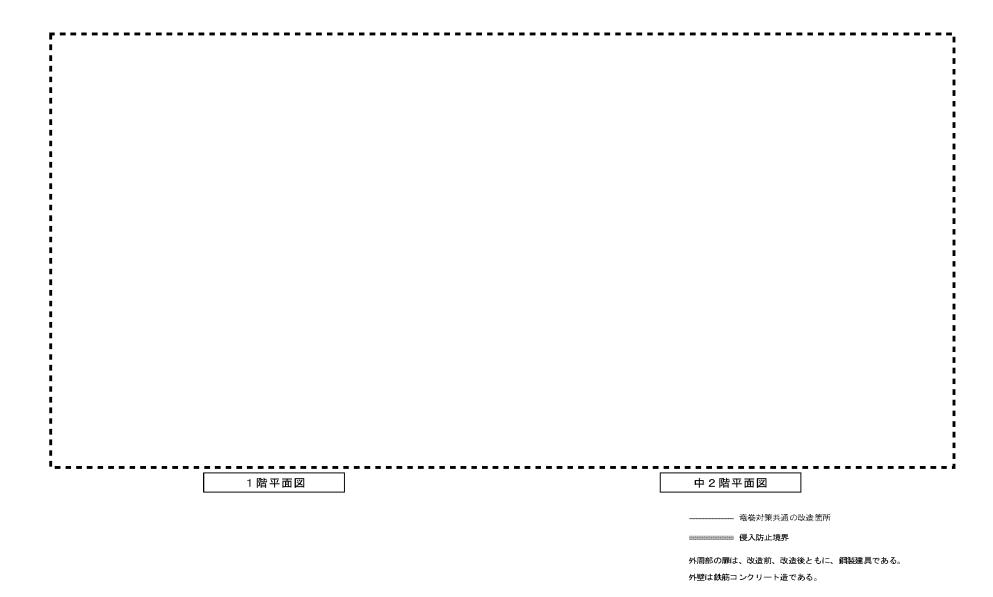
図ト-W1建-22(2) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2







図ト-W1建-22(6) 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図2

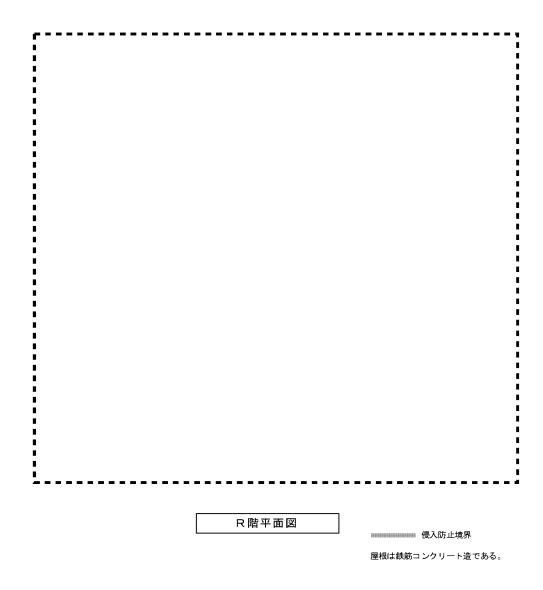


図ト-W1建-23(1) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・中2階)

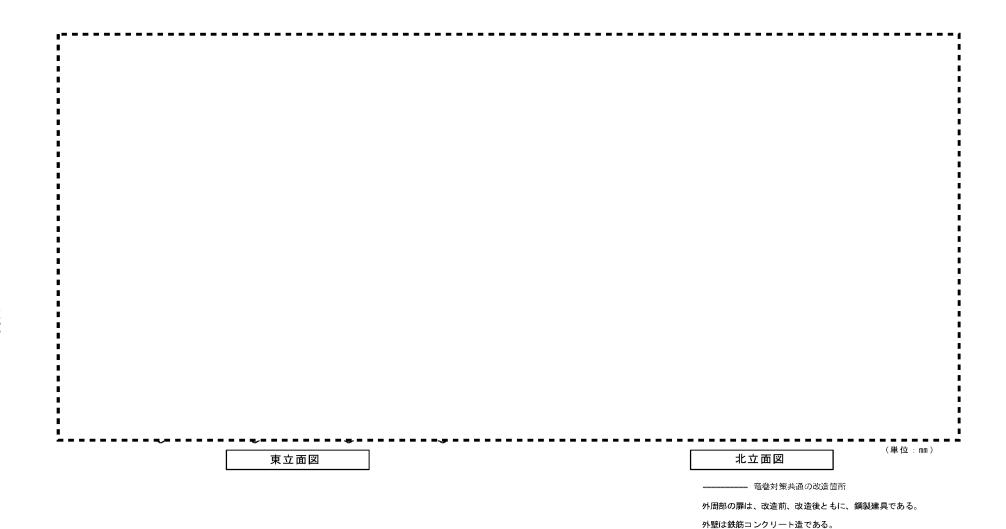


外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1建-23(2) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(2階・3階)

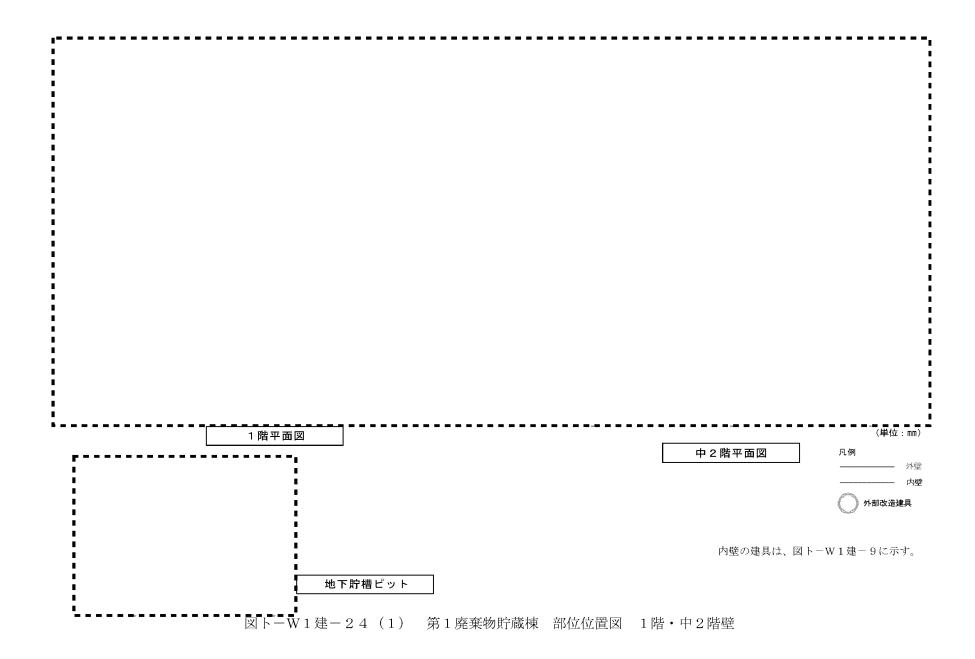


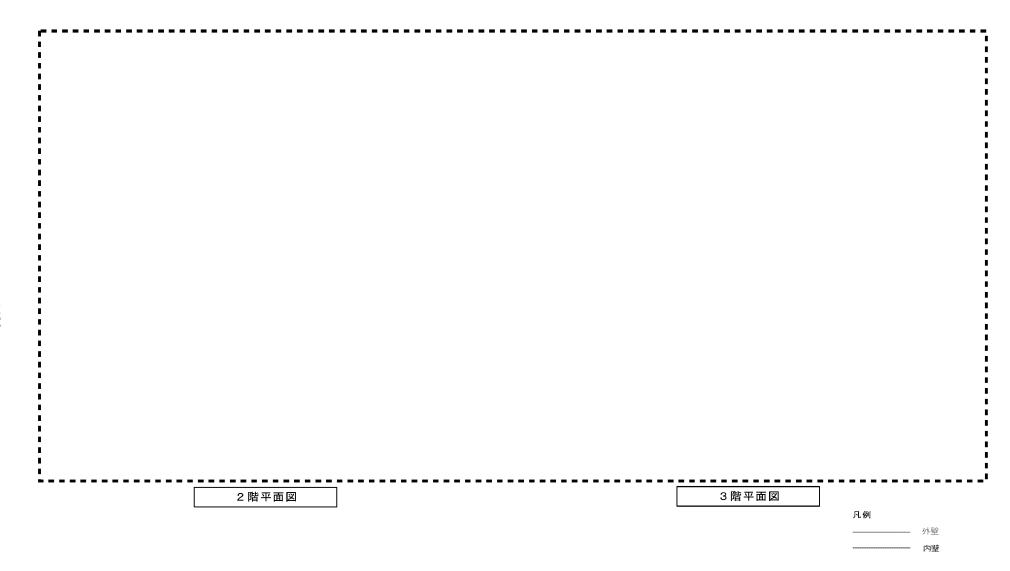
図ト-W1建-23(3) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(R階)

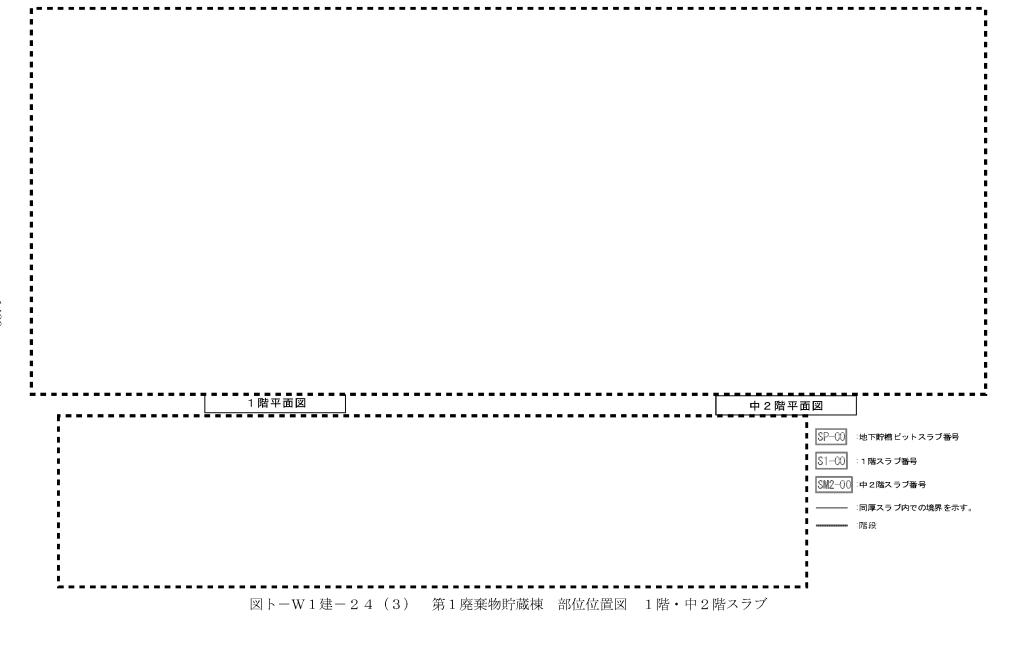


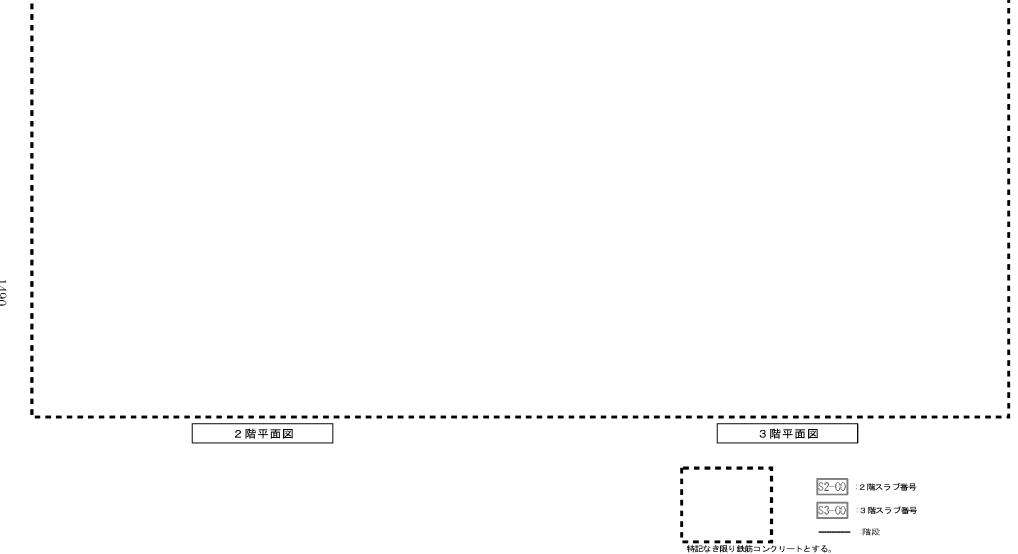
外壁面の侵入防止境界は図ト-W1建-23(1)~図ト-W1建-23(3)の平面図を参照のこと

図ト-W1建-23(4) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(北東立面)

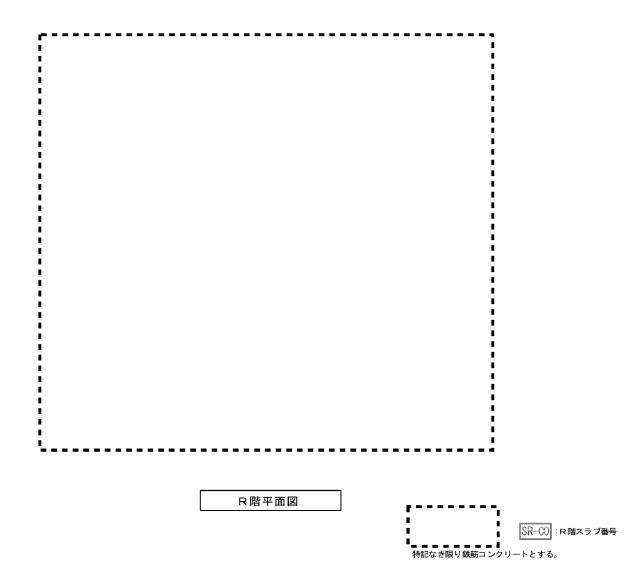




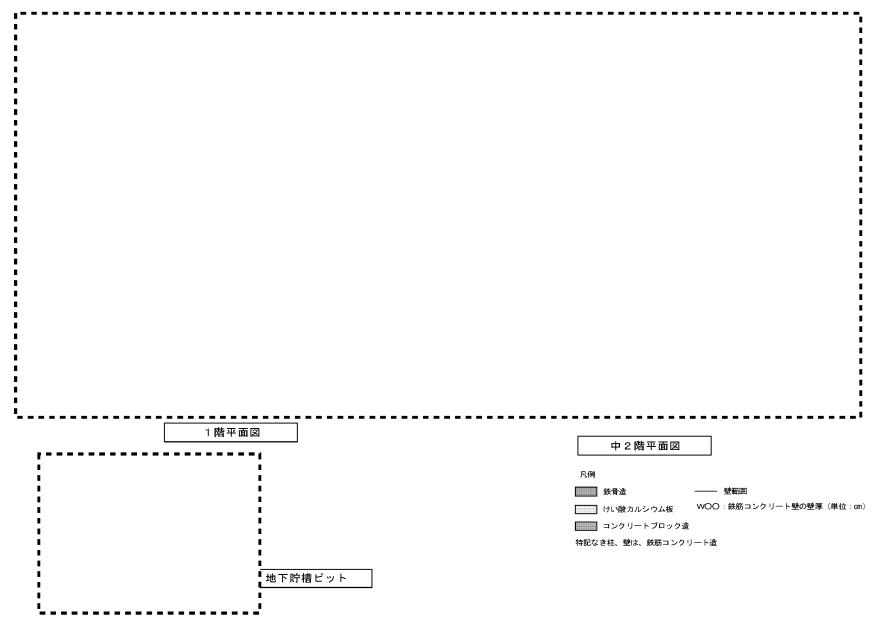




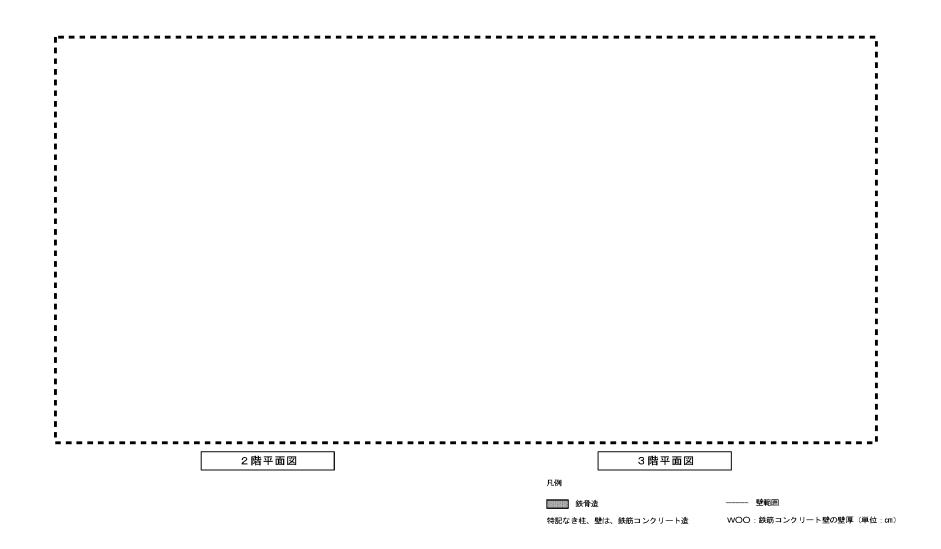
図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ



図ト-W1建-24(5) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ



図ト-W1建-25(1) 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・中2階)



図ト-W1建-25(2) 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階・3階)

杭伏図 地下貯槽ピット床伏図

## 構造区分

杭・基礎は鉄筋コンクリート造

○○ : 礎版(鉄筋コンクリート)

## 構造区分

■ :柱(鉄骨造)

==== : はり (鉄骨造)

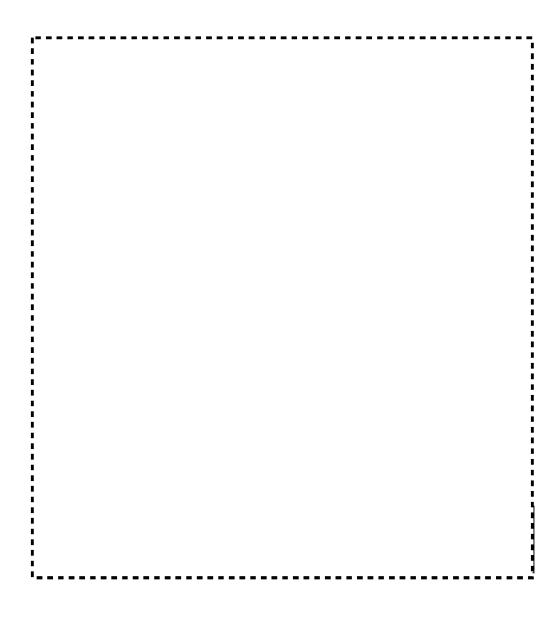
(鉄筋コンクリート)

: 土間コンクリートを示す

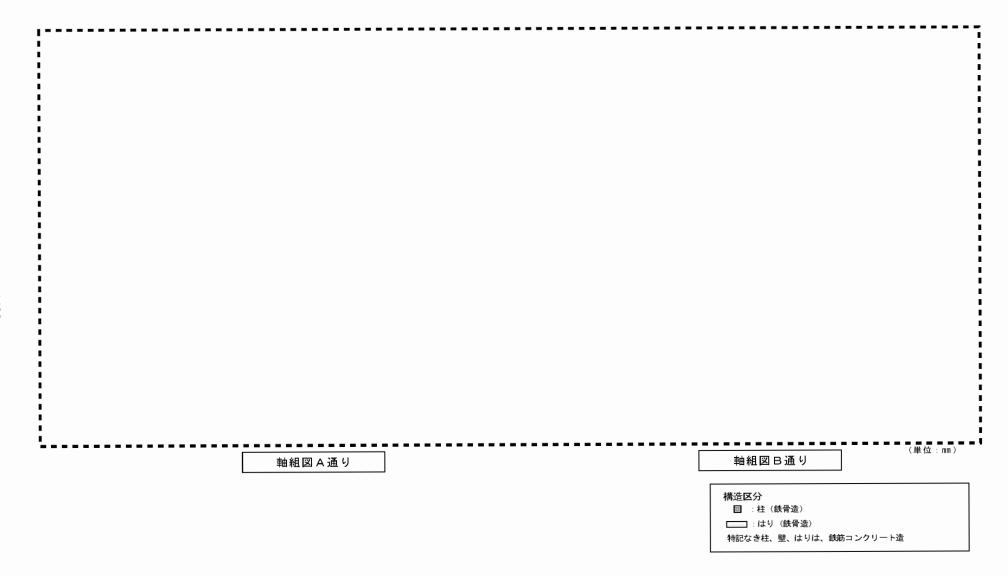
特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造



図ト-W1建-26(3) 第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図



図ト-W1建-26(4) 第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図





構造区分

■:柱(鉄骨造) \_\_\_\_\_:はり(鉄骨造)

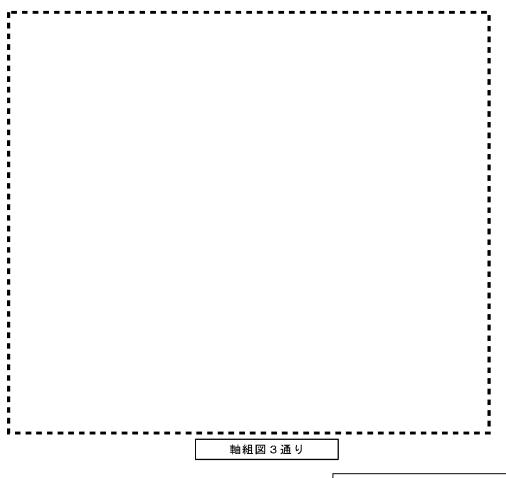
特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造



構造区分

\_\_\_\_\_:はり(鉄骨造)

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造



特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

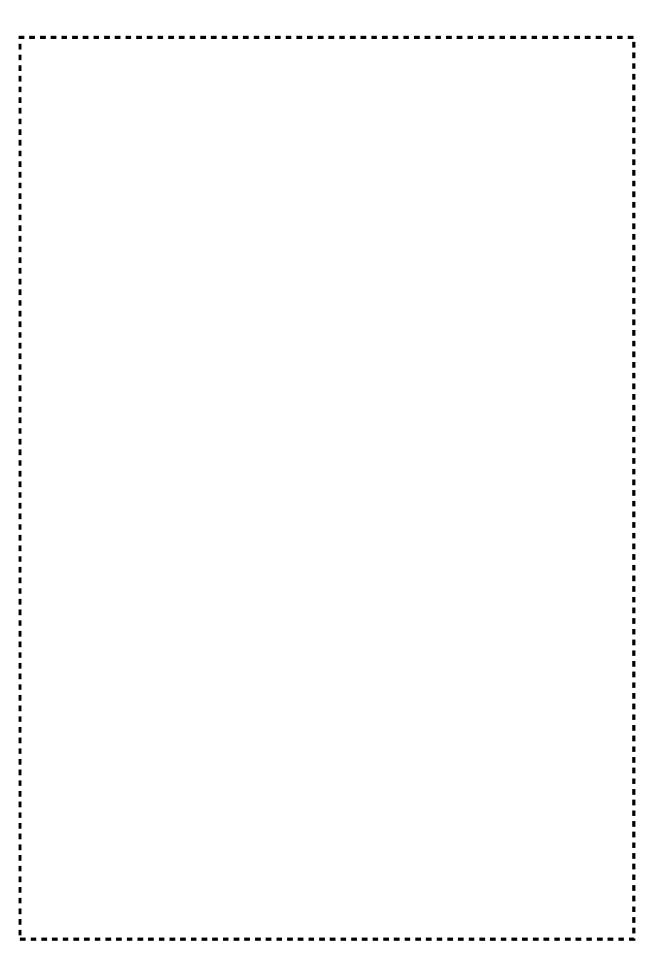
図ト-W1建-27(4) 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り



図ト-W1建-28(1) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面

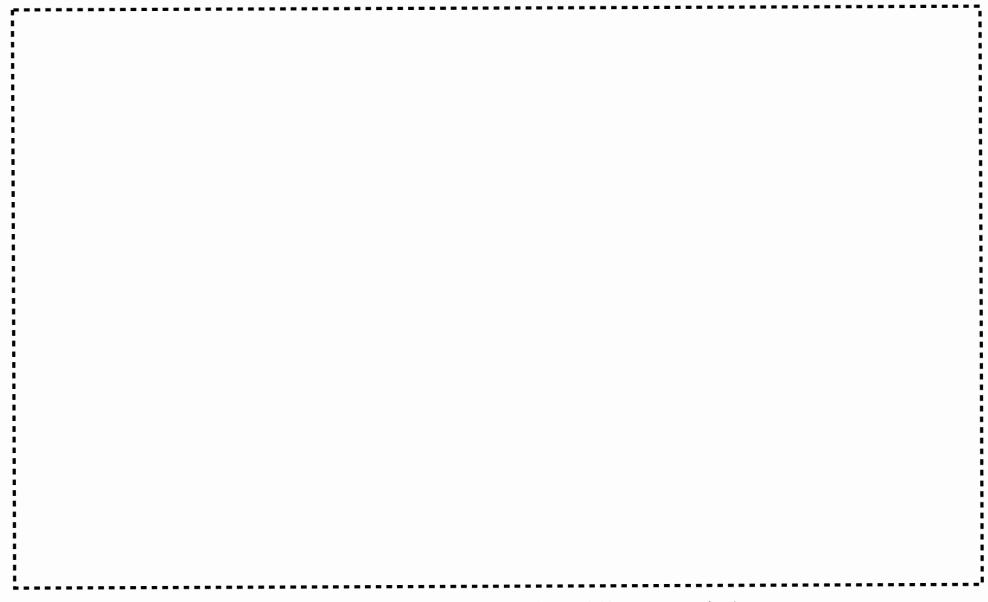


図ト-W1建-28(2) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

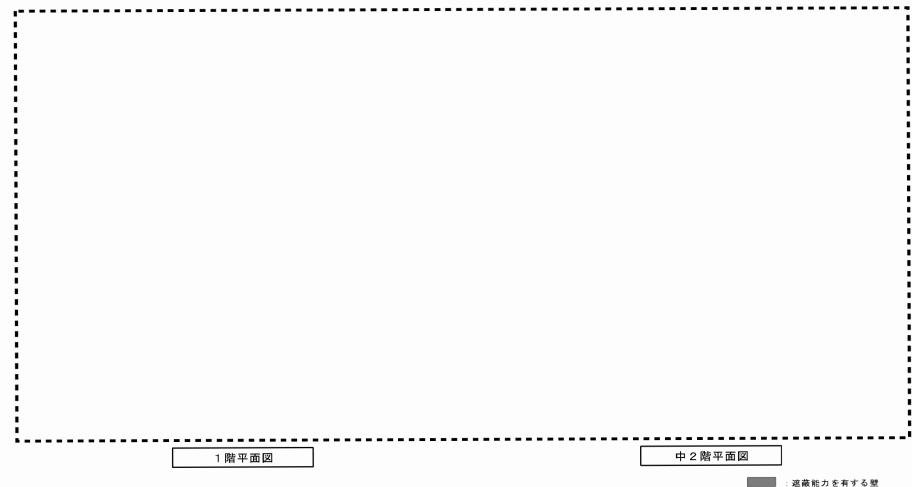


図ト-W1建-28(3) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり

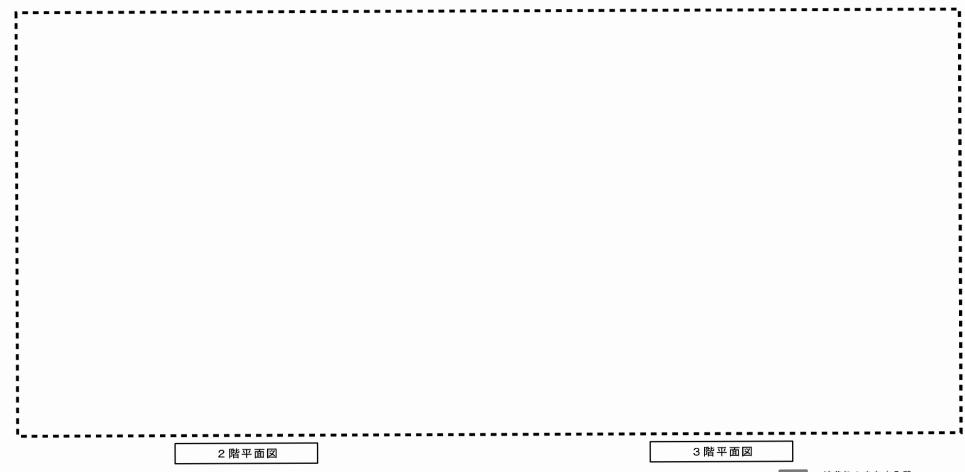




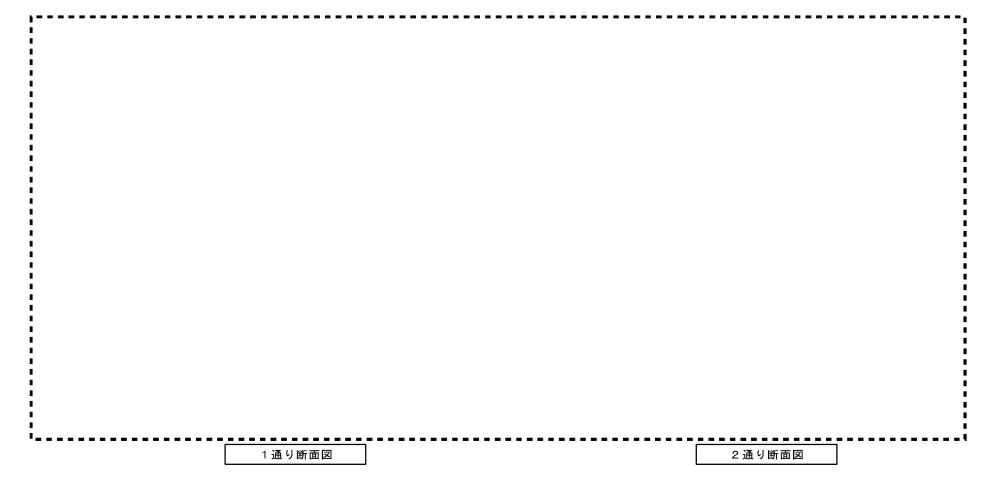
図ト-W1建-28(5) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁



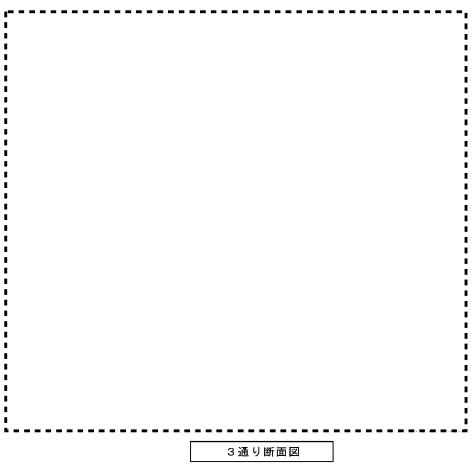
: 遮蔽能力を有する壁



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

A通り断面図 B通り断面図

:遮蔽能力を有する壁

W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)

[00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

C通り断面図

D通り断面図

: 遮蔽能力を有する壁

₩00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)

[00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

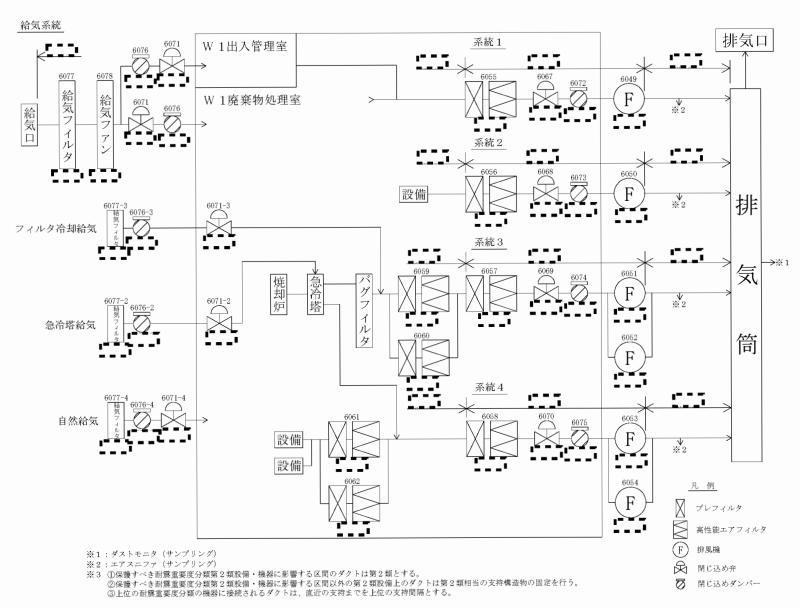
図ト-W1建-29(6) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 C通り、D通り)



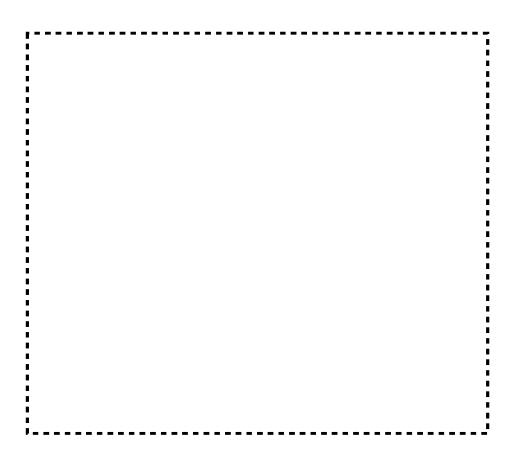
図ト-W1設-1-1(1) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び焼却設備 焼却炉 架台上の設備及び中2階及び2階及び3階)

番号	名	称	番号	名	称	番号	名称
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 排風機	(部屋排気系統)	6077-2	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷 給気フィルタ	)塔給気)	6135	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 排風機	(局所排気系統)	6077-3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィ 給気フィルタ	・ルタ冷却給気)	6138	焼却設備 焼却炉
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 排風機	(局所排気系統)	6077-4	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 (自然給気) 給気フィルタ	系統3系統4	6139	焼却設備 バグフィルタ
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 排風機	(局所排気系統)	6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 (給気系統) 給気ファン	系統3系統4	6140	焼却設備 投入プッシャ
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 5 排風機	(局所排気系統)	6124	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装	置	6141	焼却設備 前処理フード
6054	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 排風機	(局所排気系統)	6125	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽		6142	焼却設備 フィルタ処理フード
6055	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 フィルタユニット	(部屋排気系統)	6126	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1		6143	焼却設備 投入リフタ
6056	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 フィルタユニット	(局所排気系統)	6127	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2		6144	焼却設備 急冷塔
6057	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 5 フィルタユニット	(局所排気系統)	6128	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3		6145	湿式除染機 湿式除染部
6058	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 8 フィルタユニット	(局所排気系統)	6129	W1廃液処理設備 ろ過機		6146	湿式除染機 水洗除染タンク
6059	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 フィルタユニット	(局所排気系統)	6130	W1廃液処理設備 圧搾脱水機		6147	乾式除染機
6060	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 フィルタユニット	(局所排気系統)	6131	W1廃液処理設備 スラッジ乾煙	· 操機	6148	ホイストクレーン 2トンチェンブロック
6061	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 フィルタユニット	(局所排気系統)	6132	W1廃液処理設備 受水槽		6149	ホイストクレーン 1トンチェンブロック
6062	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 7 フィルタユニット	(局所排気系統)	6133	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1		6153	保管廃棄設備 廃棄物保管区域
6077	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (給気系統) 給気フィバ		6134	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2			

図ト-W1設-1-1(2) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)



図ト-W1設-1-2 第1廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図(気体廃棄設備 No. 2)



 【凡例】
 : 既設部
 一〇一 : 閉じ込めダンパー

 : 新設・移設・更新・改造部
 一〇一 : 閉じ込め弁

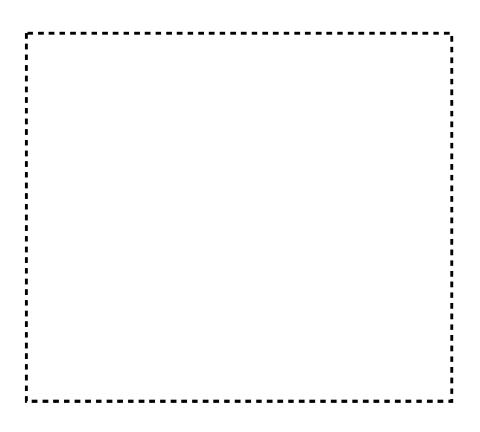
 : 撤去部
 一〇〇一 : フィルタユニット (設備排気用)

\* :接続部

図ト-W1設-2-1(1) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統1 (部屋排気系統))(1/2)



図ト-W1設-2-1(1) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統1(部屋排気系統))(2/2)



\* :接続部

図ト-W1設-2-1(2) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統2 (局所排気系統)) (1/2)

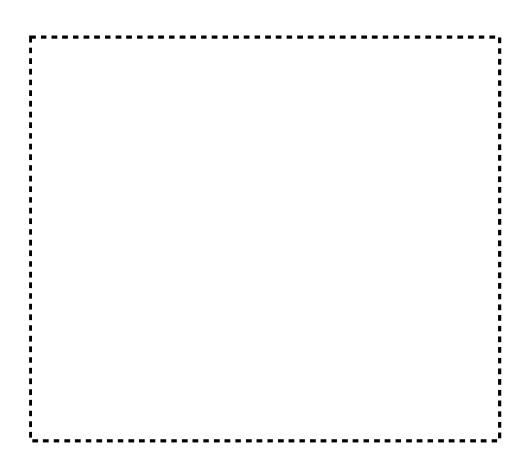


\* :接続部

図ト-W1設-2-1(2) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統2(局所排気系統))(2/2)



図ト-W1設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統3 (局所排気系統))(1/2)





図ト-W1設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統3 (局所排気系統))(2/2)

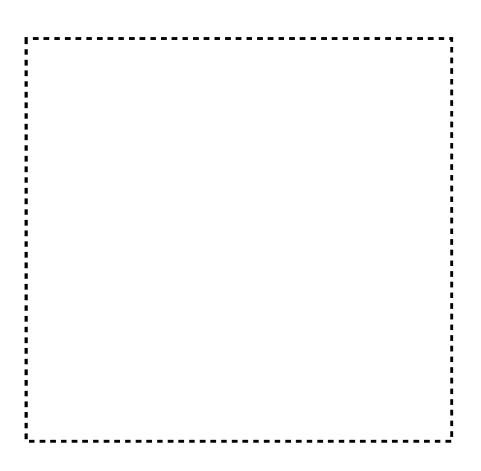




図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4 (局所排気系統)) (1/3)

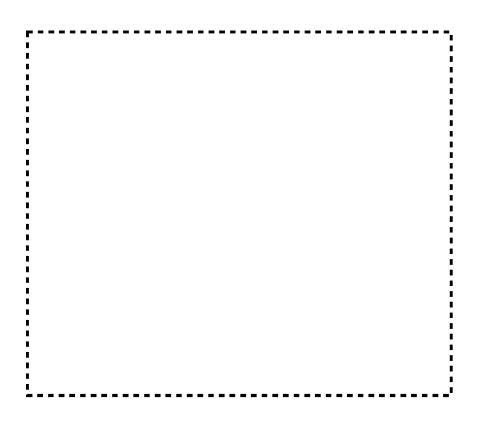


図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(局所排気系統))(2/3)



\* :接続部

図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(局所排気系統))(3/3)



図ト-W1設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統1系統2系統3系統4 (給気系統))(1/2)



【凡例】 - □ : 既設部 - □ : 閉じ込めダンパー : 新設・移設・更新・改造部 - □ : 閉じ込め弁 : 撤去部 - □ : フィルタユニット (設備排気用)

\* :接続部

図ト-W1設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統1系統2系統3系統4 (給気系統))(2/2)



【凡例】 - : 既設部 - ☆ : 閉じ込めダンパー : 新設・移設・更新・改造部 - ↓ : 閉じ込め弁 : 撤去部 - ☆ : フィルタユニット (設備排気用) \* : 接続部

図ト-W1設-2-1(6) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(急冷塔給気)、系統3(フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4(自然給気))(1/2)



 【兄例】
 -ダー : 閉じ込めダンパー

 :新設・移設・更新・改造部
 -ボー : 閉じ込め弁

 :撤去部
 -塚屋子 : フィルタユニット (設備排気用)

 \* :接続部

図ト-W1設-2-1(6) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(急冷塔給気)、系統3(フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4(自然給気))(2/2)

{6062}

気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)

No.7フィルタユニット

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6049}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 排風機	(部屋排気系統)	{6063}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 ダクト	(部屋排気系統)	{6074}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込めダンパー	(局所排気系統)
{6050}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 排風機	(局所排気系統)	{6064}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 ダクト	(局所排気系統)	{6075}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込めダンパー	(局所排気系統)
{6051}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 排風機	(局所排気系統)	{6065}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 ダクト	(局所排気系統)	{6076}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 閉じ込めダンパー	
{6052}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 排風機	(局所排気系統)	{6066}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 ダクト	(局所排気系統)	{6076-2}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込めダンパー	(急冷塔給気)
{6053}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 5 排風機	(局所排気系統)	{6067}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 閉じ込め弁	(部屋排気系統)	{6076-3}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込めダンパー	(フィルタ冷却給気)
{6054}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 排風機	(局所排気系統)	{6068}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 閉じ込め弁	(局所排気系統)	{6076-4}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 給気) 閉じ込めダンパー	
{6055}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 フィルタユニット	(部屋排気系統)	{6069}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込め弁	(局所排気系統)	{6077}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 給気フィルタ	系統2系統3系統4(給気
{6056}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6070}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込め弁	(局所排気系統)	{6077-2}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 給気フィルタ	(急冷塔給気)
{6057}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 5 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 閉じ込め弁	系統2系統3系統4(給気	{6077-3}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 給気フィルタ	(フィルタ冷却給気)
{6058}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 8 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071-2}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込め弁	(急冷塔給気)	{6077-4}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 給気) 給気フィルタ	系統2系統3系統4(自然
{6059}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071-3}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込め弁	(フィルタ冷却給気)	{6078}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 給気ファン	系統2系統3系統4(給気
{6060}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071-4}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 治気) 閉じ込め弁	系統2系統3系統4(自然	{6079}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) ダクト	系統2系統3系統4(給気
{6061}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6072}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 閉じ込めダンパー	(部屋排気系統)			

図ト-W1設-2-1 (7) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器-覧表)

閉じ込めダンパー

{6073}

気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)

## (系統2 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{6124}	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6131}	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6145}	湿式除染機 湿式除染部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6146}	湿式除染機 水洗除染タンク	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

## (系統3 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用)* <sup>1</sup> への接続	備考
{6138}	焼却設備 焼却炉	0	_
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	0	_
{6144}	焼却設備 急冷塔	0	_

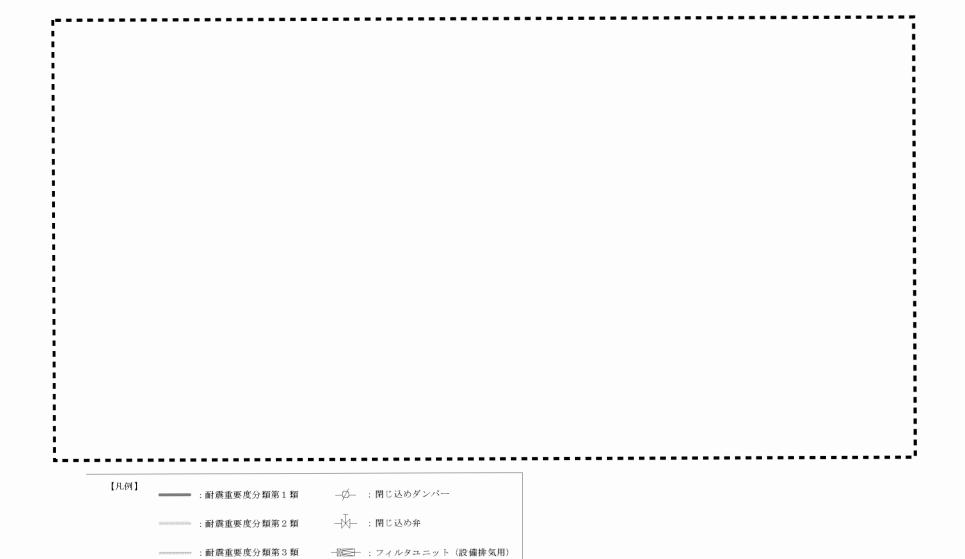
<sup>\*1: {6059}</sup> No. 3 フィルタユニット及び{6060} No. 4 フィルタユニット

## (系統4 (局所排気系統))

管理 番号	名称	フィルタユニット (設備排気用)* <sup>2</sup> への接続	備考
{6138}	焼却設備 焼却炉	0	灰出フードに接続する。
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	0	集塵灰フードに接続する。
{6141}	焼却設備 前処理フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6142}	焼却設備 フィルタ処理フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6143}	焼却設備 投入リフタ	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6144}	焼却設備 急冷塔	_	_
{6147}	乾式除染機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

<sup>\*2: {6061}</sup> No. 6 フィルタユニット及び {6062} No. 7 フィルタユニット

図ト-W1設-2-1 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の 設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)



図ト-W1設-2-1 (9) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統1 (部屋排気系統)) (1/2)

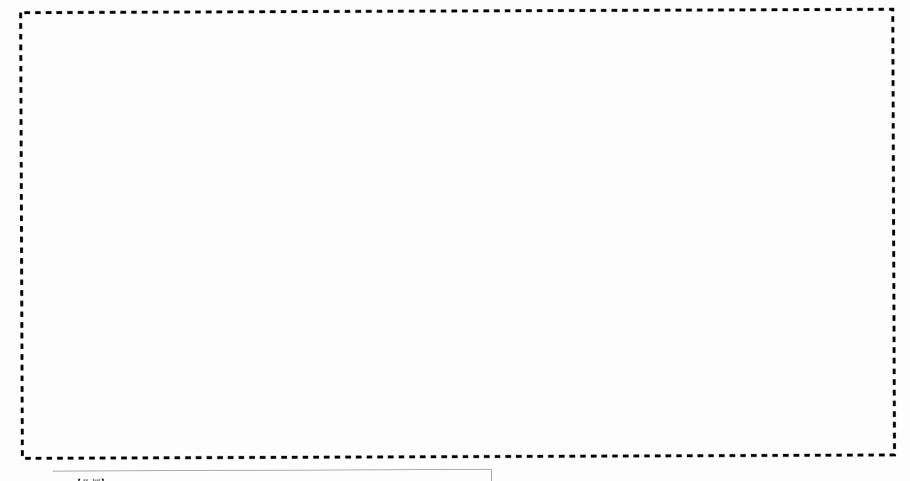


図ト-W1設-2-1 (9) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統1 (部屋排気系統)) (2/2)

─₩═─ :フィルタユニット (設備排気用)

:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(10) 気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 2 (局所排気系統)) (1/2)



:耐震重要度分類第2類 - 閉じ込め弁

図ト-W1設-2-1(10) 気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 2 (局所排気系統))(2/2)



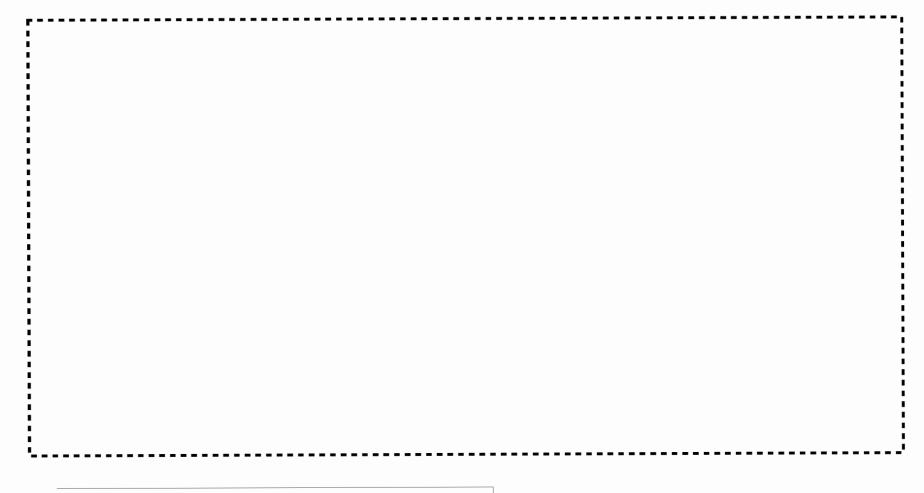
【凡例】 : 耐震重要度分類第1類 一〇- : 閉じ込めダンパー

: 耐震重要度分類第2類 - 円 : 閉じ込め弁

: 耐震重要度分類第3類 - - - : フィルタユニット(設備排気用)

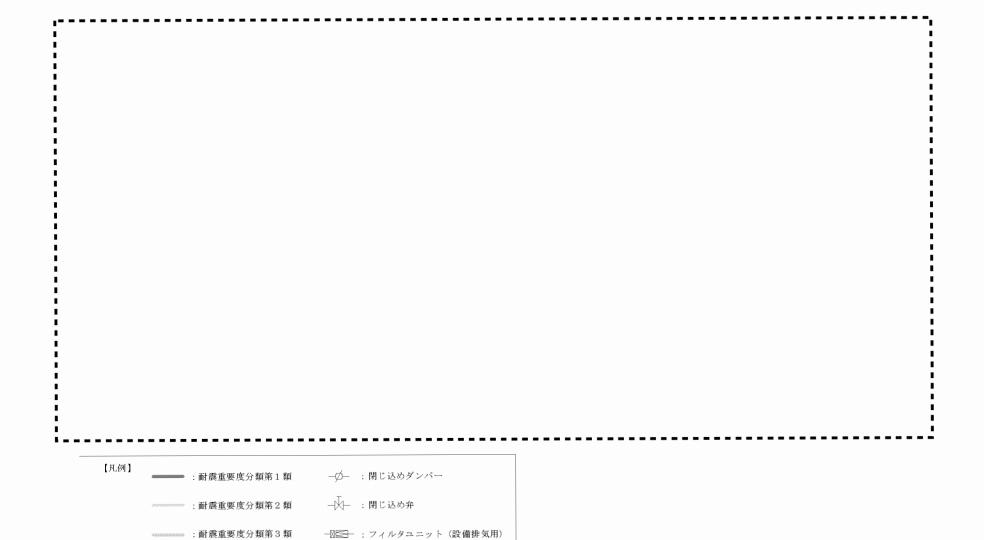
\*:耐震重要度分類第3類の設備であるが、 波及的影響を考慮し、耐震重要度分類第2類の据付とする。

図ト-W1設-2-1 (11) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統3 (局所排気系統))(1/2)

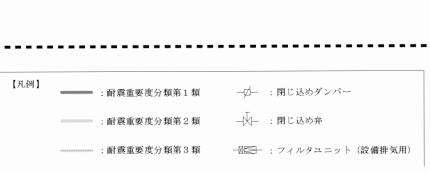


図ト-W1設-2-1 (11) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統3 (局所排気系統))(2/2)

図ト-W1設-2-1(12) 気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統 4 (局所排気系統)) (1/3)



図ト-W1設-2-1 (12) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統4 (局所排気系統))(2/3)



図ト-W1設-2-1 (12) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統4 (局所排気系統)) (3/3)



図ト-W1設-2-1 (13) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統1系統2系統3系統4 (給気系統)) (1/2)

:耐震重要度分類第2類

:耐震重要度分類第3類

: 耐震重要度分類第2類 - 円 : 閉じ込め弁

:耐震重要度分類第3類 一般 : フィルタユニット(設備排気用)

図ト-W1設-2-1 (13) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統1系統2系統3系統4 (給気系統))(2/2)

【凡例】 : 耐震重要度分類第1類 -∅- : 閉じ込めダンパー

: 耐震重要度分類第2類 - 川一 : 閉じ込め弁

:耐震重要度分類第3類 一〇〇一 : フィルタユニット (設備排気用)

図ト-W1設-2-1 (14) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4 (自然給気))(1/2)

【凡例】

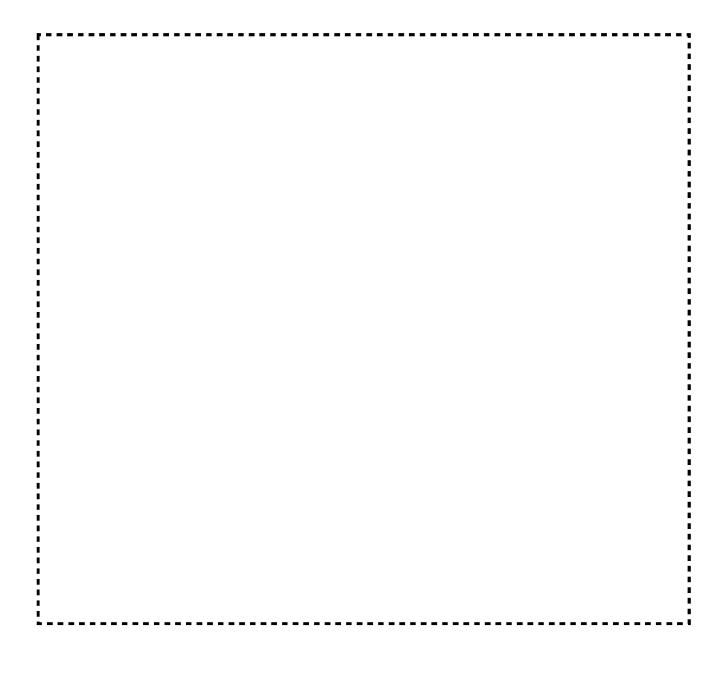


 \* 耐震重要度分類第3類の設備であるが、 耐震重要度分類第2類の設備と構造的に一体となっているため、 耐震重要度分類第2類に相当する水平震度で耐震評価を行う。

図ト-W1設-2-1 (14) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の耐震重要度分類 (系統4 (急冷塔給気)、系統3 (フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4 (自然給気))(2/2)



図ト-W1設-2-2(1) 気体廃棄設備 No. 2系統1(部屋排気系統) No. 1排風機



図ト-W1設-2-2(2) 気体廃棄設備 No. 2系統1(部屋排気系統) No. 1排風機 防護板



図ト-W1設-2-2(3) 気体廃棄設備 No.2系統2(局所排気系統) No.2排風機



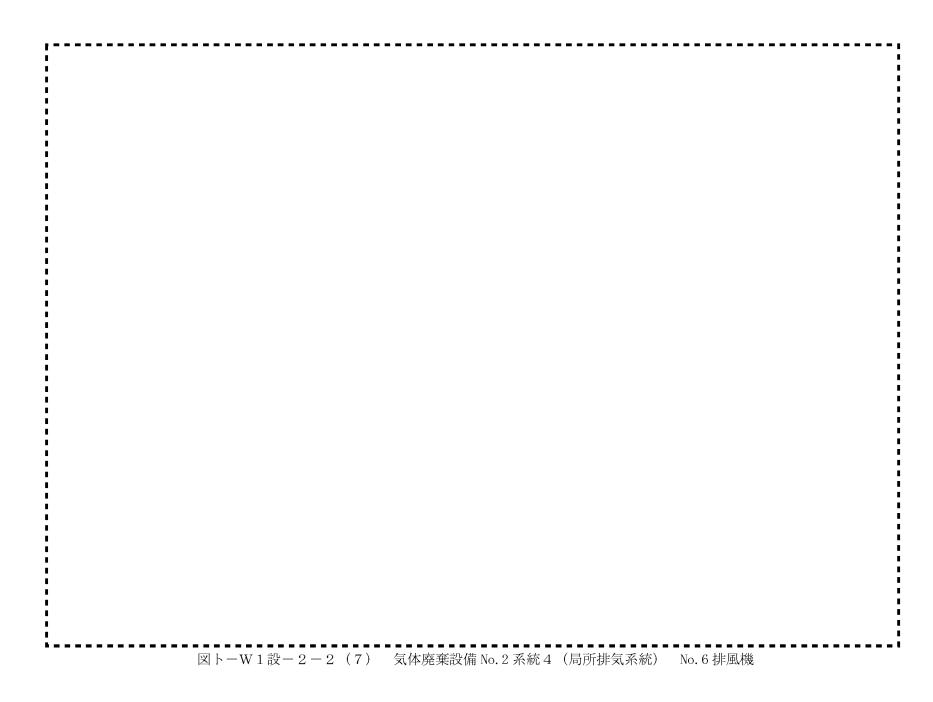
図ト-W1設-2-2(4) 気体廃棄設備 No. 2系統 3(局所排気系統) No. 3排風機



図ト-W1設-2-2(5) 気体廃棄設備 No. 2系統 3(局所排気系統) No. 4排風機

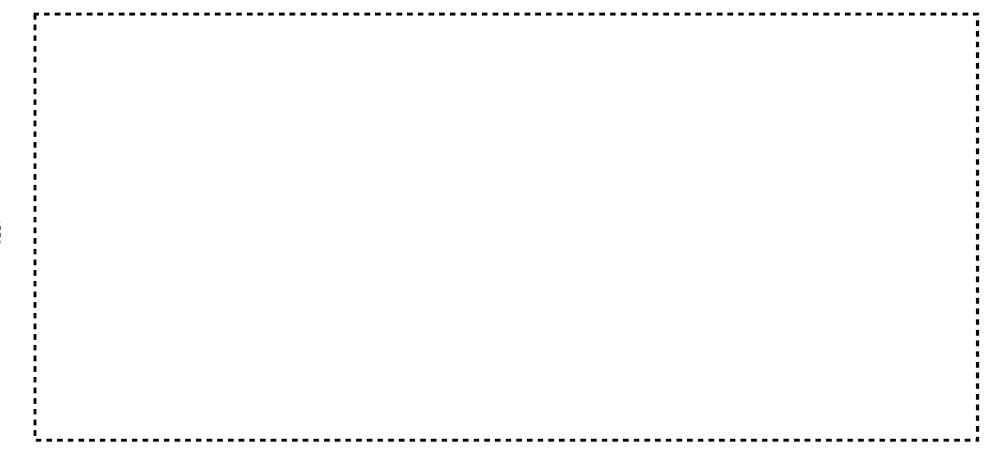


図ト-W1設-2-2(6) 気体廃棄設備 No. 2系統 4(局所排気系統) No. 5排風機





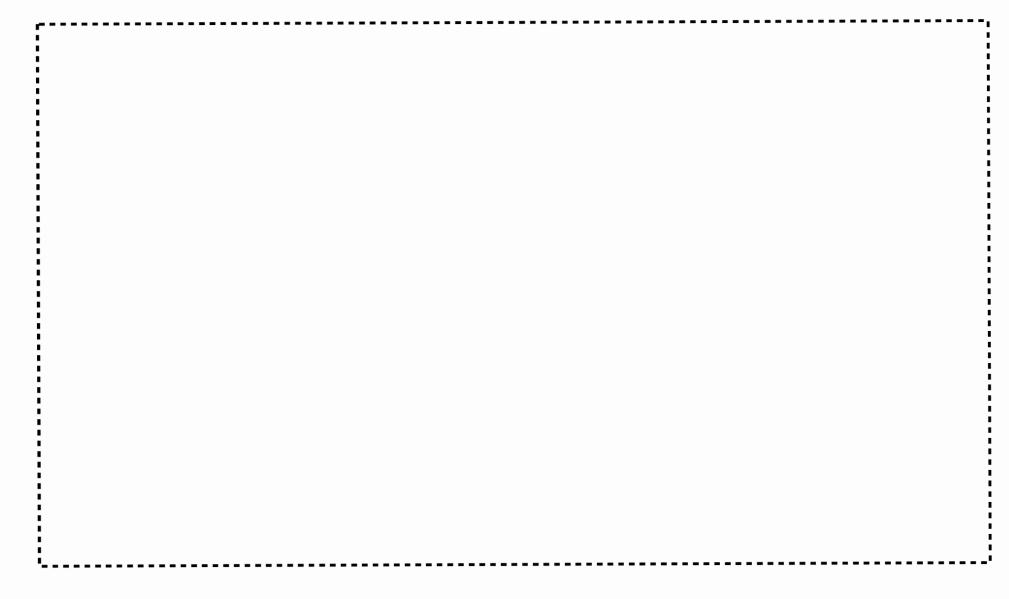
図ト-W1設-2-2(8) 気体廃棄設備 No. 2系統1(部屋排気系統) No. 1フィルタユニット



図ト-W1設-2-2 (9) 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 フィルタユニット



図ト-W1設-2-2 (10) 気体廃棄設備 No.2系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット



図ト-W1設-2-2 (11) 気体廃棄設備 No.2系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット



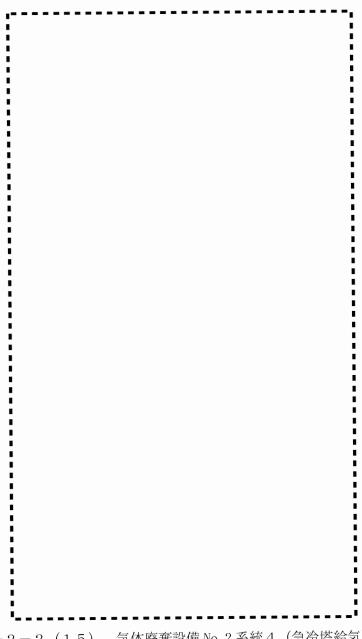
図ト-W1設-2-2 (12) 気体廃棄設備 No.2系統3 (局所排気系統) No.3フィルタユニット



図ト-W1設-2-2 (13) 気体廃棄設備 No. 2系統 3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット

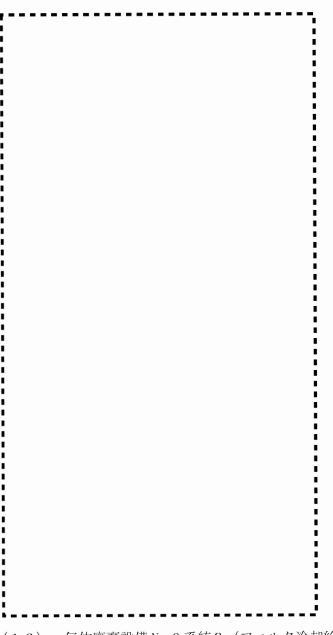


図ト-W1設-2-2(14) 気体廃棄設備 No.2系統1系統2系統3系統4(給気系統) 給気フィルタ



図ト-W1設-2-2 (15) 気体廃棄設備 No.2系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ

赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



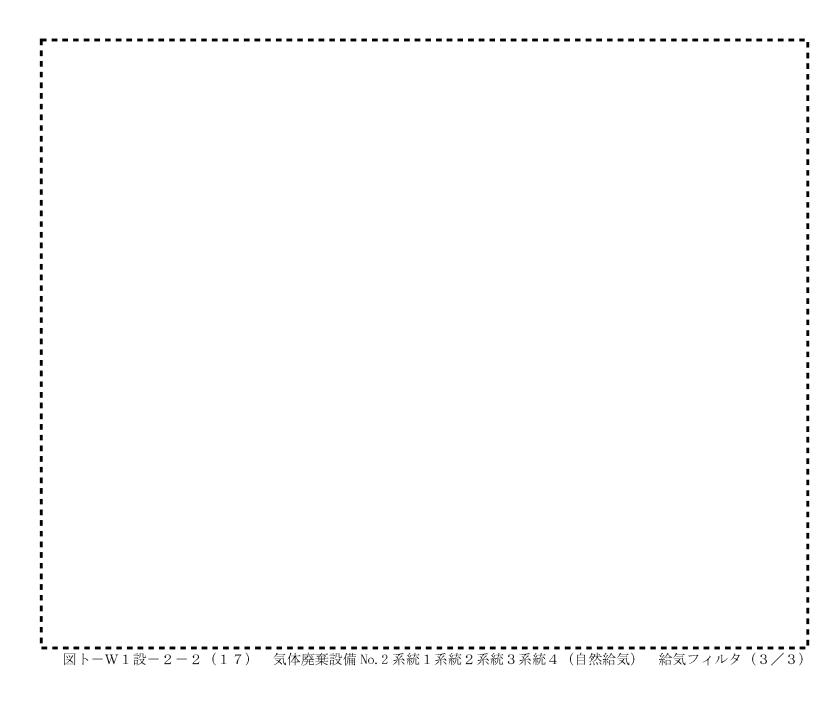
図ト-W1設-2-2(16) 気体廃棄設備 No.2系統3(フィルタ冷却給気) 給気フィルタ

赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



図ト-W1設-2-2(17) 気体廃棄設備 No.2系統1系統2系統3系統4(自然給気) 給気フィルタ(1/3)

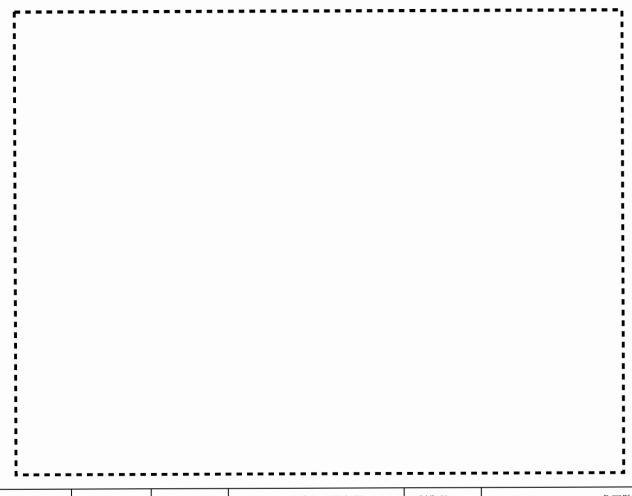




赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	差圧計 No.	負圧制御盤設置部屋	制御盤 No.	負圧監視箇所
6080	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計	差圧計 負圧制御盤	W 1	W 1 廃棄物処理室	W 1	W 1 廃棄物処理室



凡例

--- : 信号線

-	管理番号	設備・機器名称 機器名			
	6080	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4)			
	0080	差圧計			

\*1: 負圧警報盤W1

\*2:警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

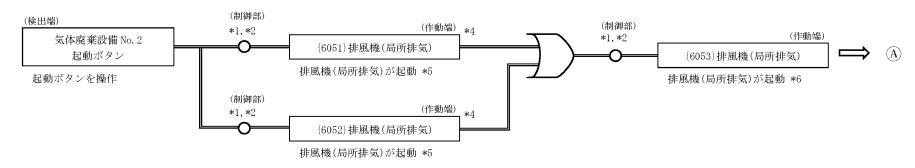
図ト-W1設-2-3(2) 気体廃棄設備 No. 2系統1系統2系統3系統4 差圧計(警報信号系統図)

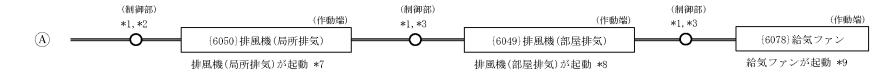
赤色線:追加・変更部

管理番号	構成機器と員数
管理番号 6049	構成機器と員数 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機:1 台
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機:1 台
6049 6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 : 1 台 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機 : 1 台

図ト-W1設-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機の起動停止時 (配置図)

## 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 起動時





\*1:メカニカルリレー \*2:(6080-2)制御盤(1)

\*3:(6080-2)制御盤(2)

\*4: {6051} 排風機及び {6052} 排風機は切替運転

\*5: 起動条件 送排風機起動信号檢知

\*6:起動条件 {6051}排風機の起動信号検知又は{6052}排風機の起動信号検知、並びに{6074}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(1/4)参照)

\*7:起動条件 {6053}排風機の起動信号検知、{6075}閉じ込めダンパーの開動作検知及び{6076-4}閉じ込めダンパーの開動作検知(図トーW1設-2-4(8)(2/4)(3/4)参照)

\*8:起動条件 {6050}排風機の起動信号検知及び{6073}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(4/4)参照)

\*9:起動条件 {6049}排風機の起動信号検知及び{6072}閉じ込めダンパーの開動作検知(図ト-W1設-2-4(8)(4/4)参照)

凡例

**---**:信号線



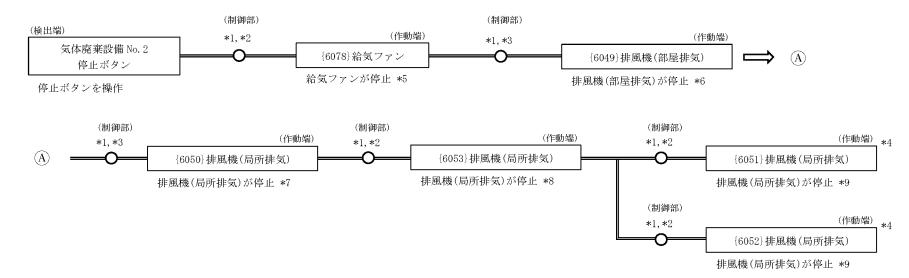
管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン

図トーW1設-2-4(2) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図)

(1/2)

赤色線:追加·変更部

## 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 停止時



\*1:メカニカルリレー \*2:(6080-2)制御盤(1) \*3:(6080-2)制御盤(2)

\*4: {6051}排風機及び{6052}排風機は切替運転のため、運転している排風機が停止

\*5:停止条件 送排風機停止信号検知

\*6:停止条件 (6078) 給気ファンの停止信号検知 \*7:停止条件 (6049) 排風機の停止信号検知 \*8:停止条件 (6050) 排風機の停止信号検知 \*9:停止条件 (6053) 排風機の停止信号検知

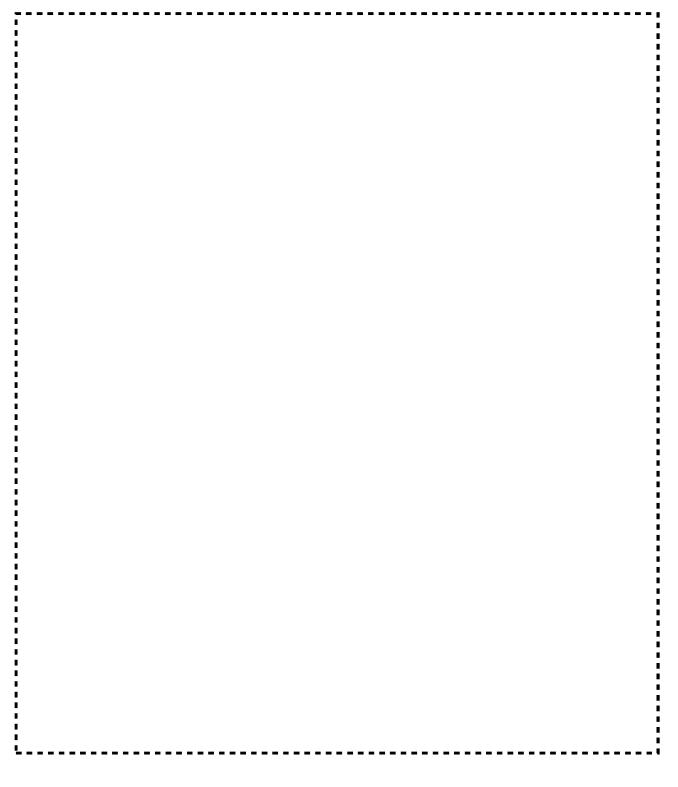
凡例

:信号線

管理番号	設備・機器名称	
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機	
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機	
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統)	給気ファン

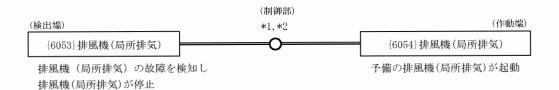
図ト-W1設-2-4(2) 気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) 送排風機の起動停止時(インターロック信号系統図) (2/2)

赤色線:追加·変更部



管理番号	構成機器と員数			
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4	(局所排気系統)	No.5排風機:1 台	
6054	気体廃棄設備 No. 2 系統 4	(局所排気系統)	No. 6 排風機・1 台	

図ト-W1設-2-4 (3) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 故障時の排風機起動機構(配置図)



凡例

**---**:信号線

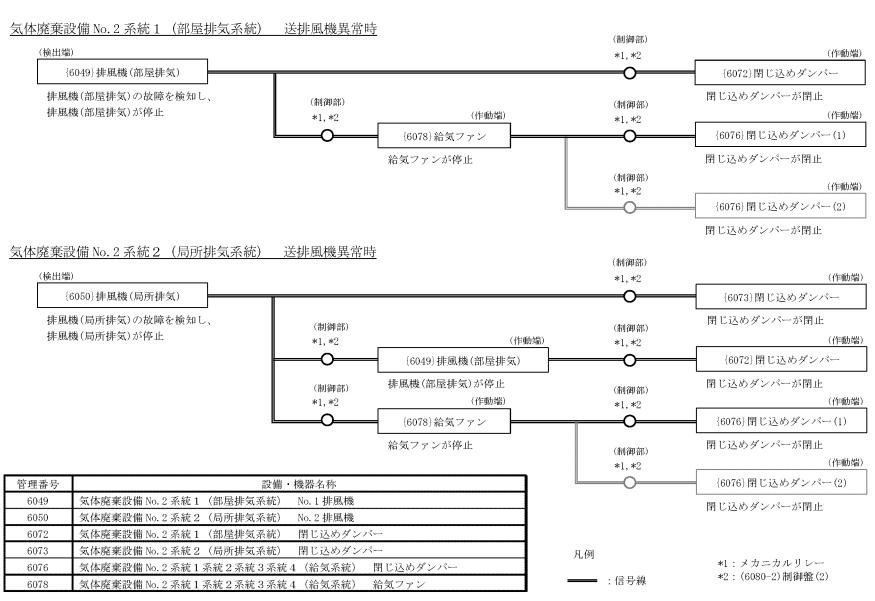
\*1:メカニカルリレー \*2:(6080-2)制御盤(1)

	管理番号	設備・機器名称	
ſ	6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	
Ì	6054	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機	

図ト-W1設-2-4(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 故障時の排風機起動機構(インターロック信号系統図)

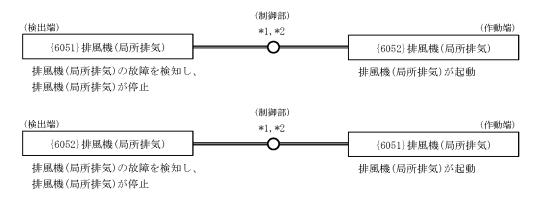
赤色線:追加·変更部

管理番号	構成機器と員数	
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 : 1 台	
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機 : 1 台	
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機:1 台	
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機 : 1 台	
6072	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー:1 台	
6073	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー:1 台	
6076	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー:2 台	
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン:1 台	

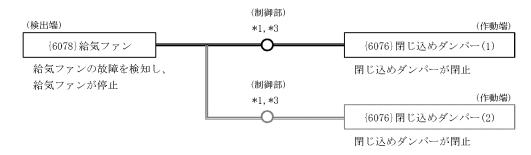


図ト-W1設-2-4(6) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図) (1/2)

#### 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 送排風機異常時



## 気体廃棄設備 No. 2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン異常時



凡例

:信号線

\*1:メカニカルリレー \*2:(6080-2)制御盤(1) \*3:(6080-2)制御盤(2)

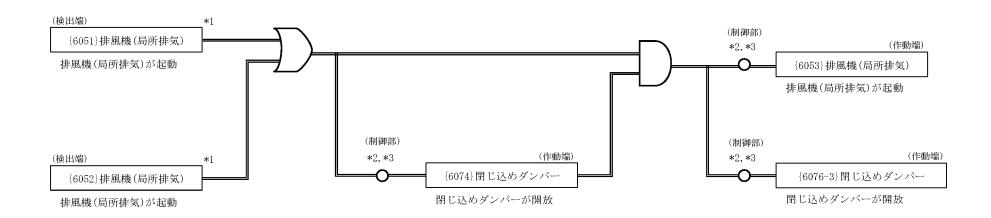
管理番号	設備・機器名称
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機
6072	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー
6076	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー
6078	気体廃棄設備 No.2 系統1系統2系統3系統4(給気系統) 給気ファン

図ト-W1設-2-4(6) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 送排風機異常時(インターロック信号系統図) (2/2)

管理番号	構成機器と員数
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機 : 1 台
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機 : 1 台
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機:1 台
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機:1 台
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機:1 台
6072	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー:1 台
6073	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー:1 台
6074	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー:1 台
6075	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー:1 台
6076-2	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー:1 台
6076-3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー:1 台
6076-4	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー:6 台
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン : 1 台

図ト-W1設-2-4 (7) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) ダンパー開度異常時 (配置図)

## 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



凡例

---- : 信号線 : AND 条件 : OR 条件

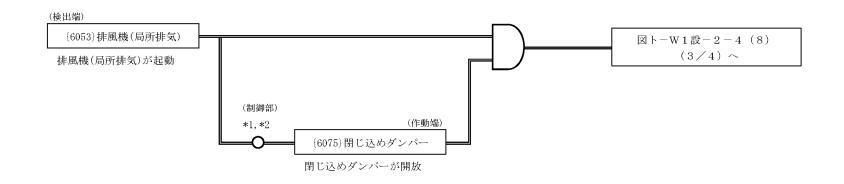
\*1: {6051}排風機及び{6052}排風機は切替運転

\*2:メカニカルリレー \*3:(6080-2)制御盤(1)

管理番号	設備・機器名称	
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機	
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機	
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機	
6074	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	
6076-3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	

図ト-W1設-2-4(8) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図) (1/4)

## 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



凡例

**---** :信号線

: AND 条件 ) : OR 条件

気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機 6053 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機 6075 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー 6076 - 26076-4 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー

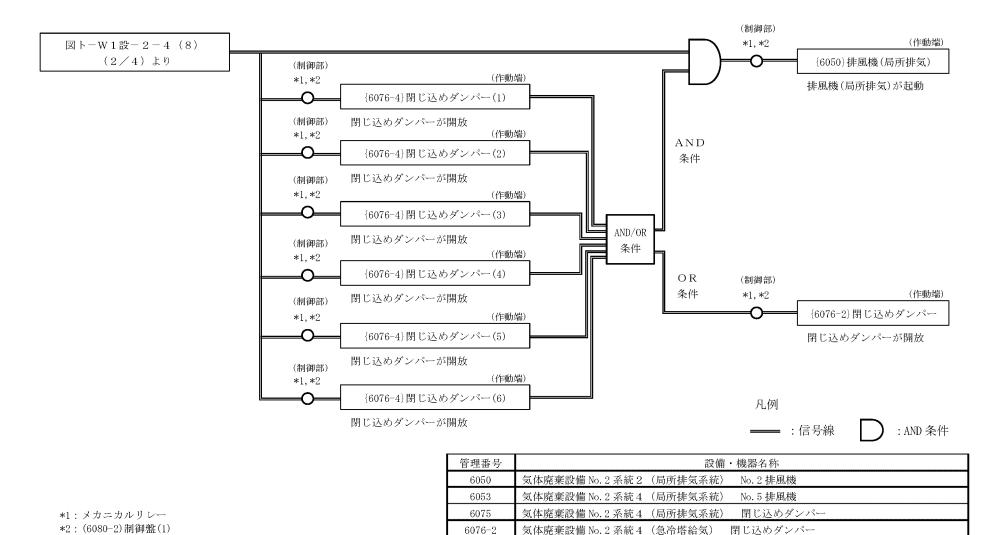
設備・機器名称

\*1:メカニカルリレー \*2:(6080-2)制御盤(1)

図ト-W1設-2-4(8) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図) (2/4)

管理番号

### 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後

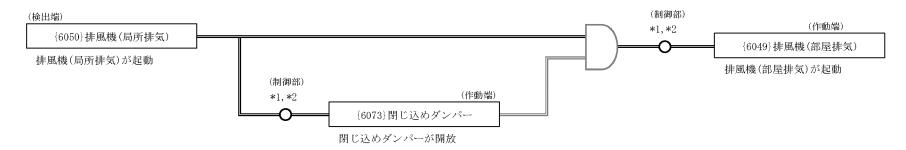


図ト-W1設-2-4(8) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図) (3/4)

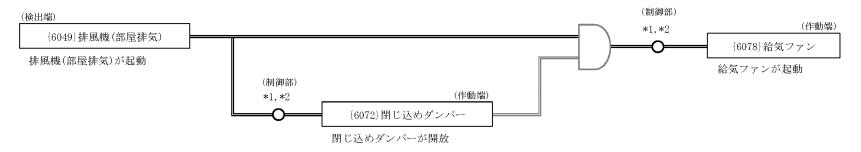
6076-4

気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー

## 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



 L例

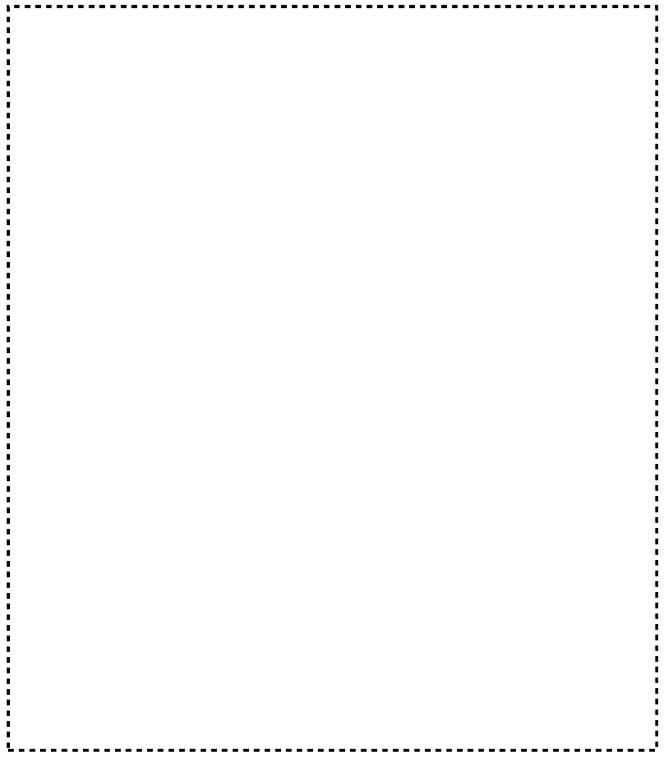
 : 信号線

 : AND 条件

\*1:メカニカルリレー制御部 \*2:(6080-2)制御盤(2)

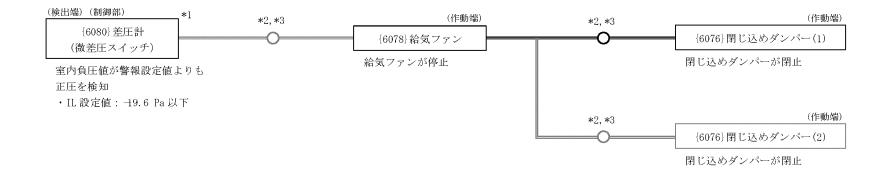
管理番号	設備・機器名称		
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機		
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機		
6072	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 閉じ込めダンパー		
6073	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 閉じ込めダンパー		
6078	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4(給気系統) 給気ファン		

図ト-W1設-2-4(8) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) ダンパー開度異常時(インターロック信号系統図) (4/4)



管理番号	構成機器と員数		
6076	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 閉じ込めダンパー:2 台		
6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン:1 台		
6080	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計: 1 台		

図 ト - W 1 設 - 2 - 4 (9) 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 室内負圧異常時(配置図)



凡例

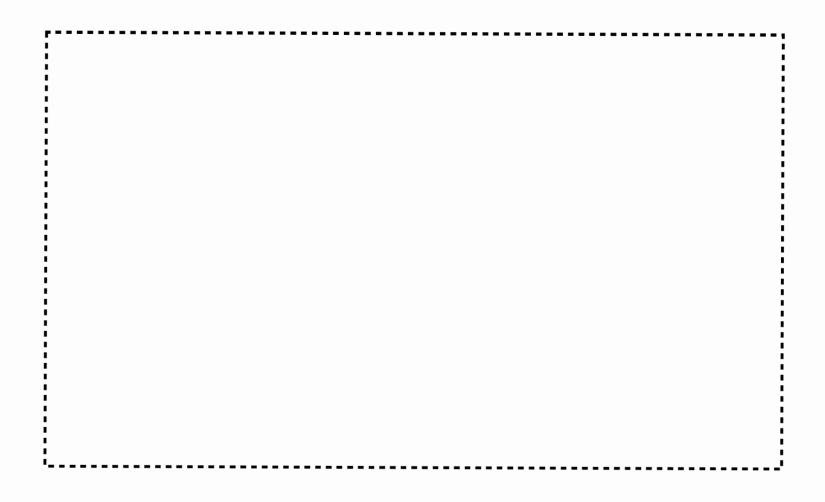
---- : 信号線

\*1:W1廃棄物処理室に設置する差圧計 No. W1

\*2:メカニカルリレー\*3: (6080-2) 制御盤(2)

[	管理番号	設備・機器名称		
	6076	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4	(給気系統)	閉じ込めダンパー
	6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4	(給気系統)	給気ファン
ſ	6080	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4	差圧計	

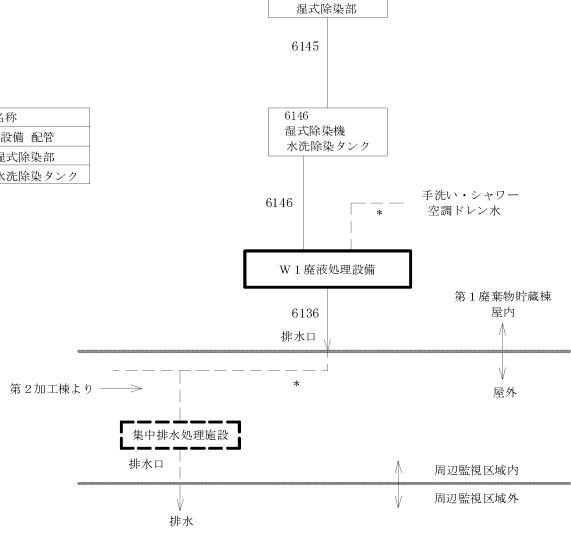
図ト-W1設-2-4(10) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 室内負圧異常時(インターロック信号系統図)



# **放射性物質濃度確認点**

## \* 破線部は設工認対象外

管理番号	機器名称
6136	W 1 廃液処理設備 配管
6145	湿式除染機 湿式除染部
6146	湿式除染機 水洗除染タンク

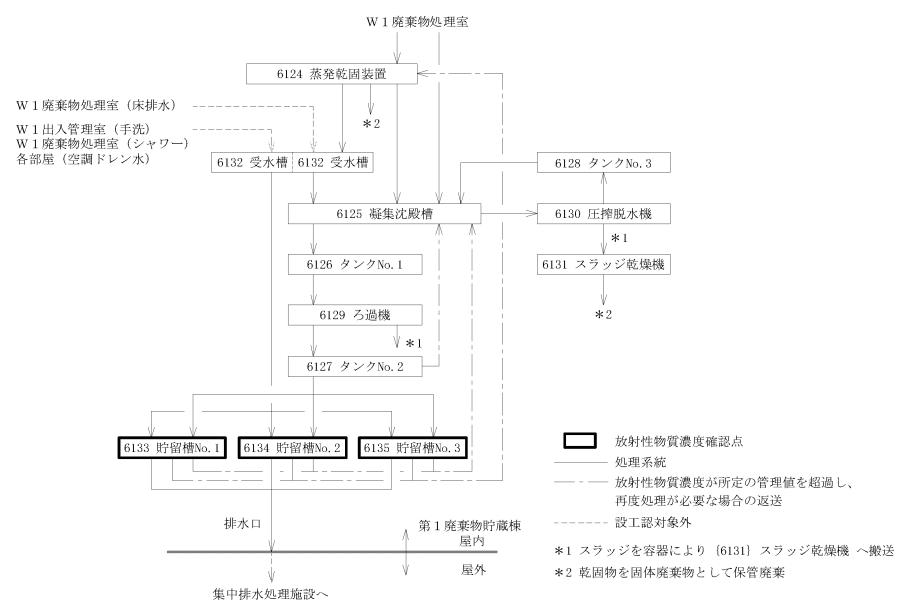


6145 湿式除染機

図ト-W1設-3-1 (1) W1廃液配管全体系統図



図ト-W1設-3-1(2) W1廃液配管平面図



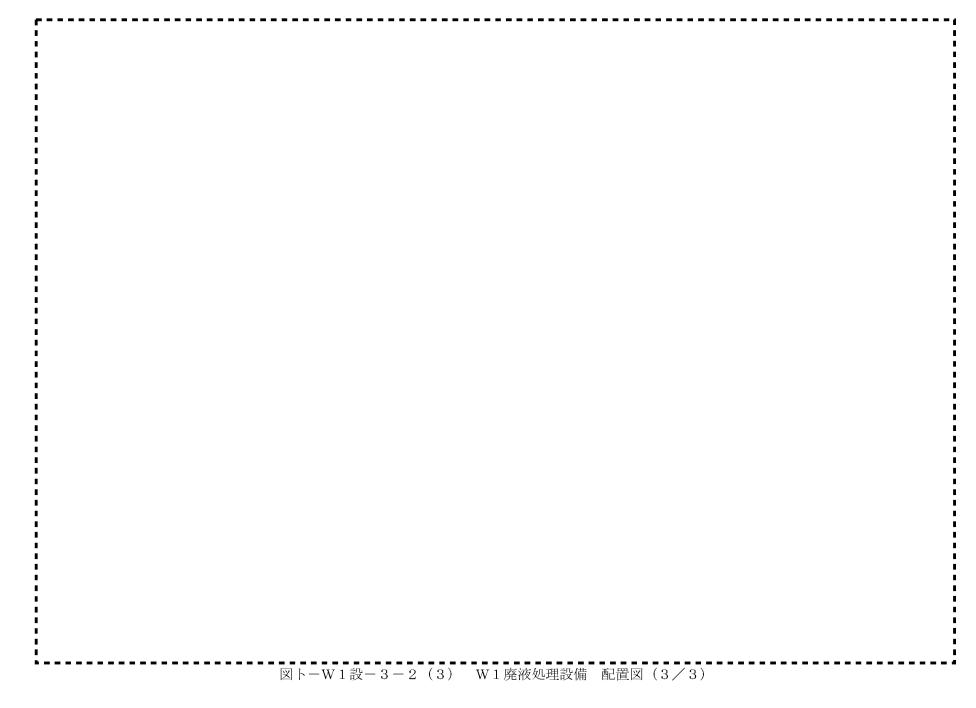
図ト-W1設-3-1(3) W1廃液処理設備 廃液系統図

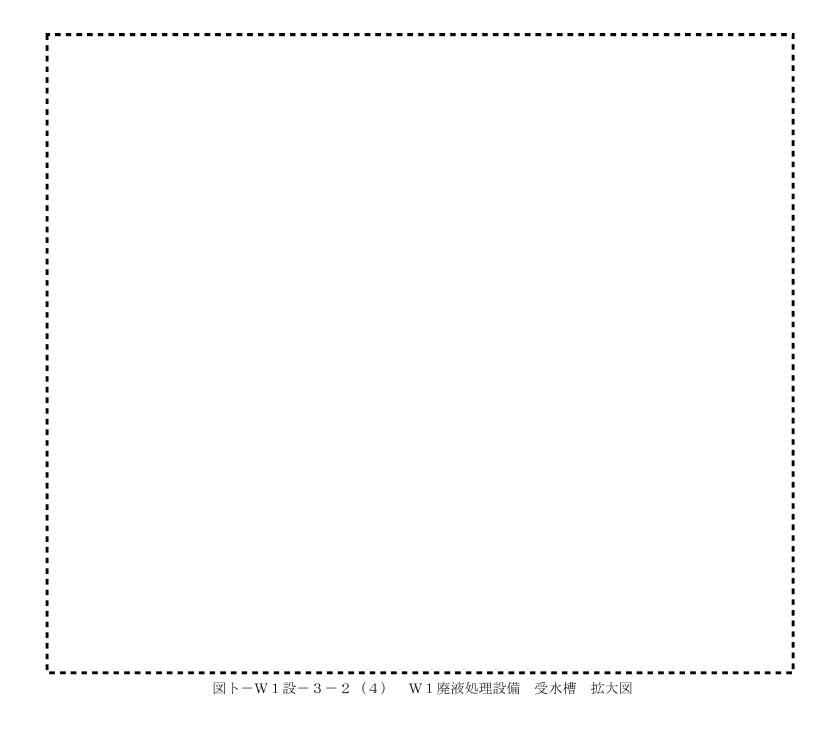


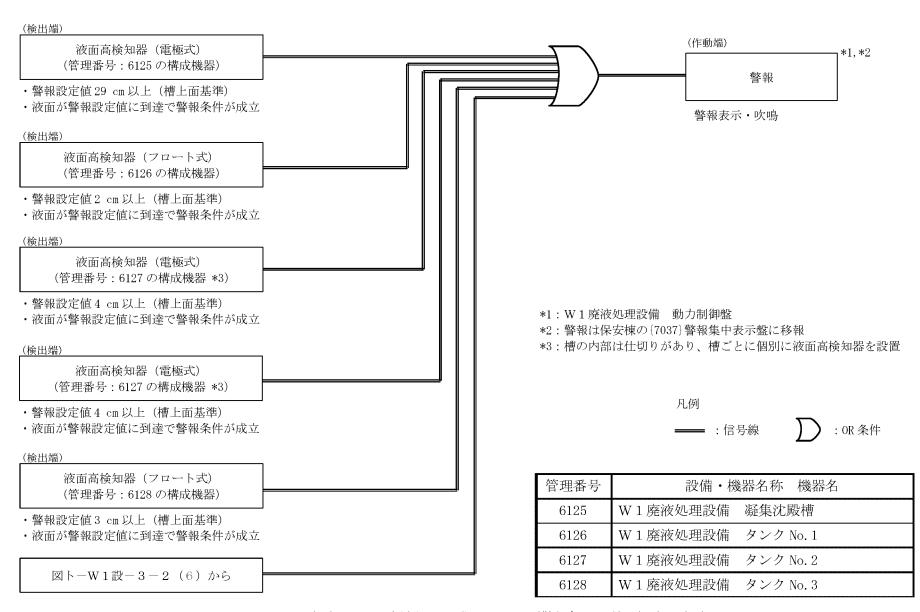
図ト-W1設-3-2(1) W1廃液処理設備 配置図(1/3)



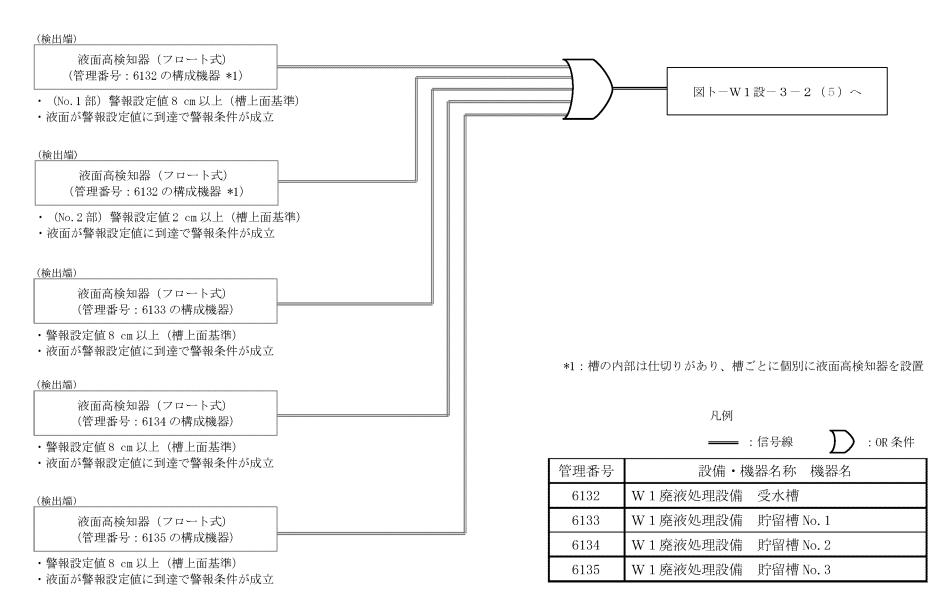
図 ト - W 1 設 - 3 - 2 (2) W 1 廃液処理設備 配置図 (2/3)







図ト-W1設-3-2(5) W1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(1/2)



図ト-W1設-3-2(6) W1廃液処理設備 配置図(警報信号系統図)(2/2)

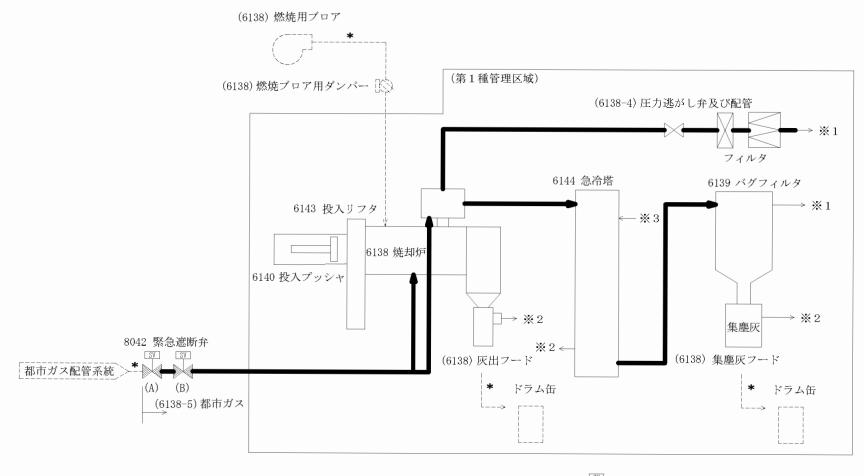




図ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No. 3







管理番号	機器名称
6138	焼却炉
6138-4	圧力逃がし機構
6138-5	可燃性ガス配管
6139	バグフィルタ
6140	投入プッシャ
6143	投入リフタ
6144	急冷塔
8042	緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)

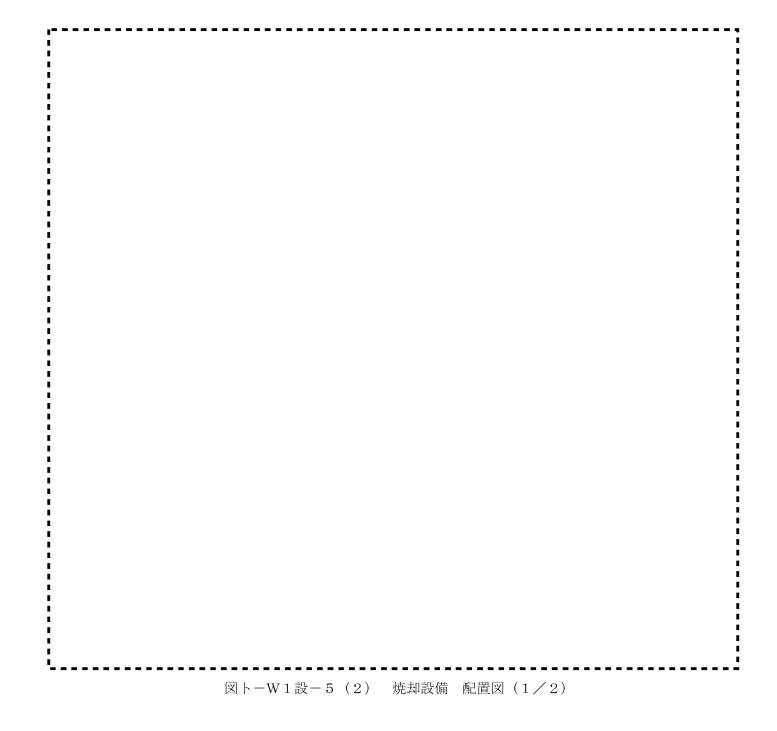
電磁弁(停電時:閉)

--→: 気体廃棄設備No.2への接続

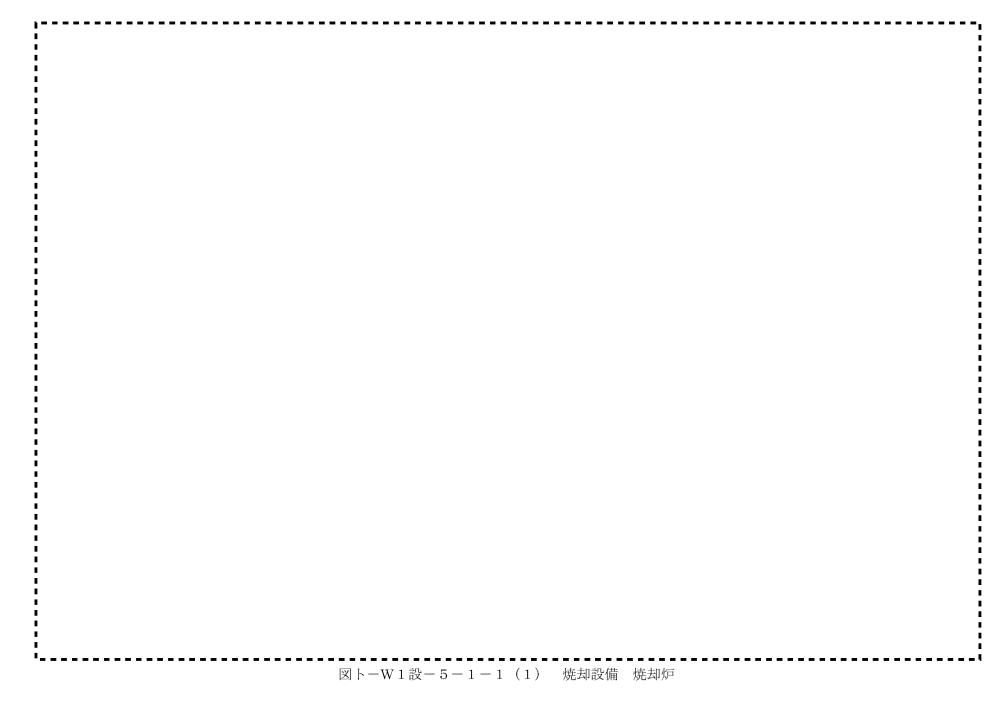
※1:6065 系統3(局所排気系統)※2:6066 系統4(局所排気系統)※3:6077-2 系統3(急冷塔給気)

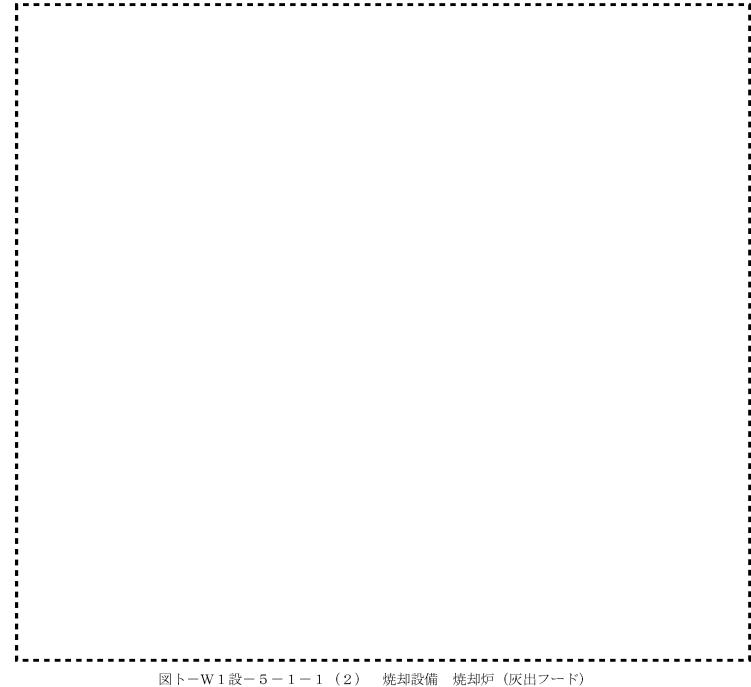
\* 破線は設工認対象外

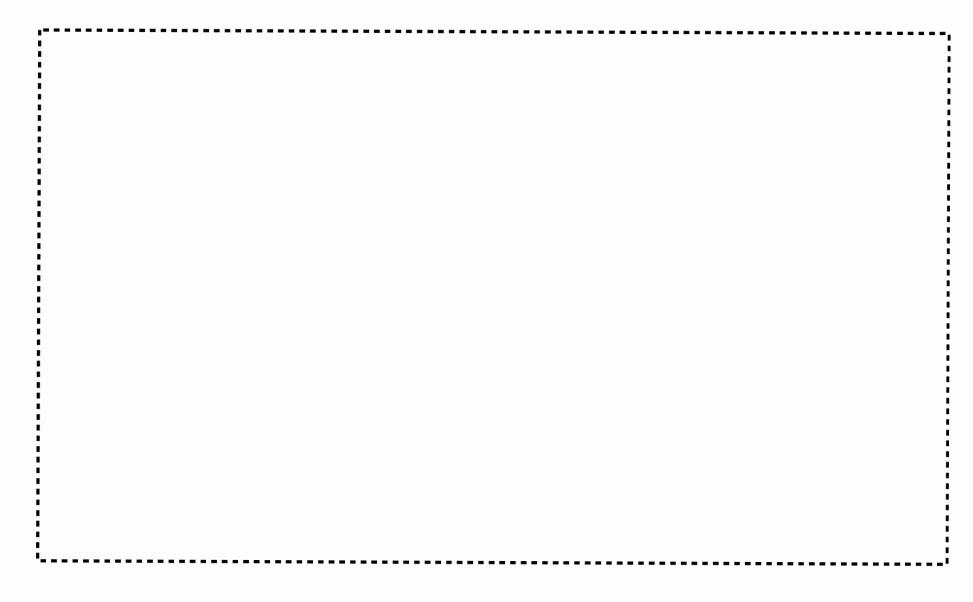
図ト-W1設-5(1) 焼却設備 系統図



図ト-W1設-5(3) 焼却設備 配置図(2/2)







図ト-W1設-5-1-1 (3) 焼却設備 焼却炉 架台 (1/5)



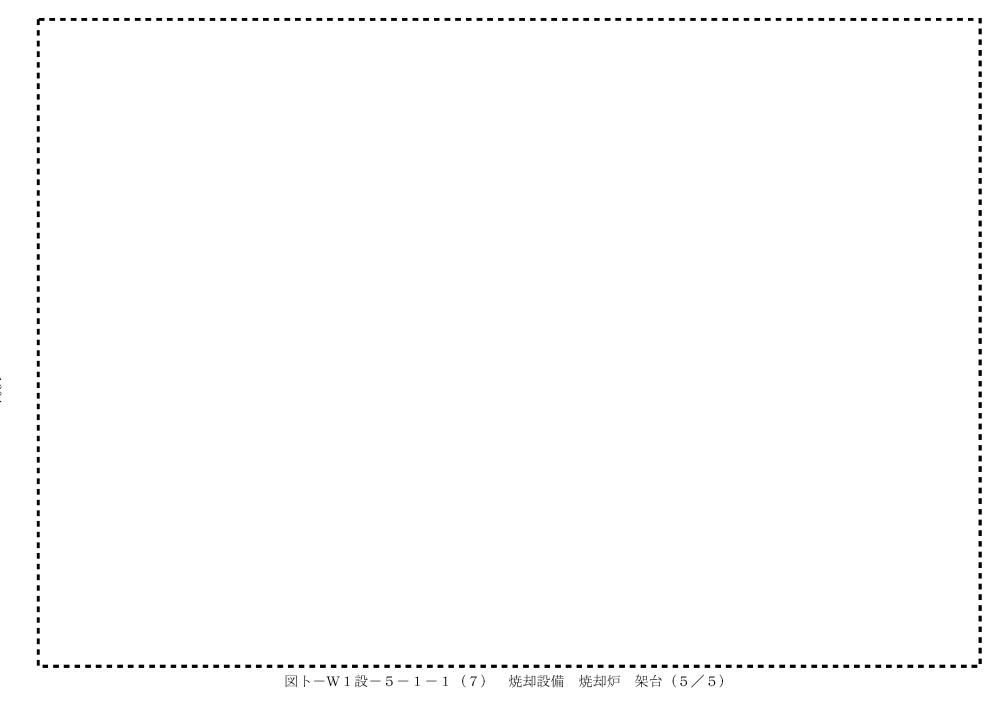
図ト-W1設-5-1-1 (4) 焼却設備 焼却炉 架台 (2/5)



図ト-W1設-5-1-1 (5) 焼却設備 焼却炉 架台 (3/5)



図ト-W1設-5-1-1 (6) 焼却設備 焼却炉 架台 (4/5)





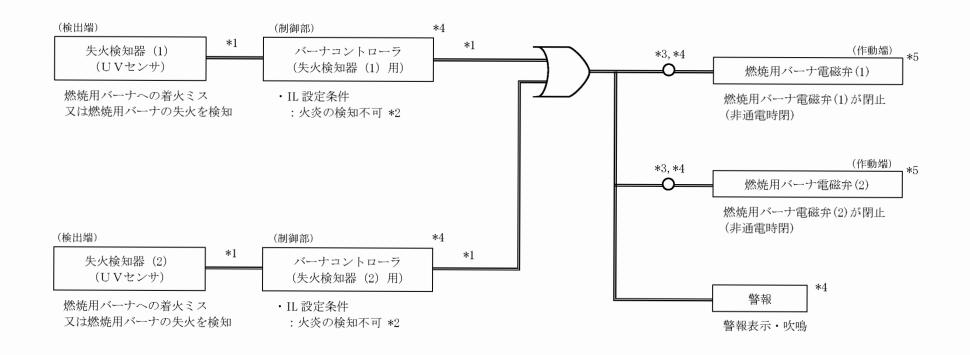


図ト-W1設-5-1-2(2) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図

青色線:拡大範囲を示す枠線



図ト-W1設-5-1-3 (1) 焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (機器配置図)



\*1:信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

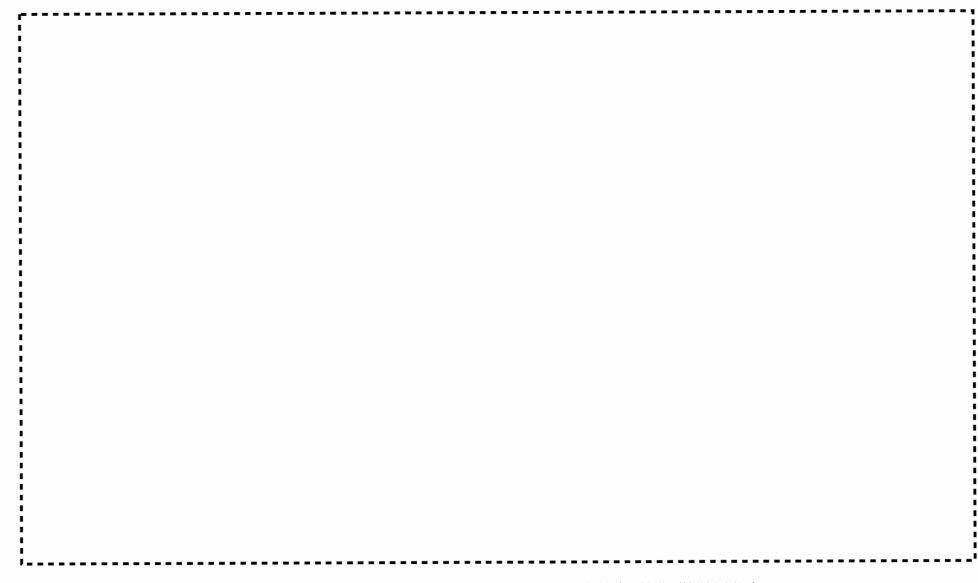
\*2:燃焼用バーナへの着火ミスにより炎からの紫外線放射が未到達又は燃焼用バーナの失火により炎からの紫外線放射が停止

\*3:メカニカルリレー
\*4:(6138)制御盤

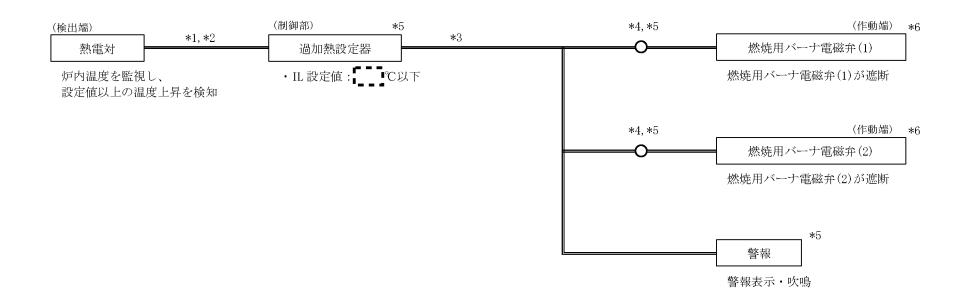
\*5:停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

管理番号		設備	・機器名称	機器名	
6138	焼却設備	焼却炉			
6138-2	失火検知機	<b>後構</b>			

図ト-W1設-5-1-3(2) 焼却設備 焼却炉 失火検知機構 (インターロック信号系統図)



図ト-W1設-5-1-3 (3) 焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構(機器配置図)



\*1:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

\*2:熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、警報表示及び吹鳴

\*3:信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

\*4:メカニカルリレー \*5:(6138)制御盤

\*6:停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

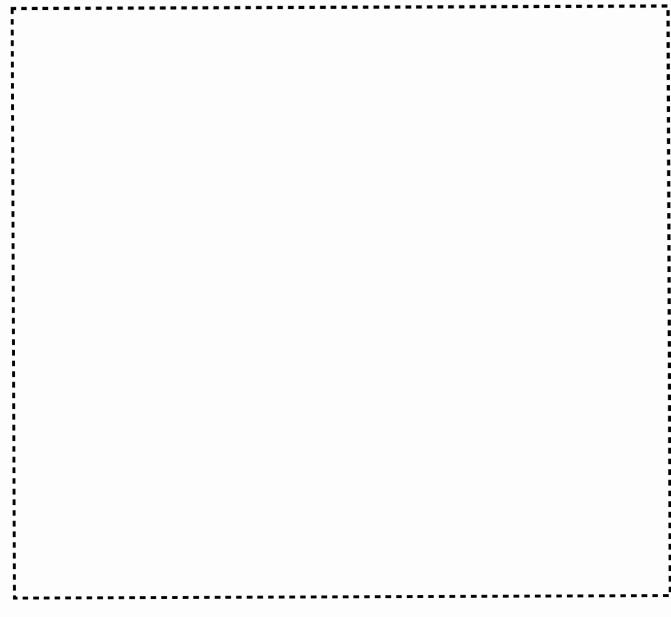
凡例

**--** :信号線

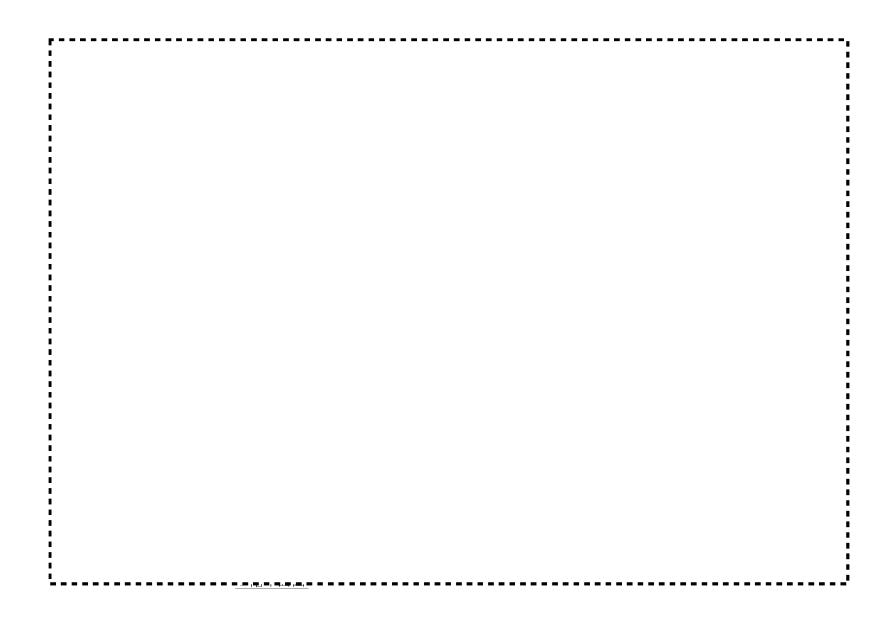
管理番号	設備・機器名称 機器名	
6138	焼却設備 焼却炉	
6138-3	過加熱防止機構	

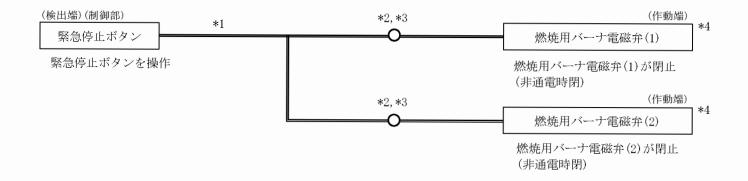
図ト-W1設-5-1-3(4) 焼却設備 焼却炉 過加熱防止機構(インターロック信号系統図)

赤色線:追加・変更部



図ト-W1設-5-1-3 (5) 焼却設備 焼却炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)





凡例

---: 信号線

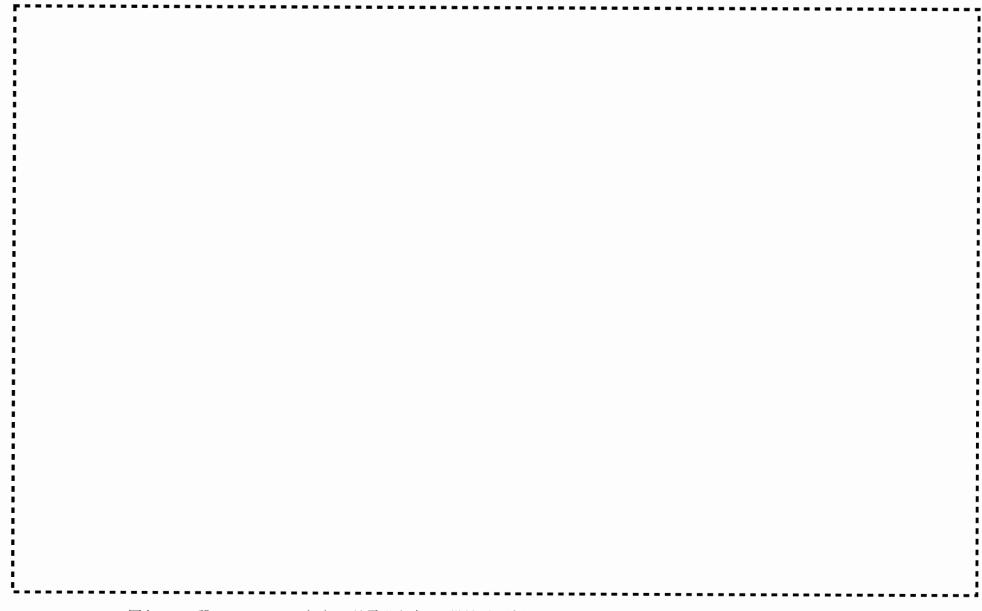
\*1:信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

\*2:メカニカルリレー
\*3:(6138)制御盤

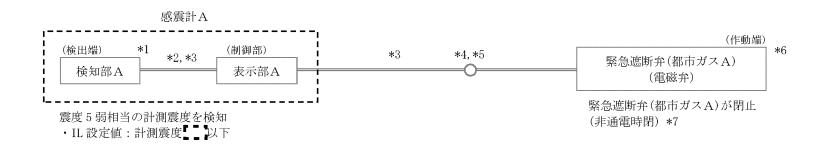
\*4:停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

管理番号		設備・	機器名称	機器名
6138	焼却設備	焼却炉		

図ト-W1設-5-1-3 (7) 焼却設備 焼却炉 緊急停止機構 (インターロック信号系統図)



図ト-W1設-5-1-3 (8) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)



\*1:静電容量式加速度センサ

\*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

\*3:信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止

\*4:メカニカルリレー

\*5:(8042)緊急遮断弁制御盤A

\*6:停電時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止

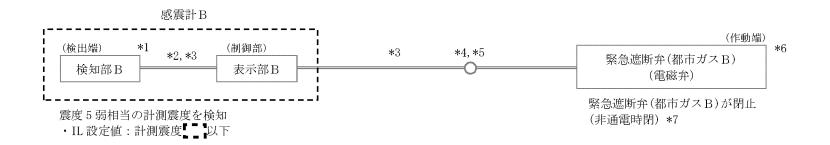
\*7:進展事象として緊急遮断弁(都市ガスA)の閉止により燃焼用バーナが 失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。

管理番号		設備・機器名称 機器名
8042	緊急設備	緊急遮断弁 (都市ガス)
8042-2	緊急設備	感震計

凡例

:信号線

図ト-W1設-5-1-3 (9) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図) (1/2 (A系統))



\*1:静電容量式加速度センサ

\*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

\*3:信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止

\*4:メカニカルリレー

\*5:(8042)緊急遮断弁制御盤B

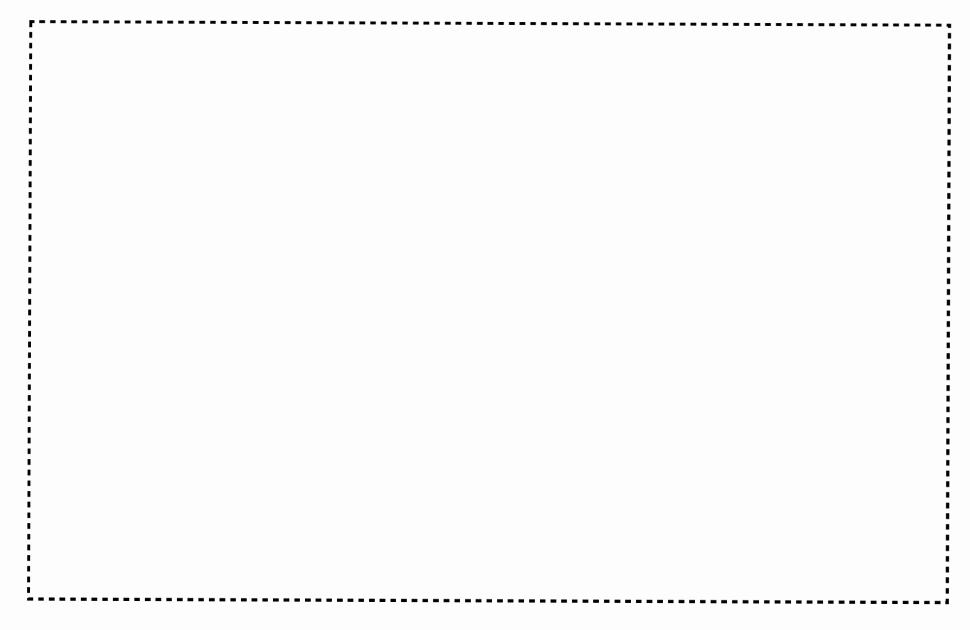
\*6:停電時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止

\*7:進展事象として緊急遮断弁(都市ガスB)の閉止により燃焼用バーナが 失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。 凡例

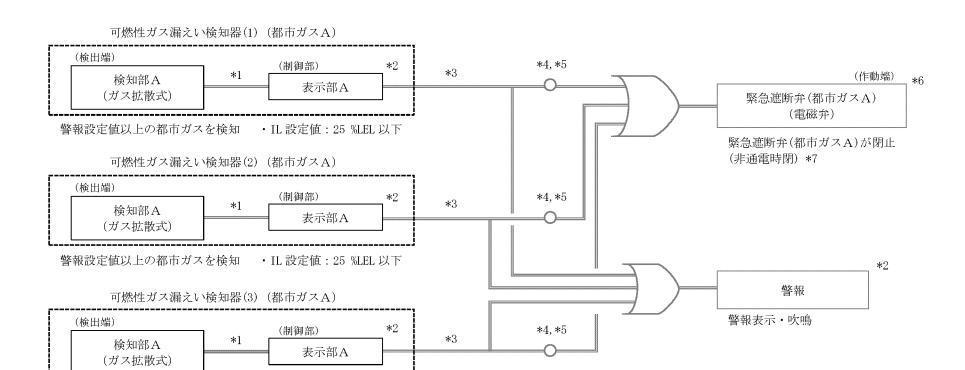
--- :信号線

管理番号	設備・機器名称 機器名
8042	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)
8042-2	緊急設備 感震計

図ト-W1設-5-1-3(9) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図) (2/2 (B系統))



図トーW1設ー5-1-3(10) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) (機器配置図)



\*1:アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、 金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容

\*2:(8054)可燃性ガス漏えい警報盤

\*3:信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止

\*4:メカニカルリレー

\*5:(8042)緊急遮断弁制御盤A

\*6:停電時は緊急遮断弁(都市ガスA)が閉止

\*7:進展事象として緊急遮断弁(都市ガスA)の閉止により燃焼用バーナが 失火するため、{6138-2}失火検知機構が作動する。

警報設定値以上の都市ガスを検知 ・IL 設定値: 25 %LEL 以下

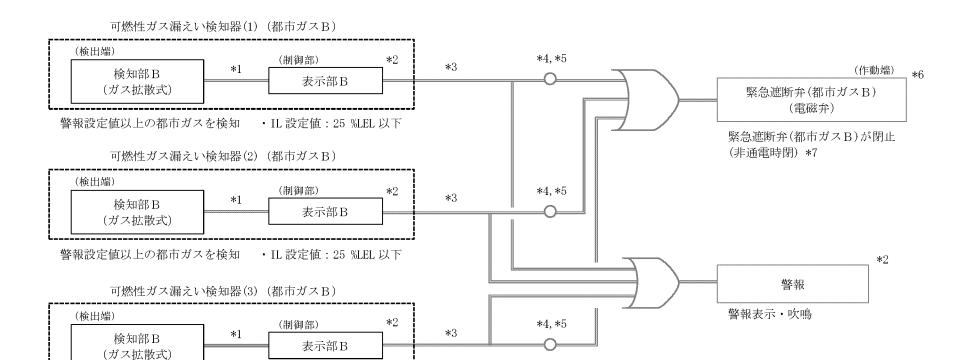
管理番号設備・機器名称 機器名8042緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)8054緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)

--- : 信号線

: OR 条件

凡例

図ト-W1設-5-1-3(11) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図) (1/2 (A系統))



\*1:アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、 金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容

\*2:(8054)可燃性ガス漏えい警報盤

\*3:信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止

\*4:メカニカルリレー

\*5:(8042)緊急遮断弁制御盤B

\*6:停電時は緊急遮断弁(都市ガスB)が閉止

\*7: 進展事象として緊急遮断弁(都市ガスB)の閉止により燃焼用バーナが 失火するため、{6138-2} 失火検知機構が作動する。

警報設定値以上の都市ガスを検知 ・IL 設定値: 25 %LEL 以下

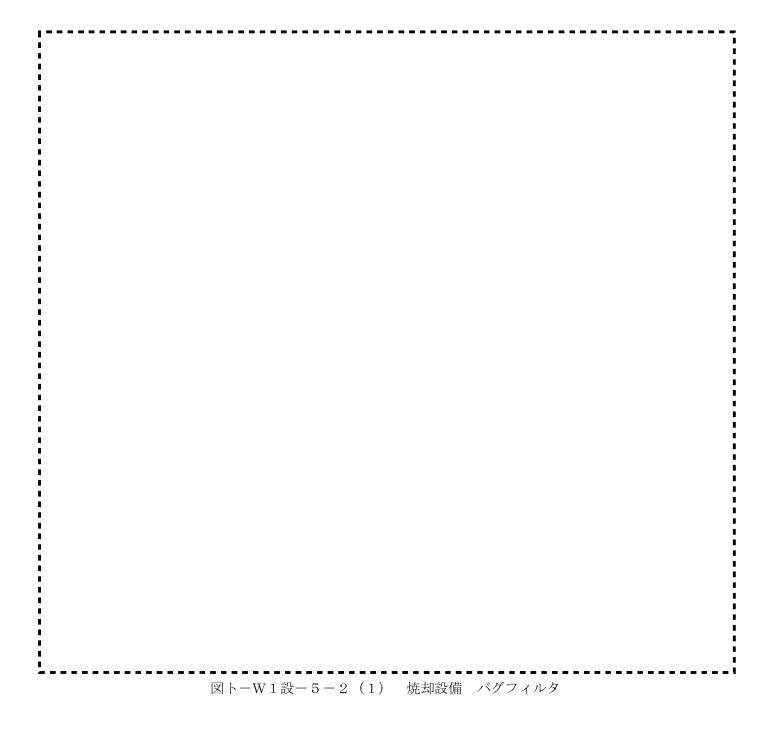
管理番号設備・機器名称 機器名8042緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)8054緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)

--- : 信号線

: OR 条件

凡例

図ト-W1設-5-1-3(11) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) (インターロック信号系統図) (2/2 (B系統))





図ト-W1設-5-2(2) 焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)

赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

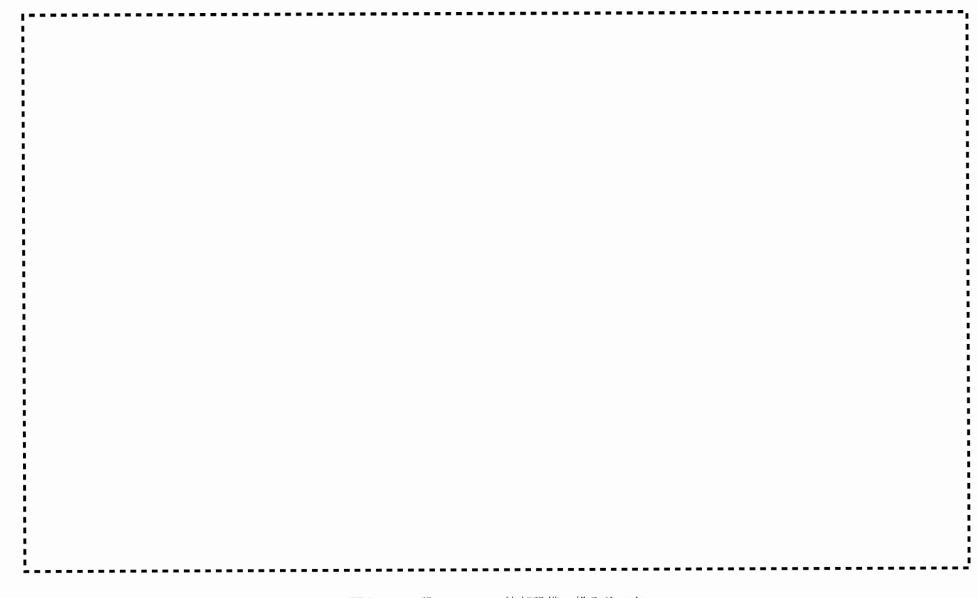




図ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード



図ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード

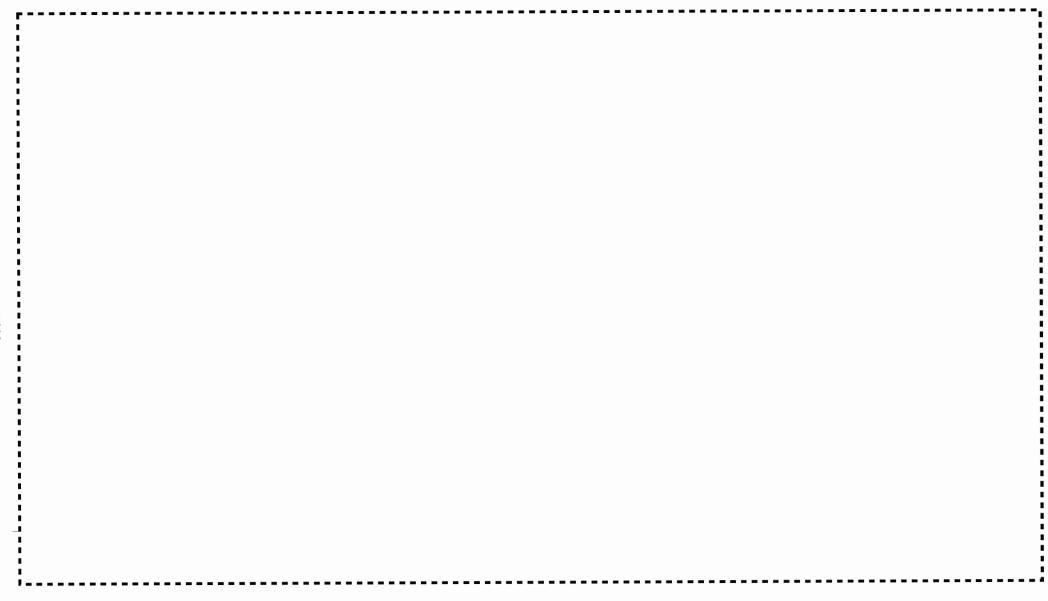


図ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフタ





図ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部



図ト-W1設-6-2(1) 湿式除染機 水洗除染タンク



\*1:焼却設備 焼却炉 制御盤

凡例

**---**:信号線

管理番号	設備・機器名称 機器名
6146	湿式除染機 水洗除染タンク

図ト-W1設-6-2(2) 湿式除染機 水洗除染タンク (警報信号系統図)

赤色線:追加・変更部



図ト-W1設-7-1 乾式除染機



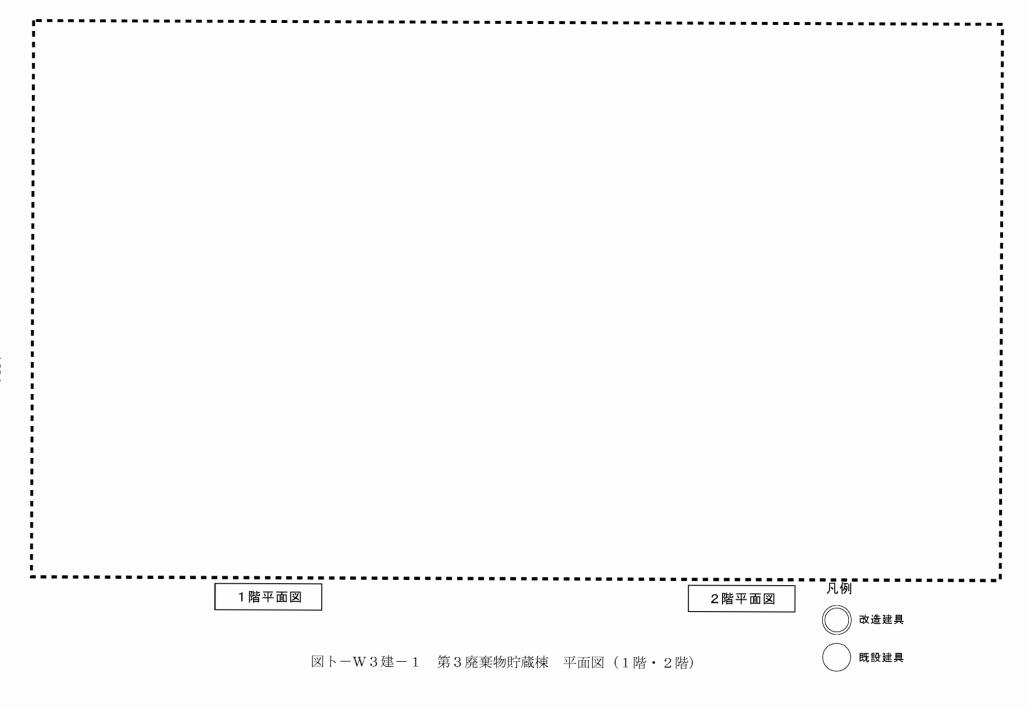
図ト-W1設-8 ホイストクレーン 配置図

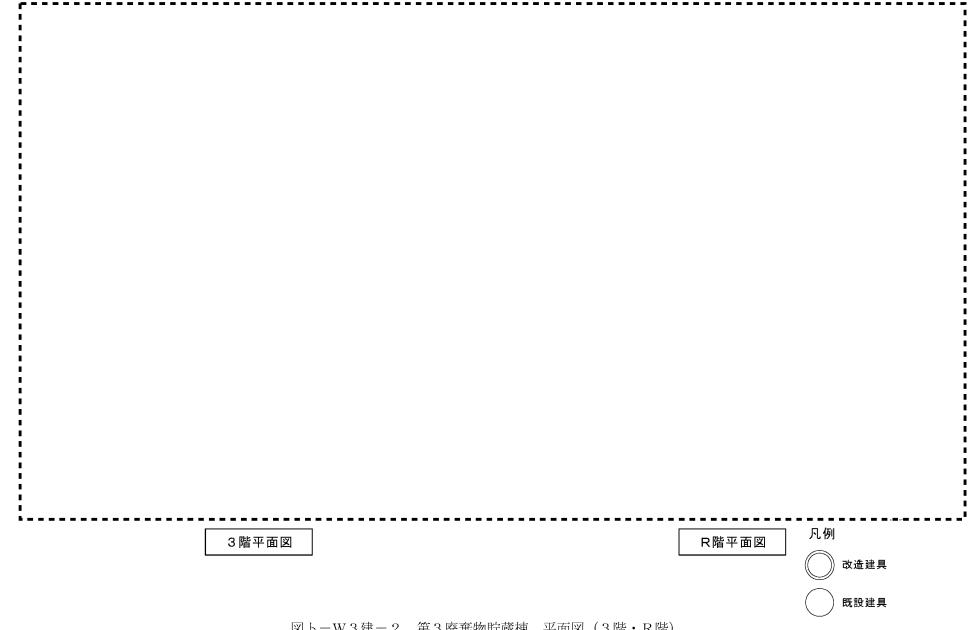


図ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック

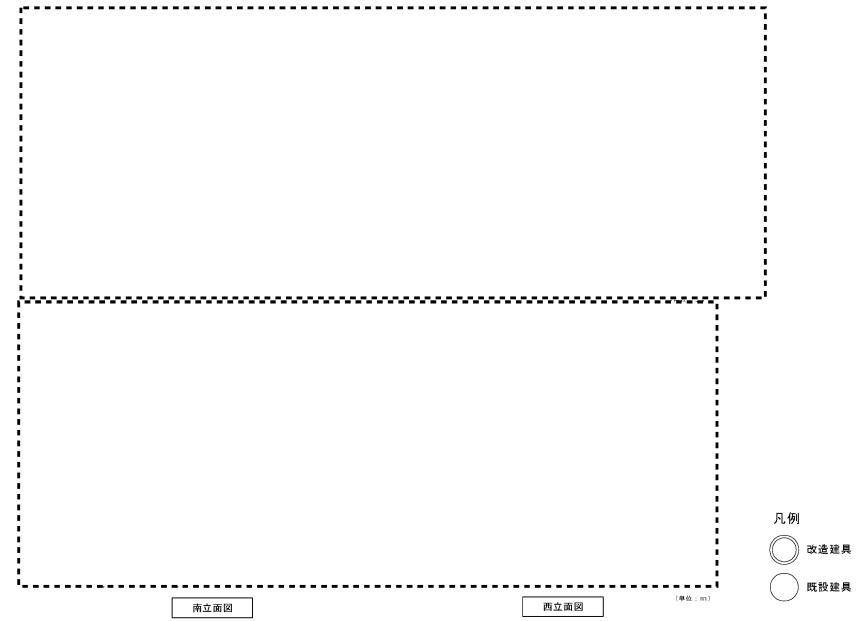


図ト-W1設-8-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック





図ト-W3建-2 第3廃棄物貯蔵棟 平面図(3階・R階)

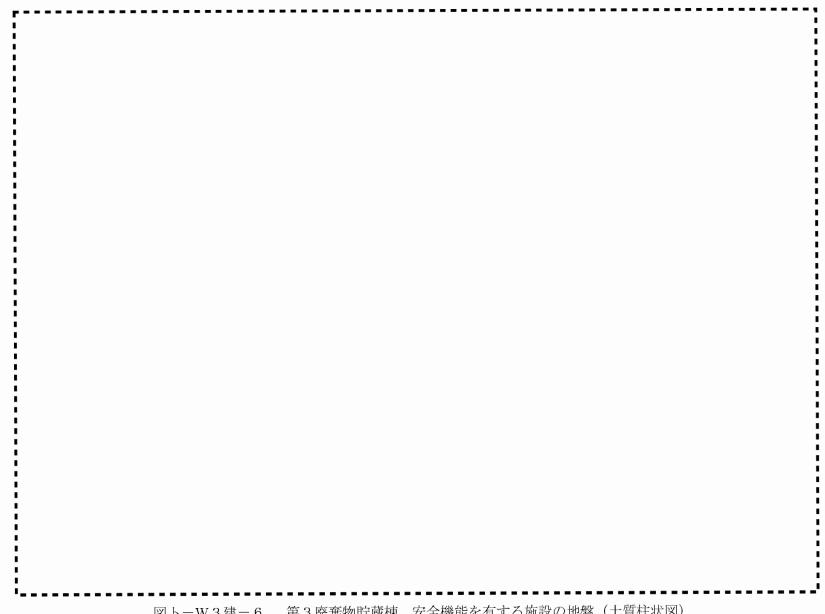


図ト-W3建-3 第3廃棄物貯蔵棟 立面図





図ト-W3建-5 第3廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図

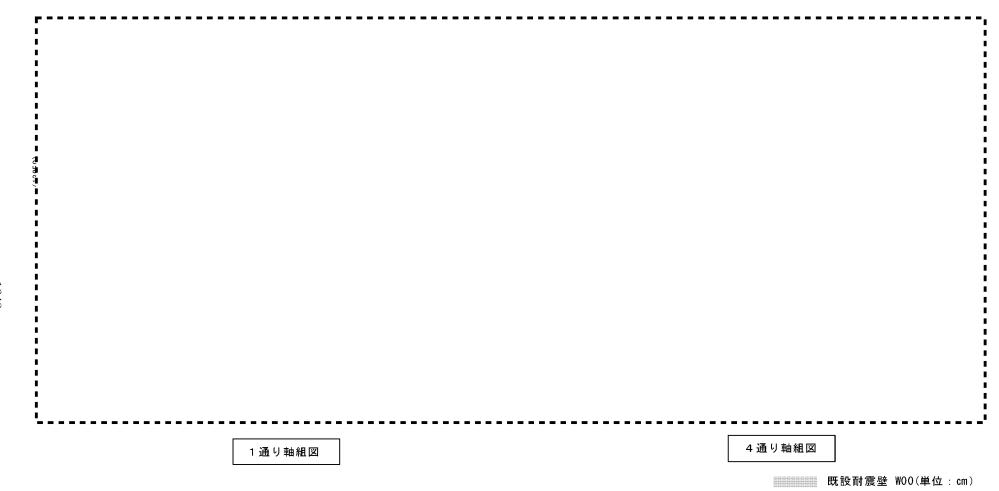


図ト-W3建-6 第3廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)





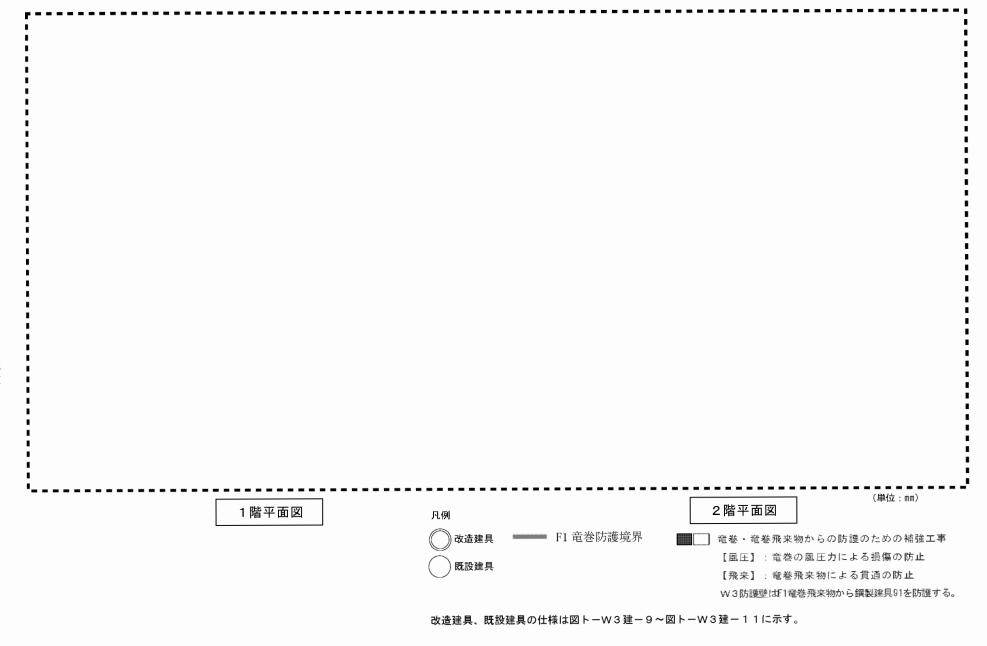
図ト-W3建-7(2) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(3階・R階)



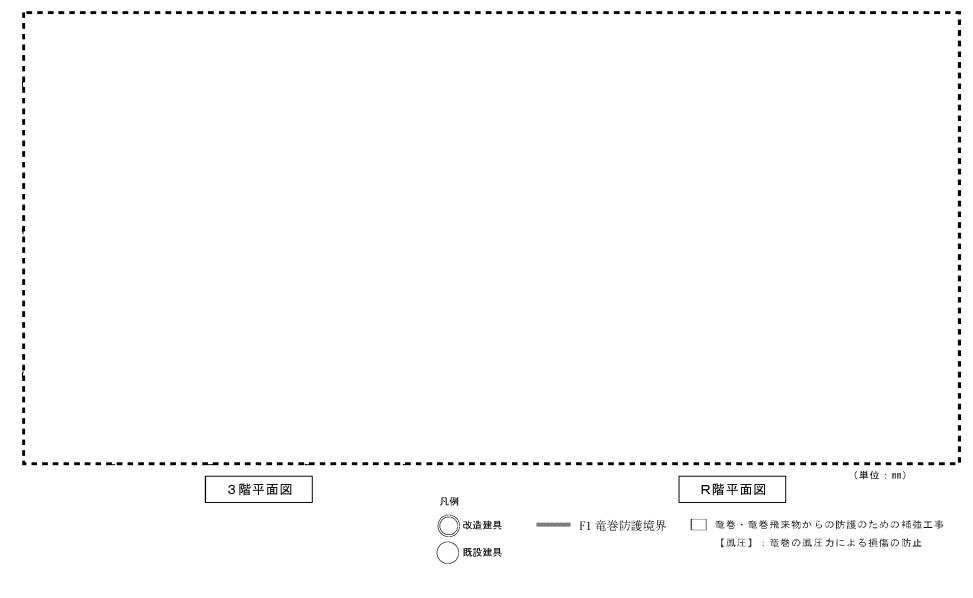
図ト-W3建-7(3) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(1通り、4通り軸組図)



図ト-W3建-7(4) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(A通り、C通り軸組図)

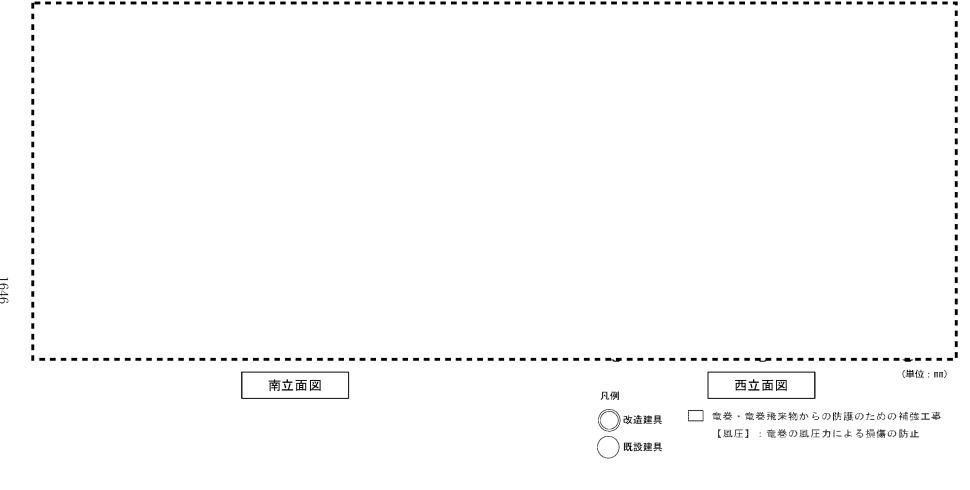


図ト-W3建-8(1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・2階)



改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建一9~図トーW3建一11に示す。

図ト-W3建-8(2) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(3階・R階)



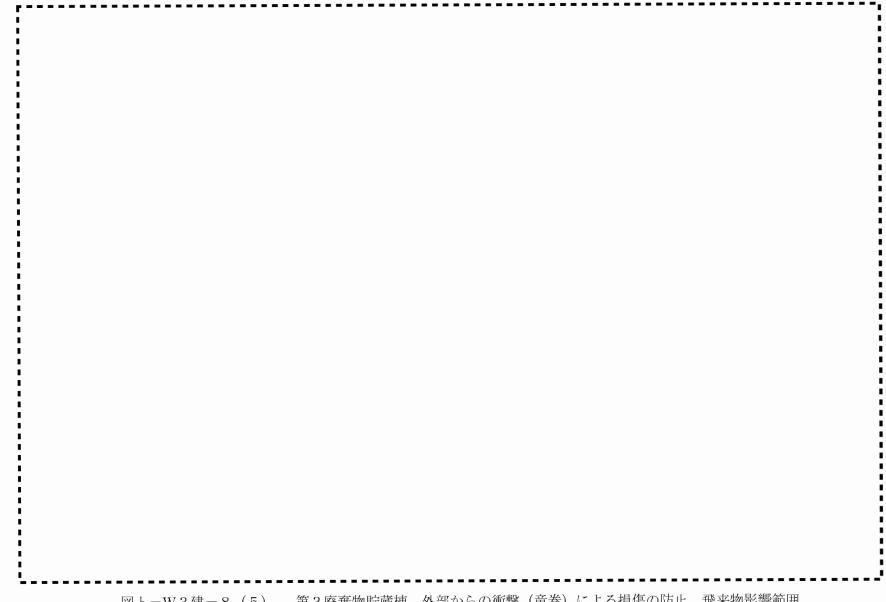
改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建一9~図トーW3建一11に示す。 外壁面の F1 竜巻防護境界は図トーW3建一8 (1)、(2) 平面図を参照のこと。

図ト-W3建-8(3) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(南西立面)



図ト-W3建-8 (4) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)

改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建一9~図トーW3建一11に示す。 外壁面の F1 竜巻防護境界は図トーW3建一8 (1)、(2) 平面図を参照のこと。



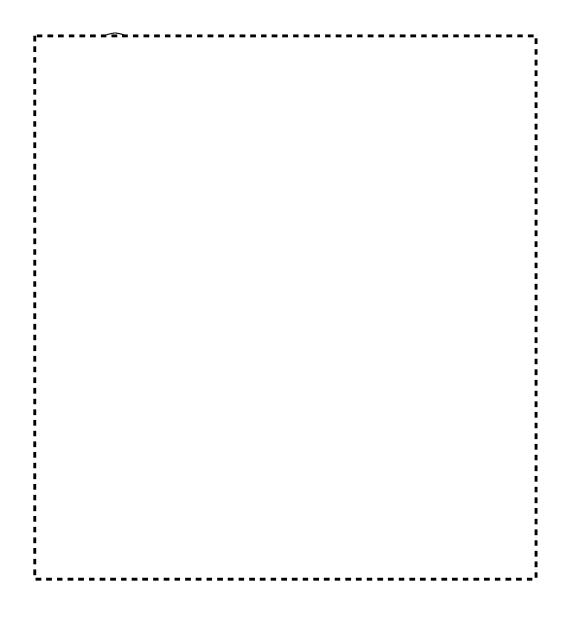
図ト-W3建-8 (5) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



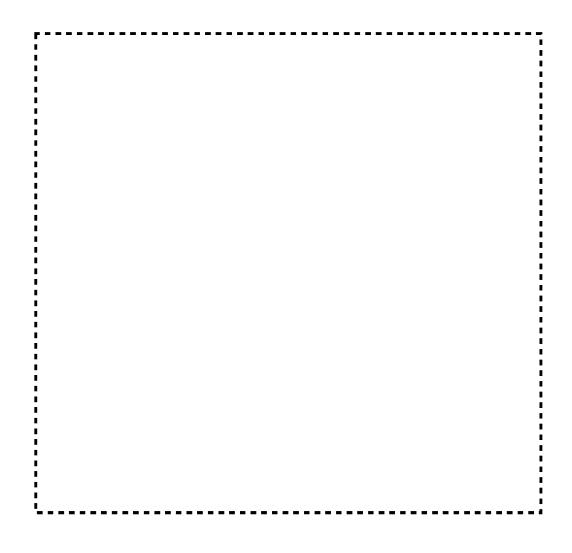
図ト-W3建-9 第3廃棄物貯蔵棟 建具表



図ト-W3建-10 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図

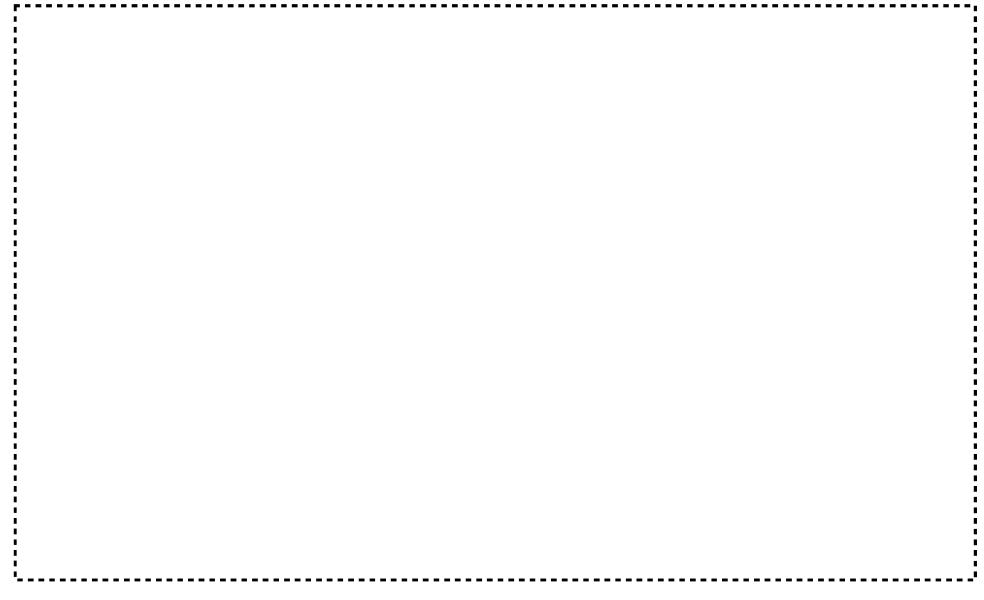


図ト-W3建-11(1) 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉91)詳細図 部材表



図ト-W3建-11(2) 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉92、93)詳細図 部材表



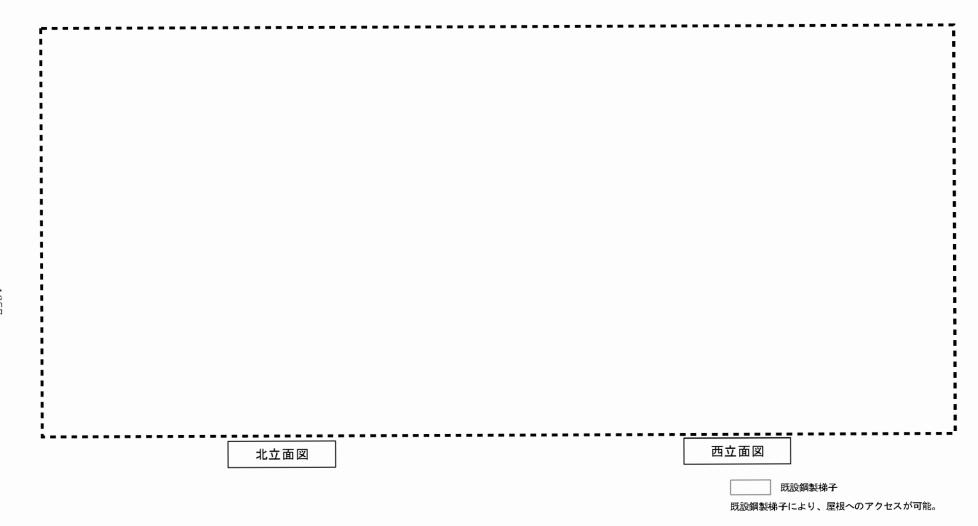




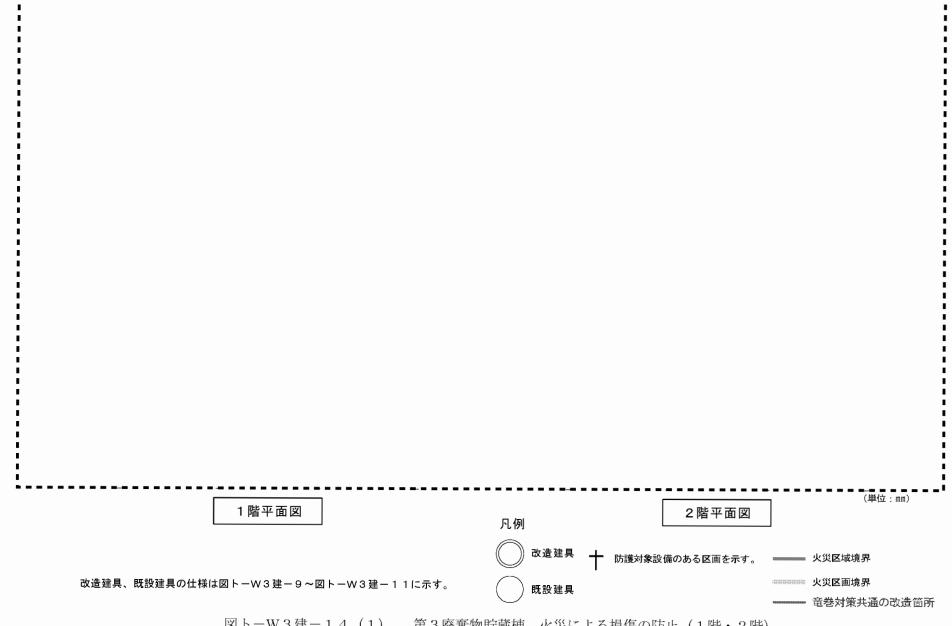
図ト-W3建-12(3) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 配筋図



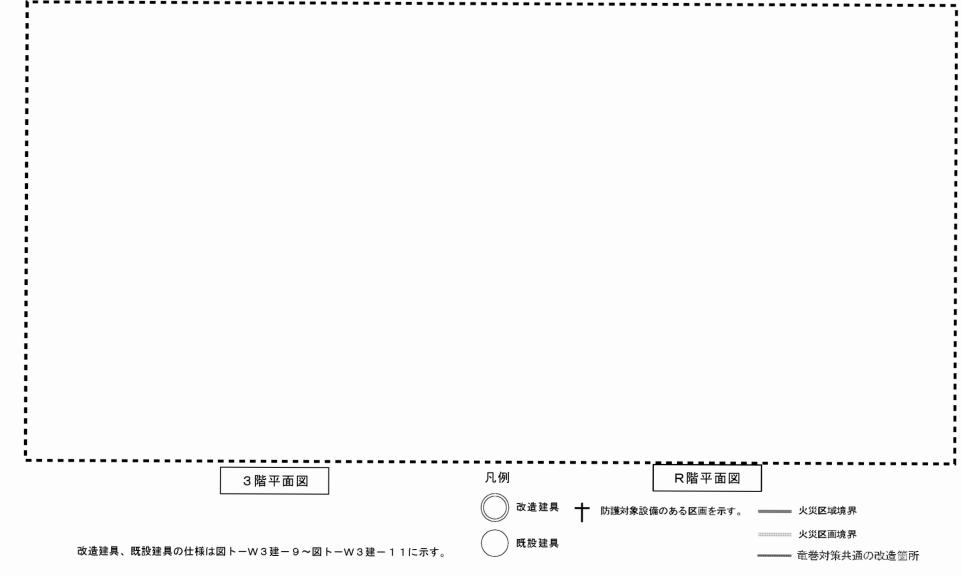
図ト-W3建-13(1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(3階・R階)



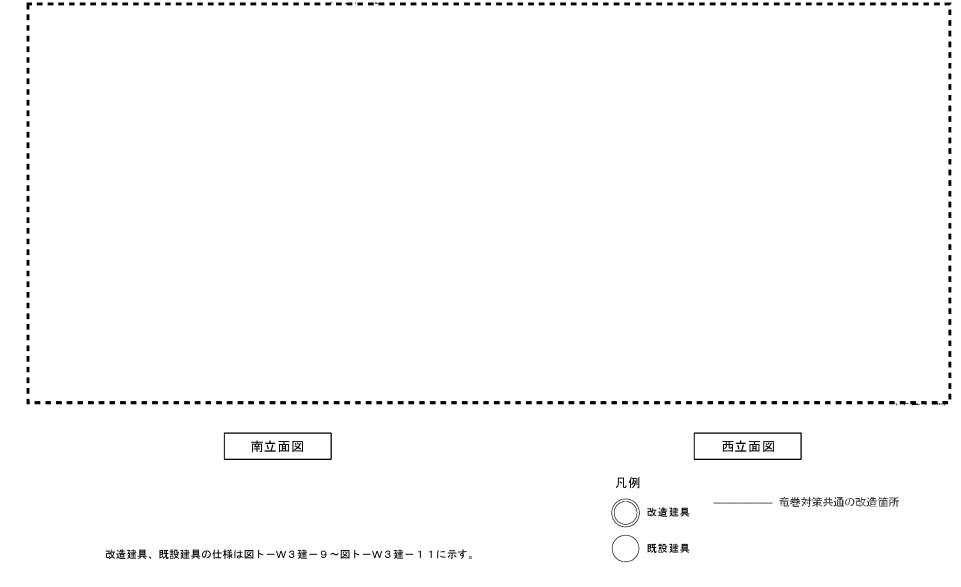
図ト-W3建-13(2) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(北西立面)



図ト-W3建-14(1) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1階・2階)



図ト-W3建-14(2) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(3階・R階)



図ト-W3建-14(3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(南西立面)

	;
! !	
! !	
北立面図	
<b>凡例</b>	共通の改造箇所
改造建具	
改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建一9~図トーW3建一11に示す。	

図ト-W3建-14(4) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(北東立面)



図ト-W3建-14(5) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(断面)

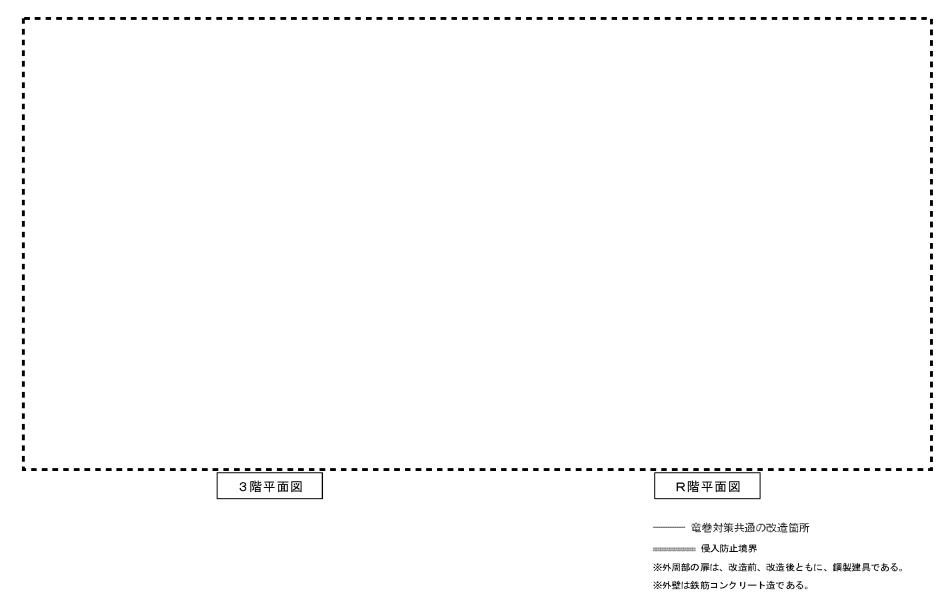
1 階平面図

2階平面図

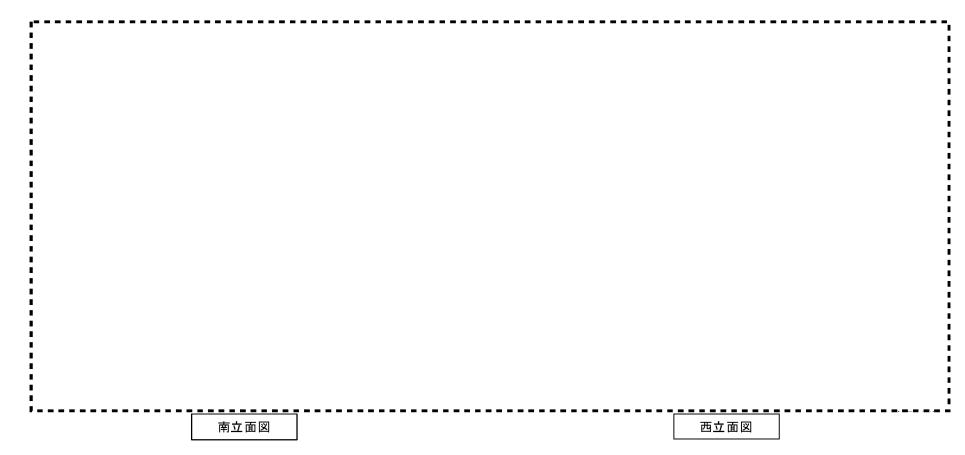
---- 竜巻対策共通の改造箇所

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。 ※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-15(1) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・2階)



図ト-W3建-15(2) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(3階・R階)



---- 竜巻対策共通の改造箇所

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(3) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(南西立面)

北立面図

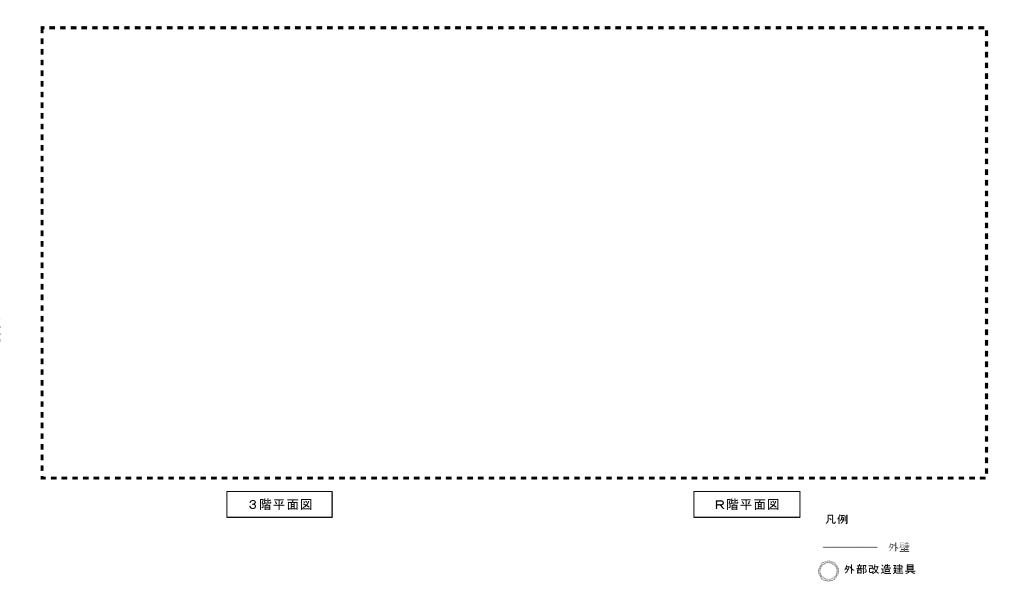
東立面図

一一 竜巻対策共通の改造箇所※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(4) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(北東立面)





2 階平面図

1 階平面図

特記なき限り鉄筋コンクリートとする。

(単位:mm)

S1-00: 1 階スラブ番号S2-00: 2 階スラブ番号

----: 階段

図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ

3階平面図

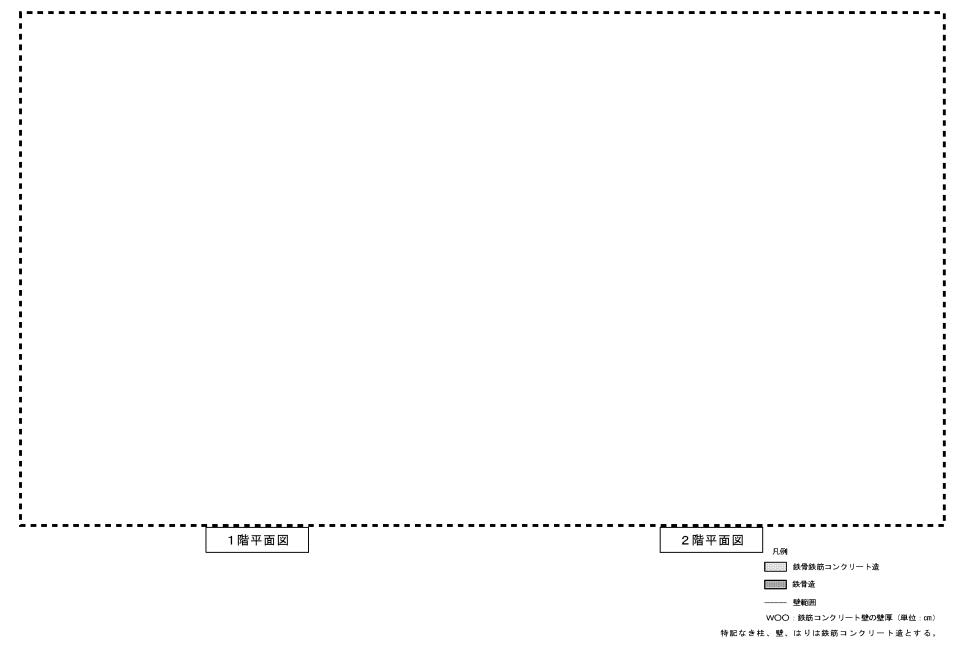
R階平面図

S3-00 : 3 階スラブ番号

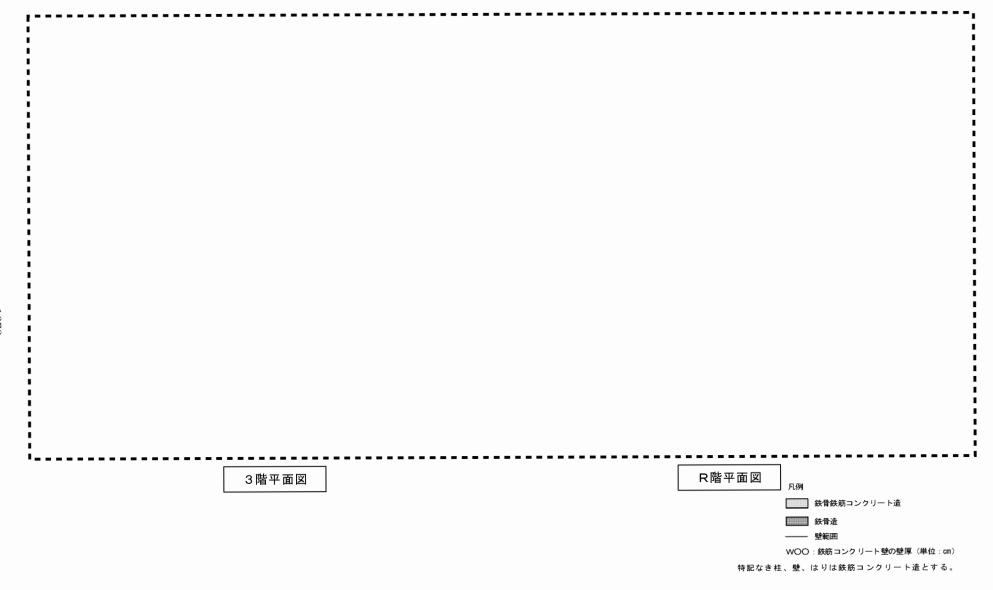
SR-00 : R 階スラブ番号

キ記なき限り鉄筋コンクリートとする。 **―――** :階段

図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ

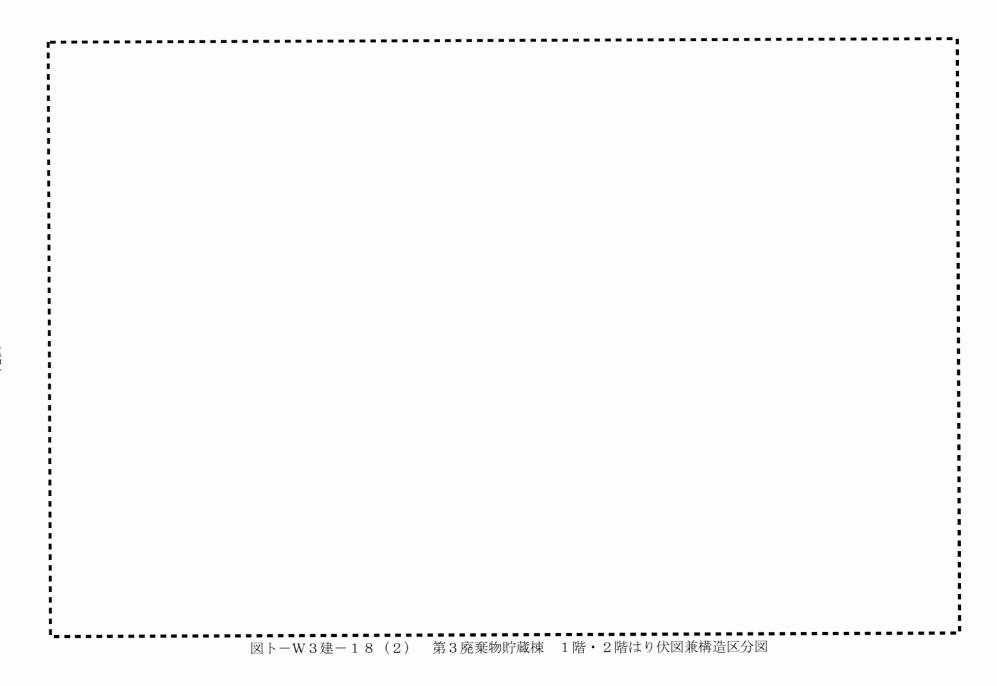


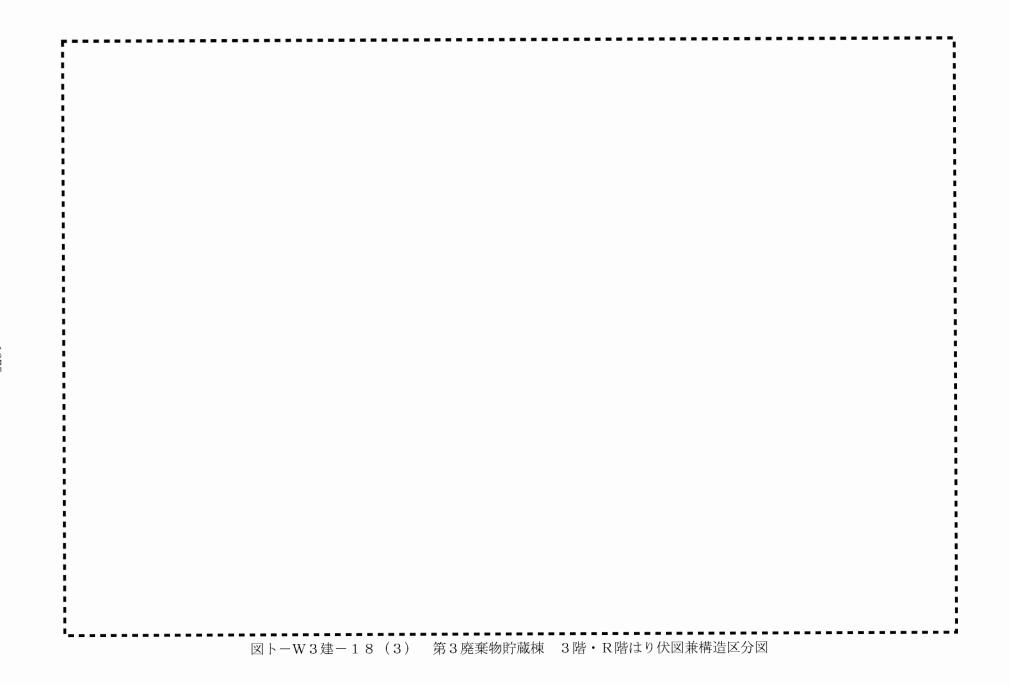
図ト-W3建-17(1) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・2階)



図ト-W3建-17(2) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3階・R階)

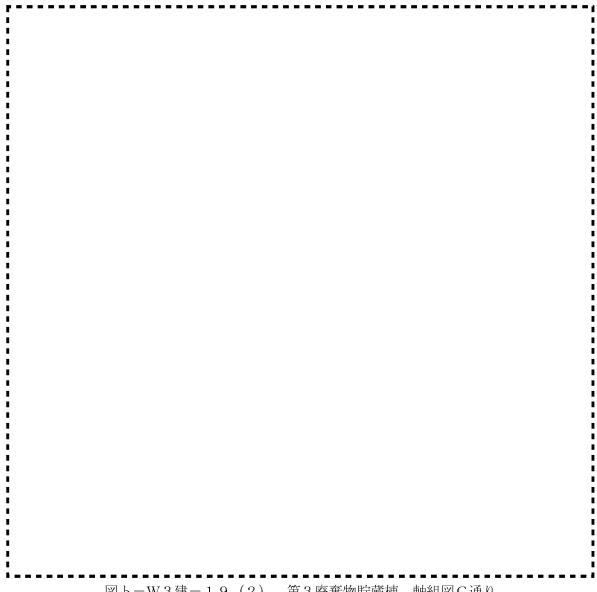








図ト-W3建-19(1) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り



図ト-W3建-19(2) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り



図ト-W3建-19(3) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り



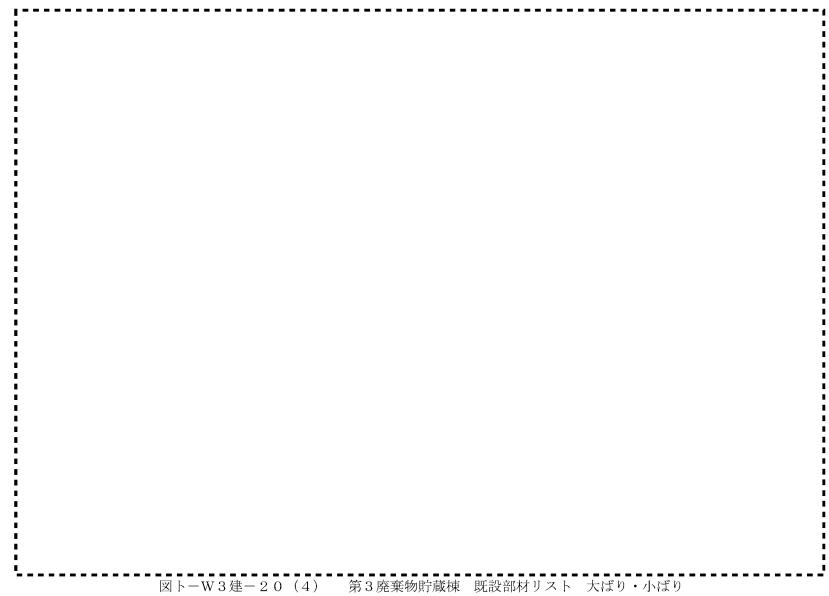
図ト-W3建-19(4) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り







図ト-W3建-20(3) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

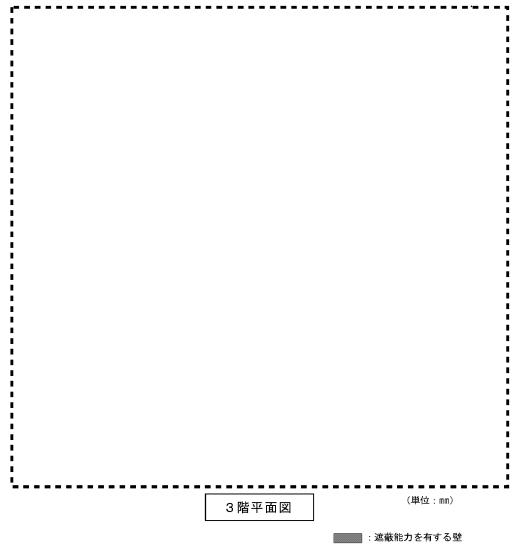




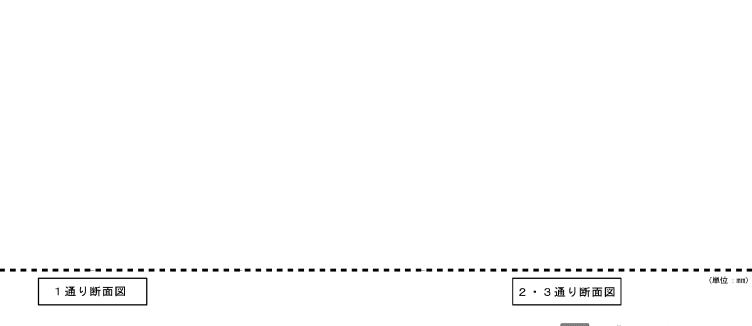
(単位:mm) 1階平面図 2階平面図

> \_\_\_\_\_\_\_ : 遮蔽能力を有する壁

> > WOO:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 WOO:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)



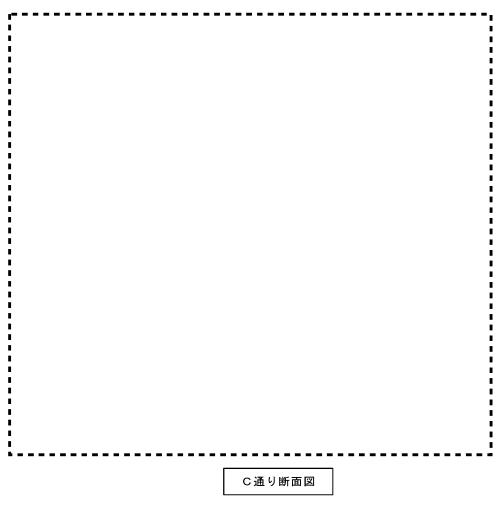
: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

番号	名	称	番号	名	称
6151	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	6154	保管廃棄設備	

図ト-W3設-1 本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(1階及び2階及び3階)



図ト-W3設-3 ホイストクレーン配置図



図ト-W3設-3-1 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

### 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を 実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安 規定に基づき(工事)作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

- a. 第1 廃棄物貯蔵棟
  - ①外部扉の改造
  - ②W1防護壁の新設
  - ③火災区画等の改造
  - ④グレーチング及び扉の改造
- b. 第3廃棄物貯蔵棟
  - ①外部扉の改造
  - ②W3防護壁の新設
- c. 改造等を実施する設備・機器

表ト-1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを 記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

d. 変更しない設備・機器

表トー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

e. 緊急遮断弁の基礎

## (1) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
  - ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に 係る労働災害の防止に努める。
  - ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
  - ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入 りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
  - ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事) 作業計画に従い実施する。
  - ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。

- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、 定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全 機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響 を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理 区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて 遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜 実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先 に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (2) 工事手順

放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が 存在しない状態で工事を行う。

#### a. 第1廃棄物貯蔵棟の工事手順

第1廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トーa-1に示し、その詳細を図トーa-11-1から図トーa-1-4に示す。

- ① 外部扉の改造: 図トーa 1 1 に示す手順で、図ト-W1建-9~図ト-W1建 12に示す既設の外部扉をF1 竜巻対策扉に改造する。
- ② W1防護壁の新設:図トーa-1-2に示す手順で、図ト-W1建-13に示すW 1防護壁を新設する。
- ③ 火災区画等の改造:図トーa-1-3に示す手順で、図ト-W1建-10及び図ト-W1建-20に示す既設の扉を防火戸に改造する。
- ④ グレーチング及び扉の改造:図トーa-1-4に示す手順で、図トーW1建-22に示すグレーチングを設置する。また、既設扉をエアタイト扉(PAT 仕様)に改造する。

#### b. 第3廃棄物貯蔵棟の工事手順

第3廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トーbー1に示し、その詳細を図トーbー1ー1及び図トーbー1ー2に示す。

- ①外部扉の改造:図トーb-1-1に示す手順で、図ト-W3建-8~図ト-W3建-11に示す既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。
- ②W 3 防護壁の新設:図トーb-1-2 に示す手順で、図トーW 3 建-1 2 に示すW 3 防護壁を新設する。

#### c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図1 - c - 1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、 当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3)加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

### d. 変更しない設備・機器の工事手順

図トーd-1に示す手順で検査を行う。

1)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### e. 緊急遮断弁の基礎

図ト-e-1に示す手順で検査を行う。

1)緊急遮断弁の基礎について6項に示す検査を実施する。

### f. ダクト工事に伴う核燃料物質の移動

気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VII、系統VII、給気系統)の改造工事のうち、第2加工棟 における系統VII (部屋排気系統)のダクトのルート変更に当たり、工事中の作業者の外部被ばく低減のため、原料保管設備 E型 No. 1 内に貯蔵しているウランの同設備内での保管位置の移し替え、又は の原料保管設備 D型 No. 1 間での移動を行う。ウランの移動は、保安規定に従い行う。また、移動には、第1次申請\*で認可を受け、新規制基準適合のための検査を実施した下記設備を使用する。

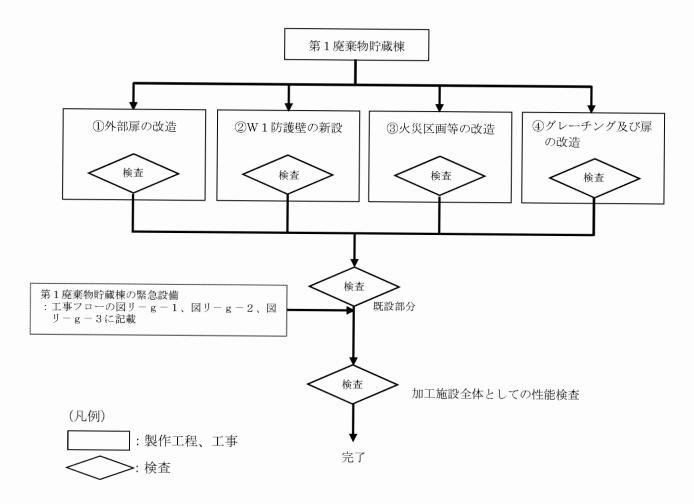
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア
- ·原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台
- 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1
- 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3
- ·原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4
- ·原料保管設備D型 No. 1
- ·原料保管設備 E型 No. 1
- ※ 平成30年10月2日付け熊原第18-088号(熊原第19-020号、熊原第19-025号、 能原第19-028号、熊原第19-029号をもって一部補正)

上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核 燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれ がなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要 に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値 を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉 を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監 視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業 許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために 扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する 又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界(屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及

- び床)の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を 超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を 設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的 に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する 安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不 要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200 L ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本(200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく 放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効 利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにく く、除染が容易で腐食しにくい材料(難燃性材料)で塗装を施す。

## a. 第1 廃棄物貯蔵棟

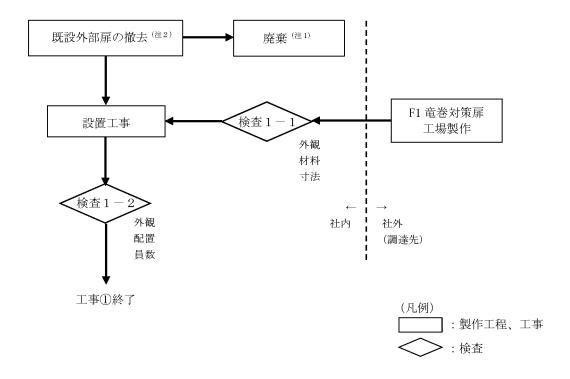


図ト-a-1 全体工事フロー

# ①外部扉の改造

対象扉 扉番号:71、扉番号:76、扉番号:78 (③火災区画等の改造を兼ねる)

扉番号:77(③火災区画等の改造、④-2扉の改造を兼ねる)

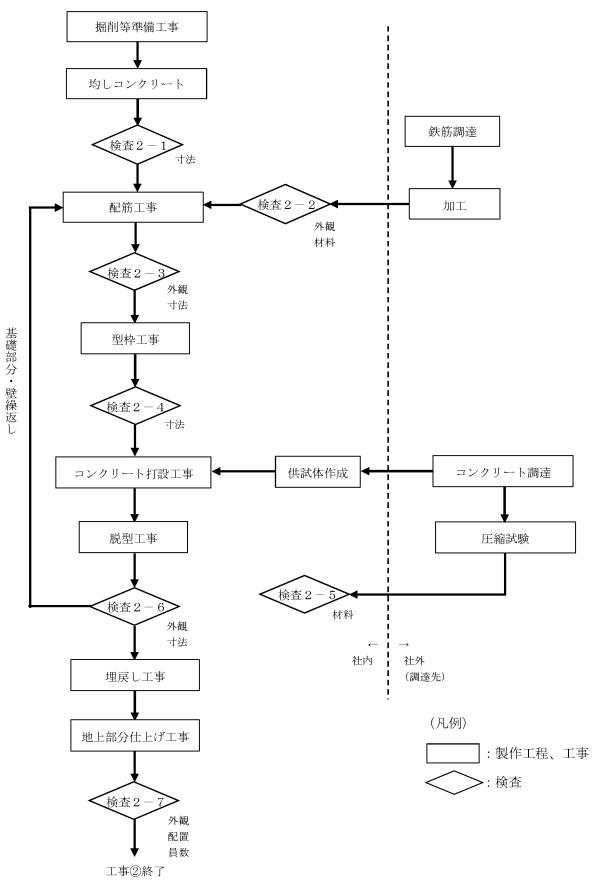


注1:第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2: 原の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては 閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-1 個別工事フロー

## ②W1防護壁の新設



図ト-a-1-2 個別工事フロー

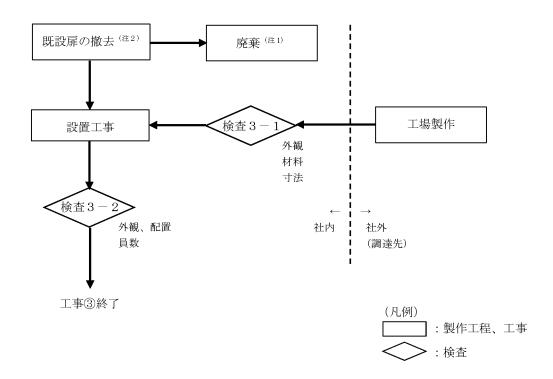
## ③火災区画等の改造

対象扉 扉番号:74

扉番号:71、扉番号:76、扉番号:78 (①外部扉の改造を兼ねる)

扉番号:75 (④-2扉の改造を兼ねる)

扉番号:77 (①外部扉の改造、④-2扉の改造を兼ねる)



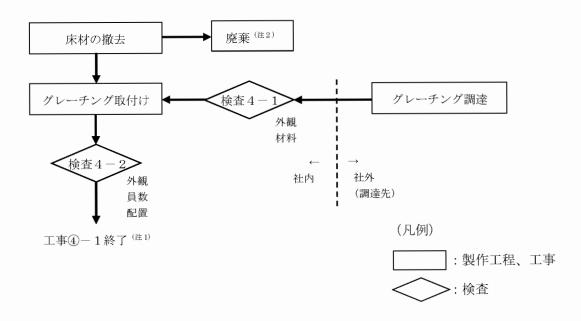
注1:第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2:  $\bar{p}$  扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては 閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-3 個別工事フロー

### ④グレーチング及び扉の改造

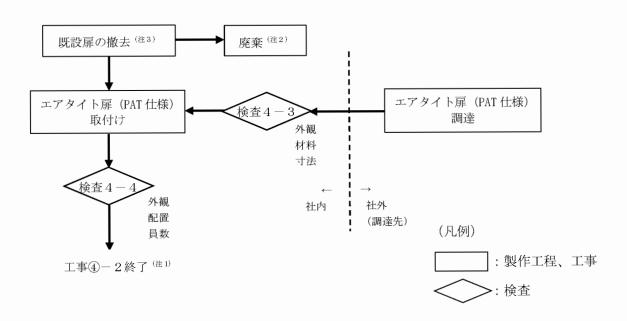
### ④-1グレーチング(溢水対策1)の設置



## ④-2扉の改造

対象扉 扉番号:75 (③火災区画等の改造を兼ねる)

扉番号:77(①外部扉の改造、③火災区画等の改造を兼ねる)



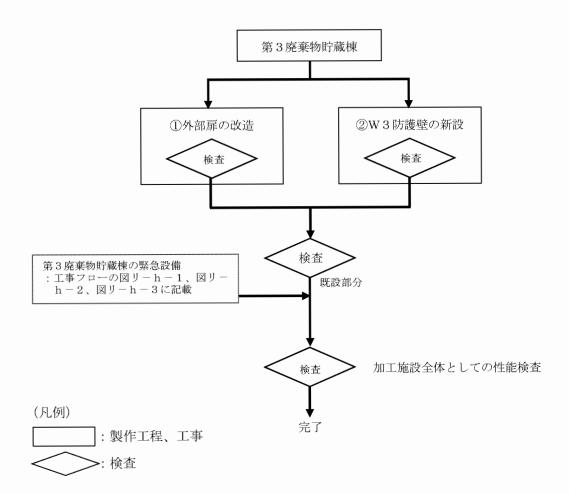
注1: 工事④は工事④-1、工事④-2の2つの工事からなり、工事④-1、工事④-2の全ての工事の終了をもって、工事④の終了とする。

注2:第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

注3:扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-4 個別工事フロー

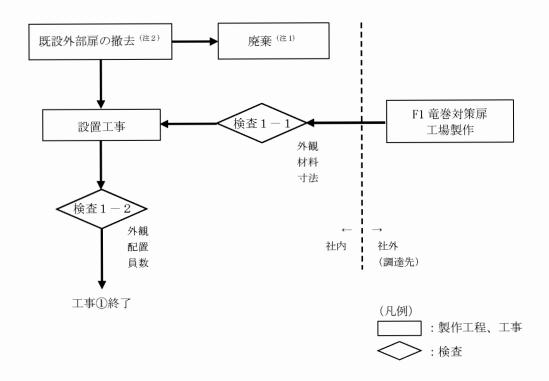
## b. 第3廃棄物貯蔵棟



図トーb-1 全体工事フロー

## ①外部扉の改造

対象扉 扉番号:91、扉番号:92、扉番号:93



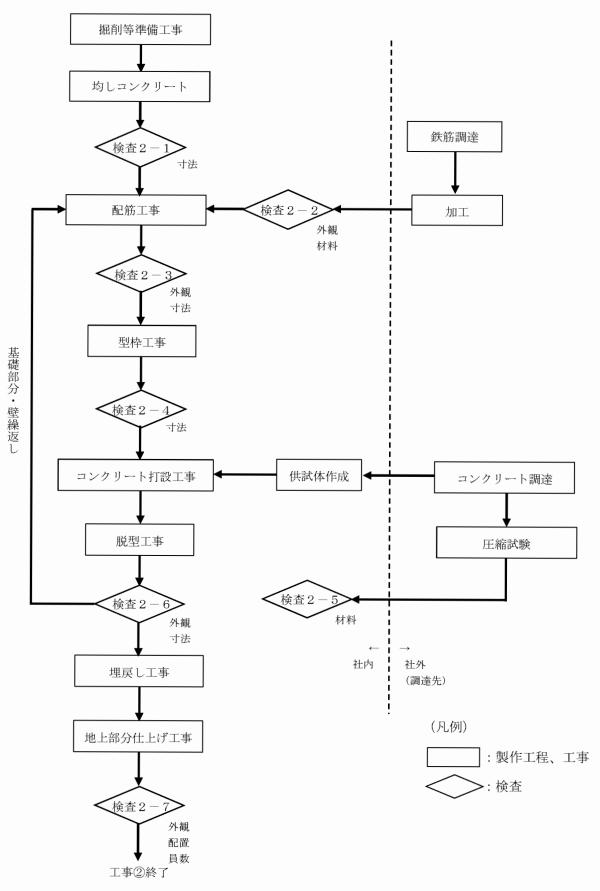
注1:第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措

置の手順に従って廃棄する。

注2:扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するため、前室等を設置する。

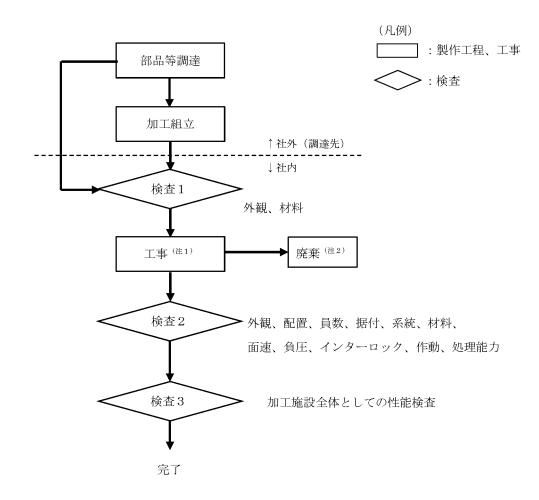
図トーb-1-1 個別工事フロー

# ②W3防護壁の新設



図トーb-1-2 個別工事フロー

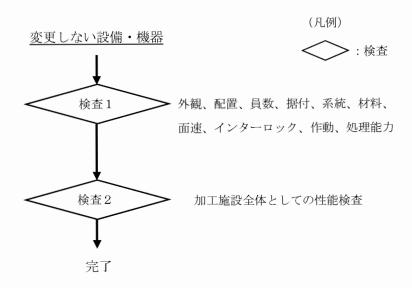
### c. 改造等を実施する設備・機器



- (注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。
- (注 2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

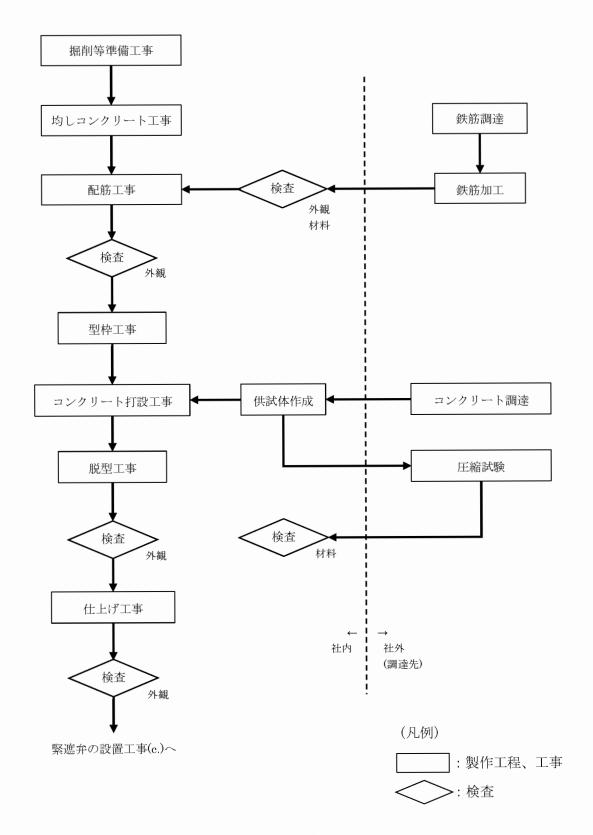
図トーc-1 工事フロー

## d. 変更しない設備・機器



図トーd-1 工事フロー

# e. 緊急遮断弁の基礎



図トーe-1 工事フロー

#### (3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

### (4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の機器・設備を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の付属設備(通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備)は、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。また、第1廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備2 廃棄物保管区域並びにこれらの廃棄物保管管理区域で使用するホイストクレーンは、放射性固体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物 貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動(放射性固体廃棄物の保管廃 乗)を今後も継続するため、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟の 付帯設備及び第3廃棄物貯蔵棟の付帯設備は、本申請において継続使用する。

また、気体廃棄設備No.1及び気体廃棄設備No.2 (注1) は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、建物内又は特定の設備内の負圧を維持することによりウランを限定された区域に閉じ込めるための安全機能を有する。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2 廃液処理設備財留設備及びW1廃液処理設備は、洗濯水や第1種管理区域内の工事で発生 する廃液等を貯留する設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

なお、工事を伴う設備は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

(注1) 表ト-2及び表ト-3に示す構成設備・機器全てを含む。

### 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法:第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法:第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものである ことを確認するために十分な方法:第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第トー1表に、検査の方法を第トー2表~第トー5表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第トー6表に、検査の方法を第トー7表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-3表に示す。

第ト-1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査				
地议区力				外観	配置	員数	材料	寸法
放射性廃棄物の	第1廃棄物貯蔵棟	第 1 廃棄物貯蔵棟	改造	0	0	0	0	0
廃棄施設			新設	0	0	0	0	0
放射性廃棄物の	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	改造	0	0	0	0	0
廃棄施設			新設	0	0	0	0	0

### 第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(1/4)

検査の項目			検査の方法 <sup>(1) (2) (4)</sup>	判定基準(3)
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造		外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
(図トーa-1全体工事フロー、図トーa-1 -1個別工事フロー参照)	検査1-1	材料		F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表トーW1建-1-1及び図トーW1建-12のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類 等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W1建-1 2のとおりであること。
	│ 検査1-2 │	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W1建-10のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/4)

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)(3)</sup>	判定基準(2)					
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ②W1防護壁の新設 (図トーa-1全体工事フロー、図ト ーa-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により 確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)					
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
	検査2-2	材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表トーW1建-1-2のとおりであること。					
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
	検査2-3	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数を目視、測長又は 関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数が図ト-W1 建-13のとおりであること。					
	検査2-4	寸法	型枠の内寸 (コンクリート寸法) を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸 (コンクリート寸法) が図ト-W1建-1 3のとおりであること。					
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm²以上であること。					
	14-14-	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な傷 及び変形がないこと。					
	検査2-6	寸法	壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ト-W1建-13のとおりであること。					
		外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等に より確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
		配置	W1防護壁の配置を目視又は関係書類等により確認する。	W1防護壁の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。					
	検査2-7	配置	W1防護壁と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ト-W1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離以上であること。					
		配置	W1防護壁と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書 類等により確認する。	離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界距離以上であること。					
		員数	W1防護壁の員数を目視又は関係書類等により確認する。	W1防護壁の員数が、別表ト-W1建-1-2のとおり1であること。					

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

#### 第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(3/4)

検査の項目			検査の方法 <sup>(1) (2) (4)</sup>	判定基準(3)				
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ③火災区画等の改造		外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。				
(図ト-a-1全体工事フロー、図ト-a- 1-3個別工事フロー参照)	│ │ 検査3−1	材料		防火戸が鋼製の骨組みの両面に厚さが				
		寸法		防火戸の形状及び寸法が図トーW1建一11のと おりであること。				
	***	外観	設置後の防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	と。				
			防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)					
	│ 検査3-2 │	配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図トーW1建-20のとおりであること。				
		員数	防火戸の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の員数が図トーW1建-10のとおりであること。				

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

### 第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準(3)				
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ④グレーチング及び扉の改造		外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。				
<ul><li>(図ト-a-1全体工事フロー、図ト-a-1-4個別工事フロー参照)</li></ul>	検査4-1	材料	グレーチングの材質、形状、流路断面積を目視又は関係書 類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表ト-W1建-1-4及び図ト-W1建-22(1)のとおりであること。また、流路断面積が 0.20 m <sup>2</sup> 以上のグレーチングであること。				
		外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。				
	検査4-2	配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図ト-W1建-21のとおりであること。				
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表ト-W1建-1-4の とおりであること。				
		外観	対象扉がエアタイト扉 (PAT 仕様) であることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	対象扉が別表トーW 1 建一 1 - 4 のとおりエアタ イト扉(PAT 仕様)であること。				
	     検査4-3	材料	エアタイト扉 (PAT 仕様) の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の材質が別表トーW 1 建 ー 1 ー 4 のとおりであること。				
		寸法	エアタイト扉 (PAT 仕様) の形状及び寸法を目視、測長又は 関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の形状及び寸法が図トー W1建-10、図ト-W1建-11、図ト-W1建 -22(2)、(3) のとおりであること。				
		外観	エアタイト扉 (PAT 仕様) の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT 仕様)に使用上有害な傷及び変形がないこと。				
	検査4-4	配置	エアタイト扉 (PAT 仕様) の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の配置が図ト-W1建- 21のとおりであること。				
		員数	エアタイト扉 (PAT 仕様) の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT 仕様)の員数が別表トー $W1$ 建 $-1-4$ のとおりであること。				

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/3) (a. 第1廃棄物貯蔵棟 (既設部分))

	検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準(2)
建物		配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建物の配置が図トー1-1-1のとおりであること。
		員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建物の員数が1であること。
		配置	第1廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図トーW1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離
			類等により確認する。	以上であること。
		配置	第1廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界
			類等により確認する。	距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以
				上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認す	鉄筋コンクリート杭が別表ト−W1建−1−5のとおりであること。
			<u>る。</u>	
		配置		図ト-W1 建-7のとおり、杭がN値 30 以上の支持層に到達している
			を支持しているか)を関係書類等により確認する。	こと。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
1	・はり・壁で構成される	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト−W1建−26及び図ト−W1建−27のとおりであるこ
面)	1 6 g . D	1.1.1.1		E.
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
			柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図トーW1建一28(2)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト−W1建−28(3)及び図ト−W1建−28
				(4)のとおりであること。
			はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ト−W1建−28(3)及び図ト−W1建−28
				(4)のとおりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (2/3) (a. 第1廃棄物貯蔵棟 (既設部分))

	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準(2)
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が『N/mm²以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が g/cm³以上であること。
		外観	第1種管理区域の室内壁 (床面から高さ2mまで) の仕上げを目	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐
			視又は関係書類等により確認する。	食しにくい材料で仕上げてあること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。
			壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図トーW1建-25のとおりであること。また、図ト-W1
				建一29に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであるこ
				と。
-11	けい酸カルシウム板壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		41.6	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が g/cm³以上であること。
		外観	第1種管理区域の床の仕上げを目視又は関係書類等により確認	
			する。	食しにくい材料で仕上げてあること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図トーW1建-28(5)のとおりであること。
			床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W1建-24(3)及び図ト-W1建-24(4)の
				とおりであること。また、図トーW1建一29に示す遮蔽能力を有する
		Lital		床は、設計確認値以上の厚さであること。
- La	土間コンクリート		材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が g/cm³以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図トーW1建ー28(5)のとおりであること。
			屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト $-W1$ 建 $-24$ (5)のとおりであること。また、図
				トーW1建-29に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚
		Liter		さであること。
	アスファルト防水層		材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
nh ca	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
階段	鉄筋コンクリート		材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
(.) 55	鉄骨		材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法(3/3)(a. 第1廃棄物貯蔵棟(既設部分))

	検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準(2)
開口部	建具共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
	(扉、シャッタ、ガラ リ、防火板)	配置	建具の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建具の配置が図トーW1建一9のとおりであること。
	防火戸	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条 (関連告示を含む) に定めるとお
				り、0.5 mm 以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に貼ったもの、又は
				1.5 mm 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		外観	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。 
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図トーW1建一10のとおりであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉 (PAT 仕様) であることを目視又は関係書類等に確	扉が別表トーW1建一5のとおりエアタイト扉 (PAT 仕様) であること。
			認する。	
		材料	扉の材料を目視又は関係書類等により確認する。	図ト-W1建-22(1)のとおり鋼製扉であること。
	開口部	寸法	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	階段開口部が 0.03 m² 以上の流路断面積であること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
床面貫通	部(溢水)	外観	床面貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、シール材、その他の不燃材料により閉
				止されていること。
	_	配置	床面貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-21のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建-1-5のとおりであること。
		寸法	堰の寸法(高さ)を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図トーW1建一21のとおりであること。
, , , , , , , ,	鉄筋コンクリート壁・	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
ピット	床	配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図トーW1建-22(4)のとおりであること。
		外観		別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐
			視又は関係書類等により確認する。	食しにくい材料で仕上げてあること。
	電気・計装ケーブル	外観		貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたも
屋外境界		T*T 000	確認する。	ので施工していること。
貫通部		配置	確認する。	貫通部の位置は図ト $-W1$ 建 $-20(1)$ 、図ト $-W1$ 建 $-20(2)$ のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	火災区域屋外境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により 確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	** **= * * * *	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20(2)のと おりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

## 72

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法(1/2)

検査の項目			検査の方法 <sup>(1) (2) (4)</sup>	判定基準(3)					
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造		外観		F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
(図ト−b−1全体工事フロー、図ト−b−1 −1、図ト−b−1−1個別工事フロー参照)		材料		F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表トーW3建-1-1及び図トーW3建-11のとおりであること。					
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類 等により確認する。(改造)						
		外観	設置後のFI 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造) FI 竜巻対策扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時 閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)	ないこと。					
	検査1-2	配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W3建-8のとおりであること。					
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W3建-9のとおりであること。					

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

### 第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目			検査の方法 <sup>(1) (3)</sup>	判定基準(2)					
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ②W3防護壁の新設 (図トーb-1全体工事フロー、図ト ーb-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。 認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)					
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
	検査2-2	材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表トーW3建-1-2のとおりであること。					
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
	検査2-3	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数を目視、測長又は関係 書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチ又は本数が図ト-W3 建-12のとおりであること。					
	検査2-4	寸法	型枠の内寸 (コンクリート寸法) を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸 (コンクリート寸法) が図ト-W3建-1 2のとおりであること。					
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が P/mm²以上であること。					
		外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により 確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な傷 及び変形がないこと。					
	検査2-6	寸法	壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ト―W3建一12のとおりであること。					
		外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。					
		配置	W3防護壁の配置を目視又は関係書類等により確認する。	W3防護壁の配置が図トーW3建-8のとおりであること。					
	   検査2-7 	配置	W3防護壁と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類 等により確認する。	7に示す危険距離以上であること。					
		配置	W3防護壁と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類 等により確認する。	離隔距離が、図トーW1建一16、図トーW1建一1 8に示す危険限界距離以上であること。					
		員数	W3防護壁の員数を目視又は関係書類等により確認する。	W 3 防護壁の員数が、別表ト−W 3 建−1−2 のとおり 1 であること。					

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/2) (b. 第3廃棄物貯蔵棟 (既設部分))

	検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準(2)						
建物		配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建物の配置が図トー1-1-1のとおりであること。						
		員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建物の員数が1であること。						
		配置	第3廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図ト−W1建−15、図ト−W1建−17に示す危険距離						
			類等により確認する。	以上であること。						
		配置	第3廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界						
			類等により確認する。	距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以						
				上であること。						
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト―W3建一1‐3のとおりであること。						
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認す	鉄筋コンクリート杭が別表トーW3建一1-3のとおりであること。						
			る。							
		配置	支持層に杭が到達していること (N値 30 以上を確認した層で杭	図ト−W3建−6のとおり、杭がN値30以上の支持層に到達している						
			を支持しているか)を関係書類等により確認する。	こと。						
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。						
構面(柱	・はり・壁で構成される	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト−W3建−18及び図ト−W3建−19のとおりであるこ						
面)				₹.						
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。						
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図トーW3建一20(3)のとおりであること。						
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。						
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm²以上であること。						
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(3)のとおりであること。						
			柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図トーW3建一20(3)のとおりであること。						
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。						
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。						
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。						
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 N/mm <sup>2</sup> 以上であること。						
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。						
			はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図トーW3建一20(4)のとおりであること。						

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)(b. 第3廃棄物貯蔵棟(既設部分))

	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準(2)							
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。							
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 N/mm <sup>2</sup> 以上であること。							
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 💆 g/cm³以上であること。							
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。							
			壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図トーW3建一17のとおりであること。また、図トーW3							
				建一21に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであるこ							
				と。							
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1 <u></u> 3のとおりであること。							
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm <sup>2</sup> 以上であること。							
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 』 g/cm³以上であること。							
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。							
			床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W3建-16(3)及び図ト-W3建-16(4)の							
				とおりであること。また、図トーW3建-21に示す遮蔽能力を有する							
				床は、設計確認値以上の厚さであること。							
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。							
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。							
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm <sup>2</sup> 以上であること。							
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 』g/cm³以上であること。							
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。							
			屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト-W3建-16(4)のとおりであること。また、図							
				トーW3建-21に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚							
				さであること。							
	アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。							
	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。							
階段	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。							
開口部	ガラリ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。							
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図トーW3建一9のとおりであること。							
		配置	防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	防火板の配置が図トーW3建-14のとおりであること。							
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。							
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。							

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

## 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(1/9)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	号検査				Ŝ	第2号検	查	
				1/98/1017-1-1	及人门石	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	***	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	排風機(301-F)	変更なし	178	1	1	1)	1	1	_	_	1	1	23
廃棄施設	廃棄施設		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	排風機(302-F)	変更なし	178	1	1	1)	1	1	1		1	1	23
			気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	排風機(305-F)	変更なし	178	1	1	1)	1	12			1)	1	23
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 401)	変更なし	1)(8)	1	1	1)	1)	1)	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 402)	変更なし	1)(8)	1	1	1)	1)	1)	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	フィルタユニット (FU- 405)	変更なし	1)(8)	1)	1	1)	1)	1)	_	_	_	_	4
		系統V	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	改造	1)	①	1)	①	1)	1)	_	_	_	_	4
		系統I	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	①	_	46	1)	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	1)	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	①	_	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワン スルー運転切替用)	改造	07	1	1)	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	①	_	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし	07	1)	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1)	_	_	1)	_	_
		系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1)	_	46	1	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1)7)	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1)	_	_
		系統V	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	1	_	46	1	1)			_	_	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)		_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1)7	1)	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1	1			1)	1	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V(給気系統)	給気ユニット (201AC)	変更なし	1)7)8)	1	1	4	1)	1	_	_	1)	_	_

## 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(2/9)

46-20.FZ ()		30 PR 18 37	池	機器名	変更内容			第1号	分検査				ĝ	第2号検	査	
施設区分		設置場所	設備・機器名称	放矸石	及某门谷	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1	_	46	1)	1)	_	_	_	_	_
廃棄施設			気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1)	(4) <sup>(2)</sup>	1	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	1)7	1	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1)	_	_
		_	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V	差圧計	改造	1)7	1	①	4	1)	_	_	_	1)	1	3
			気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気 系統)		改造	8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし	178	1	1)	1	1)	1)	_	_	1	1	23
			気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	排風機(306-F)	変更なし	1078	1	1	1	1)	1)2)	_	_	1	1	23
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 403)	変更なし	1)8)	1	1	1	1)	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU- 406)	改造	18	1	1	1	1)	1)	_	_	_	_	4)
		系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	改造	1	1	1	4	1)	1)	_	_	_	_	4)
		系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1	_	46	1	①	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	①	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	07	1	①	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1	_	_
		系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	1	_	46	1	1	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	闭し込め井	改造	1	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	①	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	07	1)	1)	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1	_	_	1	_	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	178	1)	1)	4	1)	1)	_	_	1	_	_
		給気系統	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	87 FW	改造	1	1	_	46	1	1	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	<b>4</b> (2)	1	1	_	_	_	1	_

# 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (3/9)

<b>*</b> 和豆八		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	子検査				5	第2号検	查	
施設区分				7次40-77	及艾门谷	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	1)7	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	1	_	_
廃棄施設		_	気体廃棄設備 №.1 系統III 系統VI	差圧計	改造	1)7	1)	1	4	1)	_	_	_	1	1	3
		_	気体廃棄設備 No.1 (系統 Ⅲ、系統VI、給気系統)	_	改造	8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	排風機(304-F)	変更なし	178	1	1	1	1)	1	_		1	1	23
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 404)	変更なし	1)(8)	1)	1	1	1	1			_	_	4
		系統IV	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	1)	_	46	1)	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1)	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1		_	_	1	_
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	07	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1	1		_	1	_	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし	178	1	1	4	1	1		_	1	_	_
3		給気系統	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1	_	46	1	1	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1	1		_	_	1)	_
			気体廃棄設備 №.1 系統IV (給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	107	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	1	_	_
		_	気体廃棄設備 No.1 系統IV	差圧計	変更なし	07	1	1	4	1	_	_	_	1	1	3
		_	気体廃棄設備 No.1 (系統 IV、給気系統)	_	改造	8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 №.1 系統VII (部屋排気系統)	排風機 (307-F)	変更なし	178	1	1	1	1	1	_		1	1	23
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統)	排風機 (308-F)	変更なし	178	1)	1	1)	1	1)2)	_	_	1	1)	23
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 №.1 系統 <b>Ⅶ</b> (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 407)	変更なし	1)8)	1)	1)	1)	1	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 №.1 系統 <b>Ⅷ</b> (局所排気系統)	フィルタユニット (FU- 408)	変更なし	1)8)	1)	1)	1	1	1	_	_	_	_	4
		系統VIII		フィルタユニット (設備 排気用)	改造	1)	1)	1	4	1	1	_	_	_	_	4

### 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (4/9)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	号検査				Ê	育2号検	查	
地政区为		以但物別	1,2 - 2,00	2347.0	及天门台	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	214 - 1111- 111	系統VII	気体廃棄設備 №.1 系統 VII (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1	_	46	1	1)		_	_		
廃棄施設			気体廃棄設備 №.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 №.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1		_	1		_
			気体廃棄設備 №.1 系統 VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー(ワン スルー運転切替用)	改造	17	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	1)		_
			気体廃棄設備 №.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし	①⑦	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	1		_
		系統Ⅷ	気体廃棄設備 №.1 系統 <b>W</b> (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	16	1	_	46	1)	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 №.1 系統 <b>Ψ</b> (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 №.1 系統 <b>Ψ</b> (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	1	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1)	_	_	1)	_	_
1		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ(給気系統)	給気ユニット (204AC)	変更なし	178	1)	1)	4	1)	1)	_	_	1	_	_
5		給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ(給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	1)	_	46	1)	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 №.1 系統VII 系統VII(給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ(給気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	17	1	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1)	_	_	1)	_	_
		_	気体廃棄設備 №.1 系統VII 系統VII	差圧計	改造	①⑦	1)	1)	4	1)	_	_	_	1	1)	3
			気体廃棄設備 No.1 (系統 Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統)	_	改造	8		_			_		_	_		_
		_	緊急設備	防火ダンパー	改造	1)	1	1	4	1)	1)			_		
		_	緊急設備	遮水板(3)	新設	_		_	_		_					
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	改造	137	1	12	234	1	1	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 3	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1)	_
			第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 4	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	_	_
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1	1)	_	_	_	_	_
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 3	変更なし	137	1	1	4	1	1)	_	_	_	_	_

### 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (5/9)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	子検査				ĝ	第2号検	查	
旭跃区为		以巨物的	以明 1次4年4月4小	1次4計1	及文门在	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 4	変更なし	137	1	1	4	1	1	_		_		_
廃棄物の			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	1	_		_	_	_
廃棄施設			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1)	1	_	_	_	_	_
			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1)	1	_		_	1	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	1	_		_	1	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1	1			_	1	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 3	変更なし	137	1	1	4	1	1				1	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 4	変更なし	137	1	1	4	1	1	_		_	1	_
			第1廃液処理設備	配管	改造	134		_	46	1	1				_	_
		第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造	137	1	1)2)	24	1	1	_	_	_	1	_
			分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	改造	137	1	12	24	1	1)	_	_	_	1	_
			分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	変更なし	1)7	1	1	4	1	1	_		_		_
			分析廃液処理設備	配管	改造	13		_	46	1	1				_	_
<u>.</u>		第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし	137	1	1	4	1	1				1	_
			開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし	137	1	1	4	1	1	_		_	_	_
			開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			開発室廃液処理設備	配管	改造	13	_	_	46	1	1	_	_	_	_	—
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造	137	1	1)	4	1)	1	_		_	1	—
			第2廃液処理設備	集水槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1)	1	_	_	_	1	_
			第2廃液処理設備	凝集槽	改造	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 1	改造	137	1	12	34	1	1	_	_	_	_	_
			第2廃液処理設備	タンク No. 1	改造	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 2	改造	13	1	1)2)	234	1	1	_	_	_		_
			第2廃液処理設備	タンク No. 2	改造	137	1	1	4	1	1	_	_	_	1	_
			第2廃液処理設備	加圧脱水機	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_		_
			第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	17	1	1)2)	4	1	1	—	_	_	_	—
			第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 1	変更なし	13	1	1	4	1)	1	_		_	_	_
			第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 2	改造	13	1	1	4	1	1	_		_	_	_
			第2廃液処理設備	受水槽 No. 1	改造	137	1	1	5	1	1	_	_	_	1	_
			第2廃液処理設備	配管	改造	13			46	1)	1)	_	_		_	_
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 1	改造	137	1	1	(5)	1	1	_	_	_	1	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (6/9)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	号検査				ĝ	第2号検	查	
旭权区为		以但物別	以加州。仅这个个人们	70文台2十二	及艾门谷	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性	第1廃棄物	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 2	改造	137	1	1	5	1	1	_	_		1	_
廃棄物の	貯蔵棟		第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.3	改造	137	1	1	(5)	1	1		_		1	_
廃棄施設			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 4	改造	137	1	1	(5)	1	1				1	_
			第2廃液処理設備貯留設備	配管	変更なし	13	_	_	46	1	1)	_		_		_
		₩1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	No. 1 排風機	改造	178	1	1	12	1	1	_	_	1	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	No. 2 排風機	変更なし	178	1	1	1)	1)	12	_	_	1	1	23
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 3 排風機	変更なし	178	1	1)	1)	1)	12	_	_	1	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 4 排風機	変更なし	1)78	1	1)	1)	1)	12	_	_	1	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 5 排風機	変更なし	1)7)8)	1)	1)	1)	1)	12	_	_	1)	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 6 排風機	変更なし	1)7)8)	1)	1)	1)	1)	12	_	_	1)	1	23
		W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	No.1フィルタユニット	変更なし	1)	1	1	1)	1	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	No. 2 フィルタユニット	変更なし	1)	1	1)	1)	1	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 3 フィルタユニット	変更なし	1)	1	1)	1)	1	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 4 フィルタユニット	変更なし	1)	1	1)	1)	1)	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 5 フィルタユニット	変更なし	1	1	1	1	1	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 6 フィルタユニット	改造	1)	1	1)2)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 7 フィルタユニット	改造	1	1	1)2)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1		_		_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 8 フィルタユニット	改造	18	1)	12	123	1)	1	_			_	4
		系統1	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	①	_	46	1)	1)	_	_			_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	①	_	_		1)	_

# 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(7/9)

14-30. F ()			=0.44t 446 BB 75 45-	松卯夕	変更内容			第1号	分検査				ラ	第2号検	 査	
施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	第1廃棄物 貯蔵棟	系統1	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	1)	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1)	_	
廃棄施設		系統2	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1)	_	46	1)	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1	_	_	1)	_	_
		系統3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1	_	46	1)	1	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	(4) <sup>(2)</sup>	1)	1	_	_	_	1)	
系統4		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	1)7	1	1	(4) <sup>(2)</sup>	1)	1	_	_	1)	_		
		系統4	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1	1		46	1)	1	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	1)7	1	1)	(4) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1	_	_
		給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4 (給気 系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1)	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4(給気 系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	17	1	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1	_	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4 (給気 系統)	給気ファン	変更なし	07	1	1)	4	1)	1)	_	_	1)	_	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4 (給気 系統)	給気フィルタ	変更なし	1)	1	1	4	1	1	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4(給気 系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	1)	1)	_	46	1)	1)	_		_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1)	<b>4</b> ) <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	17	1	1	(4) <sup>(2)</sup>	1	1	_	_	1	_	_

# 第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(8/9)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	号検査				Ŝ	第2号検	査	
			72-1111 12-111	1/2/18/2/1	及关门在	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	第1廃棄物 貯蔵棟	給気系統	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気)	給気フィルタ	変更なし	1	1	1	4	1)	1)	_	_	_	_	_
廃棄施設			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	1)7	1)	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	1)	1)	_	_	1)	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気)	給気フィルタ	変更なし	1)	1)	1)	4	1)	1)		_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4 (自然 給気)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1)	<b>4</b> <sup>(2)</sup>	(1)	①	_	_	_	1)	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4 (自然 給気)	閉じ込めダンパー	変更なし	17		1	<b>4</b> (2)	①	1)	_		1)	_	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4 (自然 給気)	給気フィルタ	変更なし	1	1	1	4	1)	1		_	_	_	_
		_	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4	差圧計	改造	07	1)	1)	4	1)	_	_	_	1)	1)	3
		_	気体廃棄設備 No.2(系統 1、系統2、系統3、系統 4、給気系統)	I	改造	8	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		—	緊急設備	遮水板 <sup>(3)</sup>	新設	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		W 1 廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	137	1)	1)	4	1)	1)	_	_	_	_	_
	貯蔵棟		W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	137	1)	1)2)	24	1)	1)	_	_	_	1)	_
			W1廃液処理設備	タンク No. 1	変更なし	137	1)	1)	4	1)	1)	_	_	_	1)	_
			W1廃液処理設備	タンク No. 2	変更なし	137	1)	1)	4	1)	1)	_	_	_	1)	_
			W1廃液処理設備	タンク No. 3	改造	137	1	1)2)	24	1)	1)	_	_	_	1)	_
			W1廃液処理設備	ろ過機	変更なし	13	1	1)	4	1)	1	_	_	_	_	_
			W1廃液処理設備	圧搾脱水機	変更なし	137	1	1	4	1	1	_	_	_	_	_
			W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	17	1)	12	4	1	1	_	_	_	_	
			W1廃液処理設備	受水槽		137	1)	12	4	1	1	_	_	_	1)	_
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 1		137	1)	12	4	1	1	_	_	_	1	_
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 2	改造	137	1	12	4	1)	1	_	_	_	1	_

1733

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (9/9)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容		_	第1号	号検査				4	第2号検	査	
			以加加及和约	1次(4)(4)	及某门谷	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性		W 1 廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No. 3	改造	137	1	1)2)	4	1	1	_	_	_	1	_
廃棄物の	貯蔵棟		W1廃液処理設備	配管	変更なし	13	_	_	46	1)	1	_	_	_	_	_
廃棄施設			保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1)	1)	1)	_	_	_	_	_	_	_	1)
		W 1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造	1)7)9 1)1)12	1	12	①②③ ⑥	① ②③	2		1)	1	1	_
			焼却設備	バグフィルタ	改造	1)7	1	1	1	1)	_		1	_	_	_
			焼却設備	投入プッシャ	変更なし	1	1	1	1	1)	_	1)	_	_	_	_
			焼却設備	前処理フード	改造	17	1	12	1	1)	_	1	_	_	_	_
			焼却設備	フィルタ処理フード	改造	1)7	1	1)	1	1)	_	1)	_	_	_	_
			焼却設備	投入リフタ	改造	1)7	1	1	1	1)	_	1)	_	_	_	_
			焼却設備	急冷塔	改造	1)	1)	1)	1)	1)	_	_	_	_	_	_
			湿式除染機	湿式除染部	変更なし	137	1	1)	46	1)	_	(1)	_	_	_	_
			湿式除染機	水洗除染タンク	改造	137	1	12	46	1)	_	1)	_	_	(1)	_
			乾式除染機	_	変更なし	1)7	1)	1)	4	①	_	1)	_	_	_	
			ホイストクレーン	2トンチェンブロック	変更なし	1)7	1)	1)	1)	1)	_	_	_	_	12	_
		第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	07	1)	1)	1)	1		_	_	_	12	_
	第3廃棄物 貯蔵棟	·	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1)	1	1)	_	_	_	_	_	_	_	1)
			ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	①⑦	1	1)	1	(Ī)	_	_	_	_	(1)(2)	

丸数字は、第トー7表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

#### \*:インターロック

- (1) 支持構造物を含む。
- (2) ダクトとの接続で支持されているものについては、ダクトとの接続部を対象とする。
- (3) 検査第リー7表にて検査を実施する。

第トー7表 設備・機器に係る検査の方法 (1/2)

検査の項	頁目	検査の方法 <sup>(1) (2) (3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	とおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。 (改造する部分に溶接部を有する場合)
		② (欠番)	①-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。 ② (欠番)
		③通水して漏えいがないことを目視により 確認する。(既設)(改造)	
			④配管が添付図のとおりに閉止されている こと。
		⑤ (欠番)	⑤ (欠番)
		⑥気体廃棄設備 No. 1 系統▼ (局所排気系統)の第2-1作業支援室内のダクト端部にある仮設の閉止板が撤去され、本設の閉止板が設置されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	
		⑦配線用遮断器を設けていることを目視又 は関係書類等により確認する。(既設)(改 造)	0,111,111,111,111,111
		⑧気体廃棄設備及び制御盤の導通部等の高 さを測定又は関係書類等により確認す る。(既設)(改造)	
		⑨鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	⑨鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと
		定又は関係書類等により確認する。(改 造)	
		⑩コンクリートの形状、寸法及び配置を目 視、測定又は関係書類等により確認する。 (改造)	⑪コンクリートの形状、寸法及び配置が各 設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑫仕上げ後の基礎の外観を目視又は関係書 類等により確認する。(改造)	⑫仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がな いこと。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図に示すと おりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により 確認する。(既設)(改造) ②変更・追加する主要な部材の員数を目視	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。
		により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
	据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②追加するアンカーボルト、据付ボルト、 取付ボルトの径及び本数を目視、測定又 は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、 取付ボルトの径及び本数が各設備の仕様 表の添付図のとおりであること。
		③変更・追加する強度部材の据付方法を目 視、測定又は関係書類等により確認する。 (改造)	③変更・追加する強度部材の据付方法が各 設備の仕様表の添付図のとおりであるこ と。
		④据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④設備・機器又は支持構造物を建物又は架 台にボルト等で固定していること。
		⑤移動防止用の部材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤建物に移動防止用の部材で支持している こと。
		⑥ダクト・配管の支持間隔を測定により確認する。(既設)(改造)	⑥支持間隔が標準支持間隔以下であること。(耐震重要度分類第3類であって50A以下の配管を除く)

第トー7表 設備・機器に係る検査の方法(2/2)

検査の項	頁目	検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視 又は関係書類等により確認する。(既 設)(改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備 の仕様表及び添付図のとおりであるこ と。
		②鉄筋の材質及び呼び径を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	の別表の基礎の構造のとおりであるこ と。
		③基礎のコンクリートの圧縮強度を関係 書類により確認する。(改造)	の仕様表の別表の基礎の構造のとおりで あること。
系統検査	系統	①系統を目視又は関係書類等により確認 する。(既設)(改造)	<ul><li>①系統が仕様表の添付図のとおりであること。</li></ul>
		②設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。(既設)(改造)	②非常用電源系統に接続していること。
作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速 を測定又は関係書類等により確認す る。(既設)(改造)	①開口部の面速が 0.5 m/s 以上であること。
	負圧	①設備の囲い式フード内の負圧を測定又 は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
	インター ロック	①信号系統図のとおりに動作試験を行 う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおりに動作すること。
	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。 (既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。 (既設)(改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物 質模擬重量物を安全に保持しているこ と。
	処理能力	①廃棄物保管区域に配置できる 200 Lド ラム缶本数を関係書類等により確認す る。(既設)(改造)	①保管廃棄能力が各設備の仕様表の廃棄施 設の項に示すとおりであること。
		②排気能力を測定等により確認する。(既設)(改造)	②排気能力が仕様表のとおりであること。
		③第1種管理区域の負圧を測定又は関係 書類等により確認する。(既設)(改造)	③負圧が 19.6 Pa 以上であること。
		④高性能エアフィルタの捕集効率を関係 書類等により確認する。(既設)(改造)	④捕集効率が仕様表のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。 なお本申請において工事を実施し新たに設置、又は更新される部分については「(改造)」に分類する。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

### 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品(原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。)について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ.成型施設 7.一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

チ. 放射線管理施設

### 目 次

### チ. 放射線管理施設

- 1. 変更の概要
- 2. 準拠する主な法令、規格及び基準
- 3. 設計条件及び仕様
- 4. 添付図一覧表
- 5. 工事の方法
- 6. 試験及び検査の方法
- 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

#### チ. 放射線管理施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子 炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達 成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方(発生防止、拡大防止・影響緩和)に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象(故意によるものを除く。)によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

#### 1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表チー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変 更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

#### 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格(JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令

- (10) (一社) 日本建築学会規準·指針類
  - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
  - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11)保安規定
- (12)原子力災害対策特別措置法及び関連法令
- (13)電気事業法及び関連法令

#### 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チー設-2-1~表チー設-12-1に、関係図面を図チー設-1~図チー設-8-3に示す。

ここで、表チー設-2-1~表チー設-12-1において、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]:技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]:技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]:その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請~第4次申請)における 各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、 本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表 から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表(刈り取り表)を添2参考資料1に示す。

表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容

次元   次元   次元   次元   次元   次元   次元   次元			<u> </u>			
京党	設置場所		:   設備・機器名称 <sup>(2)</sup>		員数	変更内容
第 2 出入管理室、第 2 - 2 然料体加工室	<設備・機器>		1%16/1			
W1出入管理室   スモニタ	第2出入管理室、第2		ハンドフットクロスモ	ハンドフットクロ		な
第 2 粉末受入室、第 2 - 1			ハンドフットクロスモ	ハンドフットクロ	1式	変更なし
第 2 排風機室	第2粉末受入第2-1ペート室、第2-1ペート室、第2-1ペートで、第2-1ペートで、第2-1ペートで、第2-1ペートで、第2-1の大学を発生を、第2-1の大学を発生を、第2-1の大学をである。第2-2ペートをできる。第2-2ペートをできる。第2-1作業を変え、第2-1作業を変え、第2-1作業を変え、第2-1を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表		エアスニファ(管理区域	備	1式	
W1出入管理室、W1 廃棄物処理室     エアスニファ(管理区域 内)     放射線監視・測定用設 備 エアスニファ(排気口) ー     1式     変 要なし       第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室     エアスニファ(排気口) ー     が対線監視・測定用設 備 エアスニファ (排気口) ー     1式     変 要なし       第2加工棟 第2フィルタ室     グストモニタ グストモニタ (換気用モニタ) ー     グストモニタ グストモニタ (排気用モニタ) ー     ガストモニタ グストモニタ (排気用モニタ) ー     ガストモニタ がストモニタ (排気用モニタ) ー     ガストモニタ がストモニタ (排気用モニタ) ー     ガストモニタ が対線監視盤 (ダストモニタ が対線監視盤     1式     サンプリング配管 耐震補強       第2加工棟 第2加工棟 第2加工棟 第2放射線管理室     が射線監視盤 (グストモニタ) ー     グストモニタ が射線監視盤     ガストモニタ が射線監視盤     ガストモニタ が対線監視盤     1式     変更なし       第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室     グストモニタ グストモニタ (排気用モ クストモニタ (排気用モー     ガストモニタ カカ 耐震補強     サンプリング配管の みたアプリング配管の カー	第2排風機室		, , ,	備		
W1-1排風機室     エアスニファ (排気口) 信     ボアスニファ (排気口) 信     ボアストモニタ (排気用モニタ) がなります。     ゴズ (など) がなりに関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	W1出入管理室、W1 廃棄物処理室		エアスニファ(管理区域	備		
第2フィルタ室     ダストモニタ (換気用モニタ)     ガストモニタ (換気用モニタ)     ガストモニタ (換気用モニタ)     カストモニタ (換気用モニタ)     カストモニタ (排気用モニタ)     カストモニタ (排気用モニタ)     カストモニタ (排気用モニタ)     カカ射線監視盤 (ガストモニタ 放射線監視盤 (ガストモニタ)     カカ射線監視盤 (ガストモニタ 放射線監視盤 (ガストモニタ 放射線監視盤 (ガストモニタ)     カカトモニタ (排気用モニタ)     カカトモニタ (排気用モニタ)     カカトモニタ (排気用モ ビストモニタ (排気用モニタ)     カカトモニタ (排気用モ ビストモニタ (排気用モ ビストモニタ (排気用モ ビストモニタ (排気用モ ビストモニタ (排気用モビストモニタ (非気用モビストモニタ (非気用モニタ (非気用モニタ (非気用モニタ (非気用モビストモニタ (非気用モニタ (非民アモニタ (非気用モニタ (非気用モニタ (非民アモニタ (非気用モニタ (非気用モニタ (非民アモニタ (非民アモニタ (非気用モニタ (非民アモニタ (非気用モニタ (非民アモニタ	W1-1排風機室		エアスニファ (排気口)	備 エアスニファ	1式	変 更 な し
第2フィルタ室     グストモニタ (排気用モニタ)     ガストモニタ (排気用モニタ)       第2加工棟 第2加工棟 第2放射線管理室     放射線監視盤 放射線監視盤 (ダストモニタ 放射線監視盤 (ダストモニタ)     グストモニタ 放射線監視盤 (ダストモニタ 放射線監視盤 (ダストモニタ)     1式     変更なし       第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室     グストモニタ ダストモニタ (排気用モ     グストモニタ カストモニタ (排気用モ     ガストモニタ カストモニタ (排気用モ     ガストモニタ カストモニタ (排気用モ     カナンプリング配管の内臓療補強	第2フィルタ室		ダストモニタ(換気用モ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ī	サンプリング配管の 耐震補強
第 2 放射線管理室     が射線監視盤 (ダストモニタ)			ダストモニタ(排気用モ	1		
W1廃棄物処理室 ダストモニタ (排気用モ — 1式 サンプリング配管 c 改   耐震補強	1 1 1	7	放射線監視盤(ダストモ	. 1		2
			ダストモニタ(排気用モ	ダストモニタ ] -	- L	

表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容

		プルドエルこ・ノバル		_	_	
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	設備 ·	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	{7013}	ダストモニタ	1式	十	
W1出入管理室		放射線監視盤 (ダストモ		1 10	変更な	
		<i>ニタ</i> )	//////////////////////////////////////		E	
					ľ	
第2加工棟	ガンマ線エリアモ	{7000}	約 エリフェーカ	1>	+	
第2粉末受入室、第2		ガンマ線エリアモニタ	γ 線エリアモニタ	1式		
ペレット保管室、第2			検出器			
		検出器				
- 1 混合室、第 2 - 1						
ペレット室、第2-1						
燃料棒加工室、第2-						
2 混合室、第 2 - 2 ペ					変	
レット室、第2-2燃					変更なし	
料棒加工室、第2分析					ĺί	
室、第2開発室、第2						
燃料棒保管室、第2-						
1組立室、第2集合体						
保管室、第2-1燃料						
棒検査室、第2輸送容						
器保管室、第2梱包室						
第2加工棟	放射線監視盤	{7012}	y 線エリアモニタ	1>-	+	
第2出入管理室	72.21 1/1/ III. (/L III.	放射線監視盤(ガンマ線	1	1式	変	
200日7671		エリアモニタ)	The state of the s		変更な	
		エリノモータ)	エリアモニタ)		ľ	
第2加工棟	流し	(70.4)			<del> </del>	
第1廃棄物貯蔵棟	OIL C	{7014}	_	1式	変更	
<b>分1</b>		流し			な	
第1加工棟	低バックグラウン	<del></del>	低バックグラウンド	1 =	し	
第2加工棟	ドカウンタ	低バックグラウンドカ	カウンタ	1 IL	変更な	
第1廃棄物貯蔵棟		ウンタ	2929		史か	
21 - 25 2K 12 X1 M2 DK		_			î	
屋外	気象観測装置	{7033}	_	1式	変	
		気象観測装置		1 - 4	変更	
		_			なし	
第1加工棟	警報集中表示盤	{7037}	非常用通報設備	1式		
第2加工棟		警報集中表示盤	警報集中表示盤	1 14	変	
第1廃棄物貯蔵棟			日本木「久小童		変更な	
事務棟、保安棟					Ũ	
第1加工棟	ガンマ線エリアモ	{7008}	γ 線エリアモニタ	1式	$\vdash$	(I) # \ _ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
第1-1輸送物保管		ガンマ線エリアモニタ		-		①ガンマ線エリア
室、第1-1輸送物搬	<i>'</i>	検出器※3	検出器	(2台)	移設	モニタ検出器の
出入室		1男山奋…			以	一部移設
	モニタリングポス	{7026}		1 = 1>		HW T - EW
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_	1式		伝送系の多様性を確
		モニタリングポスト		(1台)		保するため、有線式の
		No. 1 <sup>₩ 4</sup>			改	伝送系に加え無線式
		_			造	の伝送系を有する仕
					_	様の機器を新たに設
						置し、既設の機器を撤
			_			去する。
						, 40

表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容

	加工事業変更許可	本申請における	既設工認における	員数		変更内容
設置場所	における施設名称	設備・機器名称 <sup>(2)</sup>	設備・機器名称			
	にわける旭畝名称	機器名 <sup>(2)</sup>	機器名			
屋外	モニタリングポス	{7027}	_	1式		伝送系の多様性を確
	F	モニタリングポスト		(1台)		保するため、有線式の
		No. 2 <sup>** 4</sup>			<b>-</b> 1.	伝送系に加え無線式
		_			改造	の伝送系を有する仕
						様の機器を新たに設
						置し、既設の機器を撤
						去する。
第2加工棟	モニタリングポス	{7027-2}	_	1式		伝送系の多様性を確
第2出入管理室	F	放射線監視盤(モニタリ		(1台)		保するため、有線式の
		ングポスト) *4			74	伝送系に加え無線式
		_			改造	の伝送系を有する仕
					_	様の機器を新たに設
						置し、既設の機器を撤
						去する。

- (1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) ※の注釈は以下を示す。

%n: 当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

# 表チー設-2-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

	<b>計司委只 (□(山)</b>	
許可	可との対応 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
		ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称		{7001}
村	幾器名	ハンドフットクロスモニタ
亦ョ		本事も)
	是場所	変更なし (第 o thankton (第 o thankton )
<u> </u>		第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室
貝多	x 型式	1式 (4台)
_		シンチレーション式
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法 (単位:mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	IA (Learning Control of the Control
~	その他の性能	検出下限 (α線: Bq/cm²以下)
$\dashv$	核燃料物質の状態	_
∤	核燃料物質の臨界防止	_
技	<b>歩入機能を表示すたるのは</b>	[5.1-F1]
基	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
室   準		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
こ	地震による場合のはよ	[6, 1-F1]
基	地震による損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
H	津波による損傷の防止	アンカーボルトで床面に固定する。
	件級による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止	_
. L	加工施設への人の不法な侵入等の	_
	加工地設への人の不伝な侵入等の 防止	_
L	別止 閉じ込めの機能	
H	別し込めが機能	
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
- [	加工施設内における溢水による損	ALLON CONTRACTOR FOR THE STATE OF THE STATE
	傷の防止	_
- 1	安全避難通路等	_
2.2	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	——————————————————————————————————————
ŧ	般送設備	_
_	亥燃料物質の貯蔵施設	_
有	<b>警報設備等</b>	_
ħ	汝射線管理施設	[19.1-F1] 第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測するハンドフットクロスモニタを設置する。
B	<b>廃棄施設</b>	<del>_</del>
未	亥燃料物質等による汚染の防止	_
	** ***	
	<u> </u>	<del>_</del>

# 表チー設-2-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする(1)。 電源に係る結線図を図リー他−11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11(1)に示す。 以上を次表に示す。  (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 ハンドフットクロスモニタ  ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
	通信連絡設備	_			
$\vdash$	D他許可で求める仕様	_			
添付図		図チー設-1、図リー他-11(1)、図リー他-11(2)			

<sup>(1)</sup>第2出入管理室に設置する3台にバッテリを備え、非常用電源設備に接続する。

### 表チー設-2-1 (別表1) ハンドフットクロスモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼

# 表チー設-3-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

	可しの対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応施設名称		ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称		{7003}
		ハンドフットクロスモニタ
,	機器名	_
変	更内容	変更なし
設計	置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室
員	数	1式 (1台)
	型式	シンチレーション式
	工文、6旧足り	本表(別表1)に示す。
	寸法 (単位:mm)	概略寸法:
仕	C - 10 - 111/9/CDXHI	_
様	その他の性能	検出下限 (α線: Bq/cm²以下)
	核燃料物質の状態	_
ш.	核燃料物質の臨界防止	_
技	A MINOR COLUMN	[5. 1–F1]
術世	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基準		た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
に	地震による損傷の防止	[6.1-F1]
基基	地長による損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
づづ	  津波による損傷の防止	アンカーボルトで床面に固定する。
<	外部からの衝撃による損傷の防止	_
仕	加工施設への人の不法な侵入等の	_
様	防止	_
	閉じ込めの機能	
	THE CALL TO THE PARTY.	[11. 3-F1]
		設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
	1. ((( ht) - 1. 7 10 ht - 11.	材料を本表(別表1)に示す。
	火災等による損傷の防止	1111012170
		[11. 3-F2]
		配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損	
	傷の防止	_
	安全避難通路等	
		[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
	ウ入機やナナンナンサン	腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を有する施設	するよう設置する。
		[14.0 E1]
		[14.2-F1]
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	元とは土にMEIIリテるにのの休り及び管理ができる場所に設置する。 一
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
-	警報設備等	
		[19. 1–F1]
	放射線管理施設	第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測す
		るハンドフットクロスモニタを設置する。
_	廃棄施設	
7	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_

# 表チー設-3-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

その他許可で求める仕様	_
添付図	図チー設-1

# 表チー設-3-1 (別表1) ハンドフットクロスモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	
ウランを取り扱う部位	_	
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼

# 表チー設-4-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許す	可との対応	施設名称	エアスニファ
			[7004]
設備・機器名称 機器名			エアスニファ(管理区域内)
			<u> </u>
変見	変更内容		改造(一部移設、サンプリング配管の耐震補強)
	C1 174		第2加工棟
			第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレ
a	B1B -r		ット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理
設値 	置場所		室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィ
			ルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2混合室、第2-2ペレット
			室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室
員数	女		1式 (50台)
	型式		固定ろ紙式
	主要な構造	<b>些材</b>	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位	Z: mm)	概略寸法:
仕	その他の構	<b></b>	ポンプ(第2フィルタ室に設置)、サンプリング配管
様	その他の性	注能	吸気量(1検出端当たり ┛ L/分以上)
	核燃料物質	<b>重の状態</b>	_
	核燃料物質	重の臨界防止	_
技			[5. 1-F1]
術	安全機能を	こ有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準			[6. 1-F1]
に			・本体
基			耐震重要度分類を第3類とする。
づ	地震による	5損傷の防止	ボルト等で床、壁等に固定する。
<			・サンプリング配管
仕			耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。
様	Vida Vida Vida Vida Vida		建物又は架台にボルト等で固定する。
		損傷の防止	_
		衝撃による損傷の防止	_
	防止	の人の不法な侵入等の	_
		大統治	
	閉じ込めの機能		
			[11.3=F1]   設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
			材料を本表(別表1)に示す。
	火災等によ	る損傷の防止	4747 274X (MX 1) (271 ) 0
	) () (   ( = 5		○ポンプ
			[11. 3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
Ì	加工施設内	Rにおける溢水による損	_
	傷の防止		
	安全避難通	路等	
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を	すする施設	するよう設置する。
			For a = 12
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能はなるとは特殊に対している。
-	11年 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	r \ A-	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
-	材料及び構	垣	_
-	搬送設備	の吹歩状部	_
$\perp$	核燃料物質	の貯蔵施設	—

# 表チー設-4-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

	警報設備等	_
技	E. J. de I. Julia Archivertini I. La C. P.	
術基	放射線管理施設	管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中 の放射性物質を集塵するエアスニファ(管理区域内)を設置する。
準	廃棄施設	- CHEPTON TO THE PROPERTY OF T
に	核燃料物質等による汚染の防止	_
基	遮蔽	_
づ	換気設備	_
<	非常用電源設備	_
仕様	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添付図		図チ-設-1、図チ-設-4-1、図チ-設-4-2

# 表チー設-4-1 (別表1) エアスニファ(管理区域内) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体(本体、ポンプ)	金属製
	アンカーボルト	鋼
	サンプリング配管	鋼(SGP*)

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

# 表チー設-4-2 エアスニファ (排気口) 仕様

#### 表チー設-4-2 エアスニファ (排気口) 仕様

通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様	_
	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図ト-2P設-2
添付図	-2-1、図ト-2P設-2-3-1、図ト-2P設-2-4-1、図
	f-設-1、図 $f-設-4-1$ (2)、図 $f-設-4-2$

## 表チー設-4-2 (別表1) エアスニファ (排気口) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト サンプリング配管	- 銀
	サンプリング配管	鋼(SGP*)

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

## 表チー設-5-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許同	Tとの対応	施設名称	エアスニファ
			{7005}
ı	設備・機器名称		エアスニファ(管理区域内)
機器名			<u> </u>
変則	[内容		改造(一部移設)
設置	置場所		第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室
員数	t t		1式 (9台)
	型式		固定ろ紙式
	主要な構造		本表 (別表 1) に示す。 概略寸法:
	寸法 (単位:mm)		概略寸法:
	その他の構成機器		ポンプ(W1廃棄物処理室に設置)、サンプリング配管
様	その他の性能		吸気量(1検出端当たり <b>■ ■</b> L/分以上)
	核燃料物質	質の状態	
	核燃料物質	質の臨界防止	
技			[5. 1–F1]
術基	安全機能を	を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
準			
に			[6. 1-F1]
基			・本体
づ			耐震重要度分類を第3類とする。
<	地震による	る損傷の防止	アンカーボルトで床、壁等に固定する。
仕			・サンプリング配管
様			耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。
	Nile Nile XIII X X	* ID #= = #+ 1	建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止		<del>-</del>
	外部からの衝撃による損傷の防止		<del>-</del>
	加工施設への人の不法な侵入等の		_
	防止 閉じ込めの機能		
	別し込めが機能		
	<b>火災等による損傷の防止</b>		設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
	) ( ) ( <del>1</del> 1 C c	人。公民國心內正	○ポンプ -
			[11.3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損		
	加工地政 と 傷の防止	引にわける位小による頂	_
	安全避難	<b>五</b> 蚁竺	_
	女土胜规	世曜寺	[14. 1-F1]
	安全機能を有する施設		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
			[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能も健全に維持するための保守及び体理ができる場所に設置する
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構	構造	
	搬送設備		
		質の貯蔵施設	
	警報設備等		<u> </u>

#### 表チー設-5-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

技術基準	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中 の放射性物質を集塵するエアスニファ(管理区域内)を設置する。
に	廃棄施設	_
基	核燃料物質等による汚染の防止	_
づ	遮蔽	_
<	換気設備	_
仕	非常用電源設備	_
様	通信連絡設備	_
その	) 他許可で求める仕様	_
添作	<b></b>	図チー設-1、図チー設-5-1、図チー設-5-2

#### 表チー設-5-1 (別表1) エアスニファ (管理区域内) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体(本体、ポンプ)	金属製
	アンカーボルト サンプリング配管	鋼
	サンプリング配管	鋼(SGP*)

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

#### 表チー設-5-2 エアスニファ (排気口) 仕様

			5 - 2 - 上 / ハーノ / (分 X I I ) - 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
許可	「との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
施設名称		施設名称	エアスニファ
設備	設備・機器名称 機器名		{7023}
			エアスニファ(排気口)
			_
変更	[内容		変更なし
設置	場所		第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室
員数	ζ		1式 (4台)
	型式		固定ろ紙式
[	主要な構造	<b>些材</b>	本表(別表1)に示す。
般	寸法 (単位:mm)		概略寸法:
仕 [	その他の構成機器		サンプリング配管
様	その他の性能		吸気量(1検出端当たり りL/分以上)
	核燃料物質	質の状態	_
	核燃料物質	質の臨界防止	_
技			[5. 1–F1]
術	安全機能を	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
準			[6. 1-F1]
に			・本体
基			耐震重要度分類を第3類とする。
づ	地震による	る損傷の防止	アンカーボルトで壁等に固定する。
<			・サンプリング配管
仕			耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。
様			建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による	る損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止		_
	加工施設~	への人の不法な侵入等の	_
	防止		
	閉じ込めの機能		_
	火災等による損傷の防止		[11. 3-F1]
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
			材料を本表(別表1)に示す。
	加工施設区	内における溢水による損	_
	傷の防止		
	安全避難道	通路等	_
	X IIII		[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を有する施設		するよう設置する。
			[14. 2–F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び精	<b></b>	_
	搬送設備		_
	核燃料物質の貯蔵施設		_
	警報設備等	辛	_
			[19. 1–F1]
	放射線管理	里施設	放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定する
			ため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ(排気口)を設置する。
	廃棄施設		_
	核燃料物質等による汚染の防止		_
	遮蔽		_
1	換気設備		_
	換気設備		

#### 表チー設-5-2 エアスニファ (排気口) 仕様

	通信連絡設備	_
そ	の他許可で求める仕様	_
添	付図	図ト-W1設-1-2、図ト-W1設-2-1、図チ-設-5-1、図 チ-設-5-2

#### 表チー設-5-2 (別表1) エアスニファ (排気口) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	
ウランを取り扱う部位	_	
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト サンプリング配管	錮
	サンプリング配管	鋼(SGP*)

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

# 表チー設-6-1 ダストモニタ (換気用モニタ) 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	との対応	施設名称	ダストモニタ
司.此,极见力形			{7006}
	設備・機器名称 機器名		ダストモニタ(換気用モニタ)
炒	卷布名		_
変更	内容		改造(サンプリング配管の耐震補強)
	場所		第2加工棟 第2フィルタ室
員数			1式 (2台)
	型式		移動ろ過式、シンチレーション式
	主要な構造		本表(別表1)に示す。
	寸法 (単位:mm)		概略寸法:
仕様	その他の構成機器		サンプリング配管 測定範囲 cpm)、最高検出感度 (α線: Bq/cm³以
惊	その他のヤ	生能	測定範囲 <b>Land</b> cpm/、取筒候面感及(α 稼 : <b>Land</b> bq/ cm δ
	核燃料物質	質の状態	
	核燃料物質	質の臨界防止	_
技			○本体、サンプリング配管
術	安全機能力	を有する施設の地盤	[5. 1-F1]
基	女 土 1 及 柜 0		安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
準			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
に			〇本体 [6.1 FI]
基づ			[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。
\  \{			アンカーボルトで床面に固定する。
仕			
様	地震による	る損傷の防止	
1533			○サンプリング配管
			[6. 1-F1]
			耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等によ
			り固定する。支持構造物は、床、壁等にボルト等で固定する。
		る損傷の防止	—
		の衝撃による損傷の防止	_
		への人の不法な侵入等の	_
	防止	Latt Alia	
	閉じ込め	の機能	
			[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。
	火災等に	よる損傷の防止	材料を本表 (別表1-1) 及び (別表1-2) に示す。
			[11. 3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加丁施設	内における溢水による損	
	傷の防止	, ,	
	安全避難	通路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能	を有する施設	するよう設置する。
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び		INC. C. C
	搬送設備		_
		質の貯蔵施設	_
	12/W/11 100	≥ -> >1 /MAN=8>	

#### 表チー設ー6-1 ダストモニタ (換気用モニタ) 仕様

技術基準に	[18.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設 管理設備等 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設 全性を著しく損なうおそれのある濃度(核燃料物質の加工の事業に る規則第七条の三第 1 項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度)に至るまでに異常を検知し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタより警報を発するダストモニタ(換気用モニタ)を設置する。			
基づく仕	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線 監視盤(ダストモニタ)により表示するダストモニタ(換気用モニタ)を 設置する。		
様	廃棄施設	_		
	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	遮蔽	_		
	換気設備	_		
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作をとする。 電源に係る結線図を図リー他−11(2)、非常用電源設備接続の系統を図リー他−11(1)に示す。  以上を次表に示す。  (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 グストモニタ(換気用モニタ) ー		
-	通信連絡設備	_		
その他許可で求める仕様 添付図				
		図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図ト-2P設-2-   $4-1$ 、図チ-設-1、図チ-設-6-1、図チ-設-6-2、図リー他   $-11$ (1)、図リー他-11 (2)		

#### 表チー設-6-1 (別表1-1) ダストモニタ (換気用モニタ) 材料一覧

# (777,		2,40,14 = 2,7
部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位		_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	

<sup>\* ■</sup> 以上の強度を有する材料

#### 表チー設-6-1 (別表1-2) ダストモニタ (換気用モニタ)

配管 材料

設備・機器名	部位名	材料		
ダストモニタ (換気用モニタ)	サンプリング配管	鋼		

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

# 表チー設-6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

	<b></b>	6-2 タストモーク(近久/用モーク) 正禄
<u></u> =/r ==1	[との対応 許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
計刊	との対応   施設名称	ダストモニタ
-n. /#	+ 144 DD 7-74-	{7024}
設備・機器名称		ダストモニタ(排気用モニタ)
機	幾器名	_
変更	巨内容	改造(サンプリング配管の耐震補強)
設置	置場所	第2加工棟 第2フィルタ室
員数	女	1式 (1台)
	型式	固定ろ紙式、シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。 概略寸法 4
般	寸法 (単位:mm)	
仕	その他の構成機器	サンプリング配管
様	その他の性能	測定範囲 ( cpm)、最高検出感度 (α線: Bq/cm³以下)
	核燃料物質の状態	_
	核燃料物質の臨界防止	_
技	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	○本体、サンプリング配管
術		[5. 1-F1]
基	安全機能を有する施設の地盤	女生機能を有りる地段を十分に大打りることができると血にした。
準		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
に		○本体
基		[6. 1-F1]
づ		耐震重要度分類を第2類とする。
<		アンカーボルトで床面に固定する。
仕		1
様	地震による損傷の防止	
		○サンプリング配管
		[6.1-F1]
		耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等によ
		り固定する。支持構造物は、床、壁等にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の	防止
	加工施設への人の不法な侵入	
	防止	
	閉じ込めの機能	_
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	[11. 3-F1]
		設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
		サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。
	火災等による損傷の防止	材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。
		[11. 3-F2]
		配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水によ	たる損
	傷の防止	
	安全避難通路等	<del>-</del>
	X TXTXIII Y	[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を有する施設	するよう設置する。
	> 10 m 6 m 7 0 m 6 m	
		[14. 2-F1]
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
		能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
		_
	核燃料物質の貯蔵施設	

#### 表チー設ー6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

技術基準	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、 濃度の著しい上昇(保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇)を検知し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により警報を 発するダストモニタ(排気用モニタ)を設置する。
に基づく	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、 {7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により表示するダストモニタ(排気用モニタ)を設置する。
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他−11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11(1)に示す。  以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし)
		設備・機器名称     バッテリを備える       機器名     バッテリを備える       ダストモニタ(排気用モニタ)     -       -     ○
		_
その	の他許可で求める仕様	_
		図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図チー設-1、図チー設-6-1、図チー設-6-3、図リー他-11(1)、図リー他-1 1(2)

#### 表チー設-6-2 (別表1-1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	
ウランを取り扱う部位	_	
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼┪━━━■

<sup>\* ■■・</sup>以上の強度を有する材料

#### 表チー設-6-2 (別表1-2) ダストモニタ (排気用モニタ)

配管 材料

H= H 1411				
設備・機器名	部位名	材料		
ダストモニタ (排気用モニタ)	サンプリング配管	鋼		

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

## 表チー設-6-3 放射線監視盤 (ダストモニタ) 仕様

		₹ 段 0	3 //スオル水血ル血(アハトピー))
∌/r ==1	している	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
計刊	「との対応	施設名称	放射線監視盤
			{7011}
設備・機器名称		尓	放射線監視盤(ダストモニタ)
树	と器名		カスオ1 NA 皿 (児 盃 ( / ) ハ   ビュー / )
	* 1 <del></del> .		*** * 1
	[内容		変更なし
設置	場所		第2加工棟 第2放射線管理室
員数	(		1式 (1台)
	型式		_
	主要な構造	<b>ミ</b> オオ	本表 (別表 1) に示す。
	寸法(単位		概略寸法:
l H	その他の様	.,	_
様	その他の性	上能	_
. [	核燃料物質	<b>エの状態</b>	
$\overline{}$		質の臨界防止	
技	12/6/17 12/5	₹ × 2 IIIII 21 197 11.	[5. 1-F1]
	- A 100 Ata 3	A 2 w Main - Wall	
	女全機能を	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準			[6. 1-F1]
に			耐震重要度分類を第2類とする。
基	地震による	る損傷の防止	アンカーボルトで床面に固定する。
づ			
	津波による	る損傷の防止	_
仕	外部からの	)衝撃による損傷の防止	_
احددا		への人の不法な侵入等の	_
"		い人の人の人は反人争の	
	防止		
Ιl	閉じ込めの	D機能	_
			[11. 3-F1]
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
			[11. 3-B2]
	火災等によ	よる損傷の防止	次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
			・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属 箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は 難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設P 傷の防止	内における溢水による損	_
	安全避難证	 通路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
	安全機能	を有する施設	タる人以直りる。
	安全機能	を有する施設	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	安全機能を		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機

表チー設-6-3 放射線監視盤 (ダストモニタ) 仕様

核燃料物質の貯蔵施設	_	
警報設備等	[18.1-F1] {7006} ダストモニタ (換気用モニタ) により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度 (核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第 1 項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度) に至るまでに異常を検知し、また、{7024} ダストモニタ (排気用モニタ) により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し濃度の著しい上昇 (保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇) を検知し、警報を発する放射線監視盤 (ダストモニタ) を設置する。	
放射線管理施設	[19.1-F1] {7006}ダストモニタ(換気用モニタ)により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、また、{7024}ダストモニタ(排気用モニタ)により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤(ダストモニタ)を設置する。	
廃棄施設	_	
核燃料物質等による汚染の防止	_	
	_	
換気設備	_	
非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他−11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11(1)に示す。  以上を次表に示す。  (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 放射線監視盤(ダストモニタ) □	
	_	
)他許可で求める仕様	_	
<b> </b>	図チー設-1、図チー設-6-1、図チー設-6-4、図リー他-11 (1)、図リー他-11(2)	
	警報設備等  放射線管理施設  廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備	

### 表チー設-6-3 (別表1) 放射線監視盤 (ダストモニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼

\*\*
以上の強度を有する材料

# 表チー設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

		1 ダストモニタ(排気用セニタ) 仏塚
∌r ∵r	上の対応 許可番号 (日付) J	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
計刊	との対応施設名称	ダストモニタ
∋n. <i>(</i> #	. UV DD 6 45	{7025}
	· 機器名	ダストモニタ(排気用モニタ)
173		
	1.141.	改造(サンプリング配管の耐震補強)
設置	2-7/4/17	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室
員数		1式 (1台)
	型式	固定ろ紙式、シンチレーション式
L	主要な構造材	本表(別表1)に示す。 概略寸法: <b></b>
		機略寸法:
	C 47 IE 47 IF 19X IX III	サンプリング配管 測定範囲 <b>【                                   </b>
様		測定範囲 Cpm/、取筒便山然及(a-kk · L L L L L L L L L L L L L L L L L L
	核燃料物質の状態	
	核燃料物質の臨界防止	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
技		〇本体、サンプリング配管 「5~1 PX」
術	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		安全機能を有する施設を十万に又持することができる心霊に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
準		
に		〇本体 [6.1-F1]
基		耐震重要度分類を第2類とする。
づ		
ζ /I.		
仕	地震による損傷の防止	
様		○サンプリング配管
		[6.1-F1]
		耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等によ
		り固定する。支持構造物は、床、壁等にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	——————————————————————————————————————
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	
	閉じ込めの機能	
	AT O ZET O DATE	[11. 3-F1]
		設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
		サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。
	火災等による損傷の防止	材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。
		[11. 3-F2]
		配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	_
		[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び表
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発力
	安全機能を有する施設	するよう設置する。
		[14.2-F1]
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全権は、はないなどはなっておりの保守及び修理ができる場所に設置する
		能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	

#### 表チー設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

技術基準	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、 濃度の著しい上昇(保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇)を検知し、{7013}放射線監視盤(ダストモニタ)により警報を 発するダストモニタ(排気用モニタ)を設置する。		
に基づく	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、 {7013} 放射線監視盤(ダストモニタ)により表示するダストモニタ(排気用モニタ)を設置する。		
仕	廃棄施設	_		
様	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	遮蔽	_		
	換気設備	_		
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他−11(6)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11(1)に示す。  以上を次表に示す。  (○:該当、一:該当なし)  設備・機器名称 機器名		
	通信連絡設備	_		
その	)他許可で求める仕様	_		
添付図		図ト $-W1$ 設 $-1-2$ 、図ト $-W1$ 設 $-2-1$ 、図チ $-$ 設 $-1$ 、図チ $-$ 設 $-7-1$ 、図チ $-$ 設 $-7-2$ 、図リ $-$ 他 $-11(1)$ 、図リ $-$ 他 $-11(6)$		

#### 表チー設-7-1 (別表1-1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼具具具

<sup>\* ■■■■</sup>以上の強度を有する材料

#### 表チー設-7-1 (別表1-2) ダストモニタ (排気用モニタ)

配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ (排気用モニタ)	サンプリング配管	鋼

<sup>\*</sup> めっき管、ライニング管を含める。

# 表チー設-7-2 放射線監視盤(ダストモニタ) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	との対応	h1 1 had 2 (1.1.1.1)	放射線監視盤
		NEIX/11/17	{7013}
設備・機器名称			放射線監視盤(ダストモニタ)
機	器名		——————————————————————————————————————
亦頂	 内容		変更なし
			第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室
員数			1式 (1台)
	<u></u> 型式		_
	<u>エス</u> 主要な構造	<b>キ</b> 材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)		本表 (別表 1) に示す。 概略寸法 !
1 L	その他の構成機器		——————————————————————————————————————
I H	その他の性		_
1 1	核燃料物質		_
$\rightarrow$		質の臨界防止	_
技	1945年1975	√ ^ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	[5.1-F1]
術	安全機能を	を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	久土成市。	E FI / SAERA PELIE	た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
進			[6. 1-F1]
に			耐震重要度分類を第2類とする。
基	地震による	る損傷の防止	アンカーボルトで床面に固定する。
づ			,11
<	津波による	る損傷の防止	_
仕		の衝撃による損傷の防止	_
様		への人の不法な侵入等の	
	防止		
	閉じ込めの	の機能	_
	火災等に。	よる損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加丁協設。	内における溢水による損	日から日を持つにという。
	傷の防止	11-401) 21-111-00 21-11	_
	安全避難		
		を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	1+本1 11 4 kg	<b>推</b> 注	比では土に作り 7 つにツン 体り及りを生にくて の物がに収止する。
	材料及び	<b></b>	_
	搬送設備	質の貯蔵施設	_
	1久及八十十十分,	貝マノ貝)成が心以	[18. 1-F1]
	警報設備	等	[16.1 F1] {7025} ダストモニタ (排気用モニタ) により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇 (保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇)を検知し、警報を発する放射線監視盤 (ダストモニタ)を設置する。

## 表チー設-7-2 放射線監視盤(ダストモニタ) 仕様

技術基	放射線管理施設	[19.1-F1] {7025} ダストモニタ (排気用モニタ) により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤 (ダストモニタ) を設置する。	
準	廃棄施設	_	
に	核燃料物質等による汚染の防止	_	
基	遮蔽	_	
づ	換気設備	_	
く仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。電源に係る結線図を図リー他−11(6)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11(1)に示す。  以上を次表に示す。  (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称機器名称機器名が機器名が機器名が対象監視盤(ダストモニタ) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	   通信連絡設備	_	
その他許可で求める仕様		_	
添付図		図チー設-1、図チー設-7-1、図チー設-7-3、図リー他-11 (1)、図リー他-11 (6)	

### 表チー設-7-2 (別表1) 放射線監視盤 (ダストモニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼

<sup>\*</sup> 以上の強度を有する材料

## 表チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

		数/ 版 0	万世担政第1902004 日 (東岸20 年 2 日 00 日 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
許可との対応 施設名称			原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
		施設名例	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称		<b></b>	[7009]
機器名			ガンマ線エリアモニタ
र्गाः च	1日   公		検出器
发5	更内容		変更なし Manager Art
			第2加工棟 第2粉末受入室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第
量几 品	置場所		2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2
以阻	<b>旦物</b> [7]		ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査
			室、第2輸送容器保管室、第2梱包室
員数	Str		主、第2 棚
只多	型式		半導体式
	主要な構造	±*+	
般	寸法(単位		本表 (別表 1 ) に示す。 概略寸法 !
	その他の権		「既時 1 伝 元
様	その他の性		
1-31	核燃料物質		- 例に配因 - μ SV/n)
			_
技	1次次个十十万美	重の臨界防止 ニュー	
拉術	生 全 継 坐 ナ	と有する施設の地盤	[5.1-F1]  - 大人機能なななよく特別な、「ハンス主体ようファルギャネスル順形を引用して
基	女王  残肥で	(有90地蔵の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第8世紀では、1980年に日本立
準			た第2加工棟の壁等に固定する。
に	44年)テトフ	5損傷の防止	[6.1-F1]
基	地辰による	り傾縁の例止	耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。
坐づ	油油)ァトス	5損傷の防止	アンカーホルトで生寺に固足する。
<		)衝撃による損傷の防止	_
仕		○ 関挙による損傷の防止 ○ の人の不法な侵入等の	_
様	加工	トの人の个伝な伎人寺の	_
	閉じ込めの	ン 柱状 合む	
	M) CE(1)0.	/1及1比	[11. 3-F1]
			[11.5=F1]   設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
			材料を本表(別表1)に示す。
			THE CASE (MIXI) ICA 9 .
			[11. 3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
			HEADY TREES THE COLOR PROPERTY OF THE PROPERTY
			[11. 3-B2]
	火災等によ	る損傷の防止	次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。
			・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器
			を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブ
			ルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。
			・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定め
			る 60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
			・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属
			箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は
			難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内	における溢水による損	
	傷の防止		—
	安全避難通	a 路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
	oto A Michigan III a ser iliano		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
	安全機能を有する施設	腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮	
	l		するよう設置する。

## 表チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

技術	安全機能を有する施設	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
基	材料及び構造	_		
準	搬送設備	_		
K	核燃料物質の貯蔵施設			
基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、{7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発するガンマ線エリアモニタ 検出器を設置する。		Sv/h) に至るまでに
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、{7012}放射線 監視盤(ガンマ線エリアモニタ)により表示するガンマ線エリアモニタ 検出器を設置する。		
	廃棄施設	_	_	
	核燃料物質等による汚染の防止	_	_	
	遮蔽	_	_	
	換気設備	_	=	
	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するためにえる。これらの設備は、停電時に非常までの間、バッテリにより 40 秒以上 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常 No.2 非常用発電機に接続し、外部にとする。 電源に係る結線図を図リー他-1:図を図リー他-11(1)に示す。 以上を次表に示す。    設備・機器名称機器名 ガンマ線エリアモニタ 検出器	用発電機が起動し作動する。 常用発電機、{800 電源が期待できな 1 (2)、非常用電	の3} 非常用電源設備 い場合でも動作可
		_		
その	の他許可で求める仕様	_	_	
	村図	図チー設 $-8-1$ 、図チー設 $-8-2$ 、図リー他 $-11(1)$ 、図リー他 $-11(2)$		

### 表チー設-8-1 (別表1) ガンマ線エリアモニタ 検出器 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製、樹脂
	アンカーボルト	銅

# 表チー設-8-2 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 仕様

	<b>秋</b> / ♥ 0 2	
  許可	「との対応 許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
計判との対応   施設名称		放射線監視盤
⇒几件,按见夕环		{7012}
設備・機器名称機器名		放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)
惨	5. 一	_
変更	[内容	変更なし
	量場所	第2加工棟 第2出入管理室
員数		1式 (1台)
	型式	_
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
1 1	寸法(単位:mm)	本表 (別表 1) に示す。 概略寸法 : <u></u>
1 L	その他の構成機器	——————————————————————————————————————
I F	その他の性能	_
1		_
$\rightarrow$	核燃料物質の状態	_
1 1	核燃料物質の臨界防止	[F + Pi]
技	and a fell file 2 to 2 or description to the file	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
術	安全機能を有する施設の地盤	
基		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準		[6.1-F1]
に	地震による損傷の防止	耐震重要度分類を第2類とする。
基	NEW TO STATE OF STATE	アンカーボルトで床面に固定する。
づ		
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	
様	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	  加工施設内における溢水による抗	
	伽工地政内における価がによる!	
	安全避難通路等	_
	女生班無理的守	[14, 1-F1]
	安全機能を有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.1-F1] $\{7008\} \sim \{7009\}$ ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 $(500~\mu\mathrm{Sv/h})$ に至るまでに異常を検知し、警報を発する放射線監視盤 $(ガンマ線エリアモニタ)$ を設置する。
	警報設備等	うおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し

#### 表チー設-8-2 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 仕様

術 版射線管理施設 る外部放射線に係る線量当量を計測し表示する放 基 エリアモニタ)を設置する。		{7008}~{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し表示する放射線監視盤(ガンマ線
準	廃棄施設	_
に	核燃料物質等による汚染の防止	_
基	遮蔽	_
づ	換気設備	_
く仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他−11(2)及び非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11(1)に示す。  以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添作	寸図	図チー設 $-1$ 、図チー設 $-8-1$ 、図チー設 $-8-3$ 、図リー他 $-11$ (1)、図リー他 $-11$ (2)

#### 表チー設-8-2 (別表1) 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製
	アンカーボルト	鋼 • • • •

<sup>\*</sup> 以上の強度を有する材料

# 表チ-設-9-1 流し 仕様

議談名称   流し   次型   次型   次型   次型   次型   次型   次型   次			許可乗旦 (ロ <del>は</del> )	
設備・機器名称 機器名 変更人 変更人 変更なし 変更人 変更なし 変更人 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし	許可との対応 許可番号 (日付) 佐部を新			原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	地球名   地球名			
渡里内容 変更なし 変更小容 変更なし 第2加工棟 第2出入管理室、第2加工棟 第2-2燃料棒加工室、第 第2加工棟 第2出入管理室、第2加工棟 第2-2燃料棒加工室、第 第2参加乗車 第2 加工棟 第2-2燃料棒加工室、第 第2参加乗車 第2 加工棟 第2-2燃料棒加工室、第 2 加工 (3 台;各設置場所に1台ずつ)	設備	崩・機器名種	尔	,,
設置場所   第2加工棟 第2出入管理室、第2加工棟 第2-2燃料棒加工室、第 度乗物所線棟 W1出入管理室   対	機器名			流し
設置場所   第2加工棟 第2出入管理室、第2加工棟 第2-2燃料棒加工室、第 度乗物所線棟 W1出入管理室   対	-4	er. L. ete		
原来的形蔵棟 W1出入管理室	変見	10000000000000000000000000000000000000		
最来物所機構 W1出人管理室   1式 (3 台; 各設置場所に1 台ずつ)   型式   型式   工式 (3 台; 各設置場所に1 台ずつ)   型式   工芸 (単位: man)   一	設置	置場所		
型式				
主要な構造材 本表 (別表1) に示す。	負委			1式(3台;各設置場所に1台ずつ)
寸法 (単位: mm)				_
世 その他の構成機器 シャワー (第2出入管理室、W1 廃棄物処理室に設置) その他の性能 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――				本表(別表1)に示す。
その他の性能   技統料物質の以態   一   一   一   一   一   一   一   一   一				_
技統料物質の水態   一   技統料物質の水態   一   一   一   一   一   一   一   一   一				シャワー(第2出入管理室、W1廃棄物処理室に設置)
接燃料物質の臨界防止   一	様	その他の性	能	_
安全機能を有する施設の地盤		核燃料物質	<b>T</b> の状態	_
# 世際による損傷の防止		核燃料物質	〔の臨界防止	_
### 世際による損傷の防止	技	安全機能を	:有する施設の地盤	_
津波による損傷の防止				
#				_
加工施設への人の不法な侵入等の 防止	Sec. 1		45 1154 115	_
防止	3 P			
世代 (日本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。			******・「「仏な区八寺。)	_
く 仕様様         次災等による損傷の防止         [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。           加工施設内における溢水による損傷の防止         一           協の防止         一           安全避難通路等         [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。           安全機能を有する施設         [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。           材料及び構造 機送設備 一株燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 [19.1-F1] 第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。           廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 場換気設備			7 株核やち	
<ul> <li>大災等による損傷の防止</li> <li>設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。</li> <li>加工施設内における溢水による損傷の防止</li> <li>安全避難通路等</li> <li>[14.1-F1]</li> <li>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。</li> <li>[14.2-F1]</li> <li>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</li> <li>材料及び構造 機・定数機・ 一</li> <li>技燃料物質の貯蔵施設 第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。</li> <li>廃棄施設 (19.1-F1)</li> <li>放射線管理施設 第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。</li> <li>廃棄施設 (29.1-F1)</li> <li>放射線管理施設 第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。</li> <li>廃棄施設 (29.1-F1)</li> <li>基施 (20.1-F1)</li> <li>基施 (20.1-F1)</li> <li>基本 (20.1-F1)</li></ul>	< 1	M1 C 12000	/1灰形	
様	仕	ル巛ケラト	ス場復の吐止	
加工施設内における溢水による損 傷の防止 安全避難通路等  [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造機送設備 技燃料物質の貯蔵施設 警報設備等  [19.1-F1] 放射線管理施設 第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。 廃棄施設 技燃料物質等による汚染の防止 遊蔵 換気設備		八火守によ	る損傷の防止	
<ul> <li>傷の防止</li> <li>安全避難通路等</li> <li>[14.1-F1]         設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及びま準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。</li> <li>[14.2-F1]         当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</li> <li>材料及び構造         接燃料物質の貯蔵施設         <ul> <li>警報設備</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>放射線管理施設</li> <li>第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。</li> <li>廃棄施設</li></ul></li></ul>		カロマナケラルよ	リアよいよ フ ※ユリェ ト フ ±ロ	材料を本表(別表1)に示す。
安全避難通路等       [14.1-F1]         設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び建築に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。         [14.2-F1]       当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。         材料及び構造       —         搬送設備       —         整報設備等       [19.1-F1]         放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       四			1における 溢水による 預	_
[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。   [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。			n to to to	
<ul> <li>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発射するよう設置する。</li> <li>[14.2-F1]         当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</li> <li>材料及び構造</li></ul>		女王近難进		
準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発指するよう設置する。  [14.2-F1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造     振送設備     核燃料物質の貯蔵施設     雪報設備等     [19.1-F1]     放射線管理施設				
腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発抗するよう設置する。         [14.2-F1]       当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。         材料及び構造       —         搬送設備       —         核燃料物質の貯蔵施設       —         警報設備等       —         放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       四         添付図       図チー設ー1				
安全機能を有する施設       するよう設置する。         [14.2-F1]       当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。         材料及び構造       一         搬送設備       一         核燃料物質の貯蔵施設       一         警報設備等       [19.1-F1]         放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設       一         核燃料物質等による汚染の防止       一         遮蔽       一         換気設備       一         非常用電源設備       一         通信連絡設備       一         その他許可で求める仕様       四         次付図       図チー設ー1				準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 第122 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1
[14.2-F1]       当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。         材料及び構造       —         搬送設備       —         核燃料物質の貯蔵施設       —         警報設備等       —         版射線管理施設       [19, 1-F1]         第 1 種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。       —         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       四         添付図       図チー設-1		나 시 내 사 나	to be wellers.	
当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。         材料及び構造       —         搬送設備       —         核燃料物質の貯蔵施設       —         警報設備等       —         放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         投気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       四		女全機能を	有する施設	するよう設置する。
当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。         材料及び構造       —         搬送設備       —         核燃料物質の貯蔵施設       —         警報設備等       —         放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         投気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       四				
能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。				
材料及び構造       —         搬送設備       —         核燃料物質の貯蔵施設       —         夢報設備等       —         放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       四         窓付図       図チー設ー1				
搬送設備     —       核燃料物質の貯蔵施設     —       警報設備等     —       放射線管理施設     第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。       廃棄施設     —       核燃料物質等による汚染の防止     —       遮蔽     —       投気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     図チー設-1	-	I I dal		能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
核燃料物質の貯蔵施設	-		造	_
警報設備等	-			<del>_</del>
放射線管理施設     [19.1-F1]       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。       廃棄施設     —(1)       核燃料物質等による汚染の防止     —       遮蔽     —       投気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     図チー設-1	-			_
放射線管理施設       第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。         廃棄施設	L	警報設備等		_
廃棄施設    (1)       核燃料物質等による汚染の防止        遮蔽        換気設備        非常用電源設備        通信連絡設備        その他許可で求める仕様        図チー設-1				[19. 1-F1]
を棄施設    (i)       核燃料物質等による汚染の防止        遮蔽        換気設備        非常用電源設備        通信連絡設備        その他許可で求める仕様        窓付図     図チー設-1		放射線管理	施設	第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置す
廃棄施設    (I)       核燃料物質等による汚染の防止        遮蔽        換気設備        非常用電源設備        通信連絡設備        その他許可で求める仕様        窓付図     図チー設-1				
遮蔽     —       換気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     —       添付図     図チー設-1		廃棄施設		
遮蔽     —       換気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     —       添付図     図チー設-1		核燃料物質	等による汚染の防止	_
換気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     —       添付図     図チー設-1			- 1 4 2 1 4 7 1 7 1 4 4 4 4	_
非常用電源設備	-			
通信連絡設備	-			_
その他許可で求める仕様       —         添付図       図チー設-1	-			_
添付図 図チー設-1				
(1) 流しの排水は液体廃棄物の廃棄施設に移送するため、排水口以外の箇所において建物から排水することはな				

<sup>(1)</sup> 流しの排水は液体廃棄物の廃棄施設に移送するため、排水口以外の箇所において建物から排水することはない。

### 表チー設-9-1 (別表1) 流し 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	本体	金属製

# 表チー設-10-1 低バックグラウンドカウンタ 仕様

評可との対応 施設名称	★可以の対応 許可番号(日付)	原用用数数 1992994 日 (五十 20 左 2 日 eo 日 (上) b)
設備・機器名称 機器名 変更内容 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし	計 川 と (/ ) 幻 以	
変更内容 変更内容 変更なし 変更なし 変更なと 変更なと 変更なと 理式 生変な構造材 ・ 大変 (別表1) に示す。 ・ 生変な構造材 ・ 大変 (別表1) に示す。 ・ 生変な構造材 ・ 大変 (別表1) に示す。 ・ 生変な構造材 ・ 大変 他の性能 検送・特別質の 部界 防止 を全機を全する 意度の か能 ・ とった他の構成機器 ・ 大変 他の性能 検送・特別質の 部界 防止 ・ 生変な構造なる主角係の防止 ・ 地震による損傷の防止 ・ 地震による損傷の防止 ・ 別じ込めの機能 ・ 「加工施設への人の不法な侵入等の 防止 ・ 加工施設へにおける流水による損傷の防止 ・ 加工施設へにおける流水による損傷の防止 ・ が持を本表 (別表1) に示す。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地政石州	
変更なし  変更なし  変更な  変更なし  変更なし  変更なし  変更なし  変更なし  変更なし  変更なし  型式  生型式  生型式  大変 (別表 1) に示す。  一方: (単位: mm)  七 ぞの他の性能  核 終料物質の世際  技 終料物質の歌界が止  変生機能を有する施設の地盤  加工施設への人の不法な侵入等の 助止  加工施設への人の不法な侵入等の 助止  加工施設への人の不法な侵入等の 関じ込めの機能  次笑等による損傷の防止  加工施設へのよび機能  加工施設へのよび機能  変生機能を有する施設  加工施設へのよび機能  変生機能を有する施設  (11.3-F1]  設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  一方: (別表 1) に示す。  一方: (別表 2) に表 3	設備・機器名称	· /
要置場所 第1加工棟、第2加工棟、第1座乗物貯蔵棟 1式(4台:第1加工棟1台、第2加工棟2台、第1度乗物貯蔵棟1台) 型式 (4台:第1加工棟1台、第2加工棟2台、第1廃棄物貯蔵棟1台) 土 型式構造材 本表 (別表1)に示す。	機器名	
要置場所 第1加工棟、第2加工棟、第1座乗物貯蔵棟 1式(4台:第1加工棟1台、第2加工棟2台、第1度乗物貯蔵棟1台) 型式 (4台:第1加工棟1台、第2加工棟2台、第1廃棄物貯蔵棟1台) 土 型式構造材 本表 (別表1)に示す。	亦再由宏	
製工		
型式 生変な構造材 本表 (別表1) に示す。 一		
世代 (世位: mm)		1 式 (4 台; 第1 加工棟1台、第2 加工棟2台、第1 廃棄物貯蔵棟1台)
対法 (単位:mm)		Little (Cittle ) and )
世 その他の構成機器		本表(別表1)に示す。
模断下限(α線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_
技統料物質の財態   技統料物質の財態   一	1 1 1 1 1 1 1 7 7 1 7 A PA	_
技機料物質の臨界防止	C 42 IE 42 IT IE	検出下限 (α線: Bq/試料以下)
技術   世家による損傷の防止   一		_
# 世際による損傷の防止		_
津波による損傷の防止	7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	_
発部からの衝撃による損傷の防止	1): 10: 10: 10: 10: 10: 10: 10: 10: 10: 10	_
加工施設への人の不法な侵入等の  防止	TI DATE OF STREET PARTY.	
関リングの機能	/ 日本 フ・/ 国事である原例・/例	
関し込めの機能		の
(11.3-FI) 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表(別表1)に示す。 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-FI] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-FI] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 施定健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 密報設備等  [19.1-FI] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。  技燃料物質等による汚染の防止 遊戲 大統料物質等による汚染の防止 遊戲 大統料物質等による汚染の防止 遊戲 一	19711.	
世様 大災等による損傷の防止	1 1 1 1 C 2 3 9 7 9 7 175 BE	_
放射神管性神放りの主要な材料は不然性又は難然性材料とする。   材料を本表(別表1)に示す。		[11. 3-F1]
様 材料を本表 (別表1) に示す。		設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
(事の防止 安全避難通路等 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 機送設備 一	禄	
安全避難通路等  [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 機送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等  [19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度 がに当該な空機を燃料物質の貯蔵施設 を建全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  「19.1-F1] を理区域における空気中の放射性物質の濃度を引測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。  を薬施設 を薬施設 を薬施設 を薬施設 を薬施設 を変験 を発酵で  「19.1-F1] を実施設 を変換の防止 連籤 連続による汚染の防止 連籤 連続記録備 一 を変した。  「14.2-F1] ・ 「14.2-F1]		損
[14.1-F1]     設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造     機送設備	傷の防止	_
設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造     搬送設備	安全避難通路等	_
準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造     機送設備     核燃料物質の貯蔵施設     警報設備等  [19.1-F1]     管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度がびに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。		
腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 機送設備 「大燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 「19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。  廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 クスの他許可で求める仕様  その他許可で求める仕様		
安全機能を有する施設		
当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 搬送設備	安全機能を有する施設	
当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 搬送設備		
能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造  療送設備  核燃料物質の貯蔵施設  警報設備等  [19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度ができる場所に設置する。  を理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度ができる場所に設置する。  「産薬施設 での表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。  「産薬施設 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と		[14. 2-F1]
能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造  療送設備  核燃料物質の貯蔵施設  警報設備等  [19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度ができる場所に設置する。  を理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度ができる場所に設置する。  「産薬施設 での表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。  「産薬施設 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
材料及び構造       ―         機送設備       ―         整報設備等       ―         管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度を計算の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。         廃棄施設       ―         核燃料物質等による汚染の防止       ―         遮蔽       ―         換気設備       ―         非常用電源設備       ―         通信連絡設備       ―         その他許可で求める仕様       ―		
核燃料物質の貯蔵施設	材料及び構造	_
警報設備等       [19.1-F1]         施財線管理施設       管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の濃度 ・ 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度 ・ 並びに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       —	搬送設備	_
「19. 1-F1]       管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度並びに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       —	核燃料物質の貯蔵施設	_
を選及ではいかがあります。 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及で床面等の放射性物質の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度がでに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。	警報設備等	_
放射線管理施設 の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度 並びに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。 廃棄施設 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		[19. 1-F1]
放射線管理施設 の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度 並びに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。 廃棄施設 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質
並びに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。  廃棄施設	放射線管理施設	
ックグラウンドカウンタを設置する。         廃棄施設       —         核燃料物質等による汚染の防止       —         遮蔽       —         換気設備       —         非常用電源設備       —         通信連絡設備       —         その他許可で求める仕様       —		
廃棄施設     —       核燃料物質等による汚染の防止     —       遮蔽     —       換気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     —		
核燃料物質等による汚染の防止	廃棄施設	
遮蔽	核燃料物質等による汚染の防止	_
換気設備     —       非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     —		_
非常用電源設備     —       通信連絡設備     —       その他許可で求める仕様     —		_
通信連絡設備        その他許可で求める仕様		_
その他許可で求める仕様 ―		
	•	
四/ K 1		図チ-設-1
		Pi / W I

# 表チー設-10-1(別表1) 低バックグラウンドカウンタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製

# 表チー設-11-1 気象観測装置 仕様

### 表チー設-11-1 気象観測装置 仕様

技術基準に	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
基		[14. 2-F1]
づく		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
仕	材料及び構造	
様	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
		[19. 1-F1]
	放射線管理施設	気象状況を監視及び測定する気象観測装置を設置する。
	  廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより40秒以上作動する。
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8005} 非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11(9)に示す。 以上を次表に示す。
		(○:該当、一:該当なし)
		設備・機器名称
		機器名   に接続   「
		VEST MATING SEE
	通信連絡設備	
70	世后建稲良備   の他許可で求める仕様	_
-		図チ-設-1、図リ-他-11(9)
添付図		

## 表チ-設-11-1(別表1) 気象観測装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	本体	金属製、樹脂

# 表チー設-12-1 警報集中表示盤 仕様

	許可	可番号 (日付)	▼ 1 2 - 1
許可との対応 施設名称			原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 警報集中表示盤
設備・機器名称			{7037} 数40年中末二郎
7	機器名		警報集中表示盤
亦			変更なし
設置場所			
員刻			第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟 1式
543	型式		1 式
	主要な構造材		一 十字 /四字 1 ) > = 2-
般	寸法 (単位:mm)		本表(別表1)に示す。
仕	その他の構成機器		_
様	C - IC - III/92IXCHH		_
1.44	核燃料物質の状	> 삼년	_
	核燃料物質の路		_
技	安全機能を有す		_
術	女主機能を有 9 地震による損傷		_
基	津波による損傷		_
進			_
に		による損傷の防止	_
基		の不法な侵入等の	_
並づ	防止		
<	閉じ込めの機能	5	
仕	よ(((かた) テトラル	佐の吐む	[11. 3-F1]
様	火災等による損	傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。
	加工技术的	N+7 14 LN-1-7 IP	材料を本表(別表1)に示す。
	加工施設内にお  傷の防止	ける溢水による損	_
	安全避難通路等	•	
	安全機能を有す	る施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造		一
	搬送設備		_
	核燃料物質の貯	蔵施設	_
	警報設備等		[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号、給排気設備の運転状態に係る移報信号を受け、集中表示する警報集中表示盤を設置する。
ı	放射線管理施設		と以直する。
-	<u>廃棄施設</u>		_
	産来地設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽		_
			_
-	<u></u> 拠気設備		_
-	スクロス川田		
	非常用電源設備		[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより40秒以上作動する。

### 表チー設-12-1 警報集中表示盤 仕様

技			1. 2-F2] {8001} 非常用電源設備 No. 1 非常月	月発電機、{8003} 非	常用電源設備 No. 2
術		非	常用発電機に接続し、外部電源が	期待できない場合	でも動作可能とす
基		る。			
準		'	電源に係る結線図を図リー他-1:	1 (2)、図リー他	-11(4)、図リ
に			他-11(6)、図リ-他-11(	8) 非常用電源認	は備接続の系統図を
基	JL 34 FT 75 VE 30 74	図	リー他-11(1)に示す		
づ	非常用電源設備				
<		.	以上を次表に示す。		
仕	•			(○:該当	<u>á、一:該当なし</u> )
様			設備・機器名称	バッテリを備える	非常用電源設備
			機器名	, , , , , e m , e	に接続
			警報集中表示盤	0	0
	通信連絡設備		_	_	
その	D他許可で求める仕様		_	_	
添作	添付図		チー設一1、図リー他-11(1) 11(4)、図リー他-11(6)、		

#### 表チー設-12-1(別表1) 警報集中表示盤 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	筐体	金属製

### 追第3次 表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	Jとの対応	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
		旭苡石柳	
  設備	前・機器名和	弥	{7008}
機器名			ガンマ線エリアモニタ
	∨2 нн. ⊔		検出器
			移設 (第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器2 台の
			うち第1-1輸送物保管室に設置している1 台を、建物の耐震補強工事
変す	見内容		と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。(第1
			- 1 輸送物搬出入室に設置している他の1 台については、変更はない。))
			①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設
設置	置場所		第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室
員数	Į.		2 台(各設置場所に1 台ずつ)
	型式		半導体式
_	) == 1  #\)	eta I. I.	検出器本体 : <b>■ ■ ■ ■</b>
般	主要な構造	<b>宣</b> 材	アンカーボルト:
仕	寸法(単位	∵ mm)	概略寸法:
様	その他の権		——————————————————————————————————————
	その他の性		測定範囲 ( <b></b>
	核燃料物質		MAXC年8日 (-
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
++-	核深冷性物質	質の臨界防止	
技	는 A 보세요 4년 3	+ + + ++=== = = = = = = = = = = = = = =	
術	女全機能な	を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の壁に固定する設計。
準	地震による	る損傷の防止	[6. 1-F1]
に			耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁に固定する設計。
基		る損傷の防止	<u> </u>
づ、		の衝撃による損傷の防止	<u> </u>
く 仕	加工施設~ 防止	への人の不法な侵入等の	_
様	閉じ込めの	り継能	
	MI O ZOV	> 1%110	[11. 3-F1]
			アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。
			アンカーボルトの材料を別表チー2-1-1に示す。
	ル巛笙に	よる損傷の防止	7 2 70 AUV ( 10 7 MAY 2 M X ) 2 1 1 1 ( 1 M y )
	八火寸に。	よのは図のかけ	[11. 3-F2]
			分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。
			カ電盤に配縁用感動器を設け、電気外炎の完全を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。
		内における溢水による損	自己が、川、座内石・ツ、柏が、区で、ロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	_	<b>小にわける位小による損</b>	_
	傷の防止	<b>ヹ. n</b> カ kゲ	
	安全避難追	<b></b> 田路寺	
			[14, 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能力	を有する施設	することができる設計。
	>	_ ,. / @/28/	
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業
			性を考慮した設計。
	材料及び精	<b></b>	=
	搬送設備		
	核燃料物質	質の貯蔵施設	_

#### 追第3次 表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様(続き)

技術基準に基	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) (1)により警報を発する設計。 {7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の仕様を「チ. 放射線管理施設」に示す。
づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) (1)により警報を発する設計。 [7012] 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の仕様を「チ.放射線管理施設」に示す。
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	<ul> <li>[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリを内蔵する設計。</li> <li>[24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(2)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(2)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</li> </ul>
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添作	<b>中</b> 図	$  図 \mathcal{F} - 2 - 1 - 1 \setminus \mathcal{Q} \mathcal{F} - 2 - 1 - 2 \setminus \mathcal{Q} \mathcal{J} - 4 - 1 - 6$

- (1) 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)は、 $\frac{\hat{\mathbf{x}} \cdot 5 \cdot \hat{\mathbf{y}}}{1}$ 申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)で行う。また、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)に接続し、安全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、第5次申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<u>一重</u>下線で示す。

先行申請からの追加記載分を<u>二重下線</u>で示す。

### 追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

きれ可し	の対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
pT PJ C	可との対応	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名		<b>.</b>	{7026} モニタリングポスト No. 1 —
			改造(伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)
設置場	計		屋外
員数			1 台
型	型式		シンチレーション式
	主要な構造材		本表(別表1)に示す。
般 仕	·法(単位	Z : mm)	概略寸法:(本体)
様そ	・の他の様	<b>靠成機器</b>	無線アンテナ
そ	の他の性	能	測定範囲 ( μ Sv/h)
核	燃料物質	[の状態	_
核	燃料物質	[の臨界防止	_
基   -	全機能を	~有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。
づく 仕 様 			<ul> <li>・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認 した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で 直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎(別表2)</li> </ul>
地	震による	損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表(別表1)に示す。 ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。
津	波による	損傷の防止	強度部材を本表(別表1)及び(別表3)に示す。 ○本体(架台) ○無線アンテナ

#### 追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

坦弗4次 农力	ー Zー 1 モニクリング かみ下 NO. 1 生塚
技術基準に基づく仕様	(竜巻) [8.1-F3] F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート 基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体(架台) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
加工施設への人の不法な侵入等の防止	(交通事故(自動車))       —
閉じ込めの機能	_
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リー2-1-7に示す。
加工施設内における溢水による損傷の防止	_
安全避難通路等	_
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
ナナ北   1人 ィドナキンナ	ECKTICHEN 1 2 CONVINCENCE 1 20
材料及び構造	_
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_

### 追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

技術基準	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h)を検知し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)において警報を発する。
に基づく	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( μ Sv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)に表示する。
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ.その他の加工施設」に示す。  以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 ボッテリを内蔵 非常用発電機に接機器名 モニタリングポストNo.1 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	通信連絡設備	_
	)他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
添作	<b></b>	図チ-1、図チ-2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14

#### (1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<br/>
<u>一重下線</u>で示す。

### 追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
計りとの対応	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名		{7027} モニタリングポスト No. 2
		改造(伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)
設置場所		屋外
員数		1 台
型式		シンチレーション式
一主要な構造	<b>造材</b>	本表(別表1)に示す。
般	½ : mm)	概略寸法:(本体)(基礎)
様 その他の権		無線アンテナ
その他のヤ	生能	測定範囲 ( <b></b> μ Sv/h)
核燃料物質	質の状態	_
	質の臨界防止	_
技 術 基 準 安全機能 を 女 く 仕	を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎(ベた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直接支持させる。・基礎構造 直接基礎(別表 2)
	る損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表(別表1)に示す。 ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表(別表1)及び(別表3)に示す。 ○本体(架台) ・1
津波による	る損傷の防止	

#### 追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

<b>是</b> 第4队 数	· · · · ·
技術   「8.1-F3] (竜巻)   F1 竜巻に対して本体 (架台) が飛来物となる   基礎にアンカーボルトにより固定する。	
加工施設への人の不法な侵入等の	
防止	
閉じ込めの機能	
[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製 火災等による損傷の防止 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発 器の結線図を図リー2-1-7に示す。	
加工施設内における溢水による損傷の防止	
安全避難通路等	
[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国に	定される温度、湿度、圧力、 いて、その安全機能を発揮 なび試験並びに当該安全機
材料及び構造	
材料及び構造	<i>M</i> /////

追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

	•	Ţ
技術基準に基づ	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量(5 μSv/h)を検知し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)において警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( μ Sv/h) を計測し、{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。
<	廃棄施設	_
仕	核燃料物質等による汚染の防止	_
様	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。  以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 ボッテリを内蔵 非常用発電機に接機器名 モニタリングポストNo.2 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
添付	添付図	

#### (1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<br/>
<u>一重</u>下線で示す。

# 追第4次 表チー4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様

	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許り	「との対応 施設名称	モニタリングポスト
	・ 機器名称 機器名	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト)
変更内容		改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)
設置場所		第2加工棟 第2出入管理室
員数		1 台
_	· 型式	_
. ⊢	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	受信器 (第2加工棟の外壁に設置)
様	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	_
	核燃料物質の臨界防止	_
基	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床又は壁に固定する。
準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。 強度部材を本表(別表1)及び(別表2)に示す。 ○本体(架台) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
li	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	一 (落雷) 一 (極低温(凍結)) 一 (火山活動(降下火砕物)) 一 (生物学的事象) 一 (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) 一 (電磁的障害) 一 (交通事故(自動車))
	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	
	閉じ込めの機能	_

# 追第4次 表チー4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様

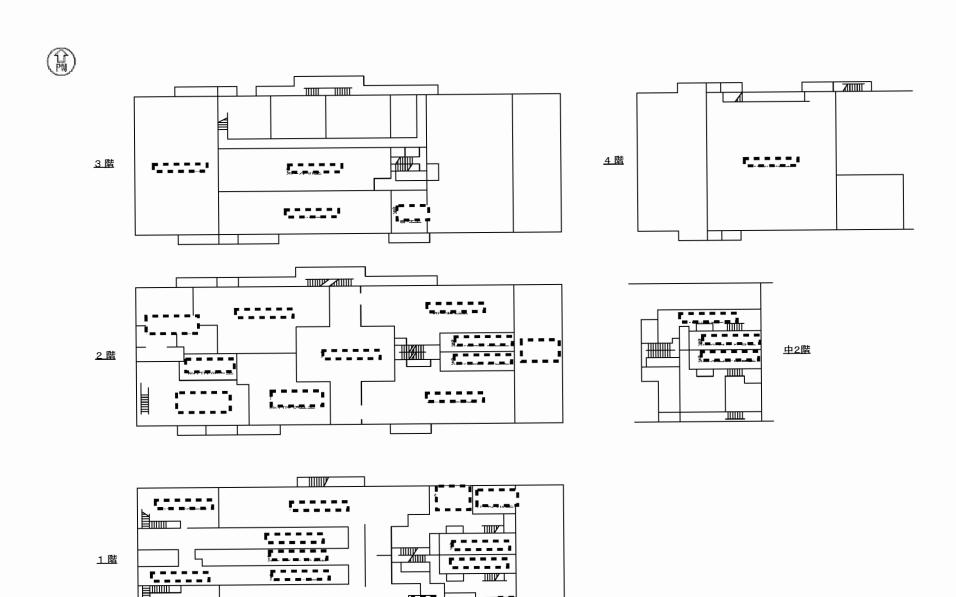
			<u> </u>					
技		[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。						
術	  火災等による損傷の防止							
基	ラスクで 社による1度1個v2月1正	[11. 3-F2]						
準		分電盤に配線用遮断器を設け、電		5止する。 配線用遮断				
に基	hp 丁 投会ル中) > よいよう ) / (1.) > ト ラ 4月	器の結線図を図リー2-1-7に示	す。					
左づ	加工施設内における溢水による損傷の防止		_					
<	安全避難通路等							
仕	<b>女主起规</b> 题均寸	[14. 1-F1]						
様		設計、製作、工事及び検査に当た	っては、国内法規	に基づく規格及び基				
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、						
		腐食性雰囲気、放射線等の全ての環	境条件において、	その安全機能を発揮				
	安全機能を有する施設	することができるよう設置する。						
		[						
				EV 77 4 10 3 11 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機						
	材料及び構造	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。						
	搬送設備							
	核燃料物質の貯蔵施設							
		[18. 1-F1]						
		{7026} モニタリングポスト No. 1、						
	警報設備等	り周辺監視区域境界付近における名						
		特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、警報を						
		発する。						
		[[19. 1-F3] {7026} モニタリングポスト No. 1、{7027} モニタリングポスト No. 2 によ						
	放射線管理施設	り通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量						
		率 ( μ Sv/h) を計測し、表示する。						
	廃棄施設		_					
	核燃料物質等による汚染の防止	-						
	遮蔽	-						
	換気設備	_						
	非常用電源設備	[24. 2-F1]	II to The salls II.					
		停電時に備えてバッテリを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動						
		作可能とする。						
		[24. 2-F2]						
		{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備						
		No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可						
		<u>能とする。</u>						
		{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備						
		No.2 非常用発電機の仕様は「リ.	その他の加工施設	党」に示す。				
		以上を次表に示す。	( ) . 割	ない・一・終ルや」)				
		設備・機器名称	(○:該当、一:該当なし)					
		機器名	バッテリを内蔵	非常用発電機に接続				
		放射線監視盤(モニタリングポスト)	0	0				
	通信連絡設備	_						
Г		[99-F6]						
その	)他許可で求める仕様	有線式に加え無線式の通信方法を	有し、伝送系に多	<b>多様性を持たせる。</b>				
添付		図チ-1、図チ-3-1、図リ-2						
(1)	(欠番)							

# (1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<br/>
<u>一重下線</u>で示す。

# 4. 添付図一覧表

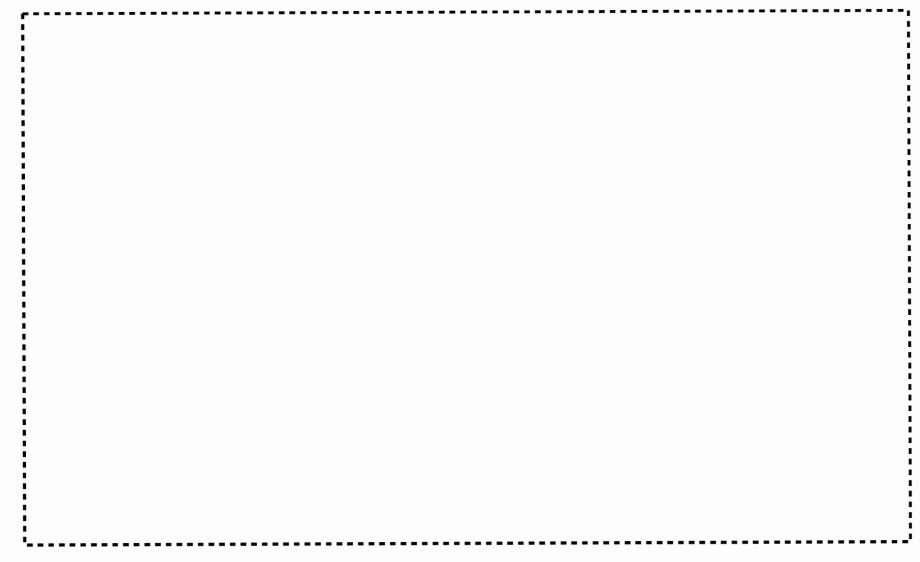
番号	名称
図チ-設-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図チ-設-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チー設-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階)
図チ-設-1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)
図チ-設-1 (5)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (4階)
図チ-設-1 (6)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チ-設-1 (7)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (中2階)
図チ-設-1 (8)	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図チー設-4-1 (1)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階
図チー設-4-1 (2)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階
図チー設-4-2	第2加工棟 エアスニファ 系統図
図チー設-5-1	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図
図チー設-5-2	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 系統図
図チー設-6-1	第2加工棟 ダストモニタ 系統図
図チー設-6-2	第2加工棟 ダストモニタ (換気用モニタ)
図チー設-6-3	第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設-6-4	第2加工棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設-7-1	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図
図チー設-7-2	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設-7-3	第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設-8-1	ガンマ線エリアモニタ 系統図
図チー設-8-2 (1)	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図
図チー設-8-2 (2)	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 一覧
図チー設-8-3	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)



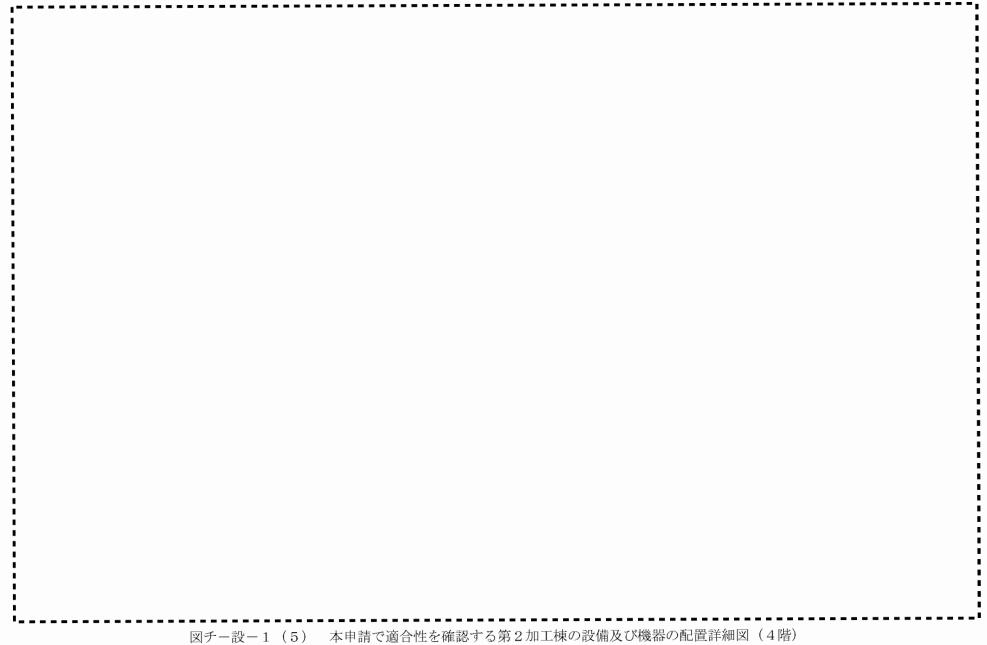
図チー設-1(1) 第2加工棟の主要な部屋配置



図チー設-1(2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)



図チー設-1(3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)





図チー設-1(6) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)

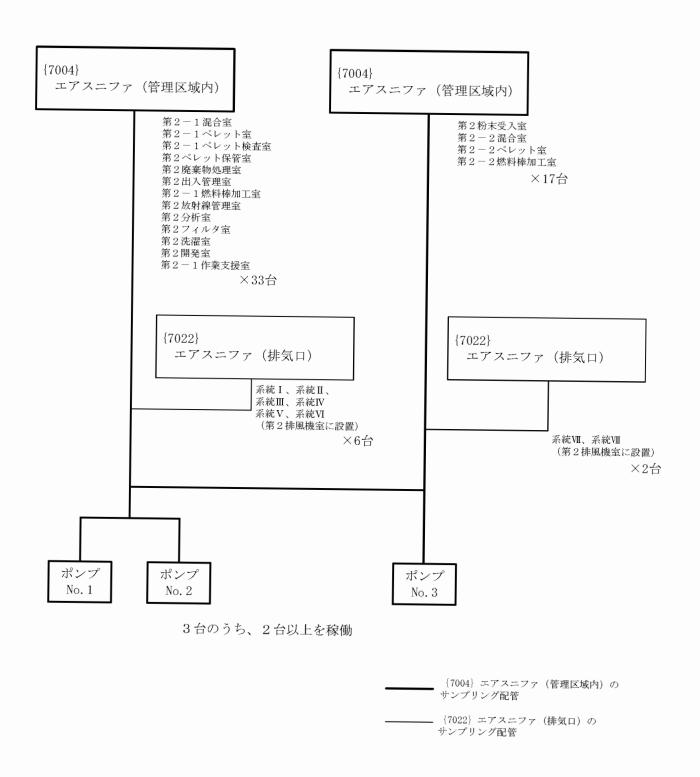


図チー設-1(7) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(中2階)



図チー設-4-1(1) 第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階

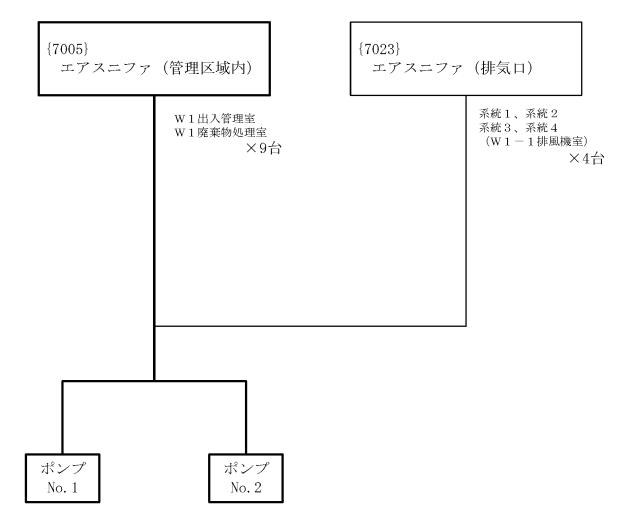




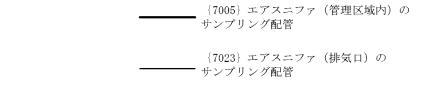
図チー設-4-2 第2加工棟 エアスニファ 系統図



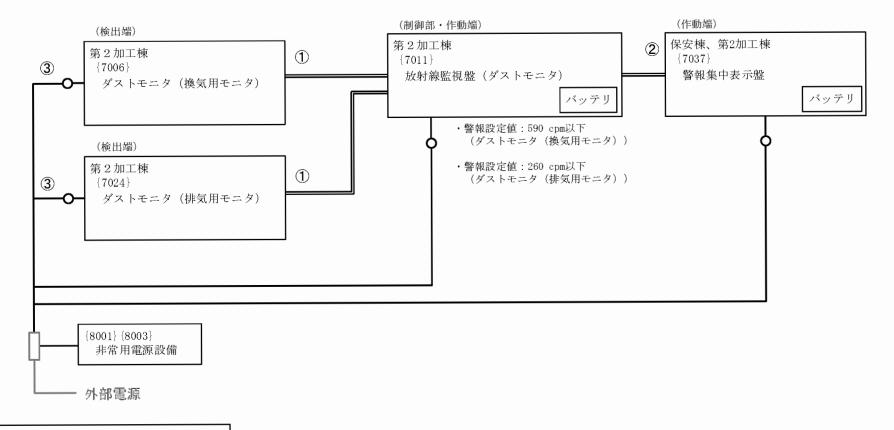
図チー設-5-1 第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図



2台のうち、1台以上を稼働



図チー設-5-2 第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 系統図



**———**:第5次申請(本申請)

:設工認対象外

①各ダストモニター放射線監視盤 (ダストモニタ) 間の信号通信ケーブルは各 ダストモニタに含む。

②放射線監視盤(ダストモニタ) - 警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。

③電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

凡例

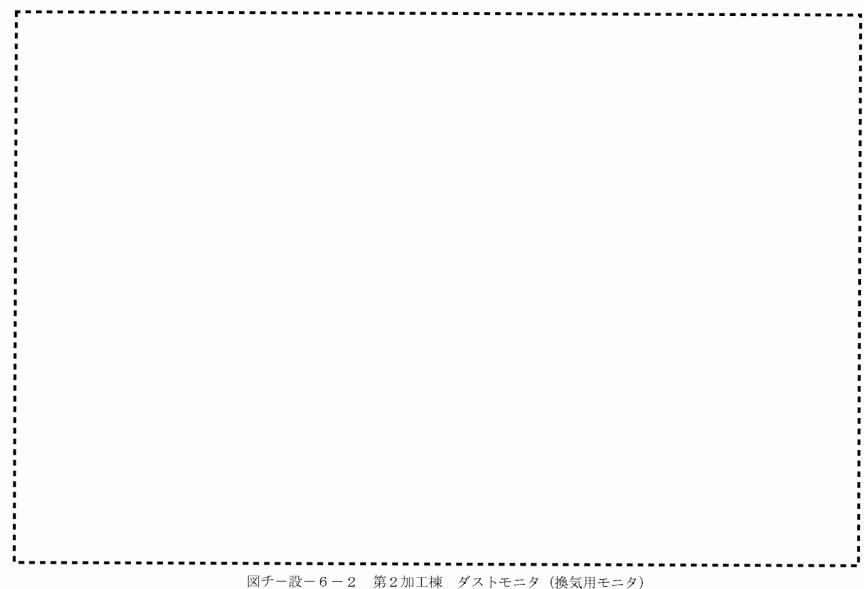
**──**:信号通信ライン

---: 電源ライン

:配線用遮断器

: 切替機

{ }付番号は管理番号

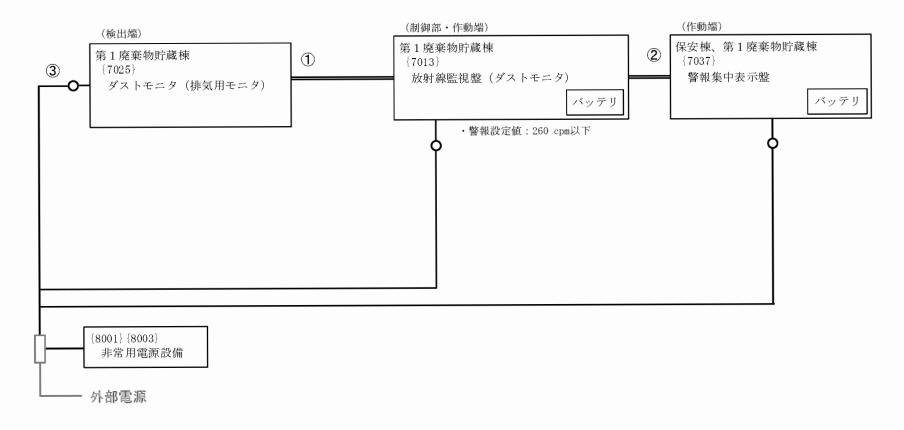




図チー設ー6-3 第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)



図チー設ー6-4 第2加工棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)



-----: 第5次申請(本申請) -----: 設工認対象外

①ダストモニタ (排気用モニタ) - 放射線監視盤 (ダストモニタ) 間の信号通信ケーブルはダストモニタ (排気用モニタ) に含む。

- ②放射線監視盤(ダストモニタ) 警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。
- ③電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

凡例

---: 信号通信ライン

--- : 電源ライン・ 配線用遮断器

□ : 切替機

{ }付番号は管理番号

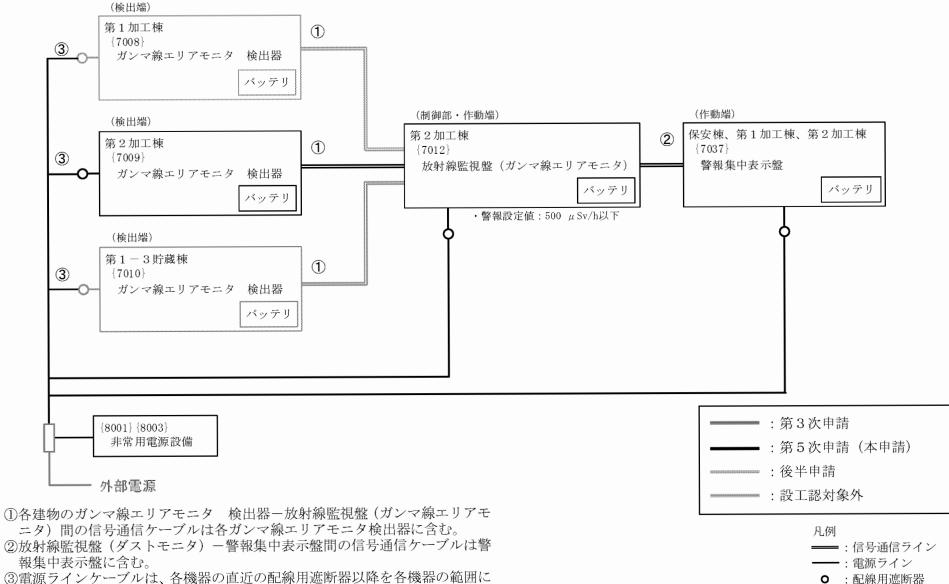


図チー設-7-2 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ (排気用モニタ)



図チー設-7-3 第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)

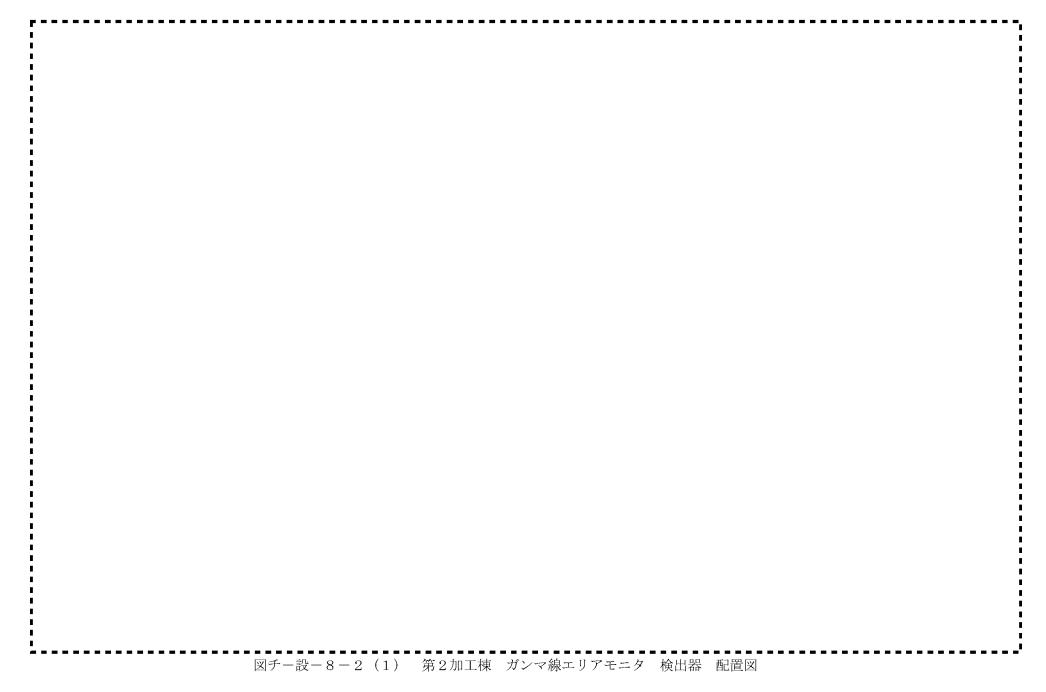
赤色線:追加・変更部、 青色線:追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印



③電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

: 切替機付番号は管理番号

図チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 系統図



検出器番号	監視対象			
1	第2-1 貯蔵室(第2粉末受入室に設置)			
2	第2ペレット保管室			
3	第2-1混合室			
4	第2-1ペレット室			
5	第2-1燃料棒加工室			
6	(欠番)			
7	第2-2混合室			
8	第2-2ペレット室			
9	第2-2燃料棒加工室			
1 0	第2分析室			
1 1	第2開発室			
1 2	第2-2貯蔵室(第2粉末受入室に設置)			
1 3	第2燃料棒保管室			
1 4	第2-1組立室			
15 第2集合体保管室				
1 6	16 第2-1燃料棒検査室			
1 7	第2輸送容器保管室			
18 第2梱包室				

図チー設-8-2(2) 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 一覧



図チー設-8-3 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)

#### 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を 実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安 規定に基づき(工事)作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

#### a. 改造等を実施する設備・機器

表チー1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを 記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

#### b. 変更しない設備・機器

表チー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

# (1) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に 係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入 りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事) 作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、 定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全 機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響 を低減する。

#### b. 放射線管理

・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理 区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて 遮蔽材設置により被ばくを低減する。

## c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜 実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先 に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

## (2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器 の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が 存在しない状態で工事を行う。

# a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図チ-a-1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3)加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4)受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性 能検査を実施する。

#### b. 変更しない設備・機器の工事手順

図チ-b-1に示す手順で検査を行う。

1)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性

能検査を実施する。

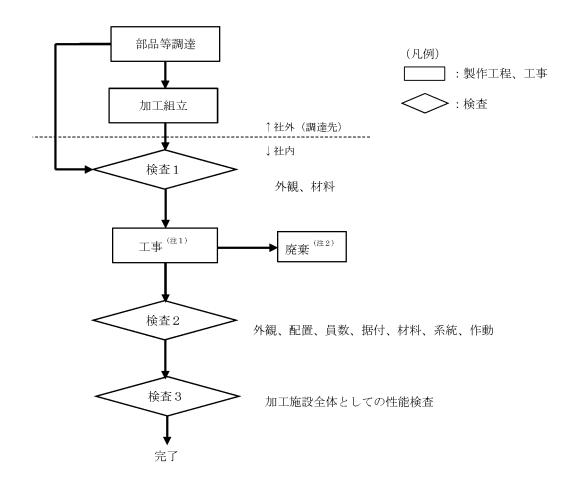
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核 燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれ がなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要 に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値 を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉 を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監 視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業 許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために 扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する 又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界(屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及 び床)の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入 のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置す る等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を 超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を 設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的 に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する 安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不 要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200 L ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本

加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170 本(200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値) は、現在の保管廃棄量約8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく 放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効 利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにく く、除染が容易で腐食しにくい材料(難燃性材料)で塗装を施す。

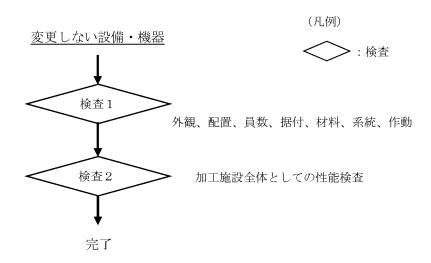
## a. 改造等を実施する設備・機器



- (注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。
- (注 2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

図チーa-1 工事フロー

# b. 変更しない設備・機器



図チーb-1 工事フロー

#### (3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

## (4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

放射線管理施設は、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射性廃棄物の排気中の放射性物質の濃度、排水中の放射性物質の濃度、管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測する機能、放射性業務従事者等の出入管理、汚染管理並びに除染等を行う機能を有する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法:第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法:第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものである ことを確認するために十分な方法:第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第チー1表に、 検査の方法を第チー2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-3表に示す。

第チー1表 設備・機器に係る検査の項目

		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査	
施設 区分	配置場所				設備配置検査			材料 検査	系統 検査	作動検査	
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	作動
	第2加工棟	ハンドフットクロ スモニタ	_	変更 なし	①-2 ②	1	1	2	1	1	5
	第1廃棄物 貯蔵棟	ハンドフットクロ スモニタ	_	変更なし	①-2	1)	1	2	1)	_	_
	第2加工棟	エアスニファ (管 理区域内)	_	改造	①-2 ②	1	1	23	1	_	_
	第2加工棟	エアスニファ (排 気口)		改造	<b>1</b> -2	1	1	23	1		_
	第1廃棄物 貯蔵棟	エアスニファ (管 理区域内)		改造	①-2 ②	1	1	23	1		_
	第1廃棄物 貯蔵棟	エアスニファ (排 気口)	—	変更 なし	10-2	1	①	23	1		_
	第2加工棟	ダストモニタ (換 気用モニタ)	—	改造	①-1 ①-2 ②	1	1	①② ③	1	1	①-1 ①-2
	第2加工棟	ダストモニタ (排 気用モニタ)		改造	①-1 ①-2 ②	1	1	①② ③	1	1	②-1 ②-2
放射線管 理施設	第2加工棟	放射線監視盤(ダストモニタ)	_	変更なし	①-1 ①-2 ②	1	1)	1	1)	1)	①-3 ②-3 ⑤
	第1廃棄物 貯蔵棟	ダストモニタ (排 気用モニタ)		改造	①-1 ①-2 ②	1	1	①② ③	1	1	②-1 ②-2
	第1廃棄物 貯蔵棟	放射線監視盤 (ダ ストモニタ)		変更なし	①-1 ①-2 ②	1	1	1	1	1	②-3 ⑤
	第2加工棟	ガンマ線エリアモ ニタ	検出器	変更なし	①-2 ②	1	1	2	1	1	③−1 ③−2 ⑤
	第2加工棟	放射線監視盤(ガ ンマ線エリアモニ タ)		変更なし	①-1 ①-2 ②	1	1	1	1	1	3-3 ⑤
	第2加工棟 第1廃棄物 貯蔵棟	流し		変更なし	①-2	1	1	_	1		
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物 貯蔵棟	低バックグラウン ドカウンタ	_	変更 なし	①-2	①	①	_	1	_	_
	屋外	気象観測装置		変更 なし	1)-2	1	1	_	1	1	(5)
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物 貯蔵棟 事務棟、保安 棟	警報集中表示盤	_	変更 なし	①-2	1	1	_	1	1	(4) (5)

第チー2表 設備・機器に係る検査の方法(1/2)

検査の項	頁目	検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準			
設備配置検査	外観	①-1、①-2 外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。			
		②配線用遮断器を設けていることを目視 又は関係書類等により確認する。(既 設)(改造)	②配線用遮断器を設けていること。			
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認 する。(既設)(改造)	①配置が各設備の配置図のとおりであること。			
員数		①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりで あること。			
		①アンカーボルトの径及び本数を目視、 測定又は関係書類等により確認する。 (既設)(改造)	<ul><li>①アンカーボルトの径及び本数が各設備の 仕様表の添付図のとおりであること。</li></ul>			
		②据付状況を目視又は関係書類等により 確認する。(既設)(改造)	②設備・機器又は支持構造物を建物又は架台にボルト等で固定していること。			
		③配管の支持間隔を測定又は関係書類等 により確認する。(既設)(改造)	③配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。(耐震重要度分類第3類であって50A以下の配管を除く)			
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視 又は関係書類等により確認する。(既 設)(改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備 の仕様表のとおりであること。			
系統検査	系統	①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。			

第チー2表 設備・機器に係る検査の方法 (2/2)

検査の	頁目	検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
作動検査	作動	①-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を 入力したときのダストモニタ(換気用 モニタ)の指示値を目視又は関係書類 等により確認する。(既設)(改造)	①-1 測定範囲内において正常に指示できること。
		出部に線源を接近させ、作動状況を確 認する。(既設)(改造)	①-2警報設定値 <sup>(4)</sup> 以上の計数率を検出した とき、放射線監視盤 (ダストモニタ) の 警報装置が作動すること。 ①-3模擬信号により警報設定値 <sup>(4)</sup> 以上の測
		擬信号を入力し、作動状況を確認する。 (既設)(改造)	定値を与えたとき、放射線監視盤(ダストモニタ)の警報装置が作動すること。
		(2)-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を 入力したときのダストモニタ (排気用 モニタ) の指示値を目視又は関係書類 等により確認する。(既設)(改造)	②-1 測定範囲内において正常に指示できること。
		②-2 ダストモニタ (排気用モニタ) の検 出部に線源を接近させ、作動状況を確 認する。(既設)(改造)	警報装置が作動すること。
		擬信号を入力し、作動状況を確認する。 (既設)(改造)	トモニタ)の警報装置が作動すること。
		③一1 線源を接近させ若しくは模擬信号を 入力したときのガンマ線エリアモニタ 検出器の指示値を目視又は関係書類等 により確認する。(既設)(改造)	③-1 測定範囲内において正常に指示できること。
			③-2警報設定値 <sup>⑥</sup> 以上の線量を検出したとき、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の警報装置が作動すること。
		③-3 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニ タ)に模擬信号を入力し、作動状況を 確認する。(既設)(改造)	③-3模擬信号により警報設定値 <sup>60</sup> 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の警報装置が作動すること。
		<ul><li>④作動試験を行い、正常に作動することを確認する。(既設)(改造)</li><li>⑤雷源を遮断し、作動状況を確認する。</li></ul>	
(1) [(74)4)	), 1, -1 + 1+ = ± ;	(既設) (改造)	動していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 警報設定値は 590 cpm 以下の範囲で設定する。
- (5) 警報設定値は 260 cpm 以下の範囲で設定する。
- (6) 警報設定値は 500 μ Sv/h 以下の範囲で設定する。

### 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品(原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。)について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ.成型施設 7.一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

リ. その他の加工施設

### 目 次

- リ. その他の加工施設
  - 1.変更の概要
  - 2. 準拠する主な法令、規格及び基準
  - 3. 設計条件及び仕様
  - 4. 添付図一覧表
  - 5. 工事の方法
  - 6. 試験及び検査の方法
  - 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

#### リ. その他の加工施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子 炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達 成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。 また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構 等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。ま た、深層防護の考え方(発生防止、拡大防止・影響緩和)に基づいて安全機能を設け る。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機 落下他の外的事象(故意によるものを除く。)によって、安全機能が損なわれること のない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全 を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

### 1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変 更内容を表リー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

#### 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格(JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令

- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
  - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
  - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11)保安規定
- (12)電気事業法及び関連法令

#### 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表リー建-1~表リー建-3、表リー設-2 -1~表リー設-5 -3、表リー他-1~表リー他-1 5に、関係図面を図リー1 -1 -1 、図リー建-1 -1 へ図リー建-1 -1 、図リー建-1 -1 、図リーセ-1 -1 、図リーセー1 -1 で のリー他-1 -1 に示す。

ここで、表リー建-1~表リー建-3、表リー設-2-1~表リー設-5-3、表リー他-1~表リー他-15において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F]を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「F]をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]:技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]:技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]:その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請~第4次申請)における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表(刈り取り表)を添2参考資料1に示す。

表リー1 (1) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物・構築物)

		X	XXIII (XII)	1117/11/11	- /
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 建物・構築物名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>					
発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	{1007} 発電機・ポンプ棟 一	発電機・ポンプ棟 一	1	改造       ①エキスパンションジョ イントの拡幅         ②外部扉の改造
第1-3 貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 No. 2	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	遮蔽壁 No. 2	1基	変更なし
第1-3貯蔵棟北側屋外	遮蔽壁 No. 3	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	遮蔽壁 No. 3	1 基	変 更 な し
第1加工棟 第1-1輸送 物保管室	遮蔽壁 No. 1	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 <sup>*3</sup>	遮蔽壁 No. 1 —	1 基	変 更 な し
第1加工棟 第4-1廃棄 物貯蔵室、第4 -8廃棄物貯 蔵室、第4-9 廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 No. 4	{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 <sup>*3</sup>	遮蔽壁 No. 4 —	1 基	変更なし
側屋外	防護壁 No. 1 防護壁 No. 2	{1012} 防護壁 防護壁 No. 1 <sup>**3</sup>	_	1 基	新設

<sup>(1)</sup> 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

%n: 当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

<sup>(2) ※</sup>の注釈は以下を示す。

表リー1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(設備・機器)

	740 9219		<u> </u>	nn/		
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
<設備・機器>		1/8/10/21	198,400		l	
発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	非常用電源設備 非常用発電機	1 台	改造	耐震補強を行う。
屋外	非常用電源設備	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 No. 2	1台	変更なし	
屋外	非常用電源設備	{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機	_	1台	変更なし	
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No. 1	分析設備 試料取扱ボックス	l 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	分析設備 グローブボックス No. 2	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	分析設備 小型天秤用フード	l台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	<ul><li>{8018}</li><li>分析設備</li><li>ドラフトチャンバ No. 3</li></ul>	分析設備 実験用ドラフト	1台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備		燃料開発設備 スクラップ処理装置	1 台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	粉末調整用フード	1 台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 使用予定のない設備 の一部を撤去し、移 設する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	試験検査設備 試料調整用フード	1 台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲 い式フード及び設備 カバーを不燃性又は 難燃性材料に変更す る。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	試料調整用フード No. 2 一	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。

表リー1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(設備・機器)

		本申請における	既設工認における	1		
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	設備・機器名称	設備・機器名称	員数		変更内容
		機器名	機器名			
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	粉末取扱フード 実験設備	1 台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 使用予定のない設備 の一部を撤去し、部 材を追加する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレス	[8024] 燃料開発設備 プレス	プレス 実験設備	1 台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 火災対策のため、油 圧ユニットの作動油 タンクにオイルパン を設け、作動油タン ク周辺に防護板を設 置する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025} 燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉	1 台	ÝÆ.	耐震補強を行う。 火災爆発対策として、可燃ガス漏えい 検知器及び感震計と 連動した屋外緊急遮 断弁を設置する。
第2加工棟第2開発室	自動窒素ガス切替 機構(窒素配管含 む)	[8025-2] 自動窒素ガス切替機構 (窒 素ガス配管含む) 一	_	1式	改造	火災爆発対策として、安全系 窒素を 追加する。 機構作動時に自動的 にヒータ電源が遮断 する制御を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3} 空気混入防止機構 —	_	1式	改造	プロパンガスによる パイロットバーナを 電気式のイグナイタ ーへ変更する。その ため、失火検知機構 を撤去する。
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5} 過加熱防止機構 —		1式	改造	電磁的障害対策のため、アナログ信号線をシールドケーブルに変更する。
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6} 圧力逃がし機構 	_	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管	{8025-7} 可燃性ガス配管 —	_	1式	改造	火災爆発対策とし て、可燃性ガス配管 の経路を変更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	小型雰囲気可変炉 —	1台	改造	可燃性ガス配管の配 置見直しに伴い移設 する。

表リー1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(設備・機器)

	75 4 - 5 - 17					
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替 機構(窒素ガス配 管含む)	(8026-2) 自動窒素ガス切替機構 (窒 素ガス配管含む) 一	_	1式	改造	火災爆発対策として、安全系 窒素を 追加する。 機構作動時に自動的 にヒータ電源が遮断 する制御を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3} 空気混入防止機構 —	_	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4} 過加熱防止機構 —	_	1式	改造	電磁的障害対策のため、アナログ信号線 をシールドケーブル に変更する。
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5} 圧力逃がし機構 一	_	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6} 可燃性ガス配管 -	_	1式	改造	火災爆発対策とし て、可燃性ガス配管 の経路を変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No. 12	分析設備 計量設備架台 No. 12	1台	撤去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No. 13	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	1台	撤去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No. 14	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	1台	撤去	

<sup>(1)</sup> 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

# 表リー1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設署場所	加工事業変更許可	本申請における	既設工認における			
20 置 提 正						44-74-1-1-1
BO 100 1/1	における施設名称	設備・機器名称 <sup>(2)</sup>	設備・機器名称	員数		変更内容
*	こわける 他放行你	機器名②	機器名			
<設備・機器>	•					
	听内通信連絡設備	{8007-3}	_	1式		全数取替え
MI I DEAR DONING DE		通信連絡設備			改	
		所内通信連絡設備(放送			改造	
		設備(スピーカ))		1式		一部移設、残り再据付け
第1廃棄物貯蔵棟 月	<b>折内通信連絡設備</b>	{8007-14}	_	1 1		的多欧7次7年1011
		通信連絡設備			改	
		所內通信連絡設備(所內			改造	
		携帯電話機(PHS アンテ				
		ナ))				
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2}	自動火災報知設備	1式		再据付け
		火災感知設備	検出器		改造	
		自動火災報知設備(感知			造	
		器)				
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12}	自動火災報知設備	1式	П	再据付け
<b>売1</b> 焼来物灯廠馃	口助八火秋邓汉州	火災感知設備	火災受信器盤	1	涉	
			八八人口和血		改造	
		自動火災報知設備(受信			-	
		機)		1 -12		かわる
第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2}	_	1式	呇	一部移設
		消火設備			改造	
		消火器			_	
第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031}	_	1式	如	
		緊急設備			新設	
		避難通路			l <sub>B</sub>	
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導	{8032}	_	1式		全数取替え
	灯	緊急設備			改造	
['	۶۱	非常用照明			垣	
Andre of the state	16 % to 02 to 3€ %			1式	+	一部移設、残り再据付け
,,,	非常用照明、誘導	{8032-2}		1110	改造	1013 IX (7X ) 173/11 11 (7
	灯	緊急設備			造	
		誘導灯			+-	A W 77 44 3
第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4}	非常通報設備	1式		全数取替え
		通信連絡設備	放送用スピーカ		改造	
		所内通信連絡設備(放送			造	
		設備(スピーカ))				
第 3 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3}	自動火災警報設備	1式		再据付け
NA O NEW INVANIAN		火災感知設備	感知器		改	
		自動火災報知設備(感知	2G(7.1. HI		改造	
		器)				
<b>英</b> 0 医数性吸收性	白動ル巛却短點	{8009-13}	自動火災警報設備	1式		再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	,		1.50	=1/-	177/11117
		火災感知設備	火災受信器盤		改造	
		自動火災報知設備(受信				
		機)				
第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3}	_	1式	変更	
		消火設備			とな	
		消火器			Ĺ	
第 3 廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033}	_	1式	4	
AL ~ VENT PART INVESTIGATION		緊急設備			新設	
		デール			収	
<b>姓</b> 0 成家林哈塔桂	北帝田昭田 発達	<b>程料通</b> 归 [8036]	_	1式		全数取替え
310 - 32314 3474 1344	非常用照明、誘導	l ' '		1 1	改造	
	灯	緊急設備			造	
		非常用照明		_ is	+	<b>工程/(1)</b>
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導	{8036-2}	_	1式	改	再据付け
		Eg A. 30.746			152	
	灯	緊急設備			造	

表リー1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

<u> </u>	か	対応业のに変更内容	(建物、設備·機都	テレノハリル	马拉	が用寺)
	加工事業変更許可	本申請における	既設工認における			
設置場所	における施設名称	設備・機器名称 <sup>(2)</sup>	設備・機器名称	員数		変更内容
	(equity dynamics)	機器名②	機器名			1
発電機・ポンプ棟	所内通信連絡設備	{8007-15}	_	1式		取替え
		通信連絡設備			改造	
		所内通信連絡設備(放送			造	
		設備(スピーカ))				
発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8}	_	1式		再据付け
		火災感知設備			改造	
		自動火災報知設備(感知			追	
		器)				
発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7}	_	1式	改	一部移設
		消火設備			造	
74. T. 10	and able are not	消火器				
発電機・ポンプ棟	避難通路	{8035-2}	_	1式	新	
		緊急設備			設	
な事体・ポンプ体	北岸田四田 発道	避難通路				A */ 17. 44. >
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-5} 緊急設備	_	1式	改	全数取替え
	7.1				造	
	非常用照明、誘導	非常用照明 {8038-6}	_	1式		
光电域・ハンノ体	打   打	[8038-6]   緊急設備	_	1 = 1	新設	
	\[ \sigma_1 \]	茶心成開   誘導灯			設	
第2加工棟	自動式又は遠隔操	777 777 7		1式		
37 2 7 7 1 7 1 7 1	作式の消火設備	消火設備			新	
	11 240 1137 (82 (83	自動式の消火設備(※)			設	
第2加工棟	消火栓	{8012}	消火設備	1式	$\vdash$	増設、取替え、再据付け
		消火設備	消火栓		改造	7 K K K K K K K K K K K K K K K K K K K
		屋内消火栓(※)	1147 (122		逗	
屋外	消火栓	{8012-2}	消火設備	1式		移設、取替え、再据付け
		消火設備	消火栓		改造	
		屋外消火栓(※)			Ų	
屋外	消火栓	{8012-8}	_	1式	変更	
		消火設備			史な	
		可搬消防ポンプ			し	
第2加工棟	漏水検知器	{8052}	_	1式	改	再据付け、追加
		緊急設備			造	
***		漏水検知器(※)				
第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056}	_	1式	弘	追加
		緊急設備			改造	
E.A.	町点 中間 ム (つ)	漏水検知器(※)		. 15		-t-14
屋外	緊急遮断弁(アン	{8039}	_	1式		交換、追加
	モニア分解ガス)	緊急設備			改造	
		緊急遮断弁(アンモニア			Æ	
屋外	緊急遮断弁(アン	分解ガス)(※) {8039-2}		1 =		<b>乔烯</b> 泊加
/王/ [	来忌遮断井 (ノン	(8039-2) 緊急設備		1式	-J/-	交換、追加
	/ MATA A)	緊急遮断弁(アンモニア			改造	
		分解ガス)(※)				
屋外	緊急遮断弁(アン	{8039-3}	_	1式		交換
	モニア分解ガス)	緊急設備			孙	^+/C
	,	手動閉止弁(アンモニア			改造	
		分解ガス)(※)				
屋外	緊急遮断弁(水素		_	1式		交換、追加
	ガス)	緊急設備			改	
		緊急遮断弁(水素ガス)			造	
		(**)				
					_	

表リー1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

		7/心並して変叉円存 (		100111	75 H.X	(IIII <del>(T)</del>
	加工事業変更許可	本申請における	既設工認における		1	
設置場所		設備・機器名称 <sup>(2)</sup>	設備・機器名称	員数		変更内容
	における施設名称	機器名 <sup>(2)</sup>	機器名			,,,,,,,,
屋外	緊急遮断弁(プロ		1/90 pti - 12	1式	$\vdash$	交換、追加
/王/1	パンガス)	` '		111	L.,	文换、坦加
		緊急設備			改造	
		緊急遮断弁(プロパンガ			但	
		ス) (※)				
屋外	緊急遮断弁(プロ	{8041-2}	_	1式		交換
	パンガス)	緊急設備			改	
		手動閉止弁(プロパンガ			改造	
		ス) (※)				
屋外	緊急遮断弁(都市		_	1式	$\vdash$	
	ガス)	緊急設備		1 20	141-	
	(2/2)				新設	
		緊急遮断弁(都市ガス)			HX.	
		(**)			_	
屋外	緊急遮断弁(アン	{8042-2}	_	1式		交換、追加
	モニア分解ガス)	緊急設備				
	緊急遮断弁(水素	感震計(※)				
	ガス)				砂	
	緊急遮断弁(プロ				改造	
	パンガス)					
	緊急遮断弁(都市					
Mar London Dill	ガス)					
第2加工棟 屋外	緊急遮断弁(冷却	(/	_	1式	卒に	
	水)	緊急設備			新設	
		緊急遮断弁(冷却水)			"	
第1廃棄物貯蔵棟	緊急遮断弁(冷却	{8059-2}	_	1式		耐震補強を行う。
屋外	水)	緊急設備			改	
		緊急遮断弁(冷却水)			造	
屋外(第1廃棄物貯	上水送水用緊急遮	{8060}		1式	$\vdash$	
蔵棟北側壁面)	断弁	緊急設備		1 1	新	
网络1100至1117	例 开				設	
	1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	上水送水用緊急遮断弁				
屋外(第1廃棄物貯			_	1式	新	
蔵棟北側壁面)	断弁	緊急設備			設	
		溢水時手動閉止弁				
発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停	{8061}	_	1式		
	止装置	緊急設備			新	
		送水ポンプ自動停止装			設	
		置 (※)				
屋外	送水ポンプ自動停	{8061-2}		1式		追加
上/1	止装置	緊急設備		1110	改	坦州
	<b>北</b> 衣臣				造	
Mr. o. Lu - r. Lt.		溢水時手動閉止弁				
第2加工棟	可燃性ガス漏えい	{8046}	_	1式		交換、追加
第2-2ペレッ	検知器(水素ガス)	緊急設備			改造	
ト室		可燃性ガス漏えい検知			适	
		器(水素ガス)(※)		<u></u>	L	
第2加工棟	可燃性ガス漏えい	{8046-2}	_	1式		交換、追加
第2開発室、屋外	検知器(水素ガス)	緊急設備			砂	
					改造	
	,	可燃性ガス漏えい給知				
		可燃性ガス漏えい検知 器(水素ガス)(※)				
笠り加丁捷		器 (水素ガス) (※)		, ->		who litte . Not have
第2加工棟	可燃性ガス漏えい	器 (水素ガス) (※) {8047}	_	1式		交換、追加
第2-2ペレッ	可燃性ガス漏えい 検知器(プロパン	器(水素ガス)(※) (8047) 緊急設備	_	1式	改造	交換、追加
	可燃性ガス漏えい	器 (水素ガス) (※) {8047}	_	1式	改造	交換、追加

表リー1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

		対応並いに変更的容	()	10211 ル	馬心	対用 寺丿
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	設備・機界を新(2)	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい 検知器(都市ガス)	{8054}	799 HAT 14	1式	改造	交換、追加
屋外	非常用照明、誘導 灯	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	_	1式	変更なし	
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-16} 通信連絡設備 所內通信連絡設備(電話 交換機)	_	1式	改造	再据付け
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線 機)	_	1式	変更なし	
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定 電話機)	_	1式	変更なし	
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	【8007-20】 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHS アンテナ))	_	1式	改造	再据付け
屋外	所内通信連絡設備	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ))	_	1式	改造	追加
事務棟、保安棟、屋 外	所外通信連絡設備	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	_	1式	変更なし	
第2加工棟	遮水板	{8065} 緊急設備 遮水板 (※)	_	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	遮水板	{8065-2} 緊急設備 遮水板(※)	_	1式	新設	
第 1 廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	(8055) 緊急設備 防護壁又は防護柵(W1 防護壁)	_	1基	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	堰、密閉構造扉	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	_	1式	改造	一部交換
第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3 防護壁)	_	1基	新設	
第2加工棟	防火ダンパー	{8045} 緊急設備 防火ダンパー (※)	_	1式	改造	更新、一部撤去、新設
第2加工棟	防護板	{8062} 緊急設備 防護板(※)	_	1式	改造	追加

表リー1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup> 及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

		引心並びた変叉的者(		- 1 4 7/1	1124	711
	加工事業変更許可	本申請における	既設工認における	員数		変更内容
設置場所	における施設名称	設備・機器名称(2)	設備・機器名称 機器名	貝奴		<b>发</b> 某门谷
	rute sate to a	機器名 (2)	機奋石	1式	Н	
第1廃棄物貯蔵棟	防護板	{8062-2}		1 14	新	
		緊急設備 防護板 (※)			設	
th o burlet	Pt-Jasta sili		_	1式	$\vdash$	
第2加工棟	防水カバー	{8058}		1 14	新設	
		緊急設備 防水カバー (※)			設	
*	Pt-1. do	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_	1式	$\vdash$	
第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー	{8058-2}		110	新設	
		緊急設備 防水カバー (※)			設	
Ada a Lucas Ida	∆1 E 30. /#:		計量設備	1式		一部撤去、追加
第2加工棟	計量設備	{8068} ⇒1. =1.=0.1#=	上皿電子天秤	1 14	改造	即版厶、延州
		計量設備	上皿电丁八件		造	
etc. 1	LONG AND THE PER	上皿電子天秤(※)		1式	亦	
第1加工棟	放射線測定装置	{8068-2}	_	1 = 1	変更な	
		放射線測定装置(※)			なし	
				, <del></del>		全数取替え
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7}	_	1式	_,	主数収貸ん
		通信連絡設備			改造	
		所内通信連絡設備(放送			1~2	
		設備 (スピーカ) ) *3		1>	+	<b>工柜</b> /L.1
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-10}	_	1式	l	再据付け
		通信連絡設備			改造	
		所内通信連絡設備(放送			-E	
		設備 (アンプ) ) ** <sup>3</sup>			+	the state of the s
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5}	火災警報設備	1式		一部取替え・型式変更、
		火災感知設備	自動火災報知設備		改造	一部移設、残り再据付け
		自動火災報知設備(感知			地	
		器) **3			_	
第1加工棟	防護閉止板又はコ	{8044}	_	1式	改	不要な外部扉、窓を撤去
	ンクリート	緊急設備			造	し、開口部を鉄筋コンク
		コンクリート閉止部**3			╀	リートで閉止
第1加工棟	大型外扉	{8063}	_	1式	改	交換
		緊急設備			造	
		大型外扉*3				
第1加工棟	外扉	{8064}	_	1式	14	外部に面したシャッタ
		緊急設備			改造	を外扉に交換
		外扉**3				
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007}	_	1式		全数取替え
		通信連絡設備	(警報集中表示盤の		改	
		所内通信連絡設備(放送	付属設備として放送		造	
		設備 (スピーカ) ) **4	設備)			
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-12}	_	1式		再据付け
		通信連絡設備	(警報集中表示盤の		改	
		所内通信連絡設備(放送	付属設備として放送		造	
		設備(アンプ))*4	設備)			
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5}	_	1式		
		通信連絡設備			新	
		所内通信連絡設備(放送			設	
		設備 (スピーカ)) **4				
第2加工棟	試験開発設備	{8083-3}	試験開発設備	1 台	lytof-	
第2-1作業支		試験開発設備	試験設備ベース		撤去	
接室		試験設備ベース※2				
	1 本地でも米が再分	可における施設名称と設	- 上辺にむける協型を私	たのなけ	· :	当該施設の設丁認への

<sup>(1)</sup> 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

<sup>(2) ※</sup>の注釈は以下を示す。

- %n: 当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。
- (※): 5. 工事の方法の c 、 d にて示す。

表リー建一1 発電機・ポンプ棟 仕様

			- 建 - 1 発電機・ボン	lear hale				
		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平	成30年3月28日付け)				
			発電機・ポンプ棟					
			所内通信連絡設備					
韵	可との対応	11 mm 1 m	自動火災報知設備					
		施設名称	消火器					
			避難通路					
			非常用照明					
			誘導灯					
			(本体)	(付属設備)				
			{1007}	{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備				
			発電機・ポンプ棟	(放送設備(スピーカ))				
建	物•構築物名	称又は設備・機器名称	_	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備				
1~	機器名	777人以服 7成的石小		(感知器)				
	ржин-П			{8010-7}消火設備 消火器				
				{8035-2}緊急設備 避難通路				
				{8038-5}緊急設備 非常用照明				
				{8038-6} 緊急設備 誘導灯				
建	物・構築物の	区分	本体、付属設備	COLUMN WALLA				
			(本体) 改造					
			新規制基準に適合させるが	ために、発電機・ポンプ棟に以下の改造を行う。				
			また、発電機・ポンプ棟の各部位の仕様を別表リー建一1-4に、各部位					
			の位置を図リー建一1-14	4に、改造工事完了後の発電機・ポンプ棟の安				
			全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)を図リー建一1-15に					
			示す。					
			①エキスパンションジョイントの拡幅 (仕様を別表リー建一1-1に示					
			す。)					
変	更内容		発電機棟とポンプ棟の地上部が、地震時に相互に波及的影響を及ぼさ					
			ない構造とするため、A通	19/3-4 通り間の南面の壁にある既設の 25 mm				
			のエキスパンションジョイントを『こ』【に拡幅する。					
			②外部扉の改造(1) (仕様を別	表リー建-1-2に示す。)				
			F1 竜巻による損傷の防」	上対策として、外部扉を F1 竜巻対策扉に改造				
			する。また、発電機棟西側	別に追加で設置する避難用扉も同様に F1 竜巻				
			対策扉とする。	ー Total Control Of Propriet II 电台				
	T. I.T. = 4		(付属設備) 付属設備につい	ては、表リー他-1に示す。				
	置場所		発電機・ポンプ棟(発電機・	ポンプ棟の位置を図リー1-1-1に示す。)				
員数	文 		(建物)1 (付属設備の員	数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)				
	型式		鉄筋コンクリート造、平屋建	T				
<u> </u>			(付属設備の型式は、技術基	準に基づく仕様欄に示す。)				
般	主要な構造を	才	(建物) 別表リー建一1-1	~別表リー建-1-4				
仕			(建物) 別表リー建一1-1~別表リー建一1-4 (建物) 1					
様	寸法(単位:	mm)	建築面積:約 110 ㎡ (発電機					
			延べ床面積:約99 ㎡ (発電機	幾棟:約62 m <sup>2</sup> 、ポンプ棟:約37 m <sup>2</sup> )				
			地下ピットの一部を、{801:	2}消火設備 屋内消火栓及び {8012-2}消火設				
	その他の構成	文機器 /	備 屋外消火栓の消火栓水槽	費として使用する。消火栓水槽としての仕様				
			は、その他の加工施設 表リ	一他一2に取りまとめる				
	その他の性能	3		——————————————————————————————————————				
	核燃料物質の	)状態		_				

	12.7	- 建一1 発電機・ボンフ棟 仕様
	核燃料物質の臨界防止	_
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	「5.1-B1   発電機・ポンプ棟 (本体) の基礎構造は直接基礎 (発電機棟: 布基礎、ポンプ棟: べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤に設ける。また、直接基礎の支持層は、N値 10 以上の決積層である大阪層群とする。
	地震による損傷の防止	用電源設備 No.1 非常用発電機の仕様を表リー設ー2-1に示す。 [6.1-B1] 発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで構造的に別構造とし、発電機棟を第2類、ポンプ棟を第3類(10)とする。 発電機・ポンプ棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。 位置、構造、寸法、材料を別表リー建-1-1、別表リー建-1-3、図リー建-1-5及び図リー建-1-6に示す。  〇一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。(2)

	表リー	-建-1 発電機・ポンプ棟  仕様
技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を 行い、発電機・ポンプ棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割 り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。 <sup>(3)</sup> [6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、発電機・ポンプ棟にボルト等で固定する。 ・{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) ・{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) ・{8038-5}緊急設備 非常用照明 ・{8038-6}緊急設備 誘導灯
	海池) > 上 7 + 1- / 1- / 1- / 1- / 1- / 1- / 1- / 1-	発電機棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、発電機棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、発電機棟と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。
	津波による損傷の防止	(竜巻)
		[8.1-B2] 発電機・ポンプ棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。また、局部評価として、発電機・ポンプ棟の外壁、屋根は単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回り、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。F1 竜巻防護境界の扉は、F1 竜巻対策扉とする。発電機・ポンプ棟本体における位置、構造、寸法、材料を別表リー建ー1-2、別表リー建-1-3、図リー建-1-7~図リー建-1-10及び図リー建-1-16~図リー建-1-18に示す。
	外部からの衝撃による損傷の防止	(落雷) —(5) (極低温 (凍結)) — (火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。 (積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。
		(生物学的事象) 一 <sup>(6)</sup> (航空機落下) 一 <sup>(7)</sup> (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落 下火災)) 一 (電磁的障害) 一

## 表リー建一1 発電機・ポンプ棟 仕様

	1	- 建一1 発電機・ホンノ㈱ 仕様 
技術	外部からの衝撃による損傷の防 止	(交通事故(自動車)) —
基準	加工施設への人の不法な侵入等の防止	_
に	閉じ込めの機能	_
· に基づく仕様	火災等による損傷の防止	一 [11.1-F1] 発電機・ポンプ棟には、以下の消火設備を設置する。   {8010-7) 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第   六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対   象物の各部分から歩行距離 20 m以下となるよう配置する。   {8010-7) 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第 2 項第二号に基づ   き、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができ   る屋外に設置する。消火器格納箱に格納する、転倒防止策を講じて配置する。   ○設備の員数 ({8010-7) 消火設備 消火器)   ・ABC 粉末消火器 10 型:4 本   ({8001) 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含   む。)   {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条第 4 項第   四号に準拠して、屋外に設置する。   {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは   本加工施設内に 2 台配置する。   {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リー他 - 3 に示す。   [11.1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、(8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備   (感知器)を設置する。   発電機・ポンプ棟の警戒区域は、建物全体を一つとして設定する。   ○設備の員数 ({8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備   (愛知器)   ・熟感知器 (スポット型):8 台   なお、感知器は第 2 加工棟の   {8009-11   大災感知設備   自動火災報知設備   自動火災報知設備   (受信機) に接続する。   火災感知設備   自動火災報知設備   自動火災報知設備   の系統図を図リー他 - 1   2 (4) に示す。   (111.3-B1)   発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物   (耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防   止する。改造等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃材料   は難燃性材料とする。   発電機・ポンプ棟に使用する材料を別表リー建ー 1 - 1 ~ 別表リー建ー   1 - 3 に示す。   発電機・ポンプ棟に使用する材料を別表リー建ー 1 - 1 ~ 別表リー建ー   1 - 3 に示す。

	<b></b>	- 建一1 発電機・ホンノ保 11.1家
技術基準に基づく仕		[11.3-B2] 発電機・ポンプ棟は延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画を設けないことから、建物全体を1つの火災区域として設定する(II)。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。 火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。 火災区画の仕様 〇火災区画DG/P ・対象部材 区画境界壁、特定防火設備(防火戸)
様	火災等による損傷の防止	区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2 時間) 特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5 mm 以上(扉両面):1 時間 発電機・ポンプ棟の火災区画を図リー建-1-13(1)に示す。
		電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-F2] {8038-5} 緊急設備 非常用照明、{8038-6} 緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 {8038-5} 緊急設備 非常用照明、{8038-6} 緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リー他-3に、配線用遮断器の結線図を図リー他-11(7)に示す。
	加工施設内における溢水による 損傷の防止	_
	15 (例 V ) が ) 正	[13.1-F1] 発電機・ポンプ棟には、容易に識別できる {8035-2} 緊急設備 避難通路を設置する。 {8035-2} 緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。 {8035-2} 緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には {8038-5} 緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には {8038-6} 緊急設備 誘導灯を設置する。
	安全避難通路等	<ul><li>○設備の員数(緊急設備)</li><li>・{8038-5} 緊急設備 非常用照明: 3 台</li><li>・{8038-6} 緊急設備 誘導灯: 3 台</li></ul>
		{8035-2} 緊急設備 避難通路、{8038-5} 緊急設備 非常用照明及び {8038-6} 緊急設備 誘導灯の配置図を、図リー他-3に示す。
		[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リー他-5に示す。

### 表リー建一1 発電機・ポンプ棟 仕様

		一注一1 光电機・ホンノ保 仏塚
技術基準に		[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法 施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)を設け、第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知 設備(受信機)にて、火災を検知した場合に警報を発する。
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
	WANTED A CONTROL OF THE PARTY O	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減(遮蔽評価における実効線量約9.7×10-2 mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。
	遮蔽	○発電機・ポンプ棟の遮蔽機能 ・遮蔽能力を有する壁の位置、構造、寸法、材料を別表リー建一1-3及び図リー建一1-19に示す。 ・壁の厚さは、図リー建一1-19に示す設計確認値以上。 ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上。
	₩ <b>/</b> = -11./#	[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により 放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
	換気設備	
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備える第2加工棟の {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) は、第4次申請にて申請済み。)

技術基準に基づく仕様

{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備える第2加工棟の{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) から給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても警戒可能とする。({8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) は、第4次申請にて申請済み。)

{8038-5} 緊急設備 非常用照明、{8038-6} 緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

#### [24.2-F2]

{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続した第 2 加工棟の{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。

{8038-5} 緊急設備 非常用照明、{8038-6} 緊急設備 誘導灯は、{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

電源に係る結線図を図リー他-11(7)に、非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11(1)に、所内通信連絡設備の系統図を図リー他-12(1)に、自動火災報知設備の系統図を図リー他-12(4)に示す。

### 以上を次表に示す。

(○:該当、一:該当なし)

	( )	/ · 咚 曰 、	<u>・ 10 コ '                                 </u>
設備・機器名称	バッテリを	非常用電源	設備からの
機器名	備える	設備に接続	給電で動作
{8007-12}			
通信連絡設備		0	
所内通信連絡設備(放送設備(アン			
プ)) *1			
{8007-15}			
通信連絡設備	_	_	0
所内通信連絡設備(放送設備(スピ			_
<u>ーカ))</u>			
[8009-11]			
火災感知設備	0	0	_
自動火災報知設備(受信機)*2			
[{8009-8}]			
火災感知設備	_	_	)
自動火災報知設備(感知器) {8038-5}			
{8038-5}  緊急設備			
衆心政備   非常用照明			
( <b>7</b> 年 市 川 県 明 年 市 川 県 明 日 年 市 川 県 明 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
(8038-0)   緊急設備			_
務心以			
₩2 <del>11</del> / 1			

\*1: 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) は第2加工棟に設置する。

\*2:自動火災報知設備(受信機)は第2加工棟に設置する。

### 非常用電源設備

技術基準に基づく仕様	通信連絡設備	[25.1-F1] 発電機・ポンプ棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))を設置し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に接続し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に接続し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。 {8007-10}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に付属するマイクによる、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。 マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)、保安棟に設置する。マイクの配置を図リー他-10(1)に示す。 PHS アンテナに付属する所内携帯電話機 (PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる(9)。 {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))の配置を図リー他-3に、系統図を図リー他-12(1)に示す。 ○設備の員数 (通信連絡設備)・{8007-15}所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)):1台 [25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リー他-6に、配置
		を図リー他-10(2)に示す。   [99-B1]
その	D他許可で求める仕様	積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図リー建一1-12に示す。
添作	<b></b>	図リー $1-1-1$ ~ 図リー建ー $1-1$ 9、図リー他 $-3$ 、図リー他 $-1$ 0、図リー他 $-1$ 1 (1)、図リー他 $-1$ 1 (7)、図リー他 $-1$ 2 (1)、図リー他 $-1$ 2 (2)、図リー他 $-1$ 2 (4)
(1)	発雷機・ポンプ棟の音巻対策とし	て、留め具、枠、扉の一式を F1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更

- (1) 発電機・ポンプ棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式をF1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更 許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.25 (発電機棟)、1.0 (ポンプ棟) を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.25 (発電機棟)、1.0 (ポンプ棟) を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 Co を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 Ds と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 Fes を乗じて求める必要保有水平耐力 Qun に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海抜約 48 mにあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 高さが GL+6.6 m であることから建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (6) 発電機・ポンプ棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。 発電機・ポンプ棟は気体廃棄設備がないため、発電機・ポンプ棟の付属設備は生物学的事象の影響を受ける おそれはない。

- (7) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が10<sup>-7</sup>(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (8) 粉末消火器の必要能力単位 2 となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は 12 となる。 (非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む。)
- (9) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、近隣の第1 廃棄物貯蔵棟 に設置する。
- (10) ポンプ棟については、第2類の地震力を作用させても発電機棟に波及的影響を与えないことを確認したうえで、第3類として設計する。
- (11)発電機・ポンプ棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はなく、使用電圧が高い (600 V を超える) ケーブルを使用する設備はない。

別表リー建一1-1 発電機・ポンプ棟の改造の仕様(発電機棟とポンプ棟の構造的離隔)

改造項目	部位	材料	対応図
エキスパンションジョイントの拡幅(発電機棟とポンプ棟の構造的離隔)	発電機棟とポンプ棟間の外壁 A 通り/3-4 通り間		図リー建一1-5 図リー建一1-6

別表リー建一1-2 発電機・ポンプ棟の改造の仕様(外部扉の改造)

改造項目		 位置	断面	(単位:mm) 使	用材料	員数	対応図
7,02,00		鋼製の外部扉-発電機 室 扉番号:95				14	図リー建一1-7 図リー建一1-8 図リー建一1-9
		鋼製の外部扉-コンプレッサ室 扉番号:96			: : :	12	図リー建一1-10(1) 図リー建一1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-9
	発電				8 8 8	4	図リー建一1-10(2) 図リー建一1-7 図リー建一1-8 図リー建一1-9
外部扉の改造	機棟	     鋼製扉-発電機棟西側外	# 			2	図リー建一1-10(4) 図リー建一1-11
		壁 扉番号:98				1	
	ポ	鋼製の外部扉-ポンプ室 扉番号:97				2	図リー建一1-7 図リー建一1-8
	ンプ棟		■ ■ ■			10	図リー建一1-9 図リー建一1-10 (3)
			<u> </u>		<u>i</u>		

## 別表リー建一1-3 発電機・ポンプ棟(既設) 材料一覧

	ath with one of the transfer of the stands o
	基の礎:発電機棟一直接基礎(布基礎)
建	ポンプ棟—直接基礎(べた基礎) 地上部:鉄筋コンクリート造
	地上部:鉄筋コンクリート這 床 : 鉄筋コンクリート造、土間コンクリート
物	株 : 鉄筋コンクリート造、工间コンクリート 壁 : 鉄筋コンクリート造
	型 ・
	①基礎・基礎ばり
	コンクリート: $Fc = N/mm^2$
	鉄筋: •
	②柱、大ばり(鉄筋コンクリート造部分)
	鉄筋: <b>-</b>
	コンクリート:Fc = N/mm²
	③小ばり(鉄筋コンクリート部分)
	3E116 ·■
主要な構造材等	コンクリート: $Fc = \mathbb{I} \mathbb{I} \mathbb{N}/mm^2$
なし	④床(鉄筋コンクリート床スラブ)
構造	鉄筋:
提	コンクリート:Fc = N/mm² ⑤床(1階土間コンクリート部分)
等	鉄筋 !
展	コンクリート: Fc = N/mm <sup>2</sup>
(既設材料)	⑥壁(鉄筋コンクリート)
材	鉄筋:
	鉄筋:■ コンクリート: Fc = ■ N/mm <sup>2</sup>
	気乾単位容積質量 ┛┛g/cm³
	⑦屋根スラブ (鉄筋コンクリート)
	鉄筋:
	コンクリート:Fc = N/mm²
	⑧ガラリ アルミニウム
	9 梯子
	鋼製
主	①基礎・基礎ばり: 図リー建-1-16(1)、図リー建-1-18(1)
主要な構造材	②柱、大ばり (鉄筋コンクリート造部分): 図リー建-1-18 (2)、図リー建-1-18 (3)
な     構	③小ばり (鉄筋コンクリート造部分): 図リー建-1-18 (3)
造	④床(鉄筋コンクリート床スラブ): 図リー建-1-18(5)
材	⑤床(1階土間コンクリート部分): 図リー建-1-18(5)
寸	⑥壁 (鉄筋コンクリート): 図リー建一1-18 (4)
法	⑦屋根スラブ (鉄筋コンクリート): 図リー建-1-16 (2)、図リー建-1-18 (5)
14	

# 別表リー建-1-4 (1/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
		外壁 1-1	発電機室と屋外 (B 通り/1-2 通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	造壁	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図リー建-1-15(1) 図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(1)	工事 なし 改造
		外壁 1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リー建一1-14(1)参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:96)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図リー建-1-15(1) 図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(2)	工事 なし 改造
		外壁 1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:97) ガラリ (AG-4)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備) アルミニウム		図リー建-1-7 (1) 図リー建-1-8 図リー建-1-7 (3) 図リー建-1-7	工事 なし 改造 工事
	外壁・外部扉	外壁 1-4	ポンプ室と屋外 (5 通り/A-B 通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リー建一1-15(1)	エ エ 事 な し
1階		外壁 1-5	ポンプ室と屋外 (A 通り/4-5 通り間) 図リー建ー1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15 (1)	工事 なし
		外壁 1-6	クーリングタワー置場 (A 通り/3-4 通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋コンクリート		図リー建-1-15(1) 図リー建-1-6	改造
		外壁 1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		外壁 1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15 (1)	工事なし
		外壁 1-9	発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	造壁	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図リー建-1-15(1) 図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(4)	工事 なし 改造
		外壁 1-10	コンプレッサ室と屋外 (3 通り/A-B 通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15 (1)	工事なし
		外壁 1-11	ポンプ室と屋外 (4通り/A-B通り間) 図リー建一1-14(1) 参照	造壁	鉄筋 コンクリート アルミニウム		図リー建-1-15 (1) 図リー建-1-7	工事 なし 工事
	外壁	1 外壁 R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A_B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-15(2)	なし 工事 なし
R 階	外部扉	1 外壁 R-2	発電機棟屋上 (3 通り / A_B <sup>(1)</sup> -B 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-15 (2)	工事なし

# 別表リー建-1-4 (2/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
		外壁 R-3	発電機棟屋上 (3 通り/A-A_B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-4	ポンプ棟屋上 (4 通り/A-A_B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建ー1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-5	クーリングタワー置場 (A 通り/3-4 通り間) 図リー建ー1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2) 図リー建-1-6	改造
		外壁 R-6	発電機棟屋上 (A 通り/1-3 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-15 (2)	工事なし
	外壁	外壁 R-7	発電機棟屋上 (B 通り / 2_3 <sup>(1)</sup> -3 通り間) 図リー建一 1 - 1 4 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
R 階	外部扉	外壁 R-8	発電機棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-15(2)	工事なし
		外壁 R-10	ポンプ棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-11	ポンプ棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15 (2)	工事なし
		外壁R-	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リー建一1-14(2) 参照	ガラリ (AG-1) ガラリ (AG-2)	アルミニウムアルミニウム		図リー建-1-7 図リー建-1-7	工事 なし 工事
	-	-12 内壁	図リー建一1-14(1) 参照				図リー建一1-15(1)	- なし 工事 なし
1	内壁・	1-1		<b>但至</b>	1000 F			14 U
階	内部扉	内壁 1-2	図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		S1-1	図リー建-1-14(3) 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	Ī	図リー建一1-14(3)	工事なし
		S1-2	図リー建一1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-14(3)	工事
		Sı	図リー建一1-14(3) 参照	<ul><li>床スラブ</li><li>鉄筋コンクリート</li></ul>			図リー建一1-14(3)	工事
1 階	床	-3 S1	図リー建一1-14(3) 参照	床スラブ 鉄筋コンクリート	コンクリート 鉄筋		図リー建一1-14(3)	なし 工事
		1-4		床スラブ	コンクリート			なし
		S1-5	図リー建一1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-14(3)	工事 なし
		S1-6	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-14(3)	工事
<u></u>		O)		<b>ル</b> ヘノノ	コングリート	<u> </u>		なし

別表リー建一1-4 (3/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
		S1-7	図リー建一1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-14(3)	工事なし
1  階	床	<u> </u>	図リー建一1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート			図リー建一1-14(3)	
階		S1-8	因リー建一1-14(3) 参照	床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建一1-14(3)	工事なし
		SR	図リー建一1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	•	図リー建一1-14(4)	工事
	床	?−1		床スラブ	コンクリート			なし
$ _{R}$		SR	図リー建一1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	, ,	図リー建一1-14(4)	工事
階		<del>\-2</del>		屋根スラブ	コンクリート	:		なし
	屋	SR	図リー建一1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	•	図リー建一1-14(4)	工事
	根	<u>-</u> 3		屋根スラブ	コンクリート	; ;		なし
P	1	SR	図リー建一1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート	鉄筋		図リー建一1-14(4)	工事
R 階		?-4		屋根スラブ	コンクリート	•		なし
		P-	図リー建一1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	; ;	図リー建一1-15(1)	工事
		<u>-</u>		造壁	コンクリート	! :		なし
		P.	図リー建一1-14(1)参照	鉄筋コンクリート	鉄筋		図リー建一1-15 (1)	工事
		-2		造壁	コンクリート	:		なし
		Þ	図リー建-1-14(1)参照	鉄筋コンクリート	鉄筋		図リー建一1-15(1)	工事
	ピッ	ယ်		造壁	コンクリート	; ;		なし
地	ト壁	P	図リー建-1-14(1)参照	鉄筋コンクリート	鉄筋		図リー建一1-15(1)	工事
下ピ	室	-4		造壁	コンクリート	•		なし
リツト		P-	図リー建一1-14(1)参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	; ;	図リー建一1-15 (1)	工事
'		2		造壁	コンクリート			なし
		Þ	図リー建-1-14(1)参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	į	図リー建一1-15(1)	工事
		-6		造壁	コンクリート	<u> </u>		なし
	۲°		図リー建一1-14(3)参照	鉄筋コンクリート	鉄筋	[	図リー建一1-14(3)	工事
	ット	S1-		床スラブ	コンクリート	,		なし
	床	9				! :		
	1	1						1

<sup>(2)</sup> 安全機能のない部位のため、「一」とする。

## 表リー建一2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 仕様

許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
施設名称	遮蔽壁 No. 2
高称又は設備・機器名称	[1009]
THE PART OF THE PA	遮蔽壁
	遮蔽壁 No. 2
り区分	本体
	変更なし
	第1-3貯蔵棟 北側屋外(遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の位置を図リー1-1
	-1に示す。)
	1基
	自立型
<b></b>	別表リー建一2-1に示す。
Z:mm)	ı
<b></b>	
 ±能	_
 〔の状態	_
<b>賃の臨界防止</b>	_
	[5. 1-B1]
と有する施設の地盤	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 を十分に支持することができるN値 10 以上の洪積層である大阪層群に地盤改良 (ラップルコンクリート) を介して設置する。  ○地盤支持 ・支持方法 地盤改良 (ラップルコンクリート ・支持方法 地盤改良 (ラップルコンクリート ・支持深さ 約 GL-2 m (地盤改良部下端) ・基礎構造 直接基礎  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の支持地盤の土質柱状図を図リー建-2-1に
5損傷の防止	示す。 [6.1-B1]
5損傷の防止	
の衝撃による損傷の防	(竜巻) [8.1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁No.2は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻(F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る。また、F1 竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。 (落雷) (極低温(凍結)) (火山活動(降下火砕物)) (積雪)

## 表リー建一2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 仕様

能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 材料及び構造 搬送設備  核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等  放射線管理施設 廃棄施設 を燃料物質等による汚染の防止  [22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ効線量約9.7×10² mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。  進蔽  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ mm 以上(図リー建ー2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上			建一乙 遮敝堂 遮敝堂 No. 2   任禄
商			(生物学的事象)
	- 1		
(外部水災(森林水災、近隣工場等の水災、近隣工場等の爆発、航空下火災))			(原本が大学で)
は、			(加全機洛下)
外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災、経棒火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空下火災) (電磁的障事) (交通事故) 加工施設への人の不法な侵入等の防止 関じ込めの機能 (共災等による損傷の防止 ) 加工施設内における溢水による援係の防止 (変通事故) 加工施設内における溢水による援係の防止 (変元を経性材料(飲筋、コンクリート)とする。使用する材料を別表リー建ー2-2に示す。 (14.1-B1) 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及学等に乗し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、温度、J腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を全するよう設置する。 (14.2-B1) 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安定を建立設備 (14.2-B1) 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安定を建立設備 (14.2-B1) 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験がびに当該安定を建立設備 (14.2-B1) 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験がびに当該安定を建立設備 (14.2-B1) 当該施設の安全機能を確認するの対験登上に設定を提出して、近接線を対して、近接線を対して、近接線を対して、近接線が対策でよる汚染の防止 (22.1-B1) 財産施設には最大計蔵能力に見合うカランが、保管廃棄施設には最常度に記されて、近接線が異されて見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線を対象の発量を非価し、周辺監視区破境界における検量がよった。利益を設定に対象を対して、対策を表して、直接線が最高に対し、関連を対し、関連を対し、関連を対し、関連を対して、直接線が最高に対し、関連を対し、関連を対し、関連を対し、関連を対して、直接線が最高に対し、関連を対し、対し、関連を対し、関連を対し、関連を対し、関連を対し、対し、関連を対し、対し、関連を対し、関連を対し、対し、関連を対し、対し、関連を対し、対し、関連を対し、対し、関連を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対			
下火災))	#:		   (外部ル巛 (杰林ル巛 )近隣工担笠のル巛 )近隣工担笠の爆撃 航空機構
(交通事故) 加工施設への人の不法な侵入等 の防止 閉じ込めの機能  大災等による損傷の防止  虚蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の 定める不燃性材料 (飲務、コンクリート) とする。 使用する材料を別表リー建ー2 - 2 に示す。  加工施設内における溢水による 損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及 準等で準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、J 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を するよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造  ・ 投送料物質の貯蔵施設 ・ 空機を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  対料及び構造 ・ 投燃料物質の貯蔵施設 ・ 空機を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  「22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最 管定業能力・見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線 スカイシャイン線の線量を割他し、周辺監視医療場におらばる縁量が 最も完に定める終量限度年間1 nSv より十分に低減 (建酸評価におけ) 効務量約9.7×10² mSv/年)できるような建物の壁屋に等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1 - 1 - 1 に示す。 ・ 選挙と ご 加以上 (図リー建ー2 - 3) ・ コンクリートの気乾単位容積質量		部からの衝撃による損傷の防	
(全磁的障害)	I [		
様 (電磁的障害)  (交通事故)  加工施設への人の不法な侵入等  の防止  別じ込めの機能  [11,3-B1] 遊散壁 遊離壁 80、2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。 使用する材料を別表り一建一2 - 2 に示す。  相傷の防止 安全避難通路等  [14,1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、原食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。 [14,2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  「数熱設力の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  「数熱設力の安全機能を可必要認識等  「変素施設 長然料物質の貯蔵施設 整理政備等  「変素施設 - 2 の財務等理施設 - 2 の財務等理施設には最大貯蔵能力に見合うかランが、保管廃棄施設には最常済を発力オイシャイン線の銀費を評価し、周辺監視区域境界の位置を図リー1 - 1 - 1 に示す。			
加工施設への人の不法な侵入等			(電磁的障害)
加工施設への人の不法な侵入等 の防止 閉じ込めの機能  [11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の 定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。 使用する材料を別表リー建ー2-2に示す。  加工施設内における溢水による 損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及 準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、別 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を するよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [本の事務を検験を表現している。 「本の事務を表現している。 「本の事務を表現している。「本の事を表現している。「本の事を表現している。「本の事を表現している。「本の事			_
加工施設への人の不法な侵入等 の防止 閉じ込めの機能  [11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の 定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。 使用する材料を別表リー建ー2-2に示す。  加工施設内における溢水による 損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及 準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、別 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を するよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [本の事務を検験を表現している。 「本の事務を表現している。 「本の事務を表現している。「本の事を表現している。「本の事を表現している。「本の事を表現している。「本の事			
加工施設への人の不法な侵入等 の防止  ア災等による損傷の防止  (11.3-B1]  遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の 定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。 使用する材料を別表リー建ー2 - 2 に示す。  加工施設内における溢水による 損傷の防止  安全避難通路等  (14.1-B1)  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及 準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 腐食性条期気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を するよう設置する。  (14.2-B1)  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安定を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造  理透設備  技燃料物質の貯蔵施設  警報設備等  放射線管理施設  原棄施設  「22.1-B1]  貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うカランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合うが射性固体廃棄物が存在するものとして、直接網 スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が 気が解析的質等による汚染の防止  (22.1-B1)  財蔵施設には最大貯蔵能力に見合うカランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合うが射性固体廃棄物が存在するものとして、直接網 スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が 気を発し、同辺監視区域境界における線量が 気を変更とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-11に示す。  ②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ 1 mm 以上 (図リー建ー2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 1 2 以上			(交通事故)
の防止 関じ込めの機能  「11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート)とする。使用する材料を別表リー建一2 - 2 に示す。 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等  「14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び診計基準事故時に想定される温度、湿度、原食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。 「14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 が科及び構造 機送設備 技燃料物質の貯蔵施設 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――			(2)
(11.3-B1]			_
大災等による損傷の防止 遮蔽壁 恋磁壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。使用する材料を別表リー建一2 ー 2 に示す。  加工施設内における溢水による損傷の防止	_		
度蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。使用する材料を別表リー建ー2-2に示す。  加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、月腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 機送設備 一般契約機 一般契約備 一般終料物質の貯蔵施設 一等整約機等 一数射線管理施設 一整整設備等 一数射線管理施設 一整整設備等 一数射線管理施設 上等施設には最大貯蔵能力に見合うカランが、保管廃棄施設には最常産産施設による汚染の防止 [22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うカランが、保管廃棄施設には最常産産産の経過を評価し、周辺監視区域境界における線量が、効線量約9.7×10°mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。  ②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能・壁厚さ 1 mm 以上 (図リー建ー2-3)・コンクリートの気乾単位容積質量 1 mm 以上 (図リー・1 mm 以上	閉讠	じ込めの機能	_
定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。 使用する材料を別表リー建一2-2に示す。 加工施設内における溢水による 損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及 準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、児腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を するよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 材料及び構造 機送設備 技燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 座棄施設 整整設備等 放射線管理施設 医薬施設 [22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接網及力シャイン線の線量を引し、周辺監視区域境界における線量が異量が示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減(遮蔽評価におけ効線量約9.7×10²mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1ー1ー1に示す。  ②遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の遮蔽機能 ・壁厚さ … mu以上(図リー建ー2ー3)。コンクリートの気乾単位容積質量 … 以上			
度形する材料を別表リー建一2-2に示す。  使用する材料を別表リー建ー2-2に示す。  加工施設内における溢水による 損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、原食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 搬送設備 「一 技燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 「一 放射線管理施設 を棄能の設定は最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接網スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が異生いことのは、場合におけ対線量約9.7×10°mSv/年)できるような建物の壁厚き等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1-11に示す。  連籤  ②遮蔽壁 遮蔽壁 No.2の遮蔽機能 ・壁厚さ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	火约	災等による損傷の防止	
加工施設内における溢水による 損傷の防止 安全避難通路等  [14.1-BI] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及 準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、J 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を するよう設置する。  [14.2-BI] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 機送設備 を整全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  「放射線管理施設 整報設備等 一度棄施設 一度棄施設 「に定しる方放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線 スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が 量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減(遮蔽評価におけ 効線量約9,7×10°mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1ー1に示す。  ②遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の遮蔽機能 ・壁厚き 1 mm 以上(図リー建ー2-3)。コンクリートの気乾単位容積質量 1.1.1 以上			
損傷の防止 安全避難通路等	+117	〒 按急に由 )マルいよう ※ に )マ とっ	使用する材料を別表リー建一2-2に示す。
安全避難通路等  [14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、J腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造機器製備等かり一個で変更を関係を理解した。  「教然料物質の貯蔵施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施設 一般教育管理施设度 一個人工作,但是自己的人工作,但是是是是一个人工作,是是是是一个人工作,是是是是一个人工作,是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是			_
[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、J 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造機送設備 「一大核燃料物質の貯蔵施設を発化を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 「技燃料物質の貯蔵施設を発展を開発を表現した。」 「22.1-B1] 「貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接網スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が量告示に定める線量限度年間 1ms より十分に成域 (遮蔽評価におけ 効線量約 9.7×10² ms√年)できるような建物の壁厚さ等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。  進蔵・連蔵壁を遊覧を図リー1-1-1に示す。  「連蔵壁を遊覧を図リー2-3)。コンクリートの気乾単位容積質量 1.1.1以上			
設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、湿度、原食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。  [14.2-B1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。    材料及び構造	<u> </u>	土	
#等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、湿度、原食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造			
腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能をするよう設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 搬送設備 一 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 一 放射線管理施設 廃棄施設			
安全機能を有する施設  「14.2-B1]  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造 搬送設備  「技燃料物質の貯蔵施設  「整報設備等  「大変を変施設  「大変を変が、 「大変を表現である。」  「大変を表現である。  「大きないのである。  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。  「大変を表現である。)  「大変を表現である。 「大変を表現である。)  「大変を表現である。)  「大変を表現である。 「大変を表現である。)  「大変を表現である。 「大変を表現でする。 「大変を表現である。 「大変を表現である。 「大変を表現である。 「大変を表現でする。 「大変を表現でする。 「大			
[14.2-B1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  材料及び構造     機送設備	安全	安全機能を有する施設	
当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。   材料及び構造			, <u> </u>
能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。   材料及び構造			[14. 2-B1]
材料及び構造			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
<ul> <li>搬送設備</li> <li>複燃料物質の貯蔵施設</li> <li>整報設備等</li> <li>放射線管理施設</li> <li>皮薬施設</li> <li>核燃料物質等による汚染の防止</li> <li>[22.1-B1]</li> <li>貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ効線量約9.7×10² mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。</li> <li>遮蔽壁 遮蔽壁 No.2の遮蔽機能・壁厚さ</li></ul>			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
技燃料物質の貯蔵施設			_
<ul> <li>警報設備等</li></ul>			_
放射線管理施設 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――			<del>-</del>
廃棄施設			<del>-</del>
技燃料物質等による汚染の防止			_
[22.1-B1]  貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ効線量約9.7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1−1−1に示す。  遮蔽  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ 面 mm 以上(図リー建−2−3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上  [22.2-B1]	10 1	1	_
貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最 管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線 スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が 量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ 効線量約9.7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。 遮蔽 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の遮蔽機能 ・壁厚さ 面 mm 以上(図リー建-2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上	核燃	MAT 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ効線量約9.7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。  遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の遮蔽機能 ・壁厚さ ・			
スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が 量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ 効線量約 9. 7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ 面 mm 以上(図リー建-2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上			
量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減(遮蔽評価におけ 効線量約 9. 7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1−1−1に示す。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ			
効線量約9.7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2の遮蔽機能 ・壁厚さ mm 以上(図リー建-2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上			
<ul> <li>- 選択区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。</li> <li>○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能</li> <li>- 壁厚さ</li></ul>			
遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ ■ mm 以上(図リー建-2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上 [22. 2-B1]			
<ul> <li>○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能</li> <li>・壁厚さ mm 以上(図リー建-2-3)</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量</li> <li>以上</li> </ul>	遮蔽	<b></b>	/ a / c mm / g につかり マ   I に ( )
・壁厚さ mm 以上 (図リー建-2-3) ・コンクリートの気乾単位容積質量 以上 [22.2-B1]	710.		○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能
・コンクリートの気乾単位容積質量 以上 [22.2-B1]			
[22. 2-B1]			
管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において 辟に上れる			[22. 2–B1]
			管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁により放射線
業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。			業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
換気設備 — —			
非常用電源設備 — — —	非常	常用電源設備	<u> </u>

### 表リー建一2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様

通信連絡設備	
その他許可で求める仕様	_
添付図	図リー1-1-1、図リー建-2-1~図リー建-2-3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 と一般道路との位置関係を図ト-W1建-19に示す。

別表リー建一2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2の構造

項目	主要部材	断面等(単位:mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リー建一 2 - 2 図リー建一 2 - 3
壁	鉄筋コンクリート		図リー建一2-3

別表リー建一2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
+ +	壁	鉄筋コンクリート
構造材	基礎	鉄筋コンクリート

# 表リー建一3 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 仕様

許可	「との対応	F1 * Pm * 11 117	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
施設名称			遮蔽壁 No. 3
建物・構築物名称又は設備・機器名称		(	{1010}
機器名		1-1-1-2-1-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	遊蔽壁
			遮蔽壁 No. 3
	・構築物の		本体
変更	[内容		変更なし ************************************
設置	是場所		第1-3 貯蔵棟 北側屋外(遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の位置を図リー1-1 -1に示す。)
員数	ζ		1基
, ,,,,	型式		自立型
	主要な構造	<b>造材</b>	別表リー建一3-1に示す。
般	寸法(単位	江: mm)	
仕	その他の権	<b></b>	_
様	その他の性	生能	_
	核燃料物質	質の状態	_
	核燃料物質	質の臨界防止	—
技	12 (7/10) 1 1 1 7 2		[5. 1-B1]
遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の基礎構造は直接基礎 (べた基礎 び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じ 力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 を十とができる N値 10 以上の洪積層である大阪層群に地盤改 ンクリート)を介して設置する。  ( 安全機能を有する施設の地盤 ・支持方法 地盤改良 (ラップルコンクリート ・ ・ 支持方法 地盤改良 (ラップルコンクリート ・ ・ ・ 支持方法 地盤改良 (ラップルコンクリート ・ ・ ・ ・ 支持方法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		<ul> <li>○地盤支持</li> <li>・支持方法 地盤改良 (ラップルコンクリート■ を介して、N値 10 以上の洪積層(砂層)に直接基礎で支持させる。</li> <li>・支持深さ 約 GL-2 m (地盤改良部下端)</li> </ul>	
	地震によ	る損傷の防止	遮蔽壁 遮蔽壁 No.3の支持地盤の土質柱状図を図リー建一2-1に示す。 [6.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3の耐震重要度分類は第1類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準
			による許容応力度を許容限界とする。 <sup>(1)</sup> 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の構造を別表リー建一 3 — 1 に示す。
	津油によ	 る損傷の防止	
		の衝撃による損傷の防	(竜巻) [8.1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁No.3は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻(F1、最大風速49 m/s) による風圧力を上回る。また、F1 竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。 (落雷) (極低温(凍結))
			(火山活動(降下火砕物)) 一 (積雪) 一

## 表リー建一3 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 仕様

	<b>五</b>	是 5 巡航星 巡航星 10.5
		(生物学的事象)
技術		
基		(航空機落下)
準		——————————————————————————————————————
12		
基	  外部からの衝撃による損傷の防	(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落
づ	止	下火災))
<		
仕様		(声でならしませい)
休		(電磁的障害) 
		(交通事故)
		(2)
	加工施設への人の不法な侵入等	
	の防止	
	閉じ込めの機能	
		[11.3-B1] - 海森映 海森映 N。2 の主西台集生初は海線甘油社第三名第4 日の三で
	火災等による損傷の防止	遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で 定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)とする。
		使用する材料を別表リー建一3-2に示す。
	加工施設内における溢水による	20/11/ 0/11/10/12/2/ NE 0 21-11// 6
	損傷の防止	_
	安全避難通路等	_
		[14. 1-B1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準に対象が表現しています。
		準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	安全機能を有する施設	するよう設置する。
	X TIMES II / SAEM	) 50 / WE / 50
		[14. 2-B1]
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	Libibli 77 - 19 Maria	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造 搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
		[22. 1-B1]
		貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保
		管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及び
		スカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減(遮蔽評価における実
		国音小に足める棘重限度年間1 mSv より十分に低減 (遮敝評価における美) 効線量約9.7×10 <sup>-2</sup> mSv/年) できるような建物の壁厚さ等とする。
		周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。
	遮蔽	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の遮蔽機能
		・壁厚さ 💶 🕽 📠 以上(図リー建一2-3)
		・コンクリートの気乾単位容積質量
		[22. 2-B1]
		[22.2-BI] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁により放射線
		業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
	換気設備	——————————————————————————————————————
	非常用電源設備	

### 表リー建一3 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 仕様

通信連絡設備	
その他許可で求める仕様	_
添付図	図リー1-1-1、図リー建-2-1~図リー建-2-3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 と一般道路との位置関係を図ト-W1建-19に示す。

別表リー建一3-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3の構造

-# D		Mr The AVIII	
項目	主要部材	断面等(単位:mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リー建一2-2 図リー建-2-3
壁	鉄筋コンクリート		図リー建一2-3

別表リー建一3-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
+#\/t-\++	壁	鉄筋コンクリート
構造材	基礎	鉄筋コンクリート

# 追第3次 表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様

	t) ell-	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	「との対応	施設名称	遮蔽壁 No. 1
			{1008}
建物	<ul><li>構築物名</li></ul>	<b>3</b> 称	遮蔽壁
			遮蔽壁 No. 1
建物	<ul><li>構築物の</li></ul>	区分	本体
変更	内容		変更なし
設置	場所		第1加工棟 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
員数	[		1 基
1	型式		自立型
— [	主要な構造	材	別表リー2-1-2に示す。
般	寸法(単位	f : mm)	
仕「	その他の構	f成機器	_
様「	その他の性	能	_
ī	核燃料物質	の状態	_
Ī	核燃料物質	の臨界防止	_
技			[5. 1-B1]
術			遮蔽壁 遮蔽壁 No.1は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐
基			震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎
準			の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。
に			
基			<ul><li>・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤(人工盛士)に直</li></ul>
づ			接支持させる。
	安全機能を	すする施設の地盤	・基礎構造 直接基礎
仕			・地盤の許容応力度
様			L
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書(平成 30 年 3 月 28
			日付け原規規発第 1803284 号)に示すように、液状化のおそれがなく、
			耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮
L			蔽壁 遮蔽壁 No.1を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
			[6. 1-B1]
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第1類 (割増係数 1.5) とし、
1	地震による	損傷の防止	耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度
			が、短期許容応力度を超えない設計。
L			遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の構造を別表リー2-1-1に示す。
		損傷の防止	_
	外部からの	衝撃による損傷の防止	(1)
		の人の不法な侵入等の	
_	防止		
Ц	閉じ込めの	機能	_
			[11. 3-B1]
	火災等によ	る損傷の防止	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三
	ハントサルム	○ 124 1501 × 2 15.1 TT	で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。
L			使用する材料を別表リー2-1-2に示す。
		における溢水による損	_
	傷の防止		
2	安全避難通	路等	_
			[14. 1-B1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び
2	安全機能を	有する施設	基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、
			圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機
			能を発揮することができる設計。

追第3次 表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様(続き)

技術基	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
準	材料及び構造	_
に	搬送設備	_
基	核燃料物質の貯蔵施設	_
づ	警報設備等	_
<	放射線管理施設	_
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書 (平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSv より十分に低減 (遮蔽評価における実効線量約9.7×10⁻² mSv/年)できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ−2−1−53)  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
<u></u>	通信連絡設備	_
	)他許可で求める仕様	_
添作	<b>丁</b> 図	$  y - 2 - 1 - 1 \sim   y - 2 - 1 - 2  $

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基づく試験を行い確認。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

# 追第3次 表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	「との対応	施設名称	遮蔽壁 No. 4
カ西東スプロヤボ		旭联石杯	(1011)
2 計 州宏	<ul><li>構築物名</li></ul>	⊅ 16⁄r	遮蔽壁
建核	7 1件余初4		遮蔽壁 No. 4
建物・構築物の区分		カダ分	本体
	<u> </u>	76月	変更なし
多 艾	[17]谷		<b>多</b>
設置	場所		35 1 /JH1/1
員数	r		1 基
	<u></u> 型式		自立型
H	<u>エス</u> 主要な構造	 告 <i>林</i>	別表リー2-2-2に示す。
-	寸法(単位		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	その他の権		
	その他の性		_
L	核燃料物質		_
		翼の観界防止 質の臨界防止	<u>_</u>
技	4久然31年10月	員 ♥ / 四回 クト 炒 / ユ .	[5. 1-B1]
術			13.1 B1
基			虚敝壁
準			辰重安茂ガ頬に応じて昇足する地展ガが下用した場合においても、室堤   の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。
に			2015地圧が地盤の計台心力及を超んない改訂。
基			   ・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤(人工盛土)に直
座づ			・ 文付の伝   一方な文付任能で有する表層地盤(八工盤工)に直接支持させる
	<b>字</b> 全继能者	と有する施設の地盤	・基礎構造 直接基礎
仕	女 土 放 肥 る	【有りる地政の地盤	・地盤の許容応力度
様			・地盤の計谷心刀及・
128			<b>'</b>
			   遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書(平成 30 年 3 月 28
		日付け原規規発第 1803284 号)に示すように、液状化のおそれがなく、	
		耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮	
			蔽壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
-			放生   地放生   10.4 を   力に欠所することが くさる地盤に取りる政計。   [6.1-B1]
			じ. 1 B1     遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の耐震重要度分類を第1類 (割増係数 1. 5) とし、
	抽雲にトス	る損傷の防止	耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度
	地域による	7.1612000001117	前、短期許容応力度を超えない設計。
			遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の構造を別表リー2-2-1に示す。
	津油にトス	 る損傷の防止	
. F		の衝撃による損傷の防止	(1)
l ⊦		への人の不法な侵入等の	
	防止	いの人の小仏な反人寺の	_
	<u>- 別出</u> 閉じ込め <i>0</i>		_
	MICKING	21/Ad6	[11. 3-B1]
			[11.5-b1]   遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三
	火災等によ	<b>よる損傷の防止</b>	ご厳な
			使用する材料を別表リー2-2-2に示す。
	加丁烯設成	りにおける溢水による損	12/11 / 3/14年 C 1930 / 2 2 2 4 C 1 V 7 6
	加工旭政ド 傷の防止	11~4017.の価少による13	_
ŀ	安全避難追		_
}	女 土地	프셔 각	[14. 1-B1]
			[14.1-b1]   設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び
	安全機能を有する施設		設計、製作、工事及の検査に当たっては、国内伝規に基づく規格及の  基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、
	<b>火土/</b> 成肥?	1.1月 7 の心以	
			注力、腐良性分曲丸、放射線等の主ての環境栄性において、その女主機   能を発揮することができる設計。
			比で元尹ナダーにがくさな以可。

追第3次 表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様(続き)

技術基準	安全機能を有する施設 材料及び構造	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
1 '		_
に	搬送設備	_
基	核燃料物質の貯蔵施設	_
づ	警報設備等	_
<	放射線管理施設	_
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書 (平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1mSvより十分に低減 <u>(遮蔽評価における実効線量約9.7×10-2mSv/年)</u> できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	)他許可で求める仕様	_
添作	<b></b>	$\square $

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に基づく試験を行い確認。

<u>先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。</u>

追第3次 表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
  許同	可との対応		防護壁 No. 1
	, , , ,	施設名称	防護壁 No. 2
			{1012}
建物	め・構築物名	<b>名称</b>	防護壁
			防護壁 No. 1 <sup>(1)</sup>
建物	勿・構築物♡	り区分	本体
  変す	更内容		新設(竜巻対策のために第1加工棟北側に新設する。)(別表リー3-1
			-1に示す構造とする。)
_	置場所		第1加工棟 北側屋外
員数			1 基
	型式		自立型、コンクリート充填扉付き
般	主要な構造	<b></b>	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉
仕			別表リー3-1-2に示す。   <b>L</b>
様			西壁
	寸法(単位	<u>/</u> :mm)	東壁
			コンクリート充填扉
	その他の構	<b></b>	_
	その他の性	注能	_
	核燃料物質		_
	核燃料物質	質の臨界防止	_
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤		「5.1-B1   防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。     支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値 30 以上の洪積層である大阪層群(泉南累層)とする設計。     ・支持方法 N値 30 以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭基礎で支持させる     ・杭材料    ・杭先端深さ (12)    ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	地震による損傷の防止		[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む)の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
	津波による	る損傷の防止	(2)
	外部から <i>0</i>	)衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許 可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号) に示すよう に設計竜巻(F1、最大風速49m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、 設計竜巻に伴う飛来物(プレハブ) による損傷が生じない設計。

# 追第3次 表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様(続き)

	- 3 - 1 -  刃喪笙  刃喪笙 NO.1 - 江稼(桃さ) 
技術基準に基づく仕様	<ul> <li>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む)を新設・位置 配置を図リー3-1-1に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表リー3-1-1に示す。</li> <li>(落雷)         —<sup>(3)</sup></li> <li>(極低温)         —<sup>(4)</sup></li> </ul>
外部からの衝撃による損傷の防止	(降下火砕物) —(5) (積雪) —(6) (生物学的事象) —(7) (航空機落下)
	(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。(9) (電磁的障害) (電磁的障害)
加工施設への人の不法な侵入等の防止	_
閉じ込めの機能	_
火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 防護壁 No.1の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料(鉄筋、コンクリート)を使用する設計。 使用する材料を別表リー3-1-2に示す。
加工施設内における溢水による損 傷の防止	_
安全避難通路等	_

#### 追第3次 表リー3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様(続き)

技術基準に基づく仕ば	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	
様	材料及び構造	_	
	搬送設備	_	
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止		
	遮蔽	加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1mSvより十分に低減(遮蔽評価における実効線量約9.7×10 <sup>-2</sup> mSv/年)できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)  ○防護壁防護壁No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)・壁厚さ: 以上・壁長さ ・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての・	
	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備		
その	D他許可で求める仕様	[99-B4] 防護壁 No.1 は F3 風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。	
添作	<b>十</b> 図	$ \  \   \  \   \  \   \  \   \  \   \  \ $	
	MT工事業変更許可申請書に示していた防護辟 No.1 防護辟 No.9 は基礎を共有する構築物とすることとしたた		

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No.1、防護壁 No.2 は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No.1 として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No.1 は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48 mにあり、基準津波の最大遡上高さ6 mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項 第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要な い。
- (4) 防護壁 防護壁 No.1 は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1 に屋根はないため、火山活動 (降下火砕物) の影響を受けるおそれはない。

- (6) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。
- (7) 防護壁 防護壁 No.1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が10<sup>-7</sup>(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No.1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図 $\sim 2-1-5$  5 に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

表リー設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

<i>⇒/</i> -	可との対応 許可番号 (日付)	1 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 仕様 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
許可との対応 施設名称		非常用電源設備	
設備・機器名称 機器名		{8001}	
		非常用電源設備 No. 1	
		非常用発電機	
変	更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。)	
設	置場所	発電機・ポンプ棟 発電機室	
員		1台	
	型式	ディーゼル式	
_	主要な構造材		
般		本表(別表1)に示す。	
仕	寸法 (単位:mm)	概略寸法:(本体)	
様		(重油タンク部 <u>・</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	その他の構成機器	重油タンク部、自動起動制御装置(1)、非常用発電機選択切替器(1)、起動が	
		電源、発電機盤、ケーブル	
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW)	
		電圧(周波数): 【 (60 Hz)	
		燃料油: A 重油 (390 L)	
	核燃料物質の状態	_	
<del></del>	核燃料物質の臨界防止	_	
技		[5. 1-F1]	
術		[8001] 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機の基礎構造は建物とは独立	
基		した直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加え	
準		て、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても	
Z		設備を十分に支持することができる地盤に設ける。	
甚		これ、フィング・ラグ・アクロの一般に成りる。	
づ	安全機能を有する施設の地盤	・支持方法 N値 10 以上の洪積層(砂質土層) と直接其機でませる	
<		・支持方法 N値 10以上の洪積層(砂質土層)に直接基礎で支持させる。	
±			
羡			
.		・支持層深さ 約 GL-1.85 m N値 30	
		・基礎図 図リー設-2-1	
		重油タンク部は安全機能を有する施設を十分に支持することができる	
		□地盤に設置された発電機・ポンプ棟の土間コンクリートに設置し、※雪	
ŀ		機・ホンプ棟の壁面に固定する。	
		[6. 1–F1]	
		耐震重要度分類を第2類とする。	
		○基礎	
		常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力	
		が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。	
		一ついる。、 全域では11円/0万及を埋んない。	
		○非常用発電機	
		強度部材を本表(別表1)に示す。	
		アンカーボルトでベースを基礎に固定する。	
		Land Land Land Land Land Land Land Land	
;	地震による損傷の防止	取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。	
		!	
		○重油タンク部	
		強度部材を本表(別表1)に示す。	
		アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。	
		床面の既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボル	
		下に引抜力を生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。	
		・床面:	
1		・壁面:	
		•	

# 表リー設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

	<b></b>	
技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<ul> <li>○自動起動制御装置 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</li> <li>○非常用発電機選択切替器 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</li> <li>○起動用電源 強度部材を本表(別表1)に示す。</li> </ul>
		アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。  〇発電機盤 強度部材を本表(別表 1)に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-1に示す。
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	
	閉じ込めの機能	[10.1-F4] 停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、 それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表 1 )に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	_
	安全避難通路等	_
		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
	安全機能を有する施設	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		[14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、 並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働 させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
	材料及び構造	_

表リー設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

	the set one tile	
	搬送設備	_
技	核燃料物質の貯蔵施設	_
術基準	警報設備等	[18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、 停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
に	放射線管理施設	一
基		_
強づ	廃棄施設	
1	核燃料物質等による汚染の防止	_
Ι.	遮蔽	_
1	換気設備	_
仕様	非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台 ({8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び {8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機)を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、図リー他-11 (1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。 負荷設備の系統図を図リー他-11 (1)、配線用遮断器結線図を図リー他-11 (2) ~ (8)に示す。 非常用電源設備 No. 1 に接続する設備・機器を表リー設-2-1 (別表3)に示す。
	通信連絡設備	_
20	の他許可で求める仕様	_
添	寸図	図リー2、図リー設ー2-1、図リー他-11(1)~図リー他-11(8)

<sup>(1)</sup>自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器は、{8003}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機と共用する。 自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器に関する機器の構成と仕様を表リー設-2-1に示す。

表リー設-2-1 (別表1) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 💆 N/mm² 以上
強度部材	柱(重油タンク部)	鋼 •
	はり (重油タンク部)	鋼
	ベース(非常用発電機)	鋼
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	取付ボルト(非常用発電機)	鋼 ■
	接合ボルト (重油タンク部)	鋼 📗
	アンカーボルト(非常用発電機)	郵
	アンカーボルト (重油タンク部)	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	アンカーボルト(自動起動制御装	<b>圖</b>
	置)	<u> </u>
	アンカーボルト(非常用発電機選	鋼
	択切替器)	
	アンカーボルト (起動用電源)	鋼
	アンカーボルト (発電機盤)	鋼
	非常用発電機本体	金属製
	重油タンク部	金属製
	自動起動制御装置	金属製
	非常用発電機選択切替器	金属製
	起動用電源	金属製
	発電機盤	金属製

\* ■ ■ 以上の強度を有する材料

表リー設-2-1 (別表2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機

重油タンク部 耐震補強の項目

		110072-01110-0-1
補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設トラスの撤去	トラス(	
はりの追加	はり(	
	接合ボルト	
	アンカーボルト(	ī
既設アンカーボルトナットの撤去 *	アンカーボルトナット	

\* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、既設アンカーボルトのナットを全て撤去する。

#### 表リー設-2-1 (別表3) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器

設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
ハンドフットクロスモニタ* <sup>1</sup>	0	_
ダストモニタ (排気用モニタ) -	0	_
ダストモニタ (換気用モニタ) 	0	_
放射線監視盤(ダストモニタ)	0	_
ガンマ線エリアモニタ 検出器* <sup>5</sup>	0	_
放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 一	0	_
モニタリングポスト* <sup>8</sup> —	0	_

#### 表リー設-2-1 (別表3) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器

	該当、一:該当なし)
非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
0	_
0	_
_	0
0	_
0	_
0	_
0	_
0	_
0	_
0	_
0	
0	
0	
0	_
0	_
_	0
0	_
0	_
0	_
0	_
0	_
	非常用電源改備に対象

<sup>\*1</sup> 放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置する3台が非常用電源設備と接続する。

<sup>\*2</sup> 第3次設工認申請設備を含む

<sup>\*3</sup> 第4次設工認申請設備を含む

<sup>\*4</sup> 緊急設備 感震計は、関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しなくてもよい設備であるが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。

<sup>\*5</sup> 後半申請設備を含む

表リー設-2-2 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 仕様

***	許可番号(日付)	- 2 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 仕様 原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応	施設名称	非常用電源設備
=n./± +k.00 b	11-	{8003}
設備・機器名称 機器名		非常用電源設備 No. 2
		非常用発電機
変更内容		変更なし
設置場所		屋外
員数		1台
型式		ディーゼル式
主要な構	造材	本表 (別表1) に示す。
寸法 (単	位: mm)	概略寸法:(本体)
般その他の	構成機器	(重油タンク部) 重油タンク部、起動用電源、発電機盤、自動起動制御装置 <sup>(1)</sup> 、非常用発電機選択切替器 <sup>(1)</sup> 、カバー、ケーブル
仕 様 その他のf	生能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数): (60 Hz)
		電圧 ()同次数): ■ (60 Hz)   燃料油:A 重油 (390 L)
核燃料物質	質の状態	MM11144 ・A 里相(990 L)
	質の臨界防止	_
支	- MH 21 1/4 4Tz	[5. 1-F1]
が基準で表づく 大士美 安全機能を	と有する施設の地盤	[8003] 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機及び重油タンク部の基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンク部の基礎は個別に設ける。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎(べた基礎)・支持層深さ 約 GL-0.3 m・基礎図 図リー設-2-2
地震による	損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震 力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトでベースを屋外に設置した基礎に固定する。  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。  ○重油タンク部 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  ○本語のよりに示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。

## 表リー設-2-2 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 仕様

スケー改一 Z ー Z ー 升 市 川 电	11.依
○発電機盤(制御ユニット)	
技 取付ボルトでベースに固定する。	_
術	<u> </u>
基 ○発電機盤(主回路ユニット)	
に 取付ボルトでベースに固定する。 基	<b></b>
<b>\frac{1}{3}</b>	<del>-</del>
非常用電源設備 No. 2 非常用発電機の	設備外観及び本体基礎図を図り
仕   一設-2-2に示す。	
様 津波による損傷の防止 ―	
(竜巻)	
[8.1-F3]	II. N. Electrical and a state of the state o
屋外に設置する {8003} 非常用電源設備	
に対して非常用発電機及び重油タンク部 クリート基礎にアンカーボルトにより固	
クラートを焼にアンガーがアトにより回	足 9 る。
○非常用発電機	
4	<u> </u>
○重油タンク部	<b>-</b> .
4	<del>-</del>
(落雷)	
(極低温(凍結))	
[8.1–F2]	
屋外に設置する {8003} 非常用電源設備	
冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液 非常用発電機に関しては、不凍液の混合	
冷却水の保温を行うため、大阪管区気象	
外部からの衝撃による損傷の防止 体気温-7.5 ℃でも作動する。	a least Carried Chorcas
(火山活動(降下火砕物))	
(積雪)	
(慎重)	
(生物学的事象)	
(41,441/11,441,774)	
(航空機落下)	
(外部火災(森林火災、近隣工場等の火	災、近隣工場等の爆発、航空機
落下火災))	
(電磁的障害)	
(交通事故(自動車))	
(交通事故(自動車))	
(交通事故(自動車)) 一 加工施設への人の不法な侵入等の 防止	

# 表リー設-2-2 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 仕様

旧の1-F4		表リー設ーと一と	护吊用电你取哺 NO. 2 - 护吊用光电极
11.3 F1  設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。   11.3 F2	I - I	閉じ込めの機能	停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持す
様 像の防止 安全避難通路等  [14.1-円1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常的及び設計基準事故時に想定される温度、淺度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を確全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.4-F1] 第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに大災等の警報設備。通信連絡設備、非常用限用及び誘導すを移储させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。  材料及び構造機定設置  「18.2-F1] 警報設備等 「18.2-F1] 警報設備等 「18.2-F1] 事常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2 台(3801)非常用電源設備 (24.1-F1) 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2 台(5801)非常用電源設備 (80.1 非常用発電機及び (8003)非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.1 非常用発電機及び (8003)非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.1 非常用発電機及び (8003)非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.1 非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.3 非常用電源設備 (80.2 非常用電源設備 (80.4 非常用電源設備 (80.4 非常用電源設備 (80.4 非常用電源設備 (80.5 非常用電源設備 (80.6 非常用電源設備 (80.5 非常用電源設備 (80.6 非常用電源設置 (80.6 非常用電源設備 (80.6 非常用電源設度 (80.6 非常用電源設備 (80.6 非常用電源 (80.6 非常用電源 (80.6 非常用配限 (80.6 非常用 (80.6 非常用配限 (80.6 非常用 (80.6 非常用配限 (80.6 非常用配限 (80.6 非常用 (80.6 非常用 (80.6 非常理 (80.6 非常用 (80.6 非常用 (80.6 非常用 (80.6 非常用 (80.6 非常用 (80.6 非常用 (80.6 非常理 (80.6	基準に基づく	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、 それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2]
(14.1-F1) 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常等及で設計基準事故時に想定される温度、温度、 圧力、腐食性等別な、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健康とは維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び跨導すを解動させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。  材料及び構造 一般			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
[14.1-F1]   設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及で設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。   [14.2-F1]   当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。   [14.4-F1]   第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照男及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。   材料及び構造	   		_
設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及で設計基準事故時に想定される温度、選度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1]     当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1]      第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。  材料及び構造		安全避難通路等	_
安全機能を有する施設  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を終働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。  材料及び構造 機送設備  技燃料物質の貯蔵施設  [18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。  技燃料物質等による汚染の防止 連液 模気設備  [24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台(縁001)非常用電源設備 80.1 非常用発電機及び(8003)非常用電源設備 80.2 非常用発電機)を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影非常用電源設備がらの配線は一方の非常用電源設備の放障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 80.1 非常用発電機及び非常用電源設備の必算の維持に必要な局所排気設備、数財線監視設備、近びに火災等の警報との維持に必要な局所排気設備、数財線監視設備、近びに火災等の警報との維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、近びに火災等の警報と個が通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を移働させる電気容量を考慮			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機
第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。 材料及び構造 機送設備 一 核燃料物質の貯蔵施設		安全機能を有する施設	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
療送設備 核燃料物質の貯蔵施設  [18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備  [24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台 ({8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用電源設備 No. 2 非常用電源設備 の 立 を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 No. 2 非常用電源設備 ない。 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 の 故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、図リー他 - 1 1 (1) に示すとおり、第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮			第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、 並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働
技燃料物質の貯蔵施設		材料及び構造	_
18.2-F1   非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。   放射線管理施設		搬送設備	_
警報設備等		核燃料物質の貯蔵施設	_
廃棄施設   一		警報設備等	非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、
技燃料物質等による汚染の防止		放射線管理施設	_
遮蔽 - 換気設備 [24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台 ({8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機)を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。 非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リー他-11 (1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮		廃棄施設	_
遮蔽 - 換気設備 [24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台 ({8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機)を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。 非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リー他-11 (1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮		核燃料物質等による汚染の防止	_
換気設備		B 111111111111111111111111111111111111	_
非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台 ({8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機)を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 No. 2 非常用発電機は、図リー他-11(1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮			_
の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮			非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台({8001}非常用電源設備No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備No.2 非常用発電機)を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。 非常用電源設備No.1 非常用発電機及び非常用電源設備No.2 非常用
			発電機は、図リー他-11(1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧 の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設 備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮

表リー設-2-2 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 仕様

技術基	非常用電源設備	負荷設備の系統図を図リー他-11(1)、配線用遮断器結線図を図リー他-11(2)~(8)に示す。
産準に	<u>が市の地域が</u>	非常用電源設備 No. 2 に接続する設備・機器を表リー設一 2 - 2 (別表 2) に示す。
基づく仕様	通信連絡設備	_
その	)他許可で求める仕様	_
添布	<b></b>	図リー2、図リー設ー2ー2、図リー他ー11 (1) $\sim$ 図リー他ー11 (8)

<sup>(1)</sup> 自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器は、{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機と共用する。自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器に関する機器の構成と仕様を表リー設ー2-1に示す。

表リー設-2-2 (別表1) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 N/mm² 以上
強度部材	柱(重油タンク部)	鋼 •
	はり (重油タンク部)	鋼 .
	ベース(非常用発電機)	銅
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	取付ボルト(非常用発電機)	鋼
	取付ボルト (カバー)	ステンレス鋼
	取付ボルト (発電機盤)	鋼 [
	アンカーボルト(非常用発電機)	ステンレス鋼
	アンカーボルト(重油タンク部)	ステンレス鋼 💶 💶 📑
	非常用発電機本体	金属製
	重油タンク部	金属製
	カバー	金属製
	発電機盤	金属製
	起動用電源	金属製

<sup>\*1</sup> 以上の強度を有する材料 \*2 以上の強度を有する材料

# 表リー設-2-2 (別表2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

	(0:	該当、一:該当なし)
設備・機器名称 <u>機</u> 器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
ハンドフットクロスモニタ* <sup>1</sup>	0	_
ダストモニタ (排気用モニタ) 	0	_
ダストモニタ (換気用モニタ) 	0	_
放射線監視盤(ダストモニタ)	0	_
ガンマ線エリアモニタ 検出器* <sup>5</sup>	0	_
放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	0	_
モニタリングポスト* <sup>8</sup> —	0	_
放射線監視盤 (モニタリングポスト) *3 	0	_
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))*2*3	0	_
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))*2*3*5	_	0
緊急設備 非常用照明*2*3*5	0	_
緊急設備 誘導灯* <sup>2*3*5</sup>	0	_
緊急設備 感震計**	0	_
気体廃棄設備 No. 2 系統 2(局所排気系統) No. 2 排風機	0	_
気体廃棄設備 No. 2 系統 3(局所排気系統) No. 3 排風機	0	
気体廃棄設備 No. 2 系統 3(局所排気系統) No. 4 排風機	0	_
気体廃棄設備 No. 2 系統 4(局所排気系統) No. 5 排風機	0	_
気体廃棄設備 No. 2 系統 4(局所排気系統) No. 6 排風機	0	_
気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機(305-F)	0	_
気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) 排風機(306-F)	0	_
気体廃棄設備 №.1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)	0	_
火災報知設備 自動火災報知設備(受信機)*2*3	0	_
火災報知設備 自動火災報知設備(感知器)*2*3*5	_	0
消火設備 屋内消火栓 (消火栓ポンプ) 消火設備 屋外消火栓 (消火栓ポンプ)	0	_
警報集中表示盤	0	_
連続焼結炉 No. 1 (温度記録計*5)	0	_

### 表リー設-2-2 (別表2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
連続焼結炉 No. 2-1(温度記録計)	0	_
焼却設備 焼却炉(温度表示器)	0	_

- \*1 放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置 する3台が非常用電源設備と接続する。
- \*2 第3次設工認申請設備を含む
- \*3 第4次設工認申請設備を含む
- \*4 緊急設備 感震計は、関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しなくてもよい設備であるが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。
- \*5 後半申請設備を含む

表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)		
許可	丁との対応	施設名称	非常用電源設備		
		NR 10 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11	{8005}		
設備・機器名称		<b></b>	非常用電源設備A		
機器名			非常用発電機		
恋耳	変更内容の変更なし				
-	置場所		屋外		
員数			1台		
54.8	型式		ディーゼル式		
	主要な構造		本表(別表1)に示す。		
			概略寸法:(本体) 4		
	寸法(単位:mm)		(重油タンク部)		
般	その他の構成機器		重油タンク部、起動用電源、発電機盤、カバー、ケーブル		
仕			発電機出力: 300 kVA (240 kW)		
様	その他のセ	生能	電圧(周波数): (60 Hz)		
	,_ ,	, <b>,_</b>	燃料油:A 重油 (390 L)		
	核燃料物質	質の状態	_		
		質の臨界防止	_		
			[5. 1-F1]		
技			[8005] 非常用電源設備A 非常用発電機及び重油タンク部の基礎構造		
術			は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、		
基			耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設		
準			備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油		
に			タンク部の基礎は個別に設ける。		
基づ	安全機能を	を有する施設の地盤			
	)	・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認し			
<u>ا</u> کا			た表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直		
仕			接支持させる。		
様			・基礎構造 直接基礎 (べた基礎)		
			・支持層深さ 約 GL-0.3 m		
			<ul><li>・基礎図</li><li>図リー設-2-3</li></ul>		
			[6. 1-F1]		
			耐震重要度分類を第2類とする。		
			○基礎		
			常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震		
			力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。		
			○非常用発電機		
			強度部材を本表(別表1)に示す。		
			アンカーボルトでベースを屋外に設置した基礎に固定する。		
			1		
	地震による	る損傷の防止	取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。		
			i		
			L'		
			○重油タンク部		
			強度部材を本表(別表1)に示す。		
			アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。		
			L'		
			○カバー		
			取付ボルトでベースに固定する。		
			<u> </u>		

## 表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技		○発電機盤(制御ユニット) 取付ボルトでベースに固定する。
術		L
基準		○発電機盤(主回路ユニット)
単に	地震による損傷の防止	り
基づ		·
つく仕		非常用電源設備A 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-3に示す。
	津波による損傷の防止	<u> </u>
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する (8005) 非常用電源設備 A 非常用発電機は、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンク部が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。  ○非常用発電機  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	防止	
	閉じ込めの機能	_

# 表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技術基準に基	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、 それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表 1 )に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
づ	加工施設内における溢水による損	——————————————————————————————————————
<	傷の防止	
仕	安全避難通路等	_
様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能なはなどがはない。
	材料及び構造	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	- [18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、 停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
	放射線管理施設	一
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	_
1 1	遮蔽	
	換気設備	
l	1 <del>火</del> 火収 胂	
	非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、 停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 負荷設備の系統図を図リー他-11(9)、配線用遮断器結線図を図リー他-11(10)、図リー他-11(11)に示す。
		非常用電源設備Aに接続する設備・機器を表リー設-2-3 (別表2) に示す。
_	通信連絡設備	_
その	他許可で求める仕様	_
添付	図	図リー2、図リー設-2-3、図リー他-11 (9) ~図リー他-11 (11)

表リー設-2-3 (別表1) 非常用電源設備A 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 🚾 🗝 N/mm² 以上
強度部材	柱(重油タンク部)	鋼
	はり (重油タンク部)	鋼 •
	ベース(非常用発電機)	鋼
ウランを取り扱う部位	_	
その他	取付ボルト (非常用発電機)	鋼 •
	取付ボルト (カバー)	ステンレス鋼 📲 🚛 📗
	取付ボルト (発電機盤)	鋼 (
	アンカーボルト(非常用発電機)	ステンレス鋼
	アンカーボルト(重油タンク部)	ステンレス鋼
	非常用発電機本体	金属製
	重油タンク部	金属製
	カバー	金属製
	発電機盤	金属製
	起動用電源	金属製

<sup>\*1</sup> 以上の強度を有する材料 \*2 以上の強度を有する材料

#### 表リー設-2-3 (別表2) 非常用電源設備A 非常用発電機 非常用電源設備Aに接続する設備・機器

	( ) ,	
設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
気象観測装置 —	0	_
通信連絡設備 所內通信連絡設備(電話交換機)	0	_
通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))* <sup>1*2</sup>	_	0
通信連絡設備 所內通信連絡設備(固定電話機)*2	_	0
通信連絡設備 所外通信連絡設備	○*³	_

- \*1 第3次設工認申請設備を含む
- \*2 第4次設工認申請設備を含む
- \*3 携帯電話、衛星携帯電話、携帯型無線(消防専用回線)、緊急時優先電話(専用電話回線)を除く

表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

			EDDERWE CORROLD (E. N. C. F. C. D. C. F. C. F. C. D. C. F.
許可	Jとの対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	, , ,,	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
記法	前・機器名和	tr.	{8013}
	1000000000000000000000000000000000000	/1,	分析設備
13	<b>党石</b> 产行		粉末取扱フード No. 1
ale a	- L -		改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更す
変り	見内容		[る。)
設置	置場所		第2加工棟 第2分析室
員数			1台
252			グローブボックス型
	主要な構造	<u> </u>	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位		概略寸法:
			似船 7 伍; <b>————————————————————————————————————</b>
	その他の権		<del>-</del>
様	その他の性		
	核燃料物質	質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
			[4. 1–F1]
技			(単一ユニットの臨界安全)
術			第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(1))を構成する。
基			
準			○単一ユニットの仕様
に			・濃縮度 5 wt%以下
基			• 質量制限
づ			質量: 0. 65 kgU235 以下 ( に持ち込むウランの総量 (分
<			析試料保管棚を除く)を管理する。)
仕			MEALINE MICH. () CEST) 2001
様	核燃料物質	質の臨界防止	[4, 2-F2]
148			(複数ユニットの臨界安全)
			「後数ユーラトの幅が女王)   第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
			配置を定める。
			○複数ユニットの仕様
			・単一ユニット間の面間距離:【
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
			[5. 1–F1]
	安全機能を	を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
		た第2加工棟の床、壁等に固定する。	
			[6. 1-F1]
	地震による	る損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
			アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による	る損傷の防止	<u> </u>
	外部からの衝撃による損傷の防止		_
		への人の不法な侵入等の	_
	防止	~ / (~ maxxxx+v)	
	12717		[10. 1-F6]
		囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ	
			込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさ
	閉じ込めの機能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が	
			業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部
			高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の何

# 表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

	次 9 一 成 5	J. J. 12 1111
技術基準に基づく		[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
\ 仕 様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウ ランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
そ	の他許可で求める仕様	_
_	付図	図リー設-1、図リー設-3-1
141/2	1.1 12-3	

表リー設-3-1 (別表1) 分析設備 粉末取扱フード No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

## 表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No.2 仕様

		(A) (R) (B)	
許可	× (/ ) × T   N	F可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
рт т	施	設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
=n./#	= +%		{8014}
	・機器名称		分析設備
饯	器名		粉末取扱フード No. 2
	* 1. <del></del> -		改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更す
変更	[内容		[3 <sub>o</sub> )
設置			第2加工棟第2分析室
員数	,.		1台
	<u></u> 型式		新型
-	<u>主ス</u> 主要な構造材	<b>.</b>	
	<u>王安な構造的</u> 寸法(単位:		本表(別表1)に示す。
			概略寸法:
134	その他の構成		_
-	その他の性能		
_	核燃料物質の	)状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
			[4. 1-F1]
技			(単一ユニットの臨界安全)
術			第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(1))を構成する。
基			
準			○単一ユニットの仕様
に			・ 濃縮度 5 wt%以下
基			<ul><li>・質量制限</li></ul>
づ			質量: 0.65 kgU235 以下( 上上上上 に持ち込むウランの総量(分
<			析試料保管棚を除く)を管理する。)
<del>/</del>			
様	核燃料物質の	臨界防止	[4. 2-F2]
1-3			(複数ユニットの臨界安全)
			- 「後数ーーフトン幅が及主) - 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
			おと 「関域において、幅が可算により核的に女主な単一ユーットの  配置を定める。
			100   100
			   ○複数ユニットの仕様
		・ 単一ユニット間の面間距離: <b></b> 以上	
			●単一ユーツト间の面间起離:
			技術)を存入を選 ーー 1 の耳葉の体材 ラン・マン エハ には 出た 標
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
-			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	- A 146 Ab 2 1	La Liberto de 10 de	[5. 1-F1]
1	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され	
-		た第2加工棟の床、壁等に固定する。	
		[6. 1-F1]	
	地震による損	傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
L		アンカーボルトで床面に固定する。	
	津波による損		_
	外部からの衝撃による損傷の防止		
[	加工施設への	人の不法な侵入等の	_
	防止		
			[10. 1-F6]
			囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ
		込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさ	
	閉じ込めの幽	能	
	閉じ込めの機	能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が
Ì	閉じ込めの機	能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が 高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作
	閉じ込めの機	能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が

# 表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No.2 仕様

	<b></b>	
技術基準に基づく		[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
7	の他許可で求める仕様	_
	付図	図リー設-1、図リー設-3-2
1,11/4	11년	H / W + 1 H / W -

表リー設-3-2 (別表1) 分析設備 粉末取扱フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	錮
	はり	鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

## 表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No.3 仕様

	表 / 成 3 -	5 分析政制 初本以及2 下 NO. 5 红棕
許元	可との対応 許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
μг	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
<b>⇒π./</b> :	<b>歩 接 四 な む</b>	{8015}
	帯・機器名称 ☆罒々	分析設備
1 17	機器名	粉末取扱フード No. 3
		改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更す
変り	更内容	3.)
設量	置場所	第2加工棟 第2分析室
員数		1台
232	型式	台型
	主要な構造材	
	主安な構造物   寸法 (単位:mm)	本表 (別表 1) に示す。 概略寸法:
		(如哈·) 法:
様	その他の構成機器	_
1末	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
		[4. 1–F1]
技		(単一ユニットの臨界安全)
術		第2-7領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。
基		
準		○単一ユニットの仕様
に		・濃縮度 5 wt%以下
基		・質量制限
づ		質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウランの総量 (分
<		析試料保管棚を除く)を管理する。)
仕		WIEWIT WEIMS PARTY & EEEE & SO
様	核燃料物質の臨界防止	[4.2-F2]
100		(複数ユニットの臨界安全)
		第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
		配置を定める。
		○複数ユニットの仕様
		・単一ユニット間の面間距離: ■ 以上
		核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
		を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		[5. 1–F1]
	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
		[6. 1-F1]
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
		アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止	_
		_
	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	
		[10. 1–F6]
		囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ
	HI IN THE OF HIGHE	込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさ
	閉じ込めの機能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が
		高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作
		業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部
		位を設置しない設備構造とする。

# 表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No.3 仕様

X) K 0	33 M BX MII 1333 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
技術基準に基づ	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
く 仕 火災等による損傷の防止 様	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
安全避難通路等	_
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	_
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	_
放射線管理施設	_
廃棄施設	_
核燃料物質等による汚染の防止	_
遮蔽	<u> </u>
換気設備	_
換気設備 非常用電源設備	
	— — —
非常用電源設備	ー ー ー ー 図リー設-1、図リー設-3-3

表リー設-3-3 (別表1) 分析設備 粉末取扱フード No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

	<b></b>	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	可との対応 施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
	•	<b>7</b>
	備・機器名称	分析設備
杉	幾器名	ドラフトチャンバ No. 1
	e. 1 . e. 5	改造(老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表(別表2)に示
変り 	更内容	す。)
設置	置場所	第2加工棟 第2分析室
員数	<b>女</b>	1台
	型式	箱型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法 (単位:mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	スクラバー <sup>(1)</sup>
様	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
		[4. 1-F1]
技		(単一ユニットの臨界安全)
術		第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。
基		0.17
準		○単一ユニットの仕様
に		・濃縮度 5 wt%以下
基づ		• 質量制限 
√ <		質量: 0.65 kgU235 以下(『 ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚̄
仕		付款枠体管側を除く)を官埋する。)
様	燃料物質の臨界防止	[4. 2-F2]
127		(複数ユニットの臨界安全)
		第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
		配置を定める。
		○複数ユニットの仕様
		・単一ユニット間の面間距離:【【【】】以上
		核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
		を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1]
		安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地電による場体の吐血	[6.1-F1]
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
	津波による損傷の防止	アンカーボルトで床面に固定する。
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	_
	NATE:	[10. 1-F7]
		10.17]   酸又はアルカリを取り扱う {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1~
	閉じ込めの機能	
		り酸とアルカリを除去する。
		7 HC 7 1 7 7 EMA 7 W

## 表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

技 術 基 準 に 基 づ く	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
仕 火災等による損傷の防止 様	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
安全避難通路等	
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	<del>-</del>
搬送設備	<del>-</del>
核燃料物質の貯蔵施設	<del>-</del>
警報設備等	_
放射線管理施設	<del>-</del>
廃棄施設	<del>-</del>
核燃料物質等による汚染の防止	_
	1
遮蔽	_
換気設備	
換気設備 非常用電源設備	
換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	— — — — —
換気設備 非常用電源設備	— — — — — —

<sup>(1) {8016}</sup> 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 で共用する。

# 表リー設-3-4 (別表1) 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	ステンレス鋼、ガラス
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	スクラバー	金属製、

# 表リー設-3-4 (別表 2) 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	1
	柱	Ţ.
	はり	1

表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 仕様

		表 J K J ( )		
許可	可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
		施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ	
設備・機器名称 機器名		尓	{8017}	
			分析設備	
			ドラフトチャンバ No. 2	
変見	変更内容		改造(老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表(別表2)に示	
⇒n.e	RTH 보다		of other lets (We only listed	
_	置場所 *			
貝多	<b>員数</b>		1台	
般	型式		箱型	
	主要な構造材		本表(別表1)に示す。	
	寸法 (単位:mm)		概略寸法:	
134	その他の構成機器		スクラバー <sup>(1)</sup>	
様	その他の性			
	核燃料物質	[の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
			[4. 1-F1]	
技術			(単一ユニットの臨界安全)	
			第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。	
基				
準			○単一ユニットの仕様	
に		・濃縮度 5 wt%以下		
基、		<ul><li>質量制限</li></ul>		
づ		質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウランの総量 (分		
<		析試料保管棚を除く)を管理する。)		
仕	核燃料物質	料物質の臨界防止		
様		[4.2-F2]		
		(複数ユニットの臨界安全)		
		第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの		
		配置を定める。		
			○ 複数ユニットの仕様 <b>******</b>	
			・単一ユニット間の面間距離:	
			技的)マウクを労 マー・1 の町里の鉄柱)マーンマン・1 ハム 無地 本席	
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度	
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され		
	女主機能で	有りる地政の地盤		
			た第2加工棟の床、壁等に固定する。 「G. 1. F.1.]	
	歩き  テトス	よる損傷の防止	[6.1-F1] 高塚電金田 南八 短さ 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	地長による	頂場の別止	耐震重要度分類を第3類とする。	
	油油にトス	損傷の防止	アンカーボルトで床面に固定する。	
			_	
		衝撃による損傷の防止 の人の不法な侵入等の	_	
		の人の个法な侵入等の	_	
	防止			
		[10.1-F7]		
	閉じ込めの	機能	酸又はアルカリを取り扱う {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1~	
			{8018}分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 からの排気は、スクラバーにより かん アルカル ないた ナカス	
			り酸とアルカリを除去する。	

#### 表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 仕様

<b></b>	
技術基準に基づく	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
仕 火災等による損傷の防止 様	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機 器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケー ブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定め る60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金 属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製 又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
安全避難通路等	_
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	_
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	_
放射線管理施設	_
廃棄施設	_
核燃料物質等による汚染の防止	_
遮蔽	_
	_
換気設備	
非常用電源設備	
非常用電源設備 通信連絡設備	
非常用電源設備	

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 で共用する。

### 表リー設-3-5 (別表1) 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	ステンレス鋼、ガラス
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	スクラバー	金属製、

### 表リー設-3-5 (別表2) 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	!
	柱 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	`
	はり • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様

	<b></b>	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	可との対応 施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
	施政石 柳	
設備・機器名称		{8018}   分析設備
枋	幾器名	
		ドラフトチャンバ No.3 改造(老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表(別表2)に示
変更内容		改造(名称に対象のため、設備を更制する。任候を本表(別表 2)に示   す。)
設置場所		第2加工棟 第2分析室
員数		1台
型式		1 P
	主要な構造材	
	士安な悟垣的 寸法(単位:mm)	本表(別表1)に示す。
		概略寸法:
様	その他の構成機器	スクラバー <sup>(1)</sup>
128	その他の性能	
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
++-		[4.1-F1]
技		(単一ユニットの臨界安全)
術		第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。
基準		014
準		○単一ユニットの仕様
に		・濃縮度 5 wt%以下
基づ		·質量制限
つ く		質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウランの総量 (分
		析試料保管棚を除く)を管理する。)
仕様	核燃料物質の臨界防止	
1≥K		[4.2-F2]   (複数ユニットの臨界安全)
		「後数ユーットの幅が女生」   第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
		別名 「関係において、幅が計算により核的に安全な単一ユーットの   配置を定める。
		   ○複数ユニットの仕様
		・単一ユニット間の面間距離: <b></b>
		十一一クト的シ田的政権・11日11日
		   核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
		を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		[5.1-F1]
	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
		[6.1-F1]
	地震による損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
		アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	加工施設への人の不法な侵入等の	_
	防止	
		[10. 1-F7]
	FF 1937 O or MAA	酸又はアルカリを取り扱う {8016}分析設備 ドラフトチャンバ No. 1~
	閉じ込めの機能	{8018}分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 からの排気は、スクラバーによ
		り酸とアルカリを除去する。
		2 HOURS 1 - 27 2 CENTER / 0/0

### 表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様

11.3-F1   設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるス	が付けた。 ・ケーに、かか。 なか。
大災等による損傷の防止	ケーニ定め
る 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用する。 属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等はな 又は難燃性プラスチック製を使用する。  [12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さ ランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。	か金
設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。	⊆/PEJ ZIX
加工施設内における溢水による損傷の防止 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備に 減電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断するを講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。	こて、
安全避難通路等	
[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、経圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その変定を機能を有する施設 能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該変能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	湿度、 ぞ全機
材料及び構造	
搬送設備	
核燃料物質の貯蔵施設	
警報設備等 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
放射線管理施設	
廃棄施設 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
核燃料物質等による汚染の防止	
<u>遮蔽</u> — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
換気設備 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
非常用電源設備	
通信連絡設備	
その他許可で求める仕様 ― ― ―	
<b> 添付図</b>	

<sup>(1) {8016}</sup> 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 で共用する。

### 表リー設-3-6 (別表1) 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	ステンレス鋼、ガラス
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	スクラバー	金属製、

### 表リー設-3-6 (別表 2) 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	<u>.</u>
	柱	
	はり	

### 表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

		数グ 取 4 I	
  許同	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	7 - 1710	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
   電空荷	崩・機器名種	尓	{8019}
	# 100mm17 8器名		燃料開発設備
12	火作1		スクラップ処理装置
			改造
変更内容			【・耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。
			【・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する】
設置場所			第2加工棟 第2開発室
員数			1 台
	型式		フード型
	主要な構造	<b>些材</b>	本表 (別表 1) に示す。
般	寸法(単位	½:mm)	概略寸法:
仕	その他の権	<b></b>	電気マッフル炉、真空オーブン、真空排気装置
様	その他の性	挂能	最大取扱量: (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン) 最高使用温度: (1)
	核燃料物質	重の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
			[4. 1-F1]
技			(単一ユニットの臨界安全)
術			第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(3))を構成する。
基			
準			○単一ユニットの仕様
に			・濃縮度 5 wt%以下
基			<ul><li>・質量制限</li><li></li></ul>
づ			質量:0.65 kgU235 以下( <b></b> に持ち込むウラン (開発試
<	核燃料物質の臨界防止		料保管棚を除く)の総量を管理する。)
仕			
様	15/2//// 1 154 %	C -> HIII ) I I I I I I	[4.2–F2]
			(複数ユニットの臨界安全)
			第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
			配置を定める。
			○複数ユニットの仕様 
			・単一ユニット間の面間距離: 以上
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度 を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
			を有する構造材を用いて設備・機器を固足する。   [5.1-F1]
	安全爆能 #	と有する施設の地盤	[5.1=r1]   安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
	女 土版配包	口 7 可吸収マン配金	女主機能を有する地域を「カに文行することがくさる地盤に改直され  た第2加工棟の床、壁等に固定する。
			[6.1-F1]
			で、「FT]   耐震重要度分類を第2類とする。
	地震による	る損傷の防止	強度部材を本表(別表1)に示す。
	- LAX 1 - ON '0	425 1004 - 5 15 4 <del>1 1 -</del>	アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による	 る損傷の防止	_
		の衝撃による損傷の防止	_
		の人の不法な侵入等の	_
	防止	and the second of the second o	
			[10. 1-F6]
			囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。
			また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影
	閉じ込めの	)機能	響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、
			透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、
			通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性
			のある部位を設置しない設備構造とする。
	•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

### 表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

技術基準に基づく		[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表 1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
仕		
様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
		[12. 1-F1]
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	材料及び構造 搬送設備	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
2.00	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
その添作	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備 他許可で求める仕様	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

表リー設-4-1 (別表1) 燃料開発設備 スクラップ処理装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼・
	はり	ステンレス鋼【東東車」
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート(難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼 •
	取付ボルト	ステンレス鋼 🚛 💮 💮 💮
	電気マッフル炉	金属製
	真空オーブン	金属製

<sup>\* ■ ■</sup> り以上の強度を有する材料

表リー設-4-1 (別表2) 燃料開発設備 スクラップ処理装置 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
フードを架台に固定	取付ボルト	

# 表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許月	許可との対応 施設名称		燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称		·	{8020}
1		外	燃料開発設備
1 19	幾器名		試料調整用フード
			改造
変見	変更内容		<ul><li></li></ul>
			・使用予定のない設備の一部を撤去し、移設する。
設體	設置場所		第2加工棟 第2開発室
員数	員数		1 台
	型式		作業台付箱型フード
	主要な構造	<b>造材</b>	本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位		概略寸法:
仕	その他の権	<b></b>	_
様	その他の性	生能	最大取扱量: ■ (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
	核燃料物質	質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
			[4.1-F1]
技			(単一ユニットの臨界安全)
術			第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(3))を構成する。
基			
準			○単一ユニットの仕様
に			・濃縮度 5 wt%以下
基。			・質量制限 
づノ			質量: 0.65 kgU235 以下 【
<			保管棚を除く)の総量を管理する。)
仕様	核燃料物質	質の臨界防止	[4. 2-F2]
128			(複数ユニットの臨界安全)
			「
			配置を定める。
			HOLE C. C. V. W.
			○複数ユニットの仕様
			・単一ユニット間の面間距離 :■ ■ ■ 以上
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
			[5. 1–F1]
	安全機能を	を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
			[6.1-F1] 副最新用度八颗大等 9 新 b 子 Z
	444年7ヶトで	る損傷の防止	耐震重要度分類を第2類とする。   強度部材を本表(別表1)に示す。
	地長による	71月1200111111111111111111111111111111111	アンカーボルトで床面に固定する。
			/ V /V   AVY   I S /IN 山 I E   II / I / I / I / I / I / I / I / I /
	津波による	 る損傷の防止	<u> </u>
		の衝撃による損傷の防止	_
		への人の不法な侵入等の	_
	防止	7 - ( IM O IX/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
			[10. 1-F6]
			囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ
			込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさ
	閉じ込めの	D機能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が
			高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作
			業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部
			位を設置しない設備構造とする。

### 表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

	(A) 以 4 2	と
技術基準に基づく仕様	<b>火災等による損傷の防止</b>	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	方 切旧直を辨し、温水による电水八火の九上を約止する。 ——
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機 能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
		能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	——————————————————————————————————————
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	<del>-</del>
	警報設備等	_
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	-
その	の他許可で求める仕様	_
添作		図リー設-1、図リー設-4-2
1401	<b>→</b>	

表リー設-4-2 (別表1) 燃料開発設備 試料調整用フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 🖣 🕶 🖜
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

# 表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

		許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)	
許可との対応		施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	
			8021}	
	青・機器名種	<b>尔</b>	燃料開発設備	
機器名			試料調整用フード No. 1	
			改造	
			(・耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。	
変す 	見内容		・火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性	
			材料に変更する。	
設置	置場所		第2加工棟 第2開発室	
員数			1台	
- (7)	型式		作業台付箱型フード	
_	主要な構造材		本表(別表1)に示す。	
	寸法(単位		概略寸法:	
I I	その他の構		センタレス研磨機、試料研磨機、試料切断機、防水パン	
様		1/7KI/2KHH	最大取扱量: [(酸化ウランペレット、	
	その他の性	‡能	酸化ウランスラッジ、金属ウラン)	
		130	保有水量:(試料研磨機) (センタレス研磨機)	
	核燃料物質		酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン	
	12/8/4711875	₹ • > 1/V 1000	[4.1-F1]	
  技			(単一ユニットの臨界安全)	
術			第2-7領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。	
基			3/2 - 18/3/27 2   (10.2 - (0)) - 2   H/A / 3	
進			○単一ユニットの仕様	
ド			・ 濃縮度 5 wt%以下	
基			<ul><li>・質量制限</li></ul>	
強づ			質量: 0. 65 kgU235 以下( <b>!</b> に持ち込むウラン(開発試料	
<	核燃料物質の臨界防止	保管棚を除く)の総量を管理する。)		
仕				
  様		[4. 2-F2]		
14			(複数ユニットの臨界安全)	
			第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの	
			配置を定める。	
			   ○複数ユニットの仕様	
			・ 単一ユニット間の面間距離 : <b></b> 以上	
			The second of th	
			   核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度	
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
			[5.1-F1]	
	安全機能を	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され	
	<i>y</i> ( <u> </u>	5 (1 / 3 / 2 l) 5	た第2加工棟の床、壁等に固定する。	
			[6.1-F1]	
			耐震重要度分類を第2類とする。	
			強度部材を本表(別表1)に示す。	
			アンカーボルトで床面に固定する。	
	ur. == >	· 10 // 12 · ·	○センタレス研磨機	
	地震による	る損傷の防止		
		○試料研磨機		
	津波による損傷の防止			
			○試料切断機	
			_	
		)衝撃による損傷の防止	_	
		への人の不法な侵入等の	_	
	防止	しんし ロロる区へ守め		
	127777		<u> </u>	

技術基準に基づく仕様		[10.1-F2] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052}緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他-1に示す。 また、建物の壁及び堰で構成された溢水防護区画 C1-1 内に設置することにより、ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止する。
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
		[10.1-F7] 粉末状のウランを含む液体と接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体の漏えいを防止する。 材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。

表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

技術基	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢 水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止 する。
準	安全避難通路等	_
に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機 能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水 検知器を設置する。
	放射線管理施設	<del>-</del>
	廃棄施設	<del>-</del>
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	<del>-</del>
	通信連絡設備	<del>-</del>
<del>-</del>	D他許可で求める仕様	_
添作	十図	図リー設-1、図リー設-4-3、図リー他-6(6)、図リー他-6(7)

### 表リー設-4-3 (別表1) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	<b>鋼</b>
	はり	錮 ■
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
	設備カバー	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼(
	試料切断機	金属製
	試料研磨機	金属製
	センタレス研磨機	金属製
	防水パン	ステンレス鋼

<sup>\*</sup> 以上の強度を有する材料

表リー設-4-3 (別表2) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
センタレス研磨機のボルト固定	取付ボルト (.	
		•

### 表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2 仕様

⇒/- つ	新可番号(目付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
計	可との対応 施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
<b>≘</b> □ /i		{8022}
	#·機命名称 幾器名	燃料開発設備
1	<b>交</b> 有产力	試料調整用フード No. 2
一変見	更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更す
		る。)
_	置場所	第2加工棟 第2開発室
員数		1台
_	型式	鋼板箱型
	主要な構造材 寸法 (単位:mm)	本表(別表1)に示す。
仕	その他の構成機器	概略寸法:
様		ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
"	その他の性能	最大取扱量 ■ (酸化ウラン粉末、酸化 ウランペレット、金属ウラン)
	   核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
	TOWNS TO BE A SALVEY	[4.1-F1]
技		(単一ユニットの臨界安全)
術		第2-7領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。
基		
準		○単一ユニットの仕様
に		・濃縮度 5 wt%以下
基		<ul><li>質量制限</li></ul>
づ		質量: 0.65 kgU235 以下 💶 🚾 🙎 に持ち込むウラン (開発試料
<		保管棚を除く)の総量を管理する。)
仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.0.70]
様		[4.2-F2]
		(複数ユニットの臨界安全)   第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
		第2 で関域において、臨外計算により核的に女生な単一ユニットの 配置を定める。
		EECKOO.
		○複数ユニットの仕様
		・単一ユニット間の面間距離
		核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
		を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		[5. 1–F1]
	安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
		[6.1-F1]   耐震重要度分類を第2類とする。
	地震による損傷の防止	
	元成による頂例 シングル	アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	_
	加工施設への人の不法な侵入等の	_
	防止	
		[10. 1-F6]
		囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。
		また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影
	閉じ込めの機能	響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、
		透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、
		通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性
		のある部位を設置しない設備構造とする。

# 表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2 仕様

技術基準に基づく		[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
仕		配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
様	火災等による損傷の防止	HEIMAN ETATING CONTROL OF THE CONTRO
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	<del>-</del>
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	<u> </u>
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	<u> </u>
	遊蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	
7 ~	通信連絡設備	
-	)他許可で求める仕様	
添布	] 🖄	図リー設 $-1$ 、図リー設 $-4-4$

表リー設-4-4 (別表1) 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 • • • • •
	はり	鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート(難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

<sup>\*</sup> 以上の強度を有する材料

表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

_		双		
許可との対応 施設名称			原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)	
		施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	
設備・機器名称		h-	{8023}	
	機器名		燃料開発設備	
			粉末取扱フード	
			改造	
-#c -3	F		<ul><li>【・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。】</li></ul>	
変り 	<b></b> 更内容		- 使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。部材変更の	
			仕様を本表(別表2)に示す。	
設電			第2加工棟 第2開発室	
員数			1台	
23.2	型式		・ローロー   作業台付箱型フード	
	主要な構造材		本表(別表1)に示す。	
	寸法(単位		概略寸法:	
仕				
  様	その他の構	<b>斯以機</b> 器		
休	その他の性能		最大取扱量: ■ (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)	
	核燃料物質	質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
			[4.1-F1]	
技			(単一ユニットの臨界安全)	
術			第2-7領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。	
基				
進			○単一ユニットの仕様	
に			・ 濃縮度 5 wt%以下	
基			• 質量制限	
並づ			質量: 0.65 kgU235 以下 【 に持ち込むウラン(開発試料	
<			保管棚を除く)の総量を管理する。)	
the late late of the first of the late of				
  様	核燃料物質	質の臨界防止	[4. 2-F2]	
11天	<b>塚</b>		(複数ユニットの臨界安全)	
			(複数ユーットの幅が女王)   第2−7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの	
			配置を定める。	
			○佐米1の仕様	
			○ 複数ユニットの仕様 <b>*** - ***</b> PL   **********************************	
			・単一ユニット間の面間距離:      以上	
			→ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度	
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
			[5,1-F1]	
	安全機能を	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され	
			た第2加工棟の床、壁等に固定する。	
			[6. 1-F1]	
			耐震重要度分類を第2類とする。	
	地震による	る損傷の防止	強度部材を本表(別表1)に示す。	
			アンカーボルトで床面に固定する。	
		5損傷の防止	<del>-</del>	
	外部からの	)衝撃による損傷の防止	_	
	加工施設への人の不法な侵入等の		_	
	防止			
			[10. 1-F6]	
			囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ	
			込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさ	
	閉じ込めの	)機能	ない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が	
		1.7.4 IA	高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作	
			位を設置しない設備構造とする。	
	<u> </u>		匹と以足しなり以間性足にする。	

表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

技術基準に基づ	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。	
く仕様	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。	
	安全避難通路等	_	
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
	材料及び構造	_	
	搬送設備	_	
	核燃料物質の貯蔵施設	_	
	警報設備等	_	
	放射線管理施設	_	
	廃棄施設	_	
	核燃料物質等による汚染の防止	_	
	遮蔽	_	
	換気設備	_	
	非常用電源設備	_	
	通信連絡設備	_	
その	の他許可で求める仕様	_	
添付	寸図	図リー設-1、図リー設-4-5	

### 表リー設ー4-5 (別表1) 燃料開発設備 粉末取扱フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 <b>ス</b> テンレス鋼 <b>ステン</b> レス鋼 <b>ステン</b>
	はり	ステンレス鋼 👢 👢 📗
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト	鋼

<sup>\* ■</sup> 以上の強度を有する材料

# 表リー設-4-5 (別表2) 燃料開発設備 粉末取扱フード 部材変更の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
柱・はりの撤去	柱	<u> </u>
	はり	
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	
柱の追加	柱	[i i
はりの追加	はり	i .

### 表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

			日田田が第1000004日(五十20 年 20 日 日))
- <i>i</i>	TI WHI	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	Jとの対応	施設名称	燃料開発設備 プレス 防護板
			{8024}
設備	前・機器名種	<b></b>	燃料開発設備
	と器名		プレス
			{8062} 緊急設備 防護板
			改造
変更	更内容		・ 大災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ・ 大災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、 作動油タンク周辺に防護板を設置する。
設置	置場所		第2加工棟 第2開発室
員娄			1台
	型式		油圧式
	主要な構造		本表(別表1)に示す。
	寸法(単位		概略寸法:
	その他の権		モータ (3.7 kW 超)、オイルパン、作動油タンク
様	C *> IEE *> IF	+ /*/N1/XVIIII	最大取扱量: (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット)
	その他の性	±能	作動油タンク A:油圧油( L)
	-C 071E071	I.RL	作動油タンクB:油圧油( L L )
	核燃料物質	ケッチ部	作動曲ランク B: 曲圧曲 (
	1次72公十十岁第	マン人児	
լ.			[4.1-F1]
技			(単一ユニットの臨界安全) 第2、7年はの第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
析			第2-7領域の単一ユニット (No.2-7(3)) を構成する。
基			○ H . ¬ ¬ 、 L の仕样
準			○単一ユニットの仕様
こ			• 濃縮度 5 wt%以下
基。			• 質量制限
づく			質量: 0.65 kgU235 以下 (上上上上に持ち込むウラン (開発試料
<			保管棚を除く)の総量を管理する。)
士	核燃料物質	質の臨界防止	
羡			[4.2-F2]
			(複数ユニットの臨界安全)
			第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
			配置を定める。
			○複数ユニットの仕様
			・単一ユニット間の面間距離: 【 ここ 以上
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	- A DD AL -		[5, 1-F1]
	安全機能を	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
			[6.1-F1]
			耐震重要度分類を第3類とする。
			{8024}燃料開発設備 プレスをアンカーボルトで床面に固定する。
	地震による	5損傷の防止	
	- 2/2/1 - 00 0	12/10/1 - 174	作動油タンク A の {8062} 緊急設備 防護板 (防護板 A) をアンカーボル
			トで床面に固定する。
			作動油タンクBの{8062}緊急設備 防護板 (防護板B) を据付ボルトで
			作動油タンクBに固定する。
		5損傷の防止	_
	外部からの	)衝撃による損傷の防止	
		への人の不法な侵入等の	
	防止		
	,, ,		1

### 表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

	X) HX	4-6 燃料用発設備 ノレス 仏塚
技術基準に基	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
づく仕様		[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はステンレスとし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F3] 3.7 kWを超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。 油圧ユニットの作動油タンクに金属製のオイルパンを設け、作動油タンク周辺に厚さ 1.5 mm 以上の金属製の{8062}緊急設備 防護板を設置し、火炎の伝播を防止する。
		オイルパン A : □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

# 表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

_		T   14
	材料及び構造	_
技	搬送設備	_
術	核燃料物質の貯蔵施設	_
基	警報設備等	_
準	放射線管理施設	_
に	廃棄施設	_
基	核燃料物質等による汚染の防止	_
づ	遮蔽	_
<u>\</u>	換気設備	_
仕様	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
-	)他許可で求める仕様	_
添作	<b></b>	図リー設-1、図リー設-4-6

# 表リー設ー4-6 (別表1) 燃料開発設備 プレス 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼
	柱 (フード)	ステンレス鋼
	はり (フード)	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
	プレス	金属製
その他	アンカーボルト	鋼
	作動油タンクA	金属製
	作動油タンクB	金属製
	防護板 A 兼オイルパン A	金属製
	防護板 B	金属製
	オイルパン B	金属製
	据付ボルト (防護板 B)	銅
	モータ	金属製

# 表リー設ー4ー7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	4-7 燃料用発取佣 加热炉 红塚
	F1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
			燃料開発設備 加熱炉
			自動窒素ガス切替機構(窒素配管含む)
∌/r:	「トの社内		空気混入防止機構
iΤ H,	「との対応	施設名称	失火検知機構
			過加熱防止機構
			圧力逃がし機構
			可燃性ガス配管
		•	{8025}燃料開発設備 加熱炉
			{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)
			[8025-3] 空気混入防止機構
			{8025-5}
	肯・機器名称	<b></b>	[8025-6] 圧力逃がし機構
機	器名		[8025-7] 可燃性ガス配管
			{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)
			{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)
			【8046-2】緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)
			改造
			改造 ・耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			3) に示す。
			・自動窒素ガス切替機構作動時に自動的にヒータ電源が遮断する制御
<b>_</b>	*. I <del>-  </del>		を追加する。
変更	[内容		・プロパンガスによるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変
			更する。そのため、失火検知機構を撤去する。
			・電磁的障害対策のため、アナログ信号線をシールドケーブルに変更
			する。
			・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。
			・火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した
			緊急遮断弁を屋外に設置する。
			第2加工棟 第2開発室
設是	置場所		(屋外 第2加工棟 3階屋上外壁面(可燃性ガス配管の一部、緊急遮断
以上	±-/////		弁))、(屋外 第2加工棟 3階南外壁面、(可燃性ガス配管の一部、可
			燃性ガス漏えい検知器の一部))
員数			1台
	型式		フード型
_	主要な構造		本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位	½:mm)	概略寸法:
仕			真空排気装置、付帯安全系ガス配管、制御盤、緊急遮断弁制御盤、循環
様	その他の構	<b></b>	冷却水
			安全機構及びインターロックに関する機器を本表(別表4)に示す。
	7. 10 10 00	H-4h	最大取扱量: (酸化ウランペレット)
	その他の性	土月已	最高使用温度:
	核燃料物質	質の状態	酸化ウランペレット
	2 311 1272		[4.1-F1]
技			(単一ユニットの臨界安全)
術			第2-7領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。
基			
	準		○単一ユニットの仕様
			・ 濃縮度 5 wt%以下
基基			・質量制限
左づ	核燃料物質	質の臨界防止	質量: 0.65 kgU235 以下( <b></b> に持ち込むウラン (開発試料
		The second of th	保管棚を除く)の総量を管理する。)
< +			
仕			
様			[4.2-F2]
			(複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの
			- コープ (Septilize はいて
			第2一个関係において、

# 表リー設ー4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

	一年一个然科用宪政佣一加款好一位体
	○複数ユニットの仕様
技	・単一ユニット間の面間距離:  以上
術   核燃料物質の臨界防止	11 11 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
基	核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度
準	を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	[5.1-F1]
基安全機能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
ブ	た第2加工棟の床、壁等に固定する。
<	[6.1-F1]
仕	耐震重要度分類を第2類とする。
様	強度部材を本表(別表1)に示す。
	アンカーボルトで床面に固定する。
	○{8025}燃料開発設備 加熱炉
	<u>                                   </u>
	L
	アンカーボルトで壁面に固定する。
	(2025-2) 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)
	・ 窒素ガスボンベ架台:
	空素ガスボンベは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ボ
	架台は耐震重要度分類第1類相当の固定とする。
	○窒素ガス配管(安全系)({8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス
	配管含む))、{8025-7} 可燃性ガス配管
	耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等に
	より固定する。支持構造物は、壁、天井等にアンカーボルトで固定す
	5.
	○ {8025-2} 自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)
明まります現場の味り	ボルトで設備本体に固定する。
地震による損傷の防止	・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:
	1
	・水素ガス 接点付圧力計:
	1
	○イグナイター ({8025-3} 空気混入防止機構)
	設備本体にボルトで固定されている部材と一体で設備本体に固定す
	る。
	O #     ( ( 0 0 0 = - 1 )
	○熱電対 ({8025-5}過加熱防止機構)
	設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計
	するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。
	○ × → ナホム☆ / [9095 c] □ カッドボ
	○バネ式安全弁 ({8025-6}圧力逃がし機構)
	ボルトで設備本体に固定する。
	<b>L</b>
	○ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急
	○{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040}緊急   設備 緊急遮断弁 (水素ガス)(耐震重要度分類第1類)
	対価 緊急遮断弁 (水系ガイ) (耐展重要及ガ類第1類) 緊急遮断弁本体は、鋼製の可燃性ガス配管で接続し、緊急遮断弁及
	が配置一体で文符構造物に固定する。文符構造物は、壁にアンガーボルトで固定する。
	4777 [ く回た 7 分。

### 表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

	表リー設ー	4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様
技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<ul> <li>○緊急遮断弁制御盤({8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス))</li> <li>壁に 以上のアンカーボルトで固定する。</li> <li>設置図を図リー他-8(2)に示す。</li> <li>○{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)(耐震重要度分類第1類)</li> <li>・吸引部:吸引配管をアンカーボルトで天井付近に固定する。</li> <li>・検知部:アンカーボルトで壁に固定する。</li> <li>・可燃性ガス漏えい警報盤:アンカーボルトで壁に固定する。</li> <li>・アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。</li> <li>設置図を図リー他-8(2)に示す。</li> </ul>
	津波による損傷の防止	_
		[8.1-F3] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び可燃性ガス配管で支持する緊急設備 緊急遮断弁、は、F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物等に固定する。支持構造物等は、第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。・{8025-7} 可燃性ガス配管・{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)・{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス) (落雷) (極低温(凍結))
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-F2] 屋外 第2加工棟 3 階屋上外壁面に設置する緊急設備 緊急遮断弁 は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 ℃でも作動 する機器を設置する。 ・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) ・{8046-2}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) ・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) ・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)  (火山活動 (降下火砕物)) [8.1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁及び緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器の一部は降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・{8025-7}可燃性ガス配管 ・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) ・{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)  (積雪) [8.1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁及び緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器の一部は積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。
		・ {8025-7} 可燃性ガス配管 ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) ・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)

### 表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

		-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様
技		(生物学的事象)
13		
基		(航空機落下)
準	<b>I</b>	——————————————————————————————————————
17		
基	<b>I</b>	(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機
づく		落下火災))
仕		
様		(電磁的障害)
		[8.2-F2]
		安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する
	外部からの衝撃による損傷の防止	電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御般
		間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を
		防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁 干渉による誤動作を防止する。
		インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁ト
		ランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。
		○アナログ信号線を使用する設備
		• {8025-5} 過加熱防止機構
		・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)
		(交通事故(自動車))
		_
	  加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	_
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1]
	1.00.000	核燃料物質が落下しないよう、加熱炉内で取り扱う。
		[11.3-F1] 歌傑士伊大佛帝之子之如# (3公安和11)
		設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、 それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
		材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F2]
		配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2]
		次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。
	L MA belove 2 or 10 to	・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機
	火災等による損傷の防止	器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケー
		ブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。
		・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
		・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金
		属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製
		又は難燃性プラスチック製を使用する。
		[11. 4-F1]
		水素ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、
		帯電を防止する。

技術基準に基づく仕様

#### [11.5-F1]

可燃性ガス(アンモニア分解ガス及び水素ガス)を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。

○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック

当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。

可燃性ガス(アンモニア分解ガス及び水素ガス)の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に可燃性ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。

可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した 2 系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。

なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素 75 %、窒素 25 %の混合 ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。

ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。

- ○設備の安全機構(可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック)
- ・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス):4 箇所 (図リー他-8 (2))
- ・ [8039-2] 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス): 1 箇所 (図リー他-7 (1)、図リー他-7 (6)、図リー他-7 (7))
- ・{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1箇所 (図リー他-7(1)、図リー他-7(6)、図リー他-7(8))

上記の可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)は、屋内配管経路も含め第2加工棟3階用として、全4箇所(8台)に設置する。

○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック

震度 5 弱相当の地震が発生した際に {8042-2} 緊急設備 感震計からの 緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供 給を遮断する。

緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。

- ○設備の安全機構(地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック)
  - ・{8042-2} 緊急設備 感震計:1箇所 (表リー他-7(1)、表リー他-7(2))
  - ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス): 1箇所
  - ・{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス): 1箇所

上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。

火災等による損傷の防止

技術基準に基づく仕様

#### ○可燃性ガス配管

屋内のアンモニア分解ガス及び水素ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない。なお、緊急遮断弁及び可燃性ガス配管は、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。

- ○設備の員数({8025-7}可燃性ガス配管)
  - ・可燃性ガス配管 (アンモニア分解ガス):1式
  - ・可燃性ガス配管 (水素ガス):1式

#### [11. 7-F1]

#### ○空気混入防止機構

当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出される アンモニア分解ガス及び水素ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気 式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出するアンモニ ア分解ガス及び水素ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニ ア分解ガス及び水素ガスの漏えい、滞留及び炉内への空気混入を防止する。

- ○設備の安全機構({8025-3}空気混入防止機構)
  - ・イグナイター:1基

燃焼した排気ガスを安全に排出するため、施設上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。

#### ○自動窒素ガス切替機構

水素ガス及び水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。

アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。 導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素ガス系統とは別

に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素ガス系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素ガス系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。

- ○設備の安全機構 ({8025-2}自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む))
  - ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:1 基
  - ・水素ガス 接点付圧力計:1基
  - ・窒素ガス導入弁:1基
  - ・安全系 窒素ガス配管系統:1式
  - ・アンモニア分解ガス 装置弁:1基
  - ・水素ガス 装置弁:1基

#### ○圧力逃がし機構

炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。

- ○設備の安全機構({8025-6}圧力逃がし機構)
  - ・バネ式安全弁:1基

ボルトで設備本体に固定する。

火災等による損傷の防止

### 表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

表リー設-	-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様
技術 基 準 加丁施設内における浴水による場	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
に 基 づ く 仕	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
様 安全避難通路等	_
	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
安全機能を有する施設	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 ( MPa) 及び想定爆発圧力 (0.23 MPa) に対し十分低い 以下で作動する。  ○設備の安全機構 ({8025-6}圧力逃がし機構) ・バネ式安全弁:1基 ボルトで設備本体に固定する。
材料及び構造	_
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	[18.1-F1][18.2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示す。 ○設備の安全機構({8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)) ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:1 基・水素ガス 接点付圧力計:1 基・変素ガス導入弁:1 基(停電時開)・安全系 窒素ガス配管系統:1 式・アンモニア分解ガス 装置弁:1 基(停電時閉)・水素ガス 装置弁:1 基(停電時閉)・水素ガス 装置弁:1 基(停電時閉)・

技 術 基 準 に 基 づ 仕 様

#### ○過加熱防止機構

当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、 ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、 制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフと なることで爆発を防止する。

熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し 電磁干渉による影響を防止する。

熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源である ヒータ電源を遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別 表4)に示す。

- ○設備の安全機構({8025-5}過加熱防止機構) ・過加熱防止 設定温度(℃):
  - ・炉内温度を監視する熱電対:1箇所
  - ・ヒータ電源遮断器:1基 (停電時遮断)

#### ○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック

可燃性ガス(アンモニア分解ガス及び水素ガス)の漏えいを検知した 場合は、自動的に警報を発するとともに、漏えい検知器からの信号を受 けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、第2加工棟3階へ供 給している可燃性ガスを遮断する。

緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、緊急遮断弁及 びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。

インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、 制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフと なることで爆発を防止する。

可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、 シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。

本インターロックの作動により、アンモニア分解ガス又は水素ガスの 供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全 に停止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示

### ○設備の安全機構(可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インタ ーロック)

- ・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス):4 箇所
- ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス): 1 箇所 (停電時閉)
- {8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1箇所 (停電時閉)

上記の検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき 2 台設置する。

#### [18 2-F1]

#### ○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック

震度5弱相当の地震が発生した際、{8042-2}緊急設備 感震計からの 緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、第2加工棟3階 へ供給している可燃性ガスを遮断する。

緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は 独立した2系統の多重化を行う。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、 制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフと なることで爆発を防止する。

本インターロックの作動により、アンモニア分解ガス又は水素ガスの 供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全 に停止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示

#### 警報設備等

# 表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

	衣り 一	
技術基準に基づく仕様	警報設備等	○設備の安全機構(地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック) ・感震計の作動震度: 計測震度 (農度 5 弱相当) (1) ・{8042-2} 緊急設備 感震計:1 箇所 ・{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1 箇所 ・{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1 箇所 (停電時閉) ・{8040} 緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。なお、緊急遮断弁は、第 2 開発室用として設置し、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。 ○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより 電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、緊急遮断弁(アンモニア 分解ガス及び水素ガス)及び装置弁(アンモニア分解ガス及び水素ガス)が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。また、停電時においても電源供給が遮断されるため緊急遮断弁(アンモニア分解ガス、水素ガス)が閉止し、炉体の加熱を停止するフェールセーフ機能におり、当該施設を安全に停止することができる。 なお、緊急停止可路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉も遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示す。 ○設備の安全機構(緊急停止機構)・緊急停止ボタン:1 基 ・ヒータ電源遮断器:1 基 ・そ8039-2)緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1 箇所 (停電時閉) ・経の40)緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1 箇所 (停電時閉) ・室素ガス導入弁:1 基 (停電時開) ・アンモニア分解ガス 装置弁:1 基 (停電時閉)
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F1] 耐震重要度分類第1類の{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)及び{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.06程度に対しても弾性範囲にとどめる。また、{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)の安全系の窒素ガスボンベは耐震重要度分類第1類の据付けを行い、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.06程度に対しても弾性範囲にとどめる。
添化	寸図	図リー設 $-1$ 、図リー設 $-4-7$ 、図リー設 $-4-7-1$ 、図リー設 $-4-9$ 、図リー設 $-4-9-1$ 、図リー他 $-7(1)$ 、図リー他 $-7(2)$ 、図リー他 $-7(6)$ ~図リー他 $-7(8)$ 、図リー他 $-8(2)$

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

### 表リー設ー4-7 (別表1-1) 燃料開発設備 加熱炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 "
	はり	鋼
ウランを取り扱う部位	加熱炉	金属製
その他	アンカーボルト	鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼 ( <b>ニュニ</b> *2)

### 表リー設-4-7 (別表1-2) 燃料開発設備 加熱炉

自動窒素ガス切替機構(安全系) 材料一覧

-	24 - 24 - 24 - 24 - 24 - 24 - 24 - 24 -	1411 2-
部位	部位名	材料
強度部材	はり	鋼(二二二二
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	アンカーボルト	鋼 🗖 🗕 🚅
	取付金具	金属製

<sup>\* 🚛 📆</sup> 以上の強度を有する材料

### 表リー設-4-7 (別表1-3) 燃料開発設備 加熱炉

### 配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器	
自動窒素ガス切替機構(窒素ガス	窒素ガス配管 (安全系)	窒素ガス (安全系):	
配管含む)		・材料:ステンレス鋼 <b></b>	
		・機器:逆止弁(金属製)	
可燃性ガス配管	_	水素ガス:	
		・材料:ステンレス鋼 <b>********</b>	
	_	アンモニア分解ガス:	
		<ul><li>材料:ステンレス鋼</li></ul>	

<sup>\*1</sup> 以上の強度を有する材料
\*2 以上の強度を有する材料

表リー設-4-7 (別表1-4) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
アンモニア分解ガス 圧力スイッ	据付ボルト	ステンレス鋼 🚾 🚾 💆
チ ({8025-2}自動窒素ガス切替機	圧力スイッチ	金属製
構 (窒素ガス配管含む))		
水素ガス 接点付圧力計	据付ボルト	ステンレス鋼 🚾 🚾 🔭
({8025-2}自動窒素ガス切替機構	接点付圧力計	金属製
(窒素ガス配管含む))		
空気混入防止機構	据付ボルト	ステンレス鋼 、
	イグナイター	金属製
過加熱防止機構	熱電対	金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト	ステンレス鋼 【
	バネ式安全弁	金属製
緊急遮断弁 ({8039-2}緊急設備	緊急遮断弁	金属製
緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)		
{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水		
素ガス))		
緊急遮断弁制御盤({8039-2}緊急	アンカーボルト	鋼
設備 緊急遮断弁(アンモニア分	制御盤	金属製
解ガス) {8040} 緊急設備 緊急遮		
断弁(水素ガス))		
検知部({8046-2}緊急設備 可燃	アンカーボルト	鋼
性ガス漏えい検知器(水素ガス))	吸引部	金属製配管
	検知部	金属製
可燃性ガス漏えい警報盤	アンカーボルト	鋼 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
({8046-2}緊急設備 可燃性ガス	警報盤	ABS 樹脂(難燃性)
漏えい検知器 (水素ガス))		

<sup>\* ■ ■ ■</sup> 以上の強度を有する材料

# 表リー設ー4-7(別表2-1) 燃料開発設備 加熱炉 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
床面支持トラスの追加	トラス	
	アンカーボルト 【	
トラスの追加	トラス	ĺ

# 表リー設ー4-7 (別表2-2) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
緊急遮断弁制御盤({8039-2}緊急	鋼 (二二二	<del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>
設備 緊急遮断弁 (アンモニア分		Į.
解ガス)、{8040}緊急設備 緊急		
遮断弁 (水素ガス))		į.
検知部({8046-2}緊急設備 可燃	鋼 (二二二	
性ガス漏えい検知器(水素ガス))		<u> </u>
可燃性ガス漏えい警報盤	鋼 【二二】	
({8046-2}緊急設備 可燃性ガス		<u> </u>
漏えい検知器 (水素ガス))		

# 表リー設-4-7 (別表3) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (安全系) 新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト	<u></u>
はり	はり	

表リー設ー4-7 (別表4) 燃料開発設備 加熱炉安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:1基	
	水素ガス 接点付圧力計:1基	
[0005 0] 白新坡丰花 7   四井松井	窒素ガス導入弁:1基	57 11 →n, 4 77 4 (4)
{8025-2}自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	安全系 窒素ガス配管系統(耐震重要度分類第2類):1式(4)	図リー設−4−7−1 (1)   図リー設−4−7−1 (2)
(至系の本語官占む)	アンモニア分解ガス 装置弁:1基	
	水素ガス 装置弁:1基	
	ヒータ電源遮断器:1基	
{8025-3} 空気混入防止機構	イグナイター:1基	図リ一設-4-7-1 (3)
	熱電対:1本	図リー設ー4-7-1(4)
{8025-5}過加熱防止機構	過加熱設定器:1基	図リー設−4−7−1 (4)  -  図リー設−4−7−1 (5)
	ヒータ電源遮断器:1基	囚 以 4 ( 1 (3)
{8025-6}圧力逃がし機構	バネ式安全弁:1基	図リ一設-4-7-1 (6)
	緊急停止ボタン:1基	
	[8039-2] 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) :1 箇所 <sup>(1)</sup>	
	【8040】緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1箇所 <sup>(1)</sup>	⊠ ो ⇒∿ 4 0 1 (1)
緊急停止機構	窒素ガス導入弁:1基	-   図リー設−4−9−1 (1) -   図リー設−4−9−1 (2)
	アンモニア分解ガス 装置弁:1基	
	水素ガス 装置弁:1基	
	ヒータ電源遮断器:1基	
地震発生時	{8042-2}緊急設備 感震計:1箇所 <sup>(1)</sup>	
地展発生時   可燃性ガス遮断インターロック <sup>(3)</sup>	[{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) :1 箇所 <sup>(1)</sup>	【図リー設−4−9−1 (3) 【図リー設−4−9−1 (4)
可然に及る処例イング・ロック・	[8040] 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1 箇所 <sup>(1)</sup>	A / 以 4 3 1 (4)
可憐姓ゼス混らい松加生	【8046-2】緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス):4箇所 <sup>(1)</sup>	
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	[{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所 <sup>(1)</sup>	-   図リー設−4−9−1(5) -   図リー設−4−9−1(6)
内窓性ルム歴例インターロック 	[{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1箇所 <sup>(1)</sup>	$\begin{bmatrix} \square / - \square - 4 - 3 - 1 & (0) \end{bmatrix}$

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。緊急遮断弁を制御する緊急遮断弁制御盤は、1台で2台の緊急遮断弁(アンモニア分解ガス及び水素ガス)を制御する。
- (2) 制御盤、緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉及び極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する設工認対象外設備と共用する。
- (3) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042} 緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。
- (4) 安全系 窒素ガス配管系統は、ボンベ架台 (据付固定:耐震重要度分類第1類)、窒素ガス配管、窒素ガスボンベ (使用後交換)で構成し、{8026}燃料開発設備 小型 雰囲気可変炉と共用する。

# 表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

		X) K 1	0 然材用宪政佣 小室分囲丸り変炉 仏体	
		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	可との対応施設名称	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉		
		自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)		
許可		空気混入防止機構		
		過加熱防止機構		
			圧力逃がし機構	
			可燃性ガス配管	
			[8026] 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	
			[8026-2] 自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	
⇒几台	生,搬吧力到	i <del>-</del>		
	備・機器名₹	þ	{8026-3} 空気混入防止機構	
1	幾器名			
			{8026-5}圧力逃がし機構	
			{8026-6} 可燃性ガス配管	
			改造	
			「・可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。     」	
			・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。	
亦言	更内容		・自動窒素ガス切替機構作動時に自動的にヒータ電源が遮断する制御	
交5	た17日		を追加する。	
			・電磁的障害対策のため、アナログ信号線をシールドケーブルに変更	
			する。	
			・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。	
設備	置場所		第2加工棟 第2開発室	
員数			1台	
54.8			横型管状炉	
l	型式			
	主要な構造材		本表(別表1)に示す。	
	7 12. ( ) 12		概略寸法:	
仕	その他の構成機器		付帯安全系ガス配管(緊急遮断弁及び主要な可燃性ガス配管は{8025}燃	
様			料開発設備 加熱炉と共用)、制御盤、真空ポンプ	
			安全機構及びインターロックに関する機器を本表(別表 2)に示す。 最大取扱量:  ・(酸化ウランペレット)	
	その他の性	: 能	最大取扱量: <b>■ ■ ● (</b> 酸化ウランペレット)	
	C 42  E 42   H	- HC	最高使用温度	
	核燃料物質	の状態	酸化ウランペレット	
			[4.1-F1]	
技			(単一ユニットの臨界安全)	
術			第2-7領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。	
基			2N = 1 (2) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	
進			○単一ユニットの仕様	
に			・ 濃縮度 5 wt%以下	
基			・質量制限	
並づ			質量: 0.65 kgU235 以下 (ユーニー) に持ち込むウラン (開発試料	
<				
			保管棚を除く)の総量を管理する。)	
仕	核燃料物質	の臨界防止		
様			[4. 2-F2]	
		(複数ユニットの臨界安全)		
		第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの		
		配置を定める。		
			○複数ユニットの仕様	
			・単一ユニット間の面間距離: 1 以上	
			核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度	
			を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
			[5.1-F1]	
	安全機能を	有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され	
	ハエ豚間で	14 / SANGRAYANGE	た第2加工棟の床、壁等に固定する。	
$\Box$			に知る加工体の外、生守に回比りる。	

### 表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

	衣り一段一4-1	8 燃料開発設備 小型芬囲気 可愛炉 仁様
技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○ {8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉  ○ 窒素ガス配管(安全系)({8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む))、{8026-7}可燃性ガス配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、壁、天井等にアンカーボルトで固定する。  ○ イグナイター({8026-3}空気混入防止機構)ボルトで設備に固定する。  ○ 熱電対({8026-4}過加熱防止機構)設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。  ○ バネ式安全弁({8026-5}圧力逃がし機構)ボルトで設備に固定する。
		1
	津波による損傷の防止	_
	外部からの衝撃による損傷の防止	(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。  ○アナログ信号線を使用する設備・{8026-4}過加熱防止機構
	加工施設への人の不法な侵入等の	
	防止	_
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 核燃料物質が落下しないよう、炉心管内で取り扱う。
	火災等による損傷の防止	「11.3-F1   設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。

技術基準に基づく仕様

#### [11.4-F1]

水素ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、 帯電を防止する。

#### [11.5-F1]

可燃性ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。

○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック ({8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用)

当該施設からの可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。

ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天 井付近に設置する。

○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック ({8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用)

震度 5 弱相当の地震が発生した際に {8042-2} 緊急設備 感震計からの 緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供 給を遮断する。

#### ○可燃性ガス配管

屋内のアンモニア分解ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するアンモニア分解ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない。なお、緊急遮断弁及び可燃性ガス配管は、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共用する。

火災等による損傷の防止

- ○設備の員数({8026-6} 可燃性ガス配管)
  - ・可燃性ガス配管(アンモニア分解ガス):1式

#### [11. 7-F1]

#### ○空気混入防止機構

当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出されるアンモニア分解ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい・滞留及び炉内への空気混入を防止する。

○設備の安全機構({8026-3}空気混入防止機構)

・イグナイター:1基

イグナイターで燃焼した排気ガスを安全に排出するため、上部には局 所排気系統に接続されたフードを設置する。

#### ○自動窒素ガス切替機構

水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室よりも正圧に維持する。

アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。

導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素系統とは別に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共用する。

### 表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

	表リー設ー4ーと	3 燃料開発設備 小型雰囲気り変炉 仕様			
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul> <li>○設備の安全機構({8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む))</li> <li>・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:1 基</li> <li>・窒素ガス導入弁:1基</li> <li>・窒素ガス配管(安全系):1式</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁:1基</li> <li>○圧力逃がし機構 炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。</li> <li>○設備の安全機構({8026-5}圧力逃がし機構)</li> <li>・バネ式安全弁:1基</li> <li>ボルトで設備に固定する。</li> </ul>			
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断			
	安全避難通路等	_			
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。 圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 【			
	材料及び構造	<del>-</del>			
	搬送設備	_			
	核燃料物質の貯蔵施設	○圧力逃がし機構  炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合っても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。 ○設備の安全機構({8026-5}圧力逃がし機構) ・バネ式安全弁:1基 ボルトで設備に固定する。  [12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2 cmに対して、20 cm以上の高さランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備え電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cmに対して、部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源をする措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。  [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、活圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その気能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該気能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性に空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体のを防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減す圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 【			

技術基準に基づく仕様

インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表2)に示す。

- ○設備の安全機構({8026-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む))
  - ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:1 基
  - ・窒素ガス導入弁:1基
  - ・窒素ガス配管(安全系):1式
  - ・アンモニア分解ガス 装置弁:1基 (停電時開)
  - ・ヒータ電源遮断器:1基 (停電時遮断)

#### ○過加熱防止機構

当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。

インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、 制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフと なることで爆発を防止する。

熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し 電磁干渉による影響を防止する。

熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源である ヒータ電源を遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別 表 2)に示す。

- ○設備の安全機構({8026-4}過加熱防止機構)
  - ・過加熱防止 設定温度 (°C)
  - ・炉内温度を監視する熱電対:1箇所
  - ・ヒータ電源遮断器:1基 (停電時遮断)

開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用)

○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック ({8025}燃料

可燃性ガス (アンモニア分解ガス及びプロパンガス) の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発するとともに、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、当該ガス種の供給を遮断する。

本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力の低下により、自動窒素ガス切替機構が作動し、当該施設は安全に停止する。

#### [18. 2-F1]

○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック ({8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用)

震度 5 弱相当の地震が発生した際に {8042-2} 緊急設備 感震計からの 緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供 給を遮断する。

本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力の低下により、自動窒素ガス切替機構が作動し、当該施設は安全に停止する。

#### ○緊急停止機構

当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガスの緊急遮断弁({8025}燃料開発設備 加熱炉と共用)が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。

本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の{8025}燃料開発設備 加熱炉も遮断する。

#### 警報設備等

## 表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全に停止する。また、停電時においても電源供給が遮断されるため緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)が閉止し炉体の加熱を停止するフェールセーフ機能により、当該施設を安全に停止することができる。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表 2)に示す。  〇設備の安全機構(緊急停止機構) ・緊急停止ボタン:1 基 ・ヒータ電源遮断器:1基 (停電時應断) ・窒素ガス導入弁:1基 (停電時開) ・アンモニア分解ガス 装置弁:1基 (停電時閉)
	放射線管理施設	_
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添作	寸図	図リー設 $-1$ 、図リー設 $-4-8$ 、図リー設 $-4-8-1$ 、図リー設 $-4-9$ 、図リー設 $-4-9-1$

## 表リー設-4-8 (別表1-1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 ■
	はり	鋼 💶 🗕 🚅
ウランを取り扱う部位	炉心管	セラミックス
その他	アンカーボルト	鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼 👢 🔼 🕽

\* 以上の強度を有する材料

# 表リー設-4-8 (別表1-2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部品名	主要な材料及び機器
自動窒素ガス切替機構(窒素ガス	窒素ガス配管 (安全系)	窒素ガス:
配管含む)		・材料:ステンレス鋼 👢 👢 👢
可燃性ガス配管	—	アンモニア分解ガス:
		・材料:ステンレス鋼 <b></b> ■

### 表リー設-4-8 (別表1-3) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
空気混入防止機構	据付ボルト	ステンレス鋼 💶 💶 👢
	イグナイター	金属製
過加熱防止機構	熱電対	金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト	鋼
	バネ式安全弁	金属製

<sup>\*1</sup>  以上の強度を有する材料 \*2 以上の強度を有する材料

表リー設ー4-8 (別表2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数(2)	添付図		
	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ:1基			
	窒素ガス導入弁:1基			
【8026-2】自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	窒素ガス配管(安全系)(耐震重要度分類第2類): 1 式(4)	図リー設-4-8-1 (1)   図リー設-4-8-1 (2)		
(主宗八八郎自己弘)	アンモニア分解ガス 装置弁:1基			
	ヒータ電源遮断器:1基			
{8026-3}空気混入防止機構	イグナイター:1基	図リ一設-4-8-1 (3)		
	熱電対:1本			
{8026-4}過加熱防止機構	過加熱設定器:1基	図リー設-4-8-1 (4)   図リー設-4-8-1 (5)		
	ヒータ電源遮断器:1基			
{8026-5}圧力逃がし機構	バネ式安全弁:1基	図リ一設-4-8-1 (6)		
	緊急停止ボタン:1基(5)			
取 <i>各 估</i> 化 继	窒素ガス導入弁:1基	図リー設-4-9-1 (1)		
緊急停止機構	アンモニア分解ガス 装置弁:1基	図リ一設-4-9-1 (2)		
	ヒータ電源遮断器:1基			
地震発生時	{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロック (表リー設-4-8	図リ一設-4-9-1 (3)		
可燃性ガス遮断インターロック <sup>(3)</sup>	(別表4))を共用する。	図リー設-4-9-1 (4)		
可燃性ガス漏えい検知時	{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロック (表リー設-4-8	図リー設-4-9-1 (5)		
可燃性ガス遮断インターロック	(別表4))を共用する。	図リー設-4-9-1 (6)		

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 制御盤及び緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)は、第2開発室用として設置し、{8025}燃料開発設備 加熱炉及び極少量のアンモニア分解ガスを使用する設工認対 象外設備と共用する。
- (3) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動 停止装置と共用する。
- (4) 窒素ガス配管(安全系)は、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共用している安全系 窒素ガス配管系統の構成品。
- (5) {8025} 燃料開発設備 加熱炉に設置し共用する。

表リー設-5-1 分析設備 計量設備架台 No.12 仕様

李可采□ (□ (H)	工 为初政佣 可里政佣朱盲 NO.12 任禄				
許可との対応 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析設備 <sup>(1)</sup>				
•					
設備・機器名称	{8066-4}				
機器名	分析設備				
変更内容	計量設備架台 No. 12				
发发的谷	撤去				
	第2加工棟 第2分析室				
員数 TEU-15	1台				
型式	台型				
主要な構造材	鋼				
投 寸法 (単位:mm)	概略寸法:				
生その他の構成機器	_				
その他の性能	_				
核燃料物質の状態	_				
核燃料物質の臨界防止	_				
支 安全機能を有する施設の地盤	_				
析 地震による損傷の防止	_				
基 津波による損傷の防止					
外部からの衝撃による損傷の防止					
~ 加工施設への人の不法な侵入等の					
<sup>]</sup>   防止					
が 閉じ込めの機能					
火災等による損傷の防止					
加工施設内における浴水による場	_				
傷の防止	_				
安全避難通路等					
安全機能を有する施設	_				
材料及び構造					
搬送設備	_				
核燃料物質の貯蔵施設	_				
警報設備等					
放射線管理施設					
廃棄施設	<del>_</del>				
が日本が世段	[0] 1 [7]				
	[21. 1-F1]				
核燃料物質等による汚染の防止	撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が無力なるとがある。				
	れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面に				
遮蔽	ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装(2)を施す				
換気設備	_				
非常用電源設備					
通信連絡設備					
の他許可で求める仕様	[99-F3]				
	設備・機器の撤去を行う。				
付図	図リー設- 1 Lの事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号に				

<sup>(1)</sup>本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号に て許可)に基づく施設名称を記載する。

<sup>(2)</sup>これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リー設-5-2 試験検査設備 計量設備架台 No.13 仕様

許可番号 (日付)	上 中級恢復取佣 計重設備架台 No.13 仕様
許可との対応 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 試験検査設備 <sup>(1)</sup>
<u> </u>	{8070-3}
設備・機器名称	試験検査設備
機器名	計量設備架台 No. 13
変更内容	撤去
設置場所	第2加工棟 第2開発室
員数	1台
型式	台型
主要な構造材	鋼
般 寸法 (単位:mm)	概略寸法:
仕 その他の構成機器	
様その他の性能	_
核燃料物質の状態	_
核燃料物質の臨界防止	_
安全機能を有する施設の地盤	_
お 地震による損傷の防止	
津波による損傷の防止	_
# 外部からの衝撃による損傷の防止	_
加工施設への人の不法な侵入等の	_
防止	_
が聞じ込めの機能	
火災等による損傷の防止	_
土 加工施設内における溢水による損	_
傷の防止	_
安全避難通路等	
安全機能を有する施設	_
材料及び構造	_
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	_
放射線管理施設	
廃棄施設	<del>-</del>
	[01.1.01]
	[21. 1-F1]
核燃料物質等による汚染の防止	撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が
1	れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面に
遮蔽	ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す
換気設備	_
非常用電源設備	
通信連絡設備	_
*/ III	[99-F3]
	設備・機器の撤去を行う。
P	図リー設-1 この事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け正成 18・10・21 原第 20 日):

<sup>(1)</sup>本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号に て許可)に基づく施設名称を記載する。

<sup>(2)</sup> これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リー設-5-3 試験検査設備 計量設備架台 No.14 仕様

許可よの対点 許可番号 (日付)	3 試験検査設備 計量設備架台 No. 14 仕様
許可との対応   施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 試験検査設備 <sup>(1)</sup>
•	18070-4
設備・機器名称	試験検査設備
機器名	
変更内容	計量設備架台 No. 14 撤去
設置場所	第2加工棟 第2開発室
員数	1台
型式	台型
主要な構造材	鋼
投 寸法 (単位:mm)	概略寸法:
士 その他の構成機器	Mari 1 124 .
<sup>美</sup> その他の性能	
核燃料物質の状態	
核燃料物質の臨界防止	
支 安全機能を有する施設の地盤	
地震による損傷の防止	_
津波による損傷の防止	
外部からの衝撃による損傷の防止	_
加工施設への人の不法な侵入等の	_
· 防止	_
が 閉じ込めの機能	
火災等による損傷の防止	_
加丁施設内における淡水による場	_
傷の防止	_
安全避難通路等	
安全機能を有する施設	
材料及び構造	
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	
警報設備等	
放射線管理施設	
廃棄施設	
	[21. 1-F1]
技術楽用物研究としています。	撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が終われるといれる。
核燃料物質等による汚染の防止	れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面に
	ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装②を施す
遮蔽	一
換気設備	_
非常用電源設備	_
通信連絡設備	_
の他許可で求める仕様	[99-F3]
の個計可で求める仕様	設備・機器の撤去を行う。
	図リー設一 1 Eの事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号に

<sup>(1)</sup>本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号に て許可)に基づく施設名称を記載する。

<sup>(2)</sup>これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リー他-1(1/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第1廃棄物貯蔵棟	{8007-3}         通信連絡設備         所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1式 (11台)	通信連絡設備	図リー他-1 (1) 図リー他-1 (2) 図リー他-12 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8007-14}通信連絡設備所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) (2)	改造	1式 (4台)	通信連絡設備	図リー他-1 (1) 図リー他-1 (2) 図リー他-12 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第 1 廃棄物貯蔵棟	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器 (スポット型):45台 煙感知器 (スポット型):4台、 発信機:4台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-1 (3) 図リー他-1 (4) 図リー他-12 (5)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-1 (3) 図リー他-11 (6) 図リー他-12 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	[8010-2] 消火設備 消火器	改造	1 式 (ABC 粉末消火器 10 型:21 本 二酸化炭素消火器:1 本)	火災等による損傷の防止	図リー他-1 (5) 図リー他-1 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8031} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リー他-1 (7) 図リー他-1 (8)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8032} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (11台)	安全避難通路等	図リー他-1 (7) 図リー他-1 (8) 図リー他-11 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (20台)	安全避難通路等	図リー他-1 (7) 図リー他-1 (8) 図リー他-11 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)

## 表リー他-1 (2/6) 建物等、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第3廃棄物貯蔵棟	(8007-4) 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(ス ピーカ))	改造	1式 (3台)	通信連絡設備	図リー他-2 (1) 図リー他-2 (2) 図リー他-12 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第 3 廃棄物貯蔵棟	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器 (スポット型):38台 煙感知器 (スポット型):1台 発信機:3台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-2 (3) 図リー他-2 (4) 図リー他-12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-2 (3) 図リー他-11 (6) 図リー他-12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8010-3} 消火設備 消火器	変更なし	1式 (ABC 粉末消火器 10型:6本)	火災等による損傷の防止	図リー他-2 (5) 図リー他-2 (6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8033} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リー他-2 (7) 図リー他-2 (8)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (7台)	安全避難通路等	図リー他-2 (7) 図リー他-2 (8) 図リー他-11 (6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (10台)	安全避難通路等	図リー他-2 (7) 図リー他-2 (8) 図リー他-11 (6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
発電機・ポンプ棟	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(ス ピーカ)) <sup>(2)</sup>	改造	1式 (1台)	通信連絡設備	図リー他-3 図リー他-12 (1)	発電機・ポンプ棟 (表リー建一1)
発電機・ポンプ棟	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1 式 (熱感知器(スポット 型): 8 台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-3 図リー他-12 (4)	発電機・ポンプ棟   (表リー建-1)

表リー他-1(3/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
発電機・ポンプ棟	{8010-7}	改造	1式	火災等による損傷の防	図リー他-3	発電機・ポンプ棟
	消火設備		(ABC 粉末消火器 10	止		(表リー建一1)
	消火器		型:4本)	警報設備等		
発電機・ポンプ棟	{8035-2}	新設	1式	安全避難通路等	図リー他-3	発電機・ポンプ棟
	緊急設備					(表リー建一1)
	避難通路					
発電機・ポンプ棟	{8038-5}	改造	1式	安全避難通路等	図リー他一3	発電機・ポンプ棟
	緊急設備		(3台)		図リー他―11(7)	(表リー建一1)
	非常用照明					
発電機・ポンプ棟	{8038-6}	新設	1式	安全避難通路等	図リー他一3	発電機・ポンプ棟
	緊急設備		(3台)		図リー他-11(7)	(表リー建一1)
	誘導灯					
第2加工棟	{8011}	新設	1式	火災等による損傷の防	図リー他ー4	第2加工棟
	消火設備		(3 基(制御盤)	止		(追第4次 表ハー2-1)
	自動式の消火設備		/17 個(薬剤))			
第2加工棟	{8052}	改造	1式	溢水による損傷の防止	図リー他―6 (1)	第2加工棟
	緊急設備		(9 箇所(漏水表示盤)		図リー他―6 (2)	(追第4次 表ハー2-1)
	漏水検知器		/42 箇所(検知帯))		図リー他―6(3)	
					図リー他―6(4)	
					図リー他―6 (5)	
					図リー他―6(6)	
					図リー他ー6(7)	
					図リー他-6 (8)	
					図リー他―6 (9)	
第1廃棄物貯蔵棟	{8056}	改造	1式	溢水による損傷の防止	' ' ' '   '     '	第1廃棄物貯蔵棟
	緊急設備		(1 箇所 (漏水表示盤)		図リー他ー6(11)	(表ト-W1建-1)
	漏水検知器		/4 箇所(検知帯))			
屋外	{8039}	改造	1式	火災等による損傷の防		連続焼結炉 No. 2 — 1
	緊急設備		(2台)	正	図リー他-7 (3)	(表ハー2P設-13-1)
	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)				図リー他-7(4)	

表リー他-1(4/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
屋外	{8039-2}	改造	1式	火災等による損傷の防	図リー他-7 (1)	燃料開発設備 加熱炉
	緊急設備		(2台)	止	図リー他―7 (6)	(表リー設ー4-7)
	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)				図リー他―7(7)	
屋外	{8039-3}	改造	1式	火災等による損傷の防	図リー他―7 (3)	連続焼結炉 No. 2 — 1
	緊急設備		(1台)	止	図リー他-7 (4)	(表ハー2P設-13-1)
	手動閉止弁(アンモニア分解ガス)					
屋外	{8040}	改造	1式	火災等による損傷の防	図リー他ー7 (1)	燃料開発設備 加熱炉
	緊急設備		(2台)	此	図リー他ー7(6)	(表リー設ー4-7)
	緊急遮断弁(水素ガス)				図リー他―7(8)	
屋外	{8041}	改造	1式	火災等による損傷の防	図リー他-7 (1)	連続焼結炉 No. 2 — 1
	緊急設備		(2台)	正	図リー他―7 (3)	(表ハー2P設-13-1)
	緊急遮断弁(プロパンガス)				図リー他―7(5)	
屋外	{8041-2}	改造	1式	火災等による損傷の防	図リー他-7 (3)	連続焼結炉 No. 2 — 1
	緊急設備		(1台)	止	図リー他-7 (5)	(表ハー2P設-13-1)
	手動閉止弁(プロパンガス)					
屋外	{8042}	新設	1式	火災等による損傷の防	· · · · ·   · · · · · ·	焼却設備 焼却炉
	緊急設備		(2台)	正	図リー他-7 (9)	(表ト-W1設-5-1)
	緊急遮断弁(都市ガス)				図リー他-7(10)	
第2加工棟 屋外	{8059}	新設	1式	内部溢水による損傷の		連続焼結炉 No. 2 — 1
	緊急設備		(1台)	防止	図リー他-7 (5)	(表ハー2P設-13-1)
	緊急遮断弁(冷却水)				図リー他-16(1)	
***	(2252.2)	7/ 24	a 19	. I	図リー他-16(3)	<i>F</i>
第1廃棄物貯蔵棟	{8059-2}	改造	1式	内部溢水による損傷の		気体廃棄設備 No. 2
屋外	緊急設備		(2台)	防止	図リー他-16(3)	(表ト-W1設-2-1)
# 0 + 1 = 1 +	緊急遮断弁(冷却水)	7/.25	u _15		図リー他-16(4)	**************************************
第2加工棟	{8046}	改造	1式	火災等による損傷の防	凶リー他一8(1)	連続焼結炉 No. 2 - 1
第2-2ペレ	緊急設備		(4台)	止		(表ハー2P設-13-1)
ット室	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガ					
	ス)					

表リー他-1(5/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第2加工棟第2開発室、屋外	【8046-2】 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) ③	改造	1式 (8台)	火災等による損傷の防止	図リー他-8 (2)	燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気可 変炉 (表リー設-4-8)
第2加工棟 第2-2ペレット 室	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパン ガス)	改造	1式 (4台)	火災等による損傷の防止	図リー他-8 (1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハー2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガ ス)	改造	1式 (6台)	火災等による損傷の防止	図リー他-8 (3)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)
第2加工棟	{8065} 緊急設備 遮水板	新設	1式 (2箇所)	溢水による損傷の防止	図リー他-13 (1)	第2加工棟 (追第4次 表ハー2-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8065-2} 緊急設備 遮水板	新設	1式	溢水による損傷の防止	図リー他-13(2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W 1 防護壁)	新設	1基	外部からの衝撃による損 傷の防止	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-13	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21 図ト-W1建-22	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護栅(W3防護壁)	新設	1 基	外部からの衝撃による損 傷の防止	図ト-W3建-8 (1) 図ト-W3建-12	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)

表リー他-1(6/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

	表リー他一1(6/				配直する緊急設備等 仕様	
設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第2加工棟	{8045} 緊急設備 防火ダンパー	改造	1式 (45台)	火災等による損傷の防止	図ト-2 P設-2-1-1(3) 図ト-2 P設-2-1-1(4) 図ト-2 P設-2-1-1(5)	(表ト-2 P設-2-1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、 系統Ⅵ、給気系統) (表ト-2 P設-2-2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、 給気系統) (表ト-2 P設-2-3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、 系統Ⅷ、給気系統)
第2加工棟	{8062} 緊急設備 防護板	改造	1式	火災等による損傷の防止	図ハ-2P設-7-1 図ハ-2P設-8-2(1) 図ハ-2P設-13-1(17) 図リー設-4-6	プレス No. 2-1 (表ハー2P設-7-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8062-2} 緊急設備 防護板	新設	1式	火災等による損傷の防止	図ト-W1設-2-2 (2)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部 屋排気系統) No. 1 排風機 (表トーW 1 設一 2 一 1)
第2加工棟	{8058} 緊急設備 防水カバー	新設	1 式 (5 箇所)	加工施設内における溢水による損傷の防止	図ハ-2 P設-3-1 (1) 図ハ-2 P設-5-1 (4) 図ハ-2 P設-13-1(15) 図ハ-2 P設-13-1(16)	
第1廃棄物貯蔵棟	{8058-2} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (1箇所)	加工施設内における溢水 による損傷の防止	図ト-W1設-5-1-1(2)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)

- (1) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。
- (2) 屋外に設置する又は屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。
- (3) 第2開発室の{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)は、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に設置し、極少量の水素ガス等を使用する 許認可対象外設備に対しても兼用することとしていたが、小型雰囲気可変炉の配置変更により水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広くなったため、設備・機器それぞれに可燃 性ガス漏えい検知器(水素ガス)を設けることとした。

表リー他-2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

		スノ IE 2 IBハ 	医相相交流 1000004 日 (五十 20 左 20 左 20 日 454)
許可	丁との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
		施設名称	消火栓
			{8012}消火設備
設備・機器名称 機器名		<b>弥</b>	屋内消火栓(1)
			{8012-2}消火設備
			屋外消火栓(1)
	変更内容		改造 ①地震による損傷の防止対策として、補強及び配管ルート変更を実施する。 ②地盤対策として、屋外消火栓を加工施設に支持させる。 ③第2次申請で仮移設した{8012-4}消火設備 屋外消火栓を①②の
変見			内容により変更して本設する。 <ul> <li>(事3次申請で仮移設した{8012-3}消火設備 屋外消火栓、{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管を①②の内容により変更して本設する。</li> <li>(事4次申請で仮移設した{8012-6}消火設備 屋外消火栓配管を①②の内容により変更して本設する。</li> <li>(6内部溢水対策として、配管ルートの変更を実施する。</li> <li>(7消火活動の円滑化として、屋内消火栓及びホース格納箱の増設を実施する。</li> </ul>
			施する。 ⑧加工施設と加工施設外との配管境界に閉止バルブを設置する。
			第2加工棟(屋上、外壁含む)({8012}消火設備 屋内消火栓)
設置	置場所		屋外及び発電機・ポンプ棟(第1加工棟外壁及び第1廃棄物貯蔵棟外壁含む)({8012-2}消火設備 屋外消火栓)
- ч	<i>t</i> .		[8012] 消火設備 屋内消火栓:1式
員数	X		{8012-2}消火設備 屋外消火栓:1式
	型式		放水式
	主要な構造		本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位		(敷地内に配管を使用して敷設)
仕様	その他の権		屋内消火栓(消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 屋外消火栓(消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 消火栓ポンプ、高置水槽、消火栓水槽、消防用ホース箱、泡消火薬剤(可
	その他の性能		搬式)
	核燃料物質		_
		■の仏態 質の臨界防止	_
	核燃料物質	10品界的止	
技術基準に基	安全機能を	を有する施設の地盤	[5.1-F1] 消火栓を構成する屋内消火栓、屋外消火栓及び消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置又は液状化のおそれのない地盤に埋設する。
づく仕			消火栓を構成する消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟(表リー建-1)に設置する。
様			[6.1-F1] 消火栓を構成する機器は、耐震重要度分類を第3類とし、加工施設の壁、床等にボルト等で固定する。
	地震による	る損傷の防止	配管は、耐震重要度分類第3類で支持構造物等に固定する。支持構造物は、壁、床等にボルト等で固定する。 また、地震により加工施設ではない消火栓配管及び高置水槽が破断した場合でも加工施設の放水機能を維持するために、逆止弁又は閉止可能な弁を設置する。

## 表リー他-2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

	消火栓を構成する消火栓水槽は地下ピットとし、耐震重要度分類第3
地震による損傷の防止	類である発電機・ポンプ棟の地下ピットに設け、建物躯体の一部として 地震による損傷を防止する。 消火栓水槽の構造を図リー建一1-5(1)に示す。
(4 (4) = 1. 7 12 /5 a /5	情久性が情や時度で図り 是 I 0 (I) にかり。
津波による損傷の防止	_
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻)  (落雷)  (極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する屋外消火栓及び消火栓配管は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 ℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう配管の凍結防止対策として地上露出部には断熱材で被覆し、それ以外は地中埋設とする。なお、大阪府は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書」に基づき、地表から管の上端までの深さが300 mm以上となるように埋設する。また、埋設部で構内道路下に埋設する箇所は、車両の荷重を考慮し、上記深さが600 mm以上となるように埋設する。 (火山活動(降下火砕物))  (積雪)  (生物学的事象)  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))  (電磁的障害)  (電磁的障害)  (交通事故(自動車))
	_
·	
閉じ込めの機能	
火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 第1加工棟(追第3次 表へ-2-1)には{8012-2}消火設備 屋外 消火栓を、第2加工棟(追第4次 表ハ-2-1)には{8012}消火設備 屋内消火栓を設ける。 {8012-2}消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条の設置基準 に基づき設置する。 建築物の各部分から消火栓のホース接続口までの水平距離が、40 m 以 下となるように配置する。
	加工施設への人の不法な侵入等の 防止 閉じ込めの機能

技術基準に基づく仕様

- ○設備の員数({8012-2}消火設備 屋外消火栓)
- ·屋外消火栓:全6 台
- ・屋外消火栓に設置するホース: 20 m ホース2本

加工施設に関係する屋外消火栓は全 6 台であり、このうち、第1加工棟を包含するために配置する屋外消火栓は4 台とする。

{8012-2} 消火設備 屋外消火栓による消火活動を円滑に行うために、第1加工棟は建物外から各室へのアクセスルートを2つ以上確保するように屋外消火栓を配置する。

[8012] 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条の設置基準に基づき設置する。

防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホース接続口までの水平 距離が 25 m以下となるように配置する。また、当該階の各部分に有効に 放水することができるよう延長ホースを配置する。

屋上の受電設備の変圧器の火災に備えて油火災用の泡消火薬剤(可搬 式)を設置する。

- ○設備の員数({8012}消火設備 屋内消火栓)
- ・屋内消火栓:全13台<sup>(2)</sup>

(1 階:4台、中2階:1台、2階:3台、3階:4台、4階:1台)

- ・屋内消火栓に設置するホース:15 mホース2 本
- ・延長ホース(15 m):3本(1階:1本、2階:1本、3階:1本)
- ・泡消火薬剤(可搬式):1式

火災等による損傷の防止

[8012] 消火設備 屋内消火栓による消火活動を円滑に行うために、第2加工棟は消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保するように屋内消火栓を配置する。

消火栓の消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、消防法施行令第十一条(屋内消火栓)及び消防法施行令第十九条(屋外消火栓)の設置基準に基づき設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、{8012}消火設備屋内消火栓、{8012-2}消火設備屋外消火栓の共用となるが、{8012-2}消火設備屋外消火栓の設備とする。

- ○設備の員数({8012-2}消火設備 屋外消火栓)
- ·消火栓水槽:1基 (約25 m³)
- ・消火栓ポンプ:1台 (非常用電源設備に接続)

屋外の一部の配管は、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の共用となるが、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の設備とす る。

#### [11. 3-F1]

設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、 それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。

#### [11. 3-F2]

消火栓ポンプには、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

### 表リー他-2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

	20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	文品
技術基準に基づく仕様	<b>火災等による損傷の防止</b>	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に{8012}消火設備 屋内消火栓を設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画において、使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画において、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損	_
	傷の防止	
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	——————————————————————————————————————
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設	
	核燃料物質の虹風地設 警報設備等	
	放射線管理施設	
	廃棄施設	
	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	
	換気設備	
		[24.2-F2] 消火栓ポンプは、消防法施行令第十一条(屋内消火栓)及び第十九条 (屋外消火栓)に基づき、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、 {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待で きない場合でも放水可能とする。
	非常用電源設備	以上を次表に示す。 (〇:該当、一:該当なし)
	71 市 77 电级双 佣	設備・機器名称
		機器名   備える   機に接続   給電で動作
	通信連絡設備	—
その	D他許可で求める仕様	_
添作	· 一	図リー建 $-1-5(1)$ 、図リー他 $-5(図$ リー他 $-5(11)$ を除く)、図リー他 $-11(1)$ 、図リー他 $-11(7)$

- (1)消火設備 屋内消火栓と消火設備 屋外消火栓は、消火栓ポンプ、消火栓水槽、一部の配管を共用する設備で あるため、一つの仕様表とする。 (2)消火設備 屋内消火栓の配置は、公設消防と協議済みである。

表リー他-2 (別表1) 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
強度部材		_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	消火栓ポンプ	金属製
	消防用ホース箱	金属製
	アンカーボルト	鋼
	配管	鋼■___

<sup>\*1</sup> ULの強度を有する材料。
\*2 ULの強度を有する材料。
\*2 ULの強度を有する材料。

## 表リー他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

		- 3 消火設備 可搬消防ホンプ 仕様
許	可との対応 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
<b>⇒</b> /1./3	· ·	消火栓
	備・機器名称 幾器名	{8012-8} 消火設備
	<del>双颌右</del> 更内容	可搬消防ポンプ       変更なし
		屋外
設置	置場所	(第2加工棟出荷ヤード(貯水槽①近傍)及び貯水槽②近傍)
員数		2台
7 ()		可搬型エンジン駆動消防ポンプ
_	型式	級別:B-3級(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令)
般	主要な構造材	一
仕	寸法 (単位:mm)	_
様		消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズル
		貯水槽①:240 m³
	その他の構成機器	貯水槽②:200 m³
		(消防法施行令第二十条第4項第三号に準拠)
		消火栓水槽(高台用): 14 m³
		放水圧力: 0.55 MPa (規格放水時)
		0.8 MPa (高圧放水時)
	その他の性能	放水量: 0.5 m³/min (規格放水時)
		0.27 m³/min (高圧放水時) (海珠状体活合第二人名第 0 元 新士 W W + 18 2 - 8 - 14 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		(消防法施行令第二十条第3項、動力消防ポンプの技術上の規格を定め る省令に準拠)
l	核燃料物質の状態	る自力に中拠/
	核燃料物質の臨界防止	
	安全機能を有する施設の地盤	_
4 1-4	地震による損傷の防止	_
基	津波による損傷の防止	
準	外部からの衝撃による損傷の防止	
<i>(</i> _	加工施設への人の不法な侵入等の	_
	防止	
\ \ \	閉じ込めの機能	_
仕		[11. 1-F1]
様		【8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条第4項第
1.7		四号に準拠した上で、屋外に設置する。
	火災等による損傷の防止	○設備の員数 ({8012-8}消火設備 可搬消防ポンプ)
		・可搬消防ポンプ:2 台
		[0019 0] ※ 小部 供 丁柳 ※ 叶
		{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの配置を、図リー他-5 (11)  に示す。
		12/1-7/0
,	加工施設内における溢水による損	
Ŀ	傷の防止	_
1	安全避難通路等	_
		[14. 1-F1]
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び
		基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、
		圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機
2	安全機能を有する施設	能を発揮するよう設置する。
		[14 9_E1]
		[14.2-F1] 当該協設の完全機能を確認するための4会本及の2024年4日を構造
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		ROCK エICMETIT TO ACCOVA 体引及い修理ができる場所に設直する。
1	材料及び構造	_
1		

## 表リー他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

技	核燃料物質の貯蔵施設	_
術	警報設備等	_
基準	放射線管理施設	_
に	廃棄施設	
基	核燃料物質等による汚染の防止	
づ	遮蔽	
仕	換気設備	_
様	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	
その	)他許可で求める仕様	_
添作	<b></b>	図リー他-5 (11)

表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
		緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
許可との対応	14-50 6 Th	緊急遮断弁(水素ガス)
	施設名称	緊急遮断弁 (プロパンガス)
		緊急遮断弁(都市ガス)
設備・機器名和	<u></u>	{8042-2}緊急設備
機器名	4,	感震計
7发66-17		
**+*		改造(第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の火災爆発対策及び溢水対策の
変更内容		ため、緊急遮断弁及び送水ポンプ自動停止装置と連動する感震計を 2 系
		統で設置する。)
設置場所		屋外 第2加工棟北外壁面
員数		1式(2台)
型式		(感震器) 地上設置 静電容量式
一主要な構造	<u></u>	_
般 寸法(単位	½ : mm)	_
仕 その他の権		避雷器 (GPS アンテナ用)
様その他の性		加速度測定範囲: ±4000 gal (水平・鉛直)
核燃料物質		加起汉州是超过,— 1000 gai (水) - 如臣/
		_
	質の臨界防止	
技	1.3 w 11	[5.1-F1]
	と有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基		た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準		[6. 1-F1]
に		耐震重要度分類を第1類とする。
基		強度部材を本表(別表1)に示す。
づし、		
く 地震による	6損傷の防止	検知部:アンカーボルトで床面に固定する。
仕		• 1
様		表示部:アンカーボルトで壁面に固定する。
1.37		,,
津波による	 6損傷の防止	<u>-</u>
11241 313	454194 - 174-	(竜巻)
		(落雷)
		(俗田 <i>)</i>
		(極低温 (凍結))
		[8.1-F2]
		感震計は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 ℃
		でも作動する機器を設置する。
		(火山活動(降下火砕物))
LI to San	(44th) - 1 - 1   1   1   1   1   1   1   1   1	_
外部からの	)衝撃による損傷の防止	
		(積雪)
		(生物学的事象)
		(生物学的事象) —
		(生物学的事象) —
		(生物学的事象) —
		(生物学的事象) —
		<ul><li>(生物学的事象)</li><li>(航空機落下)</li><li>一</li></ul>
		- (生物学的事象) - (航空機落下) - (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機

## 表リー他ー4 緊急設備 感震計 仕様

	11.7	他一4 緊急設備 感震計 仕様
技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。インターロック回路の制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。アンテナ線は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。
	加工施設への人の不法な侵入等の 防止	_
	閉じ込めの機能	_
		[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [11.3-B2]
		次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	火災等による損傷の防止	[11.5-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発し、可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断することにより、設備の爆発を防止する。
		対象とする可燃性ガスを取り扱う設備及び緊急遮断弁を下記に示す。 ○ {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-1 3-1) ・ {8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス): 1 箇所 ・ {8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス): 1 箇所
		○ {6138} 焼却設備 焼却炉 (表ト−W1設−5−1) ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス):1 箇所
		○ {8025} 燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス): 1 箇所 ・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス): 1 箇所
		○ {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リー設-4-8) ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス): 1 箇所

## 表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

	表り一	他一4 緊急設備 感震計 仕様
技術基準に基づく	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 震度5弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された {8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発し、第2加工 棟への循環冷却水の送水及び上水の送水を自動停止させることで、第2 加工棟の内部溢水量を抑制する。 また、同様に震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟へ の上水の送水を遮断することで、第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制 する。
仕	安全避難通路等	
様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 検査に当たっては国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時 及び設計基準事故時に想定される屋外の温度、湿度、放射線等の環境条 件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.2-F1] ○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック 震度 5 弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発し、下記の可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断する地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックを作動させる。 感震計の作動震度: 計測震度 【 【 震度 5 弱相当) (1) 対象とする可燃性ガスを取り扱う設備を下記に示す。・ (2064)連続焼結炉 No. 2-1 (表ハー2 P設ー13-1)・(6138)焼却設備 焼却炉 (表トーW1設ー5-1)・(8025)燃料開発設備 加熱炉 (表リー設ー4-7)・(8026)燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リー設ー4-8) ○地震発生時 上水遮断インターロック震度 5 弱相当の地震が発生した際に第 1 廃棄物貯蔵棟の上水元弁に閉信号を発し、送水を遮断する上水遮断インターロックを作動させる。・・感震計の作動震度: 計測震度 【 】 (震度 5 弱相当) (1)・(8060)緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (表リー他-12) ○送水ポンプ自動停止装置 震度 5 弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された送水ポンプ自動停止装置 震度 5 弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発し、第 2 加工棟への循環冷却水の送水及びの上水の送水を自動停止する送水ポンプ自動停止装置を作動させる。 ○設備の安全機構 ({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置)・痰寒計の作動震度: 計測震度 【 (震度 5 弱相当)(1)・痰素計の作動震度: 計測震度 【 (震度 5 弱相当)(1)・送水ポンプ (第 2 加工棟 循環冷却水ポンプ)・送水ポンプ (第 2 加工棟 指環冷却水ポンプ)・送水ポンプ (第 2 加工棟 上水ポンプ)・(8042-2)緊急設備 感震計

### 表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

技	放射線管理施設	_
術基	廃棄施設	—
準	核燃料物質等による汚染の防止	_
に	遮蔽	—
基づ	換気設備	_
<	非常用電源設備	_
仕様	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、 放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲に とどめる。
添介	<b></b>	図リー他-7(1)、図リー他-7(2)

<sup>(1)</sup> 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー他-4 (別表1) 緊急設備 感震計 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	感震計 (検知部) 感震計 (表示部) アンカーボルト	金属製 金属製 鋼

表リー他-4 (別表2) 緊急設備 感震計 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	
	アンカーボルト(	

## 表リー他-5 緊急設備 可搬型照明 仕様

		許可番号(日付)	医 5 亲心联哺 引放空思明 任休
許	可との対応	施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設	備・機器名種		非常用照明、誘導灯
	開・機器名 機器名	T	{8038-4} 緊急設備
-	変更内容		可搬型照明
多	文 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		変更なし
設	置場所		屋外第1加工排,第2加工排,第1度至4万块,
			(屋外、第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟、 部品検査設備棟)
員	数		1 式
	型式		
_		=##	_
般			_
	その他の構		_
様	その他の性		_
"			_
$\vdash$	核燃料物質		_
++-		の臨界防止	_
		有する施設の地盤	_
	地震による		_
基準	津波による		_
Ι.		衝撃による損傷の防止	_
に		の人の不法な侵入等の	_
基べ	防止		
づっ	閉じ込めの		
< 4.		る損傷の防止	_
仕様	加工施設内	における溢水による損	
休	傷の防止		_
	安全避難通	路等	[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた {8038-4} 緊急 で
	安全機能を		他-5 (別表) に示す。必要な場所に設置場所から運搬し、使用する。 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
-	材料及び構造	生 旦	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	搬送設備		_
	核燃料物質の	の貯蔵施設	_
L	警報設備等		_
L	放射線管理加	<b></b> 位設	_
	廃棄施設		_
	核燃料物質等	<b>等による汚染の防止</b>	
	遮蔽	10.0	
	換気設備		
	非常用電源認	2備	
	通信連絡設備		
	他許可で求め		_
<u></u> 系付			
421.1			図リー他-9

表リー他-5 (別表) 緊急設備 可搬型照明 設備一覧

	可搬型エンジ ン駆動照明	ヘッドライト	手動発電ライト	可搬型ライト	懐中電灯	可搬式 2800 VA ガソリン発電 機
電源	エンジン駆動 発電機	乾電池	手動発電+太 陽光発電	充電式乾電池	乾電池	エンジン駆動 発電機
設置場所	第2加工棟、保安棟	部品検査設備 棟	部品検査設備 棟	部品検査設備 棟	事業所内各所	保安棟、事務 棟、第1加工棟
保管個数	2 台	20 個	2 個	10 個	20 個	3 台

屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有する カバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

## 表リー他ー6 通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様

		許可番号(日付)	短日廷和以州 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
許	可りとの対応 ひまたま		原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)		
⇒ひん			所外通信連絡設備		
	用。(改命石》) 幾器名	J,	{8008} 通信連絡設備		
-	I amount of		所外通信連絡設備		
_	置場所		変更なし		
員数			事務棟、保安棟、屋外		
貝多	型式		1 式		
_	至氏 主要な構造	- 4-4	_		
1	主要な構造		_		
仕			_		
様	その他の構	77.174.00	_		
148	その他の性		_		
$\vdash$	核燃料物質		_		
++-		の臨界防止	_		
技術		有する施設の地盤	_		
術基	地震による		_		
進 準	津波による	損傷の防止	_		
にに		衝撃による損傷の防止	_		
基		の人の不法な侵入等の	_		
<u>盛</u> づ	防止				
$ \langle \cdot  $	閉じ込めの	機能	_		
什		[11. 3-F2]			
様	火災等による損傷の防止		外部電源により動作するものについては、電源ラインに配線用遮断器		
			を設け、電気火災の発生を防止する。		
		における溢水による損			
	傷の防止		_		
	安全避難通	路等	_		
			[14. 1-F1]		
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び		
			基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度 湿度		
	<b>→</b> ∧ kk ∧k ,	1. 2 - 11 -	圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機		
	安全機能を	有する施設	能を発揮するよう設置する。		
			[14. 2-F1]		
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機		
-	++\\(\)\(\)\(\)\(\)\(\)\(\)\(\)\(\)\(\)\	A-	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
	材料及び構造		_		
	搬送設備	カ B-5 才を+4-3-11.	_		
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等		_		
			_		
	放射線管理施	也設	_		
_	廃棄施設 は増設 #5655	*1-1 = 1-24	_		
		<b>幹による汚染の防止</b>	_		
	<u></u> 應蔽				
1.7	奥気設備				

### 表リー他ー6 通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様

技術基準に基		[24.2-F1] [24.2-F2] 外部電源により動作するものについ 常用発電機に接続又はバッテリを備えも動作可能とする。 以上を次表に示す。	、外部電源が期	<b>明待できない場合で</b>	
室づく仕様	非常用電源設備	設備・機器名称 機器名 通信連絡設備 所外通信連絡設備 各所外通信連絡設備の外部電源喪失 表)に示す。	バッテリを備え る 〇	当、一:該当なし) 非常用発電機に 接続 ○ ・表リー他-6 (別	
	通信連絡設備	[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。{8008}通信連絡設備 連絡設備を表リー他ー6 (別表)に示す。			
その	他許可で求める仕様				
添付	图	図リー他-10(2)			

## 表リー他-6 (別表) 通信連絡設備 所外通信連絡設備 設備一覧

	ファクシミリ	一般回線	携帯電話	衛星携帯電話	I P電話	社内網の利用
配備数	3台	一式	一式	4台	3 台	一式
配置場所	緊 急 対 策 本 部:1台 事務棟:1台 保安棟:1台	事業所内全域	緊急対策本部員	緊 急 対 策 本 部:2台 保安棟:2台	緊急対策本部:3台	事業所内全域
機能		電気通信事業 者回線による 社外との通信 連絡。	同左。	静止衛星や衛星基地局を経由して社外への通信連絡。	者回線による	所通供網 内語 知 の 語 報 任 網 を 地 機 で 和 の を 的 で 和 の を 的 の を 的 の を 的 の で の を 的 の で の の を 的 の で の の で の の で の の で の の の の の の の の
通信回線(1)	有線	有線	無線	無線	有線	有線
外部電源喪失 時の電源供給	非常用電源設 備	バッテリ、非 常用電源設備	バッテリ	バッテリ	バッテリ、非 常用電源設備	バッテリ、非 常用電源設備

	携帯型無線 (消防専用回線)	緊急時優先電話 (専用電話回線)
配備数	1台	1台
配置場所	保安棟	保安棟
機能	公設消防との間の通 信連絡。	電気通信事業者回線に より通信混雑時も優先 的に通信連絡できる。
通信回線(1)	無線	有線
外部電源喪失 時の電源供給	バッテリ	電気通信事業者通信回 線による給電

<sup>(1)</sup> 通信回線は、外部へ接続する回線を示す。

## 表リー他-7 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) 仕様

= 4-	可 k の対応   許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)			
計	可との対応 施設名称	所內通信連絡設備			
設	備・機器名称	{8007-16} 通信連絡設備			
	機器名	所内通信連絡設備(電話交換機)			
変	更内容	改造(再据付け)			
設	置場所	事務棟			
員	数	1 式			
, ·	型式				
_	主要な構造材				
般	寸法(単位:mm)	_			
仕		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))			
様	その他の構成機器	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)			
	その他の性能	_			
	核燃料物質の状態	_			
	核燃料物質の臨界防止	_			
技	安全機能を有する施設の地盤	_			
術	地震による損傷の防止	_			
基	津波による損傷の防止	_			
準	外部からの衝撃による損傷の防止				
に	加工施設への人の不法な侵入等の	_			
基、	防止				
づ	閉じ込めの機能	_			
<		[11. 3-F2]			
仕	火災等による損傷の防止	電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。			
様	加工施設内における溢水による損傷のはよ				
	傷の防止				
	安全避難通路等				
	安全機能を有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機			
	材料及び構造	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。			
	搬送設備	_			
	核燃料物質の貯蔵施設	_			
l	警報設備等				
ŀ	放射線管理施設				
ŀ	廃棄施設	_			
	核燃料物質等による汚染の防止	_			
	遮蔽	_			
	換気設備	_			
ŀ	J.C. AVILLE IIII	[24. 2-F1]			
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、そのバッテリから {8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、{8007-13} {8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。({8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))は、第3次申請にて申請済み。{8007-6} {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備 可由信連絡設備 回定電話機 は、第4次申請にて申請済み。)			

### 表リー他-7 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F2] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合 でも動作可能とする。{8007-6}{8007-8}{8007-11}{8007-14}{8007-20}通 信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))、 {8007-13}{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、 {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電し、 外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし)			
		設備・機器名称		非常用発電機に	
		機器名	る	接続	
		通信連絡設備 所內通信連絡設備(電話交換機)	0	0	
7.	通信連絡設備	{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-6] 連絡設備(所内携帯電話機(PHS ア信連絡設備(所内携帯電話機(PHS ア信連絡設備 所内通信連絡設備(固定質付属する所内携帯電話機(PHS)又は原発生した場合に、緊急対策本部等から業又は退避の指示等の連絡が可能とすの07-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内込 アンテナ))、{8007-13} {8007-19} 通定電話機)は、{8007-16} 通信連絡設備に接続する。 {8007-16} 通信連絡設備 所内通信リー他ー10(1)に、系統図を図リ [25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡の信連絡設備 所外通信連絡設備を備え連絡設備を表リー他ー6に示す。一般6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備	マンテナ))、{800 電話機)を設置し 国定電話機により 事業所内の人に る。{8007-6}{8 通信連絡設備 所見 情に連絡設備 所見 能を連絡設備 所見 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	07-13} {8007-19} 通 、PHS アンテナに の、PHS アンテナに の、設計基準事故が ご対して、操作、作 007-8} {8007-11} {8 折内携帯電話機 (PH 内通信連絡設備 (固 設備 (電話交換機) を換機) の配置を図 )に示す。 と確保した {8008} 通 連絡設備 所外通信 の利用は、{8007-1	
	り他許可で求める仕様 +kml		O (O) जिम	//t 10 (0)	
不行	· 村図	図リー他-10(1)、図リー他-1	ひ (2) 、図リ	一他一12(2)	

表リー他-8 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機) 仕様

_,	可よの対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許	可との対応 施設名称	所內通信連絡設備
設	備・機器名称	{8007-17} 通信連絡設備
	機器名	所內通信連絡設備 (無線機)
変	更内容	変更なし
設	置場所	事務棟(緊急対策本部)
員	数	1 式 (12 台)
	型式	
	主要な構造材	_
般	寸法 (単位:mm)	_
仕	その他の構成機器	_
様	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	_
	核燃料物質の臨界防止	_
技	安全機能を有する施設の地盤	_
術	地震による損傷の防止	_
基準	津波による損傷の防止	_
準に	外部からの衝撃による損傷の防止	
基	加工施設への人の不法な侵入等の	_
坐づ	防止	
<	閉じ込めの機能	_
· 仕	火災等による損傷の防止	_
様	加工施設内における溢水による損	
	傷の防止	
	安全避難通路等	
	安全機能を有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機 能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1]
	<b>↑</b> ↑水  17. ▲ k/# /∱	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
-	搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	_
	核然科物質の貯蔵施設 警報設備等	_
-	放射線管理施設	_
	<b>廃棄施設</b>	_
-	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
-	換気設備	
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機) は、バッテリ を備え 外部電源が期待できない場合でも 動作可能したる
j	<b>囲信連絡設備</b>	を備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [25.1-F1] 所内通信連絡設備として、{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)を備え、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機) の配置を図り
$\perp$	他許可で求める仕様	-他-10(1)に示す。
-0	15元世じ来の台仕様 - 1	_
この( (s付)		図リー他-10(1)

## 表リー他-9 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) 仕様

許可との対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 仕様
	所内通信連絡設備
設備・機器名称	
機器名	所内通信連絡設備(固定電話機)
変更内容	変更なし
設置場所	事務棟、保安棟
<u>員数</u>	
型式	1 式 (事務棟:1 台、保安棟:1 台)
主要な構造材	_
士安な構造的 寸法 (単位:mm)	_
十二、一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	
士 その他の構成機器 その他の性能	_
C +> IET +> IT IIE	_
核燃料物質の状態	_
核燃料物質の臨界防止	_
安全機能を有する施設の地盤	
地震による損傷の防止	
津波による損傷の防止	
外部からの衝撃による場所の吐し	_
加工施設への人の不法な侵入等の	
	_
防止	
閉じ込めの機能	
火災等による損傷の防止	_
加工施設内における溢水による損 傷の防止	
安全避難通路等	
<b>女王赶</b> 無地時守	
安全機能を有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1]  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を確認するための検査及び試験があると
材料及び構造	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_
警報設備等	_
放射線管理施設	_
廃棄施設	
Let labeled at the tetra	
核燃料物質等による汚染の防止	
遮蔽	

表リー他-9 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F2] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合 でも動作可能とする。{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定 電話機) は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称				
<i>₹0</i>	通信連絡設備 )他許可で求める仕様	[25.1-F1] {8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)を設置し、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。 {8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) の配置を図リー他-10(1)に、系統図を図リー他-12(2)に示す。				
添作		図リー他-10(1)、図リー他-	12 (2)			

表リー他-10 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) 仕様

	56	/アアトア週間連縮設備(肝内携帯電話機 (PHS アンテナ)) 仕
許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名	<b></b>	{8007-20} 通信連絡設備
機器名		所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))
変更内容		改造 (再据付け)
設置場所		事務棟、保安棟
員数		
型式		1 式 (事務棟:1 台、保安棟:1 台)
一主要な構造	±.++	_
		_
7 12-1 ( ) ]		_
C 12   C 12		_
C 42 1E 42 1		_
核燃料物質		_
核燃料物質	ぼの臨界防止 アルマン アンディ	_
支 安全機能を	オする施設の地盤	_
but	損傷の防止	
7	損傷の防止	_
		_
	衝撃による損傷の防止	_
	の人の不法な侵入等の	_
が止		
閉じ込めの		_
+ 火災等によ	る損傷の防止	_
☀ 加工施設内	における溢水による損	
傷の防止		_
安全避難通	路等	
安全機能を	有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
		能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	告	
搬送設備		
核燃料物質	の貯蔵施設	_
警報設備等		_
放射線管理力	施設	
廃棄施設		
	等による汚染の防止	
遮蔽	0117/20/0111	_
換気設備		
17 AND IT		
非常用電源記	<b>设備</b>	[24.2-F1] {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、そのバッテリから{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

表リー他-10 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F2] {8007-16}通信連絡設備 所内通信非常用電源設備A 非常用発電機に打でも動作可能とする。{8007-20} 運内携帯電話機 (PHS アンテナ))は、絡設備 (電話交換機)から給電し、作可能とする。 以上を次表に示す。  設備・機器名称機器名 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	接続し、外部 通信連絡設備 {8007-16}; 外部電源が (C バッテリを 備える	『電源が期待 所内通信』 通信連絡設備	できない場合 連絡設備 (所 所 所 内 通信連 い場合でも 動 : 該当なし)
	通信連絡設備	[25.1-F1] {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機 (PHS) により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。 {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))の配置を図リー他-10(1)に、系統図を図リー他-12(2)に示す。			
20	)他許可で求める仕様	-	_		
添作	   	図リー他-10(1)、図リー他-	12 (2)		

表リー他-11 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) 仕様

	-  許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応	施設名称	所內通信連絡設備
設備・機器名	<b>名称</b>	{8007-21}通信連絡設備
機器名		所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))
変更内容		改造(追加)
設置場所		屋外
員数		1 式 (9 台)
型式		
一 主要な構	造材	
般 寸法 (単		
	構成機器	_
様その他の		_
	質の状態	_
	質の臨界防止	_
	を有する施設の地盤	_
/	る損傷の防止	_
# 10/2010 8		
推 律扱によ	る損傷の防止	_
	の衝撃による損傷の防止	
	への人の不法な侵入等の	_
べ 防止	Tall Al-	
/ 閉じ込め		_
	よる損傷の防止	_
	内における溢水による損	
傷の防止		_
安全避難	通路等	_
安全機能	を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持されための
材料及び	<b></b>	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
搬送設備	T-LE	_
	質の貯蔵施設	_
警報設備等		_
放射線管理		_
廃棄施設	王力匹良文	_
	質等による汚染の防止	<del>-</del>
遮蔽	4 中による行来の例止	<del>-</del>
換気設備		
1英×100円		
非常用電源		[24.2-F1] {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。({8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) は、第3次申請にて申請済み。)

表リー他-11 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F2] {8007-21}通信連絡設備 所内通信は、{8001}非常用電源設備 No.1 非 No.2 非常用発電機に接続している絡設備(放送設備(アンプ))かられできない場合でも動作可能とする。以上を次表に示す。  設備・機器名称機器名称機器名通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	F常用発電機 (8007-10) 通 合電すること (C バッテリを 備える	、{8003}非常 通信連絡設備	常用電源設備 所内通信連 部電源が期待 : 該当なし)
	通信連絡設備	[25.1-F1] {8007-21}通信連絡設備 所内通信設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信設置し、{8007-10}通信連絡設備 所に接続し、{8007-10}通信連絡設備プ))に付属するマイクにより屋外は{8007-10}{8007-12}通信連絡設備プ))に付属するマイクによる、{807}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備ーカ))からの事業所内建物間において12}通信連絡設備所内通信連絡設備所内通信連絡設備所内通信連絡設備所内通信連絡設備所内通信連絡設備所内通信連絡設置する。 {8007-21}通信連絡設備所内通信連絡設備配置を図リー他ー10(1)に示す。	内通信連絡語 所内通信連 計所内通信連 が 所内通信連 が 所内通信連 が 所内通信連 ける相互のが 備(放送設行 加工棟、第 2 連絡設備(が 連絡設備(が	空備(放送設格設備(放送 終記では、 を を で を を を を を を を を を を を を を を で の で の	備(アンプ)) 送設備(アン る。 送設備(アン 007-5} {8007- 送設備(スピ する。({8007- は、第4次 務棟(緊急対
20	の他許可で求める仕様		_		
添作	<b></b>	図リー他-10(1)、図リー他-	12 (1)		

屋外に設置する設備・機器であり、防水性能を有する設備・機器にすることとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

表リー他-12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

		<u> </u>	
許同	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
		施設名称	上水送水用緊急遮断弁
設備	設備・機器名称		{8060} 緊急設備
1	機器名		上水送水用緊急遮断弁
			{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁
_	更内容		新設
設體	登場所		屋外(第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)
   員数	**		{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 : 2基
			{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁 : 1基
	型式		_
ÁD.	主要な構造		本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位	Z:mm)	_
仕様	その他の様	<b>靠成機器</b>	制御盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表(別表2)に示す。
	その他の性	能	_
	核燃料物質	「の状態	_
	核燃料物質	『の臨界防止	_
技			[5.1-F1]
術	<b>宁</b> 入杨 45 4	ナナッセーニュルー	緊急遮断弁(冷却水)、上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は
基	女王機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された
準			第1廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。
に			[6.1-F1]
基			[8060] 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁の耐震重要度分類は第3類と
づ			する。なお、上水送水用緊急遮断弁は震度5弱相当の地震時においても
<			確実に作動させる設計とするため、耐震重要度分類第1類相当の地震力
仕			に耐える固定を行う。上水送水用緊急遮断弁は、鋼製の配管で接続し、
様	44年)ァトフ	担佐の吐山	標準支持間隔以下で弁及び配管一体で支持構造物に固定する。支持構造
	地展による	損傷の防止	物は、第1廃棄物貯蔵棟の壁面にアンカーボルトで固定する。
			[8060-2] 緊急設備 溢水時手動閉止弁の耐震重要度分類は第3類とす
			る。溢水時手動閉止弁は、鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁
			及び配管一体で支持構造物に固定する。支持構造物は、第1廃棄物貯蔵
			棟の壁面にボルト等で固定する。
	津波による	損傷の防止	—
			(竜巻)
			(落雷)
			_
			(極低温 (凍結))
			[8.1-F2]
			上水送水用緊急遮断弁は大阪管区気象台において過去に観測された最
			低気温-7.5 ℃でも作動する機器を設置する。
	Ы 호마 > -	(46年度) - 1 1.日 ガー - 11. ・	・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁
	外部からの	衝撃による損傷の防止	The Late of the state of the st
			また、上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台
			において過去に観測された最低気温-7.5 ℃でも作動するよう、内部流体
			の凍結防止のため保温材を設置する。
			· {8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁
			・{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁
			( .l., l.)
			(火山活動(降下火砕物))
			(積雪)
			(頂) 一

# 表リー他-12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止加工施設への人の不法な侵入等の	(生物学的事象)  (航空機落下)  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))  (電磁的障害) [8.2-F2]  上水送水用緊急遮断弁のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等による機能喪失を防止する。機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 ○設備の安全機構({8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁)  (交通事故(自動車))  ——————————————————————————————————
	防止 閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F4] 第1廃棄物貯蔵棟における溢水量抑制のため、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、震度 5弱相当の地震が発生した際に本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。 また、さらなる溢水防止対策として、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて自動閉止する {8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟への上水の送水を停止することで、第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。
	安全避難通路等	(内なり) (これり。
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
	材料及び構造	当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 —
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	
	警報設備等	[18.2-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの 信号を受けて上水送水用緊急遮断弁を自動閉止し、第1廃棄物貯蔵棟へ の上水の送水を停止することで第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制す る。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。

#### 表リー他-12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

技術基準に基づ	警報設備等	○設備の安全機構(地震発生時 上水遮断インターロック) ・感震計の作動震度: 計測震度 (震度5弱相当) (1) ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 ・{8042-2}緊急設備 感震計 (表リー他-4) 上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。
<	放射線管理施設	_
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	の他許可で求める仕様	_
添付図		図リー他 $-7$ (1)、図リー他 $-16$ (2)、図リー他 $-16$ (3)、図リー他 $-16$ (5) $\sim$ 図リー他 $-16$ (7)

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー他-12(別表1) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼
	上水配管	鋼
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	アンカーボルト	鋼
	上水送水用緊急遮断弁	金属製
	溢水時手動閉止弁	金属製

\*\*<sup>\*</sup> 以上の強度を有する材料

表リー他-12 (別表2) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 安全機構及びインターロックに関する機器の構成と仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
緊急設備 上水送水用緊急遮断弁(2)	[8060] 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁:1箇所 <sup>(1)</sup>	図リー他-16(6)
系心故伽 工小医小用系心感例开	[{8042-2}緊急設備 感震計:1箇所 <sup>(1)</sup>	図リー他―16(7)

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042)緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。

# 表リー他-13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

許古	「との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
b I. H.	, C V///////////////////////////////////	施設名称	送水ポンプ自動停止装置
設備・機器名称		ih-	{8061} 緊急設備
機器名		小	送水ポンプ自動停止装置
炒	()发布·石		{8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁
-det sa	: J. ; .		新設({8061)緊急設備 送水ポンプ自動停止装置)
変り	刊容		改造({8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁)
			発電機・ポンプ棟: [8061] 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置
設能	置場所		屋外: {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁
			{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 : 1 基
員数	Ź		{8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁 : 5 基
	型式		_
_	主要な構造	告材	本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位		——————————————————————————————————————
仕	714 (41	·	制御盤
様	その他の権	<b></b>	安全機構及びインターロックに関する機器を本表(別表2)に示す。
	その他の性	生能	——————————————————————————————————————
	核燃料物質		_
		質の臨界防止	_
技	120,66071 120 5	₫ ^> MIIO I. 1971-77	[5. 1-F1]
術			送水ポンプ自動停止装置は安全機能を有する施設を十分に支持するこ
基	安全機能	を有する施設の地盤	とができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。
準			溢水時手動閉止弁は液状化のおそれのない地盤に設置する。
にに			価が時子動用正弁は依然にジスティーのジスマラビ監に取過する。 「6.1-F1]
基			[0.1 F1]   {8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置の耐震重要度分類は第3類
			とし、送水ポンプ自動停止装置制御盤を発電機・ポンプ棟にボルト等で
づ			
<	山原シェル	地震による損傷の防止	固定する。
仕	地震による		【 8061-2】緊急設備 溢水時手動閉止弁の耐震重要度分類は第3類とす
様			{8061-2}
			構造物等により固定する、又は屋外配管ピット内に固定する。支持構造
	Manager 1	7 担佐の吐山	物は、第2加工棟の壁面等にボルト等で固定する。
	津波によっ	る損傷の防止	(辛米)
			(竜巻)
			(本本)
			(落雷)
			(45/0.2B (25/4.))
			(極低温(凍結))
			[8,1-F2] *** ** *** *** *** *** *** *** *** **
			溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気
			温-7.5 ℃でも作動するよう、内部流体の凍結防止のため保温材を設置す
	外部からの	の衝撃による損傷の防止	5.
	.,,,,,		・ {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁
			(人,,,,),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			(火山活動(降下火砕物))
			(李丰宗)
			(積雪)
			( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
			(生物学的事象)

# 表リー他-13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

技術基準に		(航空機落下) 一 (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機 落下火災)) 一
基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(電磁的障害) [8.2-F2] 送水ポンプ自動停止装置のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等による機能喪失を防止する。機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 ○設備の安全機構({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置)
		(交通事故(自動車)) —
	加工施設への人の不法な侵入等の 防止	_
	閉じ込めの機能	_
	火災等による損傷の防止	_
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	[12.1-F4] 第2加工棟における溢水量抑制のため、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する配管に{8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。 また、さらなる溢水防止対策として、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する系統に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて送水用ポンプを自動停止する{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第2加工棟への循環冷却水及び上水の送水を自動停止することで、第2加工棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表2)に示す。
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		The Great Annual Company of the Comp
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	_
	搬送設備	
	核燃料物質の貯蔵施設   警報設備等	- [18.2-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて送水ポンプ自動停止装置が作動し、第2加工棟への送水を
		自動停止することで第2加工棟の内部溢水量を抑制する。

### 表リー他-13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

技術基準	警報設備等	○設備の安全機構({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置) ・感震計の作動震度: 計測震度 【 【 (震度 5 弱相当) (1) ・循環冷却水ポンプ電源用遮断器(電磁接触器) ・上水ポンプ電源用遮断器(電磁接触器) ・{8042-2}緊急設備 感震計 (表リー他-4)
に	放射線管理施設	_
基	廃棄施設	_
づ	核燃料物質等による汚染の防止	_
<	遮蔽	_
仕	換気設備	_
様	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添付図		図リー他-7 (1)、図-他-16 (1)、図-他-16 (3)、図リー他-16 (8)、図リー他-16 (9)

<sup>(1)</sup> 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

### 表リー他-13 (別表1) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	制御盤(送水ポンプ自動停止装置)	金属製
	アンカーボルト	鋼

<sup>\*</sup> \_ \_ 以上の強度を有する材料

## 表リー他-13 (別表2) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 安全機構及びインターロックに関する機器の構成と仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
	循環冷却水ポンプ用電源遮断器(電磁接触器):7基	図リー他-16(8)
{8061} 送水ポンプ自動停止装置(2)	上水ポンプ用電源遮断器(電磁接触器): 2 基	図リー他-16 (9)
	{8042-2}緊急設備 - 感震計:1箇所 <sup>(1)</sup>	

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁と共用する。

# 表リー他-14 計量設備 上皿電子天秤 仕様

	李司采只 (□ (□)	工 4
許	可との対応 施設名称	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
		計量設備
	備・機器名称	{8068} 計量設備
7	幾器名	上皿電子天秤
変	更内容	改造
	置場所	第2加工棟
員		1式 (12台)
	型式	
-	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
般	寸法 (単位:mm)	
仕	その他の構成機器	_
様	その他の性能	_
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
		[4.1-F1]
技	核燃料物質の臨界防止	質量の核的制限値を設ける設備・機器において取り扱う核燃料物質の
術	DAMMAL DA PA A MINALIPATE	質量が核的制限値未満であることを確認するため、上皿電子天秤を設置
基	The A LOUGH PARTY AND A LOUGH	する。
準	安全機能を有する施設の地盤	_
に基	地震による損傷の防止	_
左づ	津波による損傷の防止	_
<	外部からの衝撃による損傷の防止	_
仕	加工施設への人の不法な侵入等の	
様	防止	_
1.41	閉じ込めの機能	_
		[11. 3-F1]
	火災等による損傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ
		以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	加工施設内における溢水による損	材料を本表(別表1)に示す。
	傷の防止	_
	安全避難通路等	
	久 工 <u>超</u> 和 刊	
		設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び
		基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、
		圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機
	安全機能を有する施設	能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1]
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
-	核燃料物質の貯蔵施設	_
-	警報設備等 ************************************	_
-	放射線管理施設	_
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	_
	巡敝 換気設備	—
-	非常用電源設備	—
	チェース	_
	世15 連給設備 他許可で求める仕様	
添付		三 图 II _ Wt 1 _ 4
11/11/1	<del></del>	図リー他-14

表リー他-14(別表1) 計量設備 上皿電子天秤 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	本体	金属製

# 表リー他-15 放射線測定装置 仕様

		<u> </u>	世 1 5 放射脉例是表直
許	可との対応	許可番号(目付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
		施設名称	計量設備 放射線測定装置
設位	備・機器名種	尔	{8068-2}
	機器名		放射線測定装置
The T	<del></del>		_
-	更内容		変更なし
-	置場所		第1加工棟(1)
員刻			1式 (1台)
	型式		半導体式
் நாட	主要な構造		本表(別表1)に示す。
I	4 12-1 ( ) 12-		_
	, , ,		_
様	その他の性		_
	核燃料物質		_
<u> </u>		の臨界防止	_
技		有する施設の地盤	_
術	地震による	損傷の防止	_
基準	津波による	損傷の防止	_
準	外部からの	衝撃による損傷の防止	_
にせ	加工施設へ	の人の不法な侵入等の	
基づ	防止		_
<	閉じ込めの	機能	_
仕			[11. 3-F1]
様	ル巛竺ァト	る損傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ
12K	八火寺によ	る損傷の防止	以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。
			材料を本表(別表1)に示す。
		における溢水による損	
	傷の防止		_
	安全避難通	路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び
			基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、
			圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機
	安全機能を	有する施設	能を発揮するよう設置する。
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
-	Libial Transition	\d	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構	造	_
	搬送設備	- B. L Mar 17 - A. B.	_
	核燃料物質	の貯蔵施設	_
-	警報設備等		_
-	放射線管理	施設	_
-	廃棄施設		_
-	核燃料物質	等による汚染の防止	_
	No.		[22. 1–B1]
1	遮蔽		周辺監視区域境界における線量を十分に低減できるよう固体廃棄物中
-	Lh ⊢=n. №		に含まれるウラン量を管理するため、放射線測定装置を設置する。
-	換気設備	An All.	_
	非常用電源		_
	通信連絡設備		_
	他許可で求る	める仕様	_
派付			_
(1)	第1加工棟に	こおいて使用するほか、	第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び居外に移

<sup>(1)</sup> 第1加工棟において使用するほか、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び屋外に移動させ使用する場合がある。)

## 表リー他-15 (別表1) 放射線測定装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	_	_
ウランを取り扱う部位	_	_
その他	本体	金属製

## 追第3次 表リー4-1 (1/2) 非常用設備⑥

世界3次 - スソー4ー1 (1/2) - 介帛用収開 <del>・</del>						
設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	安全避難通 路等	1式 (15 台)	改造(全数取 替え)	図
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	安全避難通 路等	1式 (47 台)	改造 (一部取替え、追加、 務り再据付け)	図
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通 路等	1 式	新設	図リー4- 1-1
第1加工棟	[8007-7]       通信連絡設備       所内通信連絡設備(放送       設備(スピーカ))	器具本体 (ス ピーカ)、配 <u>線</u>	<u>通信連絡設</u> <u>備等</u>	1式 (10 台)	<u>改造(全数取</u> 替え)	
第1加工棟	[8007-10] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設 備 (アンプ)) <sup>(1) (5)</sup>	器具本体 (ア ンプ、バッテ リ、マイク)、 配線	<u>通信連絡設</u> <u>備等</u>	1式 (1台)	改造(再据付け)	
第1加工棟	[8007-8] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機 (PHS アンテナ)) <sup>(1) (5)</sup>	器 具 本 体 (PHS アンテ ナ)、配線、 所内携帯電 話機 (PHS)	通信連絡設 備等	1式 (5 台)	改造(一部取替え・追加、 残り再据付け)	
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等によ る損傷の防 止 <u>警報設備等</u>	1式   熱感 ポット 型) : 27 知	改造(一部取替え・型式変更、 <u>一部移設、</u> 残り再据付 <u>け</u> )	図リー4- 1-3 図リー4- 1-9 図リー他- 16(第5 次)
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機) <sup>(1)</sup>	受信機本体、バッテリ、配線	火災等によ る損傷の防 止	1式 [受信機:1] 台(P型受 [信機)	改造 (再据付け)	
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等によ る損傷の防 止	1 式 ABC 粉末消 火器 10 型 : 20 本 ABC 粉末消 火器 20 型 : 13 本 ABC 粉末消 火器 50 型 : 2 本	増設 (1 本撤 去、3本増設)	⊠リ-4- 1-4

追第3次 表リー4-1 (2/2) 非常用設備(6)

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	<u>{8044}</u> <u>緊急設備</u> コンクリート閉止部	_	<u>外部からの</u> 衝撃による 損傷の防止	1式	改造	図へ-2-1-1(第 3次) 図へ-2-1-4(第 3次) 図へ-2-1-46 (第3次) 図へ-2-1-47 (第3次) 図へ-2-1-48 (第3次)
第1加工棟	_{8063} <u>緊急設備</u> <u>大型外扉</u>	_	<u>外部からの</u> 衝撃による 損傷の防止	<u>1式</u>	<u>改造</u>	$\begin{array}{c}  200000000000000000000000000000000000$
第1加工棟	<u>{8064}</u> <u>緊急設備</u> <u>外扉</u>	_	<u>外部からの</u> 衝撃による 損傷の防止	<u>1式</u>	改造	図へ-2-1-1(第 3次)   図へ-2-1-4(第 3次)   図へ-2-1-35   (第3次)   図へ-2-1-36   (第3次)   図へ-2-1-41   (第3次)

- (1) 耐震重要度分類第3類とする。
- (2) (欠番)
- (3) (欠番)
- <u>(4) (欠番)</u>
- (5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備(放送設備)と所内通信連絡設備(所内携帯電話機) の2種類になる。
- (6) 第3次申請で第1加工棟の付属設備として仮移設するとした {8012-3} 消火設備 屋外消火栓及び {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管は、第5次申請で {8012-2} 消火設備 屋外消火栓として本設するに当たり、第1加工棟の付属設備から除き独立させることとする。これに伴い、第3次申請の非常用設備の仕様表(表リー4-1)から、 {8012-3} 消火設備 屋外消火栓及び {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管に係る記載を除き、第5次申請の非常用設備の仕様表(追第3次 表リー4-1 (本表))のとおりとする。これら除いた記載については、 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓を第1加工棟の付属設備から独立させることに伴い、第5次申請の {8012-2} 消火設備 屋外消火栓の仕様表(表リー他-2)に記載することとする。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<u>一重</u> 下線で示す。

先行申請からの追加記載分を<u>二重下線</u>で示す。 [8009-5] 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に付属する発信機を追加する。第1加工棟の建物本体に設置する [8044] 緊急設備 コンクリート閉止部、 [8063] 緊急設備 大型外扉、 [8064] 緊急設備 外扉を第1加工棟の付属設備とする。

## 追第4次 表リー2-1 (1/2) 建物の付属設備

	- 原布すい	(A) 2 1 (	1/2/	:100 0 2 1 7 /西 1 2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>
[8007] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放 送設備(スピーカ)) <sup>(1)</sup>	改造(全数取 替え)	<u>1式</u> (66台)	器具本体(スピーカ)、配線		<u>第2加工棟</u> <u>(表ハー2-1)</u>
[8007-12] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放 送設備(アンプ))	改造(再据付け)	<u>1式</u> <u>(1台)</u>	器具本体 (ア ンプ、バッテ リ、マイク)、 配線		<u>第2加工棟</u> <u>(表ハー2-1)</u>
[8007-11] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所 内携帯電話機(PHS ア ンテナ))		1式 (15台)	アンテナ) <sup>(3)</sup> 、	$\boxtimes J - 2 - 1 - 2 - 1 \sim$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 2 - 5$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 1 0$	第2加工棟 (表ハー2-1)
{8007-13} 通信連絡設備 所內通信連絡設備(固 定電話機)	変更なし	1式 (23台)		$\boxtimes J - 2 - 1 - 2 - 1 \sim$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 2 - 5$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 10$	第2加工棟 (表ハー2-1)
(8009) 火災感知設備 自動火災報知設備(感 知器) <sup>(1)</sup>	り再据付け)	熱感知器(スポッ ト型): 280 台 煙感知器(スポッ ト型): 90 台	器具本体 <sup>(3)</sup> 、 配線		第2加工棟 (表ハー2-1)
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受 信機)	改造(再据付け)	_	受信機本体、バッテリ、配線		第2加工棟 (表ハー2-1)
[8010] 消火設備 消火器	增設 (一部移 設、追加)	1式 ABC 粉末消火器 10 型: 102 本 ABC 粉末消火器 50 型: 17年本 及器: 17末消火器 20 型: 17末消火器 20 型: 19本 发器: 19水 发器: 3水 大器: 14 水 大器: 14 木器: 14	消火器		第2加工棟 (表ハー2-1)
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	避難通路表示	$ ⊠ 𝔰 - 2 - 1 - 1 - 1 \sim $ $ ⊠ 𝔰 - 2 - 1 - 1 - 5 $	第2加工棟 (表ハー2-1)
{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造(全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、 ランプ、バッ テリ、配線	$\boxtimes J - 2 - 1 - 1 - 1 \sim$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 1 - 5$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 7$ $\boxtimes J - 2 - 1 - 1 4$	(表ハー2-1)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造(一部取替え、追加、 残り再据付け)	1式 (74台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、 ランプ、バッ テリ、配線		第2加工棟 (表ハー2-1)
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備(感 知器)	撤去	l 式	_	_	第 2 廃 棄 物 貯 蔵棟 (表ト-2-1)

追第4次 表リー2-1 (2/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用       工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>
{8010-8} 消火設備 消火器	撤去	1 式 ABC 粉末消火器 50 型:2本	_		第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8038-3} 緊急設備 非常用照明	撤去	1式 (2台)	_	_	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8007-5}   通信連絡設備   所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	<u>新設</u>	<u>1 式</u> <u>(1 台)</u>	器具本体 (ス ピーカ) <sup>(3)</sup> 、 配線		<u>第5廃棄物貯蔵棟</u> (表ト-4-1)
[8007-6] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所 内携帯電話機(PHS ア ンテナ))	新設	1式(1台)	1	図 リ $-2-1-6$ 図 リ $-2-1-10$	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感 知器)	新設	1式 熱感知器 (スポット 型、防爆型):3台			第5廃棄物貯蔵棟 (表トー4-1)
{8010-4} 消火設備 消火器	新設	1 式 ABC 粉末消火器 50 型:2本 ABC 粉末消火器 10 型:1本	消火器	⊠ y − 2 − 1 − 6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8034} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	避難通路表示	図リー2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037} 緊急設備 非常用照明	新設	1式 (3台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線		第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037-2} 緊急設備 誘導灯	新設	1 式 (1 台 (防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	$\boxtimes y - 2 - 1 - 6$ $\boxtimes y - 2 - 1 - 8$ $\boxtimes y - 2 - 1 - 14$	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)

- (1) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設({8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))、{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯)を含んでおり、第4次申請において仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行う。
- (2) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、第4次申請において適合性を確認する。
- (3) 屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<u>一重</u> 下線で示す。

## 追第2次 表リー2-6 試験開発設備 試験設備ベース 仕様

	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可との対応	+/>n, /-, x/	試験開発設備
	施設名称	一式(1)
	h-	{8083-3}
設備・機器名称 機器名	'n	試験開発設備
		試験設備ベース
変更内容		撤去
設置場所		第2加工棟 第2-1作業支援室(2)
員数		1台
型式		H型鋼組合せ型
一 主要な構造	-, -	鋼
般 寸法 (単位	ī: mm)	概略寸法:
仕 その他の構		_
様 その他の性	能	_
核燃料物質	で状態	_
	で臨界防止	_
技		[4.3-F1]
術し火災等によ	る損傷の防止 <sup>⑶ <u>⑷</u></sup>	撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れる
基	の頂陽の別止 一	おそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用
準		している。
	すする施設の地盤	_
	損傷の防止	_
	損傷の防止	_
/	衝撃による損傷の防止	
	の人の不法な侵入等の	
様防止		_
	における溢水による損	
傷の防止		
材料及び構		_
閉じ込めの	機能	_
遮蔽		_
換気		_
		[10. 1–F1]
核燃料物質	(1等による汚染の防止)	撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れる
(3) (4)		おそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウラン
		が浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
安全機能を	有する施設	_
搬送設備		_
警報設備等		_
安全避難通路等		_
核燃料物質の貯蔵施設		_
廃棄施設		_
放射線管理施設		
非常用電源設備		_
通信連絡設施	備	
その他許可で求	める仕様	[99-F3]
	-> 4 174	設備・機器の撤去を行う。
添付図		図リ $-1-1$ 、図リ $-1-2$ 、図リ $-1-5$

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18·10·31原第30号にて 許可)に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可(平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可)に基づき、第 2 加工棟第 3 開発室の部屋名称を第 2 加工棟第 2 1 作業支援室に変更する。
- (3) <u>第2次</u>申請では、設備・機器の適合性確認として、撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を確認する(外観)。 <u>第4次</u>申請では、建物の適合性確認として、第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁 に対する核燃料物質等による汚染防止の措置の状態を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「リ. その他の加工施設」 に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を<br/>
<u>一重下線</u>で示す。

先行申請からの追加記載分を<u>二重下線</u>で示す。

# 4. 添付図一覧表

4. 你们 凶一見衣 番号	名称
図リー1-1-1	その他の加工施設(建物・構築物) 配置図
	CV/ICV////1工//// (是例 情采例) 配色图
図リー建一1-1	発電機・ポンプ棟 平面図(1階・R階)
図リー建一1-2	発電機・ポンプ棟 立面図
図リー建一1-3	発電機・ポンプ棟 断面図
図リー建一1-4	発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤 (土質柱状図)
図リー建一1-5 (1)	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1階)
図リー建一1-5 (2)	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1FL+2850、R階)
図リー建一1-5 (3)	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)
図リー建一1-5 (4)	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止(1通り、2通り、3通り、4通り、 5通り軸組図)
図リー建一1-6	発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細
図リー建一1-7 (1)	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1階・R階)
図リー建一1-7 (2)	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (立面図)
図リー建一1-8	発電機・ポンプ棟 建具表
図リー建一1-9	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図
図リー建一1-10(1)	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉 95)詳細図 部材表
図リー建一1-10(2)	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉 96)詳細図 部材表
図リー建一1-10(3)	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉 97)詳細図 部材表
図リー建一1-10(4)	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉 98)詳細図 部材表
図リー建一1-11	発電機・ポンプ棟 追加設置扉(扉 98)の開口補強要領
図リー建一1-12(1)	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (1 階・R階)
図リー建一1-12(2)	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (立 面図)
図リー建一1-13(1)	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (1階・R階)
図リー建一1-13(2)	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (立面図)
図リー建一1-13(3)	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (断面図)
図リー建一1-14(1)	発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁
図リー建一1-14(2)	発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁
図リー建一1-14(3)	発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ
図リー建一1-14(4)	発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ
図リー建一1-15(1)	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1 階)
図リー建一1-15(2)	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(R階)
図リー建一1-16(1)	発電機・ポンプ棟 1 階床伏図兼構造区分図
図リー建一1-16 (2)	発電機・ポンプ棟 R階はり伏図兼構造区分図
図リー建一1-17(1)	発電機・ポンプ棟 軸組図A通り、B通り
図リー建一1-17(2)	発電機・ポンプ棟 軸組図1通り、2通り、3通り、4通り、5通り
図リー建一1-18 (1)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面
図リー建一1-18 (2)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

番号	名称
図リー建一1-18(3)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図リー建一1-18 (4)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁
図リー建一1-18 (5)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト スラブ
図リー建一1-19 (1)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (平面図 1階、R階)
図リー建一1-19(2)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁(断面図 A通り、B通り)
図リー建一1-19 (3)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁(断面図 1通り、2通り、3通り、 4通り、5通り)
図リー建一2-1	遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 土質柱状図
図リー建一2-2	遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 配置図及び姿図
図リー建一2-3	遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 配筋図

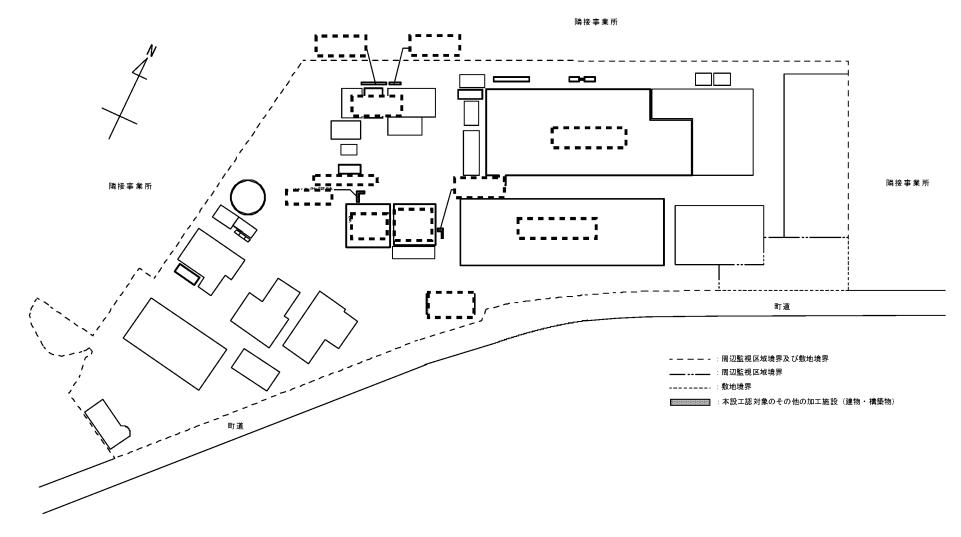
番号	名称						
図リー2	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図						
図リー設-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置						
図リー設-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(3階)						
図リー設-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)						
図リー設-2-1 (1)	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 配置図						
図リー設-2-1(2)	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機						
図リー設-2-1 (3)	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 重油タンク部(補強詳細図)						
図リー設-2-1 (4)	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機(本体基礎図)						
図リー設-2-2 (1)	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 (1/2)						
図リー設-2-2(2)	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 (2/2)						
図リー設-2-2 (3)	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 (本体基礎図)						
図リー設-2-2(4)	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)						
図リー設-2-3 (1)	非常用電源設備A 非常用発電機 (1/2)						
図リー設-2-3(2)	非常用電源設備A 非常用発電機 (2/2)						
図リー設-2-3 (3)	非常用電源設備A 非常用発電機(本体基礎図)						
図リー設-2-3(4)	非常用電源設備A 非常用発電機(重油タンク部基礎図)						
	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O						
図リー設-3-1	分析設備 粉末取扱フード No. 1						
図リー設-3-2	分析設備 粉末取扱フード No. 2						
図リー設-3-3	分析設備 粉末取扱フード No. 3						
図リー設-3-4 (1)	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3						
図リー設-3-4 (2)	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 (スクラバー)						
  図リー設-4-1	燃料開発設備 スクラップ処理装置						
図リー設-4-2 (1)	燃料開発設備 試料調整用フード (撤去・移設前)						
図リー設-4-2 (2)	燃料開発設備   試料調整用フード (撤去・移設後)						
図リー設-4-3	燃料開発設備   試料調整用フード No. 1						
図リー設-4-4	燃料開発設備   試料調整用フード No. 2						
図リー設-4-5 (1)	燃料開発設備 粉末取扱フード						
図リー設-4-5 (2)	燃料開発設備 粉末取扱フード (補強詳細図)						
図リー設-4-6 (1)	燃料開発設備プレス						
図リー設-4-6 (2)	燃料開発設備 プレス 囲い式フード詳細図						
図リー設-4-7 (1)	燃料開発設備 加熱炉						
図リー設-4-7 (2)	燃料開発設備 加熱炉 圧力逃がし機構(拡大図)						
図リー設-4-7 (3)							
図リー設-4-7 (4)	燃料開発設備 加熱炉(補強詳細図)						
図リー設-4-7-1 (1)	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構(機器配置図)						
図リー設-4-7-1 (2)	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)						
図リー設-4-7-1 (3)							
	1 2200 00000000000000000000000000000000						

番号	名称			
図リー設-4-7-1 (4)	燃料開発設備 加熱炉 過加熱防止機構 (機器配置図)			
図リー設-4-7-1 (5)	燃料開発設備 加熱炉 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)			
図リー設-4-7-1 (6)	燃料開発設備 加熱炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)			
図リー設-4-8 (1)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉			
図リー設-4-8 (2)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 圧力逃がし機構 (拡大図)			
図リー設-4-8-1 (1)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 (機器配置図)			
図リー設-4-8-1 (2)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)			
図リー設-4-8-1 (3)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 空気混入防止機構 (機器配置図)			
図リー設-4-8-1 (4)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 過加熱防止機構 (機器配置図)			
図リー設-4-8-1 (5)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)			
図リー設-4-8-1 (6)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)			
図リ一設-4-9 (1)	燃料開発設備 付帯安全系 ガス配管・機器構成図			
図リー設-4-9 (2)	燃料開発設備 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図			
図リー設-4-9 (3)	燃料開発設備 自動窒素ガス切替機構 配置図			
図リー設-4-9 (4)	燃料開発設備 自動窒素ガス切替機構 ボンベ架台図			
図リー設-4-9-1 (1)	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急停止機構 (機器配置図)			
図リー設-4-9-1 (2)	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急停止機構 (インターロック信号系統図)			
図リー設-4-9-1 (3)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料 開発設備 小型雰囲気可変炉) (機器配置図)			
図リー設-4-9-1 (4)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料 開発設備 小型雰囲気可変炉) (インターロック信号系統図)			
図リー設-4-9-1 (5)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉) (機器配置図)			
図リー設-4-9-1 (6)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加 熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉) (インターロック信号系統図)			

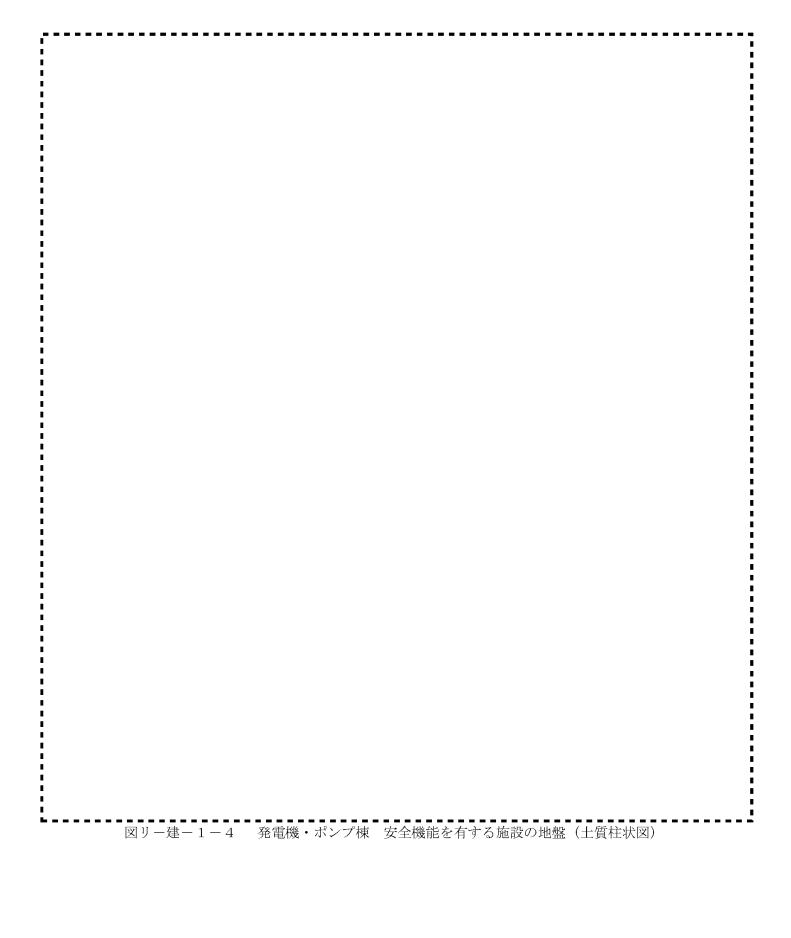
番号	名称
図リー他-1 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(1階、中2階)
図リー他-1 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(2階、3階)
図リー他-1 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (1階、中2階)
図リー他-1 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (2階、3階)
図リー他-1 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図 (1階、中2階)
図リー他-1 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(2階、3階)
図リー他-1 (7)	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(1階、中2階)
図リー他-1 (8)	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(2階、3階)
図リー他-2 (1)	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所內通信連絡設備 配置図(1階、2階)
図リー他-2 (2)	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(3階)
図リー他-2 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(1階、2階)
図リー他-2 (4)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (3階)
図リー他-2 (5)	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、2階) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(3階)
図リー他-2 (6) 図リー他-2 (7)	
図リー他-2(8)	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(1階、2階) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(3階)
因り一他一 2 (8)	第 3
図リー他-3	発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図
図リー他-4	消火設備 自動式の消火設備 配置図
図リー他-5 (1)	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図
図リー他-5 (2)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(1階) 消火警戒区域図
図リー他-5 (3)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(中2階) 消火警戒区域図
図リー他-5 (4)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(2階) 消火警戒区域図
図リー他-5 (5)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(3階) 消火警戒区域図
図リー他-5 (6)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(4階) 消火警戒区域図
図リー他-5 (7)	消火栓配管 屋外 配管図
図リー他-5 (8)	消火栓配管 第2加工棟内 配管図
図リー他-5 (9)	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図
図リー他-5 (10)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図
図リー他-5 (11)	消火設備 可搬消防ポンプ 配置図
図リー他-6 (1)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階(配置図)
図リー他-6(2)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階(警報信号系統図)
図リー他-6(3)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 中2階(警報信号系統図)
図リー他-6 (4)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階(配置図)
図リー他-6 (5)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階(警報信号系統図)
図リー他-6(6)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階(配置図)
図リー他-6 (7)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階(警報信号系統図)
	THE PERSON NAMED OF THE PERSON

番号	名称					
図リー他-6 (8)						
図リー他-6(9)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階(監直図) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階(警報信号系統図)					
図リー他-6 (10)	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟(配置図)					
図リー他-6 (11)						
	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟(警報信号系統図)					
図リー他-7 (1)	緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図					
図リー他-7 (2)	緊急設備 感震計 配置図					
図リー他-7 (3)	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス、プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 配置図					
図リー他-7 (4)	緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作 架台図					
図リー他-7 (5)	緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図					
図リー他-7 (6)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 配置図					
図リー他-7 (7)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図					
図リー他―7 (8)	緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図					
図リー他-7 (9)	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 配置図及び操作架台図					
図リー他-7 (10)	緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス) (焼却炉) 新設基礎図					
図リー他-8 (1)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい 警報盤 第2加工棟1階 配置図					
図リー他-8 (2)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい 警報盤 第2加工棟3階 配置図					
図リー他-8 (3)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい 警報盤 第1廃棄物貯蔵棟中2階、2階 配置図					
図リー他-9	緊急設備 可搬型照明 配置図					
図リー他-10(1)	周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図					
図リー他-10(2)	周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図					
図リー他-11(1)	非常用電源設備 系統図(1)					
図リー他-11(2)	配線用遮断器結線図(第2加工棟系統)(1)					
図リー他-11(3)	配線用遮断器結線図(第2加工棟系統)(2)					
図リー他-11(4)	配線用遮断器結線図(第1加工棟系統)					
図リー他-11(5)	配線用遮断器結線図(第1廃棄物貯蔵棟系統)(1)					
図リー他-11(6)	配線用遮断器結線図(第1廃棄物貯蔵棟系統)(2)					
図リー他-11(7)	配線用遮断器結線図(発電機・ポンプ棟系統)					
図リー他-11(8)	配線用遮断器結線図(事務棟・保安棟系統)					
図リー他-11 (9)	非常用電源設備 系統図 (2)					
図リー他-11(10)	配線用遮断器結線図(事務棟)(1)					
図リー他-11 (11)	配線用遮断器結線図(事務棟)(2)					
図リー他-12(1)	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備) 系統図					

番号	名称				
図リー他-12(2)	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))、所内通 信連絡設備(固定電話機)系統図				
図リー他-12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図				
図リー他-12(4)	発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図				
図リー他-12 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図				
図リー他-12(6)	第1加工棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図				
図リー他-13(1)	緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図				
図リー他-13(2)	緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図				
図リー他-13(3)	緊急設備 遮水板 固定詳細図				
図リー他-14(1)	計量設備 上皿電子天秤 配置図(1/2)				
図リー他-14(2)	計量設備 上皿電子天秤 配置図(2/2)				
図リー他-15	第1加工棟 火災感知設備 配置図				
図リー他-16(1)	第2加工棟 上水・循環水送水 系統図				
図リー他-16(2)	第1廃棄物貯蔵棟 上水・循環水送水 系統図				
図リー他-16(3)	緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)、上水送水用緊急遮断弁、溢水時手動閉止弁 配置図				
図リー他-16(4)	緊急設備 緊急遮断弁(冷却水) 循環冷却水(焼却炉) 架台図				
図リー他-16 (5)	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 配置・架台図				
図リー他-16(6)	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁(機器配置図)				
図リー他-16 (7)	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (インターロック信号系統図)				
図リー他-16 (8)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (機器配置図)				
図リー他-16 (9)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (インターロック信号系統図)				
図リー他-17	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機及び供給瓶 No. 2-1 供給瓶 配管 (一般冷却水)撤去範囲				

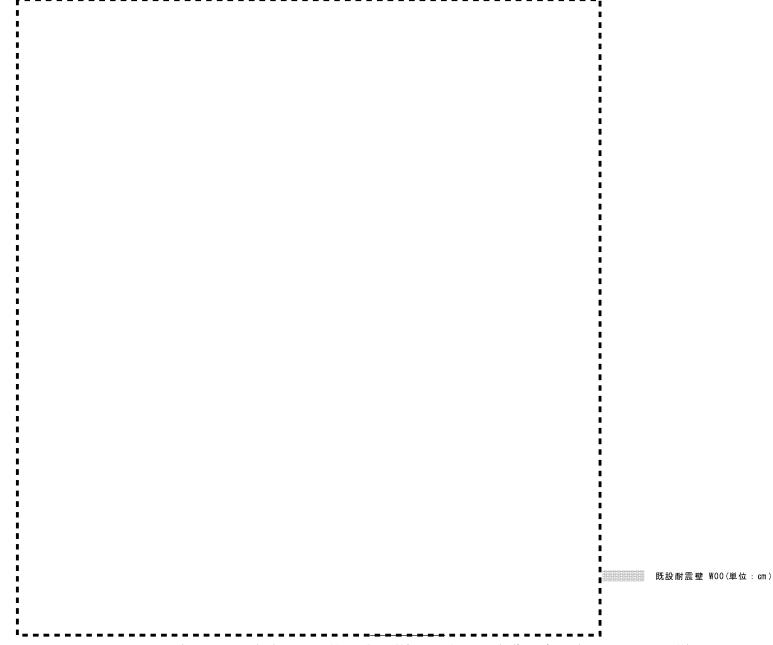


図リー1-1-1 その他の加工施設(建物・構築物) 配置図

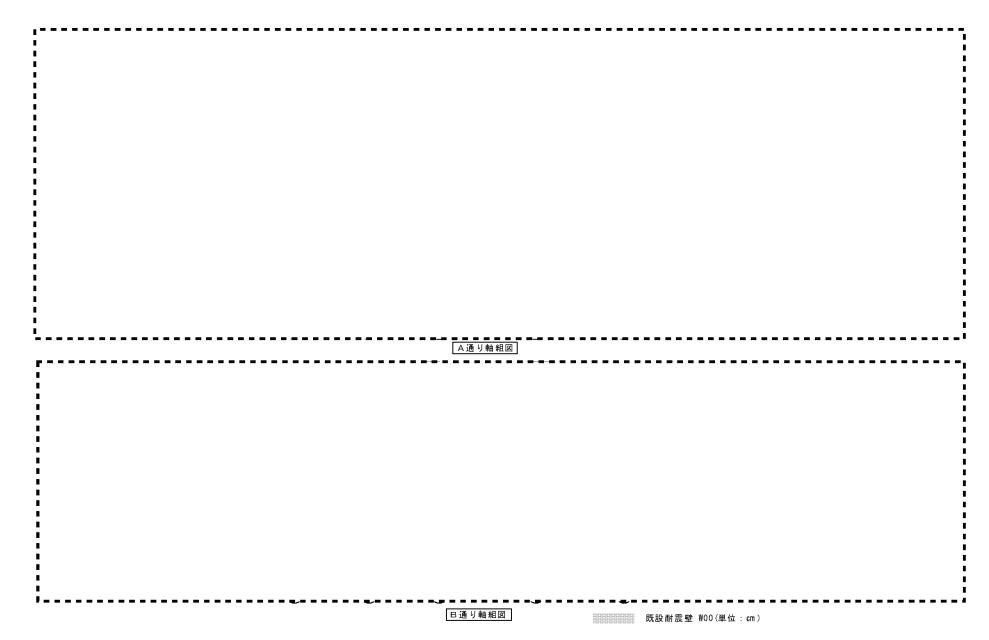


既設耐震壁 W00(単位:cm)

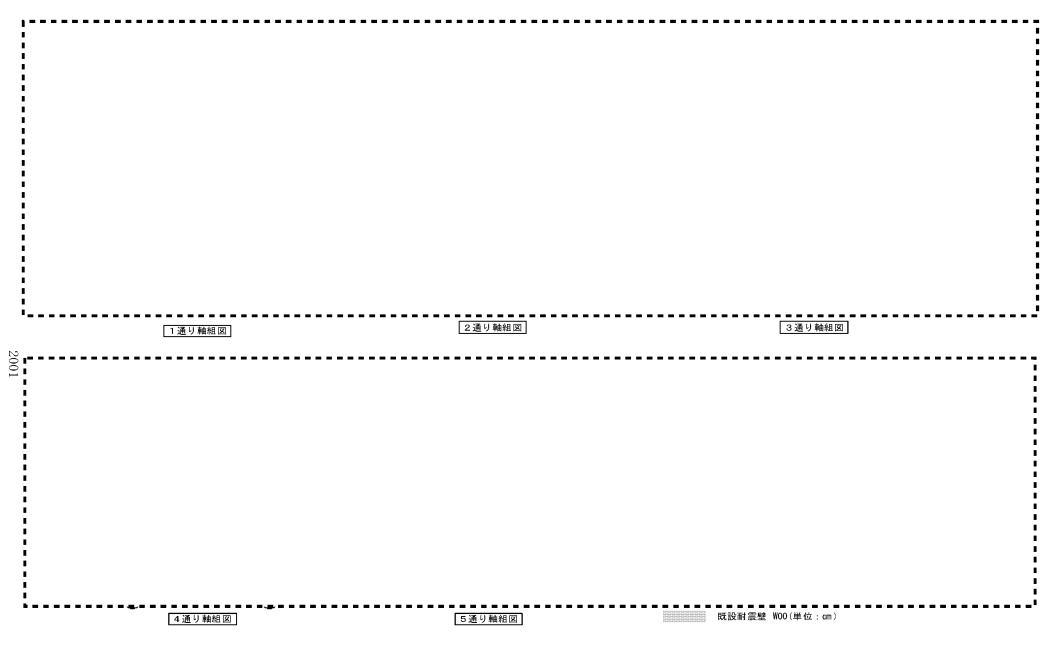
図リー建一1-5 (1) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1階)



図リー建-1-5 (2) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1FL+2850、R階)



図リー建一1-5 (3) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)



図リー建一1-5(4) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止(1通り、2通り、3通り、4通り、5通り軸組図)

改造建具 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事 【風圧】:竜巻の風圧力による損傷の防止 (一) 既設建具 (安全機能なし) F1 竜巻防護境界 改造建具の仕様は図リー建一1-8~図リー建-1-10に示す。 既設建具(安全機能なし)は、不燃性材料の建具とする。

図リー建一1-7(1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・R階)

ı		\	:
ı	^	-	•

改造建具の仕様は図リー建一1-8~図リー建-1-10に示す。 既設建具(安全機能なし)は、不燃性材料の建具とする。

外壁面の F1 竜巻防護境界は図リー建一1-7(1)の平面図を参照のこと。

○ 改造建具

竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事

【風圧】:竜巻の風圧力による損傷の防止

図リー建一1-7(2) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(立面図)

既設建具(安全機能なし)

